

水俣市議会会議録

平成29年9月第4回定例会（8月25日招集）

水俣市議会事務局

平成29年9月第4回定例会（8月25日招集）会期日程表

（会期 8月25日から9月14日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	8月25日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	26日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	27日	日			市の休日（日曜日）
4	28日	月			議案調査
5	29日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	30日	水			議案調査
7	31日	木			議案調査
8	9月1日	金			議案調査
9	2日	土			市の休日（土曜日）
10	3日	日			市の休日（日曜日）
11	4日	月			議案調査
12	5日	火	午前9時30分		本会議
13	6日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（藤本壽子君・小路貴紀君・塩崎達朗君・ 野中重男君）
14	7日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（谷口明弘君・松本和幸君・桑原一知君） 議案質疑 委員会付託
15	8日	金	————	委員会	委員会
16	9日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	10日	日			市の休日（日曜日）
18	11日	月	————	委員会	委員会
19	12日	火		休 会	議事整理日
20	13日	水		休 会	議事整理日
21	14日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

平成29年9月第4回水俣市議会定例会会議録目次

平成29年8月25日（金） —— 1日目 ——

出欠席議員	1～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
開 会	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
議案上程	4
日程第3 議第54号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	5
日程第4 議第55号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	5
日程第5 議第56号 水俣市県営急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	6
日程第6 議第57号 水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
日程第7 議第58号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	7
日程第8 議第59号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	9
日程第9 議第60号 平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	10
日程第10 議第61号 平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	10
日程第11 議第62号 あらたに生じた土地の確認について	11
日程第12 議第63号 字区域の変更について	11
日程第13 議第64号 平成28年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	12
日程第14 議第65号 平成28年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	18
市長の提案理由説明	22
日程第15 陳情の取り下げについて（陳第3号 水俣市の光回線（インターネット回線）全面開通に向けた陳情について）	24
散 会	25

平成29年9月5日（火） ——— 2日目 ———

出欠席議員	2～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○高岡利治君の質問	3
1 教育問題について	3
2 水俣市交流促進奨励金について	3
3 競り舟新艇建造に関する問題とそれに関する予算措置の問題について	3
市長の答弁	4
教育長の答弁	4
○高岡利治君の再質問	5
教育長の答弁	6
○高岡利治君の再々質問	7
市長の答弁	8
市長の答弁	8
○高岡利治君の再質問	9
産業建設部長の答弁	9
○高岡利治君の再々質問	10
市長の答弁	11
教育長の答弁	11
○高岡利治君の再質問	12
教育長の答弁	15
市長の答弁	15
○高岡利治君の再々質問	15
市長の答弁	16
休憩・開議	16
○谷口眞次君の質問	17
1 市政について	17

2 庁舎建て替えについて	2-17
3 河川汚濁について	17
4 水天荘・水天山公園について	17
市長の答弁	18
○谷口眞次君の再質問	19
市長の答弁	20
○谷口眞次君の再々質問	22
市長の答弁	23
市長の答弁	24
○谷口眞次君の再質問	25
総合政策部長の答弁	26
○谷口眞次君の発言	27
副市長の答弁	27
○谷口眞次君の再質問	28
副市長の答弁	29
○谷口眞次君の発言	30
産業建設部長の答弁	30
○谷口眞次君の再質問	31
産業建設部長の答弁	33
○谷口眞次君の再々質問	33
産業建設部長の答弁	33
休憩・開議	34
○岩阪雅文君の質問	34
1 市長の公約の達成とその実現度について	34
2 「知的障がい者小規模入所施設」開設の陳情について	34
3 道の駅・海の駅の開設と今後の具体的取り組みについて	35
市長の答弁	36
○岩阪雅文君の再質問	37
市長の答弁	38
○岩阪雅文君の再々質問	39
市長の答弁	39
福祉環境部長の答弁	40

○岩阪雅文君の再質問	2-41
福祉環境部長の答弁	42
○岩阪雅文君の発言	43
産業建設部長の答弁	44
○岩阪雅文君の再質問	45
産業建設部長の答弁	47
○岩阪雅文君の発言	47
休憩・開議	48
○高岡朱美君の質問	48
1 重要性増す消防団をより強化する取り組みについて	49
2 水俣市立図書館の現状と情報化社会にふさわしい図書館づくりについて	49
市長の答弁	49
○高岡朱美君の再質問	50
総合政策部長の答弁	53
市長の答弁	53
○高岡朱美君の再々質問	53
市長の答弁	54
教育長の答弁	54
○高岡朱美君の再質問	56
教育長の答弁	57
○高岡朱美君の再々質問	58
教育長の答弁	60
市長の答弁	60
散 会	61

平成29年9月6日（水） —— 3日目 ——

出欠席議員	3～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2

日程第1 一般質問	3-2
○藤本壽子君の質問	3
1 水俣市における近年の森林伐採の現状と今後の森林事業について	3
2 川内原子力発電所事故時の原子力災害対策について	3
3 水俣市の用途廃止予定の市営住宅について	4
市長の答弁	4
○藤本壽子君の再質問	5
産業建設部長の答弁	7
○藤本壽子君の再々質問	7
市長の答弁	8
総合政策部長の答弁	8
○藤本壽子君の再質問	9
総合政策部長の答弁	11
○藤本壽子君の再々質問	12
総合政策部長の答弁	13
産業建設部長の答弁	13
○藤本壽子君の再質問	14
産業建設部長の答弁	16
○藤本壽子君の再々質問	16
産業建設部長の答弁	17
休憩・開議	18
○小路貴紀君の質問	18
1 新庁舎建設について	19
2 競り舟のFRP艇建造に係る追加予算の発生について	19
3 市長と語る地域懇談会について	19
4 小中学校の支援について	19
市長の答弁	20
○小路貴紀君の再質問	21
総合政策部長の答弁	24
休憩・開議	24
総合政策部長の答弁	24
休憩・開議	25

総合政策部長の答弁	3-25
○小路貴紀君の再々質問	25
総合政策部長の答弁	27
市長の答弁	28
教育長の答弁	28
○小路貴紀君の再質問	29
市長の答弁	31
教育長の答弁	31
総務部長の答弁	31
○小路貴紀君の再々質問	32
教育長の答弁	33
総務部長の答弁	33
総合医療センター事務部長の答弁	33
○小路貴紀君の再質問	34
総務部長の答弁	35
市長の答弁	35
○小路貴紀君の発言	36
教育長の答弁	36
○小路貴紀君の再質問	37
教育長の答弁	37
○小路貴紀君の発言	38
休憩・開議	38
○塩崎達朗君の質問	38
1 水俣市のごみ分別について	39
2 「市長と語る地域懇談会」における重点事業について	39
(1) 「交流人口の増加」について	
(2) 「水俣川河口臨海部振興構想」について	
3 防災について	40
市長の答弁	41
福祉環境部長の答弁	41
○塩崎達朗君の再質問	43
福祉環境部長の答弁	44

○塩崎達朗君の発言	3—45
市長の答弁	45
○塩崎達朗君の再質問	47
市長の答弁	48
休憩・開議	50
市長の答弁	50
○塩崎達朗君の再々質問	50
市長の答弁	50
総合政策部長の答弁	51
○塩崎達朗君の再質問	51
総合政策部長の答弁	52
○塩崎達朗君の再々質問	53
市長の答弁	53
休憩・開議	53
○野中重男君の質問	54
1 水銀に関する水俣条約の発効とこれからの課題について	54
2 市庁舎建設問題について	54
市長の答弁	55
福祉環境部長の答弁	55
○野中重男君の再質問	57
福祉環境部長の答弁	58
市長の答弁	58
○野中重男君の再々質問	59
市長の答弁	59
市長の答弁	59
○野中重男君の再質問	61
総合政策部長の答弁	63
○野中重男君の再々質問	64
市長の答弁	65
散 会	65

平成29年9月7日（木） —— 4日目 ——

出欠席議員	4～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	4
○谷口明弘君の質問	4
1 ふるさと納税について	4
2 国が進める地方創生の事業メニューと水俣市の対応について	5
3 防災について	5
4 市役所庁舎建て替えについて	5
市長の答弁	5
総合政策部長の答弁	5
○谷口明弘君の再質問	7
総合政策部長の答弁	7
○谷口明弘君の再々質問	8
総合政策部長の答弁	9
副市長の答弁	9
○谷口明弘君の再質問	11
総合政策部長の答弁	12
○谷口明弘君の再々質問	12
休憩・開議	13
○谷口明弘君の再々質問	13
総合政策部長の答弁	13
総務部長の答弁	13
○谷口明弘君の再質問	14
総務部長の答弁	14
○谷口明弘君の発言	14
市長の答弁	14
○谷口明弘君の再質問	15

総合政策部長の答弁	4-16
市長の答弁	16
○谷口明弘君の発言	16
市長の答弁	18
休憩・開議	18
○松本和幸君の質問	18
1 市道等の整備について	18
(1) 江添川に沿った道路拡張について	
(2) 丸島ポンプ場について	
2 水俣市地場企業新産業・雇用創出促進補助金について	19
3 都市計画区域内の見直しについて	19
4 人事について	19
市長の答弁	19
産業建設部長の答弁	19
○松本和幸君の再質問	20
産業建設部長の答弁	21
○松本和幸君の再々質問	22
産業建設部長の答弁	22
産業建設部長の答弁	22
○松本和幸君の再質問	23
産業建設部長の答弁	24
○松本和幸君の再々質問	25
産業建設部長の答弁	28
副市長の答弁	29
○松本和幸君の再質問	29
副市長の答弁	30
○松本和幸君の発言	30
市長の答弁	30
○松本和幸君の再質問	31
市長の答弁	33
○松本和幸君の発言	33
休憩・開議	33

○桑原一知君の質問	4-34
1 水俣市新庁舎建設基本構想について	34
2 本市の農業振興について	34
3 小中学校のエアコン設置について	34
市長の答弁	34
○桑原一知君の再質問	35
市長の答弁	37
○桑原一知君の再々質問	38
市長の答弁	39
産業建設部長の答弁	40
○桑原一知君の再質問	41
産業建設部長の答弁	43
○桑原一知君の発言	44
教育長の答弁	44
○桑原一知君の再質問	45
教育長の答弁	46
○桑原一知君の再々質問	46
市長の答弁	47
休憩・開議	47
日程第2 議案の訂正について（議第62号 あらたに生じた土地の確認について）	47
日程第3 議案の訂正について（議第63号 字区域の変更について）	48
産業建設部長の発言	49
採 決	49
質 疑	49
日程第4 議第54号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	49
日程第5 議第55号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	49
日程第6 議第56号 水俣市県営急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	50
日程第7 議第57号 水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	50
日程第8 議第58号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	50

日程第9	議第59号	平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	4-50
日程第10	議第60号	平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	51
日程第11	議第61号	平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	51
日程第12	議第62号	あらたに生じた土地の確認について	51
日程第13	議第63号	字区域の変更について	51
日程第14	議第64号	平成28年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	51
日程第15	議第65号	平成28年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	52
議案上程			52
日程第16	議第66号	平成29年度水俣市一般会計補正予算（第4号）	52
日程第17	議第67号	水俣市過疎地域自立促進計画の変更について	53
日程第18	議第68号	平成28年度水俣市一般会計決算認定について	55
日程第19	議第69号	平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	59
日程第20	議第70号	平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	62
日程第21	議第71号	平成28年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	63
日程第22	議第72号	平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	65
	市長の提案理由説明		67
	休憩・開議		68
	質 疑		68
	委員会付託		68
日程第23	特別委員会の設置について		68
	休憩・開議		69
	正副委員長互選結果の報告		69
	散 会		70

平成29年9月14日（木） —— 5日目 ——

出欠席議員	5～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	3
諸般の報告	3

発言取り消し（小路貴紀君）	5-4
発言取消申出書	4
日程第1 議第54号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第15 陳第3号若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情についてまで15件に関する委員会の審査報告	4
○総務産業委員長の報告	5
○厚生文教委員長の報告	9
委員会審査報告書	11
委員長報告に対する質疑	12
修正動議	12
休憩・開議	12
議第66号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案	12
○谷口明弘君の提案理由説明	15
質 疑	16
討 論	16
○高岡朱美君の賛成討論（陳第6号）	16
○野中重男君の賛成討論（陳第3号）	17
○小路貴紀君の賛成討論（議第66号に対する修正案）	17
○高岡朱美君の反対討論（議第66号に対する修正案）	18
○藤本壽子君の反対討論（議第66号に対する修正案）	19
採 決	20
日程第16 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	21
採 決	22
閉会中継続審査・調査申出書	22
議案上程	23
日程第17 議第73号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	23
日程第18 議第74号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	24
日程第19 議第75号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	24
市長の提案理由説明（議第73号から議第75号）	24
質 疑	25
討 論	25

採 決	5-25
議案上程	26
日程第20 議第76号 水俣市新庁舎の建設位置に関する住民投票条例の制定について	26
○谷口明弘君の提案理由説明	28
休憩・開議	29
質 疑	29
委員会付託	29
休憩・開議	29
○庁舎建替等対策特別委員長の報告	29
委員長報告に対する質疑	30
討 論	30
○谷口眞次君の反対討論	31
○小路貴紀君の賛成討論	32
○野中重男君の反対討論	33
○桑原一知君の賛成討論	34
○塩崎達朗君の賛成討論	35
採 決	36
日程第21 議員派遣について	36
採 決	36
閉 会	37

平成29年 8 月25日

平成29年 9 月第 4 回水俣市議会定例会会議録
(第 1 号)

提案理由説明

平成29年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成29年8月25日水俣市長第4回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成29年8月25日午前9時59分水俣市議会議長第4回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成29年9月14日午後3時46分水俣市議会議長第4回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

平成29年8月25日（金曜日）

午前9時59分 開会

午前10時18分 散会

（出席議員） 15人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	田 口 憲 雄 君	藤 本 壽 子 君
田 中 睦 君	谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君
牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君	中 村 幸 治 君
岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君	野 中 重 男 君

（欠席議員） 1人

高 岡 朱 美 君

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
次 長（鎌 田 みゆき 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 16人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総合政策部長（帆 足 朋 和 君）	総 務 部 長（本 田 眞 一 君）
福祉環境部長（川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）
総合医療センター事務部長（久木田 美和子 君）	総合政策部次長（深 江 浩 一 郎 君）
福祉環境部次長（高 沢 克 代 君）	産 業 建 設 部 次 長（城 山 浩 和 君）
水 道 局 長（山 田 雅 浩 君）	教 育 長（吉 本 哲 裕 君）
教 育 次 長（藪 隆 司 君）	総合政策部政策推進課長（梅 下 俊 克 君）
総務部総務課長（緒 方 卓 也 君）	総務部財政課長（設 楽 聡 君）

○議事日程 第1号

平成29年8月25日 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議第54号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第55号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第56号 水俣市県営急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第57号 水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第58号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第3号）
- 第8 議第59号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第9 議第60号 平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議第61号 平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議第62号 あらたに生じた土地の確認について
- 第12 議第63号 字区域の変更について
- 第13 議第64号 平成28年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 第14 議第65号 平成28年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 第15 陳情の取り下げについて（陳第3号 水俣市の光回線（インターネット回線）全面開通に向けた陳情について）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前9時59分 開会

○議長（福田 斉君） ただいまから平成29年第4回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（福田 斉君） これから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

去る8月14日付けで田口憲雄議員から、議会運営委員の辞任願が提出されましたので、水俣市

議会委員会条例第14条第1項の規定により、議長においてこれを許可しました。

次に、高岡朱美議員から体調不良のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、お知らせします。

次に、平成29年5月24日付けで受理し、現在、総務産業委員会で審査中であります陳第3号水俣市の光回線（インターネット回線）全面開通に向けた陳情については、陳情者から8月22日付けで陳情取り下げ願いが提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社みなまた環境テクノセンター及び公益財団法人水俣市振興公社の経営状況報告各1件が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から平成29年4月分、5月分、6月分公営企業会計、平成28年度4月分、5月分、平成29年4月分及び5月分の一般会計、特別会計等例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、西田市長、本山副市長、帆足総合政策部長、本田総務部長、川野福祉環境部長、関産業建設部長、久木田総合医療センター事務部長、深江総合政策部次長、高沢福祉環境部次長、城山産業建設部次長、山田水道局長、梅下政策推進課長、緒方総務課長、設楽財政課長、吉本教育長、藪教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（福田 斉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において田中睦議員、松本和幸議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（福田 斉君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

平成29年9月第4回定例会（8月25日招集）会期日程表

（会期 8月25日から9月14日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	8月25日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	26日	土			市の休日（土曜日）

3	27日	日			市の休日（日曜日）
4	28日	月		休 会	議案調査
5	29日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	30日	水			議案調査
7	31日	木			議案調査
8	9月1日	金			議案調査
9	2日	土			市の休日（土曜日）
10	3日	日			市の休日（日曜日）
11	4日	月			議案調査
12	5日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（質疑通告正午まで）
13	6日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	7日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	8日	金	————	委員会	委員会
16	9日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	10日	日			市の休日（日曜日）
18	11日	月	————	委員会	委員会
19	12日	火		休 会	議事整理日
20	13日	水		休 会	議事整理日
21	14日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（福田 斉君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月14日までの21日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、21日間と決定しました。

日程第3 議第54号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第55号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第56号 水俣市県営急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第57号 水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第58号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

日程第 8 議第59号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 9 議第60号 平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第10 議第61号 平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第11 議第62号 あらたに生じた土地の確認について

日程第12 議第63号 字区域の変更について

日程第13 議第64号 平成28年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

日程第14 議第65号 平成28年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

○議長（福田 齊君） 日程第 3、議第54号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第14、議第65号平成28年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分についてまで、12件を一括して議題とします。

議第54号

水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成29年 8 月25日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第 1 項第 2 号中「第 9 項」を「第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第55号

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成29年 8 月25日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例

水俣市営住宅条例（平成 9 年条例第41号）の一部を次のように改正する。
別表中

「 牧ノ内団地	昭和30年度～36年度 平成27年度～28年度	水俣市牧ノ内95番	木造平屋 簡易耐火平屋 低層耐火2階	48	を
------------	----------------------------	-----------	--------------------------	----	---

「 牧ノ内団地	昭和30年度～36年度 平成27年度～29年度	水俣市牧ノ内95番	木造平屋 簡易耐火平屋 低層耐火2階	56	に
------------	----------------------------	-----------	--------------------------	----	---

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

牧ノ内団地1号棟の建設による住宅の供用開始に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第56号

水俣市県営急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市県営急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成29年8月25日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市県営急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例の一部を改正する条例

水俣市県営急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例（平成8年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条中「市が負担すべき負担金の額の100分の5を超えない範囲とする。」を「市が負担すべき負担金の割合に応じて、次の表に定めるとおりとする。」に改め、同条に次の表を加える。

市が負担すべき負担金の割合	納入義務者から徴収する分担金の総額
5%	市が負担すべき額の5/100の額
10%	市が負担すべき額の2.5/100の額
20%	市が負担すべき額の1.25/100の額
1/3	市が負担すべき額の0.75/100の額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

本市における急傾斜地崩壊防止工事の普及促進のため、本案のように制定しようとするものである。

議第57号

水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成29年8月25日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

区分	所在地	面積（平方メートル）	土地所有者	収益割合	学校名
学校林	水俣市葛渡字村内593番18	5,009.00	水俣市	全部	水俣市立葛渡小学校
	水俣市湯出字樋口1655番7	2,987.00	〃	〃	水俣市立湯出小学校
分収林	水俣市湯出鬼岳国有林1413林班の1小班	9,917.35	農林水産省	国2割 水俣市8割	水俣市立湯出小学校
	水俣市湯出鬼岳国有林1413林班の小班	19,834.71	〃	〃	〃
	水俣市南志水国有林1406林班の小班	3,433.33	〃	〃	水俣市立水俣第一中学校

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

久木野小学校学校林を廃止し、その他の学校林の所在地等を現在の表示とするため、本案のように制定しようとするものである。

議第58号

平成29年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

平成29年度水俣市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91,552千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,758,342千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成29年8月25日提出

水俣市長 西田 弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
13 国庫支出金		2,039,077	12,786	2,051,863
	1 国庫負担金	1,560,057	12,006	1,572,063
	2 国庫補助金	473,126	780	473,906
14 県支出金		1,084,156	7,620	1,091,776
	2 県補助金	348,163	7,570	355,733
	3 委託金	58,051	50	58,101
17 繰入金		538,449	26,489	564,938
	1 基金繰入金	538,449	26,440	564,889
	2 特別会計繰入金	0	49	49
18 繰越金		53,789	26,871	80,660

	1 繰越金	53,789	26,871	80,660
19 諸収入		465,000	2,186	467,186
	4 雑入	324,146	2,186	326,332
20 市債		1,527,200	15,600	15,600
	1 市債	1,527,200	15,600	1,542,800
補正されなかった款に係る額		8,959,119		8,959,119
歳 入 合 計		14,666,790	91,552	14,758,342

歳 出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		1,867,664	△5,810	1,861,854
	1 総務管理費	1,539,450	△5,864	1,533,586
	5 統計調査費	12,894	54	12,948
3 民生費		5,050,605	△1,517	5,049,088
	1 社会福祉費	2,957,639	△1,517	2,956,122
4 衛生費		2,202,838	6,644	2,209,482
	1 保健衛生費	362,797	74	362,871
	2 清掃費	1,022,736	61	1,022,797
	3 簡易水道設置費	11,416	5,500	16,916
	4 環境対策費	190,889	1,009	191,898
5 農林水産業費		385,775	1,958	387,733
	1 農業費	241,026	1,958	242,984
	3 水産業費	44,379	0	44,379
6 商工費		409,550	214	409,764
	1 商工費	246,608	214	246,822
7 土木費		1,678,759	13,532	1,692,291
	2 道路橋りょう費	542,428	3,956	546,384
	5 都市計画費	670,953	9,576	680,529
8 消防費		411,818	23,422	435,240
	1 消防費	411,818	23,422	435,240
9 教育費		959,891	17,797	977,688
	1 教育総務費	258,028	5,034	263,062
	4 社会教育費	237,967	2,224	240,191
	5 保健体育費	241,477	10,539	252,016
10 災害復旧費		22,417	35,312	57,729
	1 農林水産施設災害復旧費	1	2,351	2,352
	2 公共土木施設災害復旧費	22,416	32,961	55,377
補正されなかった款に係る額		1,677,473		1,677,473
歳 出 合 計		14,666,790	91,552	14,758,342

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
8 消防費	1 消防費	水保芦北広域行政事務組合負担金(消防費)	千円 19,943

9 教育費	1 教育総務費	中学校施設耐震化推進事業	43,901
-------	---------	--------------	--------

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限度額
公民館分館管理委託料 (生涯学習課)	自 平成29年度 至 平成32年度	千円 16,353
徳富蘇峰・蘆花施設管理委託料 (生涯学習課)	自 平成29年度 至 平成32年度	23,836

第4表 地方債補正

変 更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 56,100				千円 62,000			
過疎対策事業	741,000				750,700			
補正されなかった事業に係る額	730,100				730,100			
計	1,527,200				1,542,800			

議第59号

平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ116千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,782,240千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年8月25日提出

水俣市長 西 田 弘 志

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
4 県支出金		306,545	116	306,661
	2 県補助金	282,741	116	282,857
補正されなかった款に係る額		4,475,579		4,475,579
歳 入 合 計		4,782,124	116	4,782,240

歳 出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		73,046	116	73,162
	4 国民健康保険特別対策費	5,832	116	5,948
補正されなかった款に係る額		4,709,078		4,709,078
歳 出 合 計		4,782,124	116	4,782,240

議第60号

平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成29年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,307千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,283,676千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年8月25日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入		(単位：千円)		
款	項	既定額	補正額	計
4	支払基金交付金	868,800	406	869,206
	1 支払基金交付金	868,800	406	869,206
6	繰入金	490,445	△1,554	488,891
	1 一般会計繰入金	490,445	△1,554	488,891
7	繰越金	1	32,455	32,456
	1 繰越金	1	32,455	32,456
補正されなかった款に係る額		1,893,123		1,893,123
歳入合計		3,252,369	31,307	3,283,676

歳出		(単位：千円)		
款	項	既定額	補正額	計
1	総務費	81,555	△1,554	80,001
	1 総務管理費	37,789	△1,605	36,184
	2 徴収費	9,986	51	10,037
6	諸支出金	701	32,861	33,562
	1 償還金及び還付加算金	701	32,812	33,513
	2 繰出金	0	49	49
補正されなかった款に係る額		3,170,113		3,170,113
歳出合計		3,252,369	31,307	3,283,676

議第61号

平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,779千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,212,284千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年8月25日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4 繰入金		557,756	2,779	560,535
	1 繰入金	557,756	2,779	560,535
補正されなかった款に係る額		651,749		651,749
歳入合計		1,209,505	2,779	1,212,284

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 公共下水道事業費		496,595	2,779	499,374
	1 公共下水道事業費	496,595	2,779	499,374
補正されなかった款に係る額		712,910		712,910
歳出合計		1,209,505	2,779	1,212,284

議第62号

あらたに生じた土地の確認について

本市の区域内に公有水面の埋立てにより、あらたに次に揚げる土地を生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により確認するものとする。

平成29年8月25日提出

水俣市長 西田弘志

水俣市浜松町57番1、73番2、73番1、61番4、61番1及び61番49地先公有水面埋立地
110,527.81平方メートル

(提案理由)

市の区域内に新たに生じた土地を確認するためには、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

(添付図掲載略)

議第63号

字区域の変更について

公有水面の埋立てにより、あらたに次に揚げる土地を生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、水俣市の字区域を次のとおり変更するものとする。

平成29年8月25日提出

水俣市長 西田弘志

あらたに生じた土地	編入する字
水俣市浜松町57番1、73番2、73番1、61番4、61番1及び61番49地先公有水面埋立地 110,527.81平方メートル	水俣市浜松町

(提案理由)

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

(添付図掲載略)

議第64号

平成28年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

平成28年度水俣市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定に基づき、剰余金を処分することとする。

平成29年8月25日提出

水俣市長 西 田 弘 志

平成28年度水俣市病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 総合医療センター事業収益	6,961,235,000	0	0
第1項 医業収益	6,331,969,000	0	0
第2項 医業外収益	624,575,000	0	0
第3項 特別利益	4,691,000	0	0
第2款 診療所事業収益	16,129,000	0	0
第1項 医業収益	10,089,000	0	0
第2項 医業外収益	4,269,000	0	0
第3項 訪問看護事業収益	1,769,000	0	0
第4項 特別利益	2,000	0	0
収益的収入合計	6,977,364,000	0	0

支 出

区 分	予 算					
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計
第1款 総合医療センター事業費	6,927,074,000	0	0	0	0	6,927,074,000
第1項 医業費用	6,822,879,000	0	0	0	0	6,822,879,000
第2項 医業外費用	57,820,000	0	0	0	0	57,820,000
第3項 特別損失	44,375,000	0	0	0	0	44,375,000
第4項 予備費	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000
第2款 診療所事業費	21,084,000	0	0	0	0	21,084,000
第1項 医業費用	15,266,000	0	0	0	0	15,266,000
第2項 医業外費用	3,000	0	0	0	0	3,000
第3項 訪問看護事業費用	5,594,000	0	0	0	0	5,594,000
第4項 特別損失	21,000	0	0	0	0	21,000
第5項 予備費	200,000	0	0	0	0	200,000
収益的支出合計	6,948,158,000	0	0	0	0	6,948,158,000

(単位：円)

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
合 計				
	6,961,235,000	7,103,586,819	142,351,819	
	6,331,969,000	6,479,895,454	147,926,454	内仮受消費税及び地方消費税 23,885,536
	624,575,000	622,275,216	△2,299,784	" 5,766,585
	4,691,000	1,416,149	△3,274,851	" 3,139
	16,129,000	12,171,520	△3,957,480	
	10,089,000	7,452,868	△2,636,132	内仮受消費税及び地方消費税 4,351
	4,269,000	4,608,972	339,972	" 0
	1,769,000	109,680	△1,659,320	" 0
	2,000	0	△2,000	" 0
	6,977,364,000	7,115,758,339	138,394,339	内仮受消費税及び地方消費税 29,659,611

(単位：円)

額		決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰越額	不 用 額	備 考
地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額	合 計				
0	6,927,074,000	6,508,429,278	0	418,644,722	
0	6,822,879,000	6,377,411,655	0	445,467,345	内仮払消費税及び地方消費税 156,930,568
0	57,820,000	56,371,214	0	1,448,786	" 90,755 納付消費税等 21,068,000
0	44,375,000	74,646,409	0	△30,271,409	" 4,834
0	2,000,000	0	0	2,000,000	
0	21,084,000	15,349,779	0	5,734,221	
0	15,266,000	11,925,488	0	3,340,512	内仮払消費税及び地方消費税 323,304
0	3,000	0	0	3,000	" 0
0	5,594,000	3,415,590	0	2,178,410	" 19,241
0	21,000	8,701	0	12,299	
0	200,000	0	0	200,000	
0	6,948,158,000	6,523,779,057	0	424,378,943	内仮払消費税及び地方消費税 157,368,702

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
	当初予算額	補正予算額	小 計	
第1款 総合医療センター資本的収入	228,424,000	0	228,424,000	0
第1項 企業債	224,100,000	0	224,100,000	0
第2項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0
第3項 補助金	2,000	0	2,000	0
第4項 負担金	1,000	0	1,000	0
第5項 繰入金	4,320,000	0	4,320,000	0
第6項 貸付金返還金	0	0	0	0
第2款 診療所資本的収入	2,000	0	2,000	0
第1項 補助金	2,000	0	2,000	0
資本的収入合計	228,426,000	0	228,426,000	0

支 出

区 分	予 算				額	
	当初予算額	補正予算額	予備費充当額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費 繰越額
第1款 総合医療センター資本的支出	766,810,000	0	0	766,810,000	0	0
第1項 建設改良費	228,538,000	0	0	228,538,000	0	0
第2項 企業債償還金	515,232,000	0	0	515,232,000	0	0
第3項 長期貸付金	22,040,000	0	0	22,040,000	0	0
第4項 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0
第2款 診療所資本的支出	277,000	0	0	277,000	0	0
第1項 建設改良費	177,000	0	0	177,000	0	0
第2項 予備費	100,000	0	0	100,000	0	0
資本的支出合計	767,087,000	0	0	767,087,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額501,370,856円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,847,509円、過年度分損益勘定留保資金487,523,347円で補てんした。

(単位：円)

額		決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
0	228,424,000	202,273,000	△26,151,000	
0	224,100,000	170,400,000	△53,700,000	
0	1,000	0	△1,000	
0	2,000	11,493,000	11,491,000	
0	1,000	0	△1,000	
0	4,320,000	1,080,000	△3,240,000	
0	0	19,300,000	19,300,000	
0	2,000	0	△2,000	
0	2,000	0	△2,000	
0	228,426,000	202,273,000	△26,153,000	

(単位：円)

合 計	決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続 費通 次繰 越額	合 計		
766,810,000	703,483,154	0	0	0	63,326,846	
228,538,000	186,780,686	0	0	0	41,757,314	内仮払消費税及び地方消費税 13,835,606
515,232,000	501,982,468	0	0	0	13,249,532	
22,040,000	14,720,000	0	0	0	7,320,000	
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	
277,000	160,702	0	0	0	116,298	
177,000	160,702	0	0	0	16,298	内仮払消費税及び地方消費税 11,903
100,000	0	0	0	0	100,000	
767,087,000	703,643,856	0	0	0	63,443,144	内仮払消費税及び地方消費税 13,847,509

平成28年度水俣市病院事業剰余金計算書
 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

	資本金		資本剰余金			
	自己資本金	再評価積立金	受贈財産評価額	寄附金	補助金	繰入金
前年度末残高	2,049,817,507	0	14,204,500	0	0	0
前年度処分額	0	0	0	0	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0
処分後残高	2,049,817,507	0	14,204,500	0	0	0
当年度変動額	0	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0
当年度末残高	2,049,817,507	0	14,204,500	0	0	0

平成28年度水俣市病院事業剰余金処分計算書(案)

(単位：円)

	資本金		資本剰余金	未処分利益剰余金
	自己資本金			
当年度末残高	2,049,817,507		14,204,500	1,978,254,494
議会の議決による処分額	0		0	△790,000,000
減債積立金の積立	0		0	△490,000,000
建設改良積立金の積立	0		0	△3,000,000
処分後残高	2,049,817,507		14,204,500	(繰越利益剰余金) 1,188,254,494

(単位：円)

剰 余 金						資本合計
		利 益 剰 余 金				
そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	減 債 積立金	利 益 積立金	未処分利益 剰 余 金	利益剰余金合計	
0	14,204,500	0	0	1,400,122,721	1,400,122,721	3,464,144,728
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	14,204,500	0	0	1,400,122,721	1,400,122,721	3,464,144,728
0	0	0	0	578,131,773	578,131,773	578,131,773
0	0	0	0	578,131,773	578,131,773	578,131,773
0	14,204,500	0	0	1,978,254,494	1,978,254,494	4,042,276,501

議第65号

平成28年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

平成28年度水俣市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定に基づき、剰余金を処分することとする。

平成29年8月25日提出

水俣市長 西田 弘志

平成28年度水俣市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区 分	予 算 額		
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 水道事業収益	483,281,000	510,000	0
第1項 営業収益	445,073,000	44,000	0
第2項 営業外収益	38,206,000	466,000	0
第3項 特別利益	2,000	0	0

支出

区 分	予 算 額					
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計
第1款 水道事業費	357,193,000	11,236,000	0	0	0	368,429,000
第1項 営業費用	324,544,000	10,284,000	0	0	0	334,828,000
第2項 営業外費用	31,647,000	0	0	0	0	31,647,000
第3項 特別損失	2,000	952,000	0	0	0	954,000
第4項 予備費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000

(2) 資本的収入及び支出

収入

区 分	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	74,521,000	△2,815,000	71,706,000	0
第1項 負担金	16,060,000	0	16,060,000	0
第2項 補助金	58,460,000	△2,815,000	55,645,000	0
第3項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0

支出

区 分	予 算 額						
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費繰越額
第1款 資本的支出	418,766,000	△11,371,000	0	0	407,395,000	59,367,000	0
第1項 建設改良費	376,298,000	△11,371,000	0	0	364,927,000	59,367,000	0
第2項 企業債償還金	41,468,000	0	0	0	41,468,000	0	0
第3項 予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額295,779,642円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調で補てんした。

(単位：円)

合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
483,791,000	497,732,047	13,941,047	
445,117,000	451,853,228	6,736,228	うち仮受消費税及び地方消費税 33,302
38,672,000	46,878,819	7,206,819	うち仮受消費税及び地方消費税 276
2,000	0	△2,000	

(単位：円)

地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計	決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
4,068,253	372,497,253	328,863,403	11,719,140	31,914,710	
4,068,253	338,896,253	307,102,660	11,719,140	20,074,453	うち仮払消費税及び地方消費税 6,001
0	31,647,000	21,161,152	0	10,485,848	消費税及び地方消費税 9,338
0	954,000	599,591	0	354,409	うち仮払消費税及び地方消費税
0	1,000,000	0	0	1,000,000	

(単位：円)

継続費通次繰越額に係る財源充当額	合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
0	71,706,000	53,732,961	△17,973,039	
0	16,060,000	10,441,961	△5,618,039	
0	55,645,000	43,291,000	△12,354,000	
0	1,000	0	△1,000	

合 計	決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計		
466,762,000	349,512,603	72,189,032	0	72,189,032	45,060,365	
424,294,000	308,045,993	72,189,032	0	72,189,032	44,058,975	うち仮払消費税及び地方消費税 22,450,741円
41,468,000	41,466,610	0	0	0	1,390	
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	

整額18,470,521円、減債積立金41,000,000円、建設改良積立金200,000,000円、過年度分損益勘定留保資金36,309,121円

平成28年度水俣市水道事業剰余金計算書
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

	資本金	剰余金			
		資本剰余金			
		工事負担金	受贈財産評価額	補助金	繰入金
前年度末残高	1,981,059,633	0	423,360	8,323,000	0
前年度処分額	371,581,248	0	0	0	0
議会の議決による処分額	371,581,248	0	0	0	0
減債積立金の積立て	0	0	0	0	0
建設改良積立金の積立て	0	0	0	0	0
資本金への組入れ	371,581,248	0	0	0	0
処分後残高	2,352,640,881	0	423,360	8,323,000	0
当年度変動額	0	0	0	0	0
自己資本金への繰入れ	0	0	0	0	0
自己資本金への組入れ	0	0	0	0	0
減債積立金からの組入れ	0	0	0	0	0
建設改良積立金からの組入れ	0	0	0	0	0
資本剰余金の受入れ	0	0	0	0	0
資本剰余金の取崩し	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0
当年度末残高	2,352,640,881	0	423,360	8,323,000	0

平成26年度水俣市水道事業剰余金処分計算書(案)

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	2,352,640,881	8,746,360	391,381,327
議会の議決による処分額	278,049,118	0	△391,381,327
減債積立金の積立て	0	0	0
建設改良積立金の積立て	0	0	△113,332,209
資本金への組入れ	278,049,118	0	△278,049,118
処分後残高	2,630,689,999	8,746,360	(繰越利益剰余金) 0

(単位：円)

余 金					資 本 合 計
	利 益 剰 余 金				
資本剰余金合計	減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
8,746,360	0	245,441,242	479,726,069	725,167,311	2,714,973,304
0	41,000,000	67,144,821	△479,726,069	△371,581,248	0
0	41,000,000	67,144,821	△479,726,069	△371,581,248	0
0	41,000,000	0	△41,000,000	0	0
0	0	67,144,821	△67,144,821	0	0
0	0	0	△371,581,248	△371,581,248	0
8,746,360	41,000,000	312,586,063	(繰越利益剰余金) 0	353,586,063	2,714,973,304
0	△41,000,000	△200,000,000	391,381,327	150,381,327	150,381,327
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	△41,000,000	0	41,000,000	0	0
0	0	△200,000,000	200,000,000	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	150,381,327	150,381,327	150,381,327
8,746,360	0	112,586,063	(当年度未処分利益剰余金) 391,381,327	503,967,390	2,865,354,631

○議長（福田 齊君） 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第54号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第55号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、牧ノ内団地1号棟の建設による住宅の供用開始に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第56号水俣市県営急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、本市における急傾斜地崩壊防止工事の普及促進のため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第57号水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、久木野小学校学校林を廃止し、その他の学校林の所在地等を現在の表示とするため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第58号平成29年度水俣市一般会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,155万2,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ147億5,834万2,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第4款衛生費に簡易水道事業、第5款農林水産業費にくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業、第7款土木費に被災宅地復旧支援事業、第8款消防費に水俣芦北広域行政事務組合負担金、第9款教育費に中学校施設耐震化推進事業、第10款災害復旧費に現年発生補助災害復旧事業などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第17款繰入金、第18款繰越金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費補正として中学校施設耐震化推進事業ほか1件を追加いたしております。

債務負担行為補正として、徳富蘇峰・蘆花施設管理委託料ほか1件を追加いたしております。

また、地方債補正として、過疎対策事業ほか1件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第59号平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ11万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ47億8,224万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に医療費適正化特別対策事業費の増額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第4款県支出金をもって調整いたしております。

次に、議第60号平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,130万7,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ32億8,367万6,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、人事異動に伴う人件費の調整のほか、第6款諸支出金において、介護給付費等の確定に伴う国県支出金等返還金などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第4款支払基金交付金、第6款繰入金、第7款繰越金をもって調整いたしております。

次に、議第61号平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ277万9,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ12億1,228万4,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第1款公共下水道事業費において、修繕料及び工事請負費の増額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第4款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第62号あらたに生じた土地の確認について申し上げます。

本案は、公有水面の埋立てにより、新たに11万527.81平方メートルの土地が生じたので、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであります。

次に、議第63号字区域の変更について申し上げます。

本案は、議第62号で提案しております公有水面の埋め立てにより生じた土地を、水俣市浜松町に編入しようとするものであります。

字区域の変更につきましては、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであります。

次に、議第64号平成28年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

す。なお、金額につきましては、万円単位で申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、収益的収入71億1,576万円、収益的支出65億2,378万円となり、差し引き5億9,198万円の利益となります。

消費税等調整後の損益計算によりますと当年度純利益は5億7,813万円で、当年度未処分利益剰余金は19億7,825万円となります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入2億227万円、資本的支出7億364万円となり、差し引き不足額5億137万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,385万円、過年度分損益勘定留保資金4億8,752万円で補てんいたしております。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高19億7,825万円につきましては、減債積立金に4億9,000万円、建設改良積立金に3億円を積み立てる処分を行います。

次に、議第65号平成28年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。なお、金額につきましては万円単位で申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、事業収益4億9,773万円、事業費3億2,886万円で、差し引き1億6,887万円となります。

消費税等調整後の損益計算によりますと、当年度純利益は1億5,038万円となります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入5,373万円、資本的支出3億4,951万円となり、差し引き不足額2億9,578万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,847万円、減債積立金4,100万円、建設改良積立金2億円、過年度分損益勘定留保資金3,631万円で補てんいたしております。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高3億9,138万円につきましては、建設改良積立金に1億1,333万円を積み立て、資本金に2億7,805万円を組み入れる処分を行います。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第54号から議第65号までについて、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明は終わりました。

日程第15 陳情の取り下げについて（陳第3号 水俣市の光回線（インターネット回線）全面開通に向けた陳情について）

○議長（福田 斉君） 日程第15、陳情の取り下げについてを議題とします。

陳情の取り下げについて

平成29年5月24日提出しました陳第3号「水俣市の光回線（インターネット回線）全線開通に向けた陳情について」を取り下げます。

平成29年8月22日

陳情者 住所 水俣市深川940-3
氏名 山本 尚哲

水俣市議会議長 福 田 齊 様

○議長（福田 齊君） お諮りします。

ただいま議題となっております陳第3号の取り下げについては、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 齊君） 異議なしと認めます。

したがって陳第3号の取り下げについては、これを承認することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明8月26日から9月4日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、9月5日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により9月5日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は8月29日正午まで、議案質疑の通告は9月5日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前10時18分 散会

平成29年9月5日

平成29年9月第4回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

平成29年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成29年9月5日（火曜日）

午前9時29分 開議

午後3時27分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	田 口 憲 雄 君	藤 本 壽 子 君
高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君	谷 口 明 弘 君
高 岡 利 治 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
次 長（鎌 田 みゆき 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 16人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総合政策部長（帆 足 朋 和 君）	総 務 部 長（本 田 眞 一 君）
福祉環境部長（川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）
総合医療センター事務部長（久木田 美和子 君）	総合政策部次長（深 江 浩 一 郎 君）
福祉環境部次長（高 沢 克 代 君）	産 業 建 設 部 次 長（城 山 浩 和 君）
水 道 局 長（山 田 雅 浩 君）	教 育 長（吉 本 哲 裕 君）
教 育 次 長（藪 隆 司 君）	総合政策部政策推進課長（梅 下 俊 克 君）
総務部総務課長（緒 方 卓 也 君）	総務部財政課長（設 楽 聡 君）

○議事日程 第2号

平成29年9月5日 午前9時29分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|--|
| 1 高岡利治君 | 1 教育問題について |
| | 2 水俣市交流促進奨励金について |
| | 3 競り舟新艇建造に関する問題とそれに関する予算措置の問題について |
| 2 谷口眞次君 | 1 市政について |
| | 2 庁舎建て替えについて |
| | 3 河川汚濁について |
| | 4 水天荘・水天山公園について |
| 3 岩阪雅文君 | 1 市長の公約の達成とその実現度について |
| | 2 「知的障がい者小規模入所施設」開設の陳情について |
| | 3 道の駅・海の駅の開設と今後の具体的取り組みについて |
| 4 高岡朱美君 | 1 重要性増す消防団をより強化する取り組みについて |
| | 2 水俣市立図書館の現状と情報化社会にふさわしい図書館づくりに
ついて |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時29分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

監査委員から平成29年6月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。
初めに、高岡利治議員に許します。

(高岡利治君登壇)

○高岡利治君 おはようございます。真志会の高岡利治でございます。

今回は、3つの項目について質問をさせていただきます。

まず1つ目は、教育問題についてです。

平成31年4月には、現在小学校で行われている部活動が、学校の管轄を離れ、社会体育に移行するという件です。これには現在、教育委員会を中心に社会体育移行検討委員会、作業部会、市体育協会等で議論が行われているところです。

そこで、以下質問いたします。

- ①、小学校部活動の社会体育移行について、現在の進捗状況はどうなっているか。
- ②、社会体育移行検討委員会のメンバーと役割はどのようなものか。
- ③、小学校部活動の社会体育移行に関する窓口は、今後も教育委員会が中心となって取り組んでいくのか。

④、平成31年4月の完全移行を目指していくと3月議会での答弁もあったが、全体的なスケジュールの前倒し等は考えていないか。

次に、水俣市交流促進奨励金についてです。

この奨励金は、水俣への交流人口をふやすための奨励金で、平成19年度に創設され、ことしで10年目を迎えますが、今までの効果と利用状況などを中心に、以下、質問いたします。

- ①、この交付金の目的と対象の中身はどのようなものか。
- ②、今年度の予算措置の金額は幾らであるか。
- ③、この交付金を活用した団体等の内訳と実績はどのようになっているか。
- ④、この交付金を活用した団体等の意見やリピート率等は把握しているか。

最後に、競り舟新艇建造に関する問題と、それに関する予算措置の問題についてです。

この問題は、ことし3月当初予算で新しい船を12艇つくるために1,088万7,000円の予算が計上され、議会で承認をいたしました。さらに6月議会において、この件で331万8,000円の追加補正予算が計上され、総額1,420万5,000円と予算が膨らんだことに対して、なぜ増額が必要になったのか、問題はなかったのか。この件に携わった職員と議員のかかわり方等を踏まえて、以下質問をいたします。

①、今年度当初予算においてFRP製の舟12艇、かじ、鐘ほか備品の購入予算として1,088万7,000円の予算計上がなされた。その後6月議会において、新たに競り舟購入予算として331万

8,000円の追加予算が計上されたが、その原因は何か。

②、この件については6月議会に331万8,000円が計上され、厚生文教委員会では附帯決議を付しての承認となった。決議文に、本件が服務規程に違反がなかったかを速やかに調査し、議会へ報告することとあったが、調査結果はどのようなものであったか。

また、管理監等の責にあるものは本件を重く受けとめ、日ごろから業務の進捗状況を把握することとあるが、管理監督の責にある者とは誰を指すのか。

③、今回の問題について市議会議員の関与があるとの話があるが、事実であるとすれば、関与の中身はどのようなものか。

以上で本壇からの1回目の質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 高岡利治議員の御質問に順次お答えします。

まず、教育問題については教育長から、水俣市交流促進奨励金については私から、競り舟新艇建造に関する問題とそれに関する予算措置の問題については、教育長からそれぞれお答えをいたします。

○議長（福田 齊君） 教育問題について答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 初めに、教育問題について順次お答えします。

まず、小学校部活動の社会体育移行について、現在の進捗状況はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

本年5月30日の水俣市体育協会常任委員会、6月6日の水俣市体育協会理事会において協力依頼と今後の進め方について説明を行い、7月14日に市体育協会加盟の各種目協会へも説明会を開催し、その後7月18日から7月25日にかけて各種目協会への意見集約のためヒアリングを行いました。

また、6月13日には、市校長会や市PTA連絡協議会、8月18日には、学校体育関係者及び市体育協会との情報交換会において、説明や意見交換をさせていただいております。

また、5月25日に3回目の検討委員会を開催し、その中でスピードアップを図るため、検討委員会内に作業部会を設けることとし、7月21日の教育委員会定例会において、作業部会設置に伴う検討委員会設置要綱の改正を行いました。

8月7日に第1回、8月21日に第2回の作業部会を開催し、これまでのアンケートやヒアリン

グ等の結果を踏まえ、基本方針案の策定準備を進めているところです。

今後につきましては、9月中には検討委員会を開催し、作業部会から提案する基本方針案について検討を行い、早急に基本方針を策定し、基本方針に基づき、平成31年4月からの完全実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、社会体育移行検討委員会のメンバーと役割はどのようなものかとの御質問にお答えします。

小学校運動部活動社会体育移行検討委員会は、小学校運動部活動の社会体育移行を円滑に推進するための検討を行うことを目的として、スポーツ関係者、学校関係者、PTA関係者10名で構成されております。

また、進捗状況説明の中で答弁しましたとおり、検討委員会の中に作業部会を設置しております。作業部会では、検討委員会の検討事項について調査及び検討を行い、検討委員会に報告することを目的としてスポーツ関係者、学校関係者5名で構成しております。

次に、小学校部活動の社会体育移行に関する窓口は今後も教育委員会が中心となって取り組んでいくのかとの御質問にお答えします。

今後につきましても、これまでどおり関係団体等と連携しながら教育委員会が中心となって取り組んでいきたいと考えております。

次に、平成31年4月の完全移行を目指していくと3月議会での答弁もあったが、全体的なスケジュールの前倒し等は考えていないかとの御質問にお答えします。

スケジュールの前倒しにつきましては、遅くとも平成31年4月に完全移行することとしておりますので、前倒しで実施できる状況になれば、これに限らず実施してまいりたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

小学校部活動の社会体育移行に関しては、平成31年4月完全移行と期限が明確になっていますので、それまでにやらなければいけないことは、はっきりしているというふうに思います。移行までのスケジュールにタイトな面もあると思いますので、計画的に進めていく必要があると考えます。

そこで重要なことの1つとして、移行するに当たって最終的な受け皿となる各種目協会との綿密な打ち合わせが必要と思われます。7月に各種目協会へのヒアリングを行っていますがどのような意見が出たのか。主立った意見にどのような内容のものがあつたのかを、まず1つ目の質問とさせていただきます。

次に、今後も教育委員会が中心となって取り組んでいくとの答弁でありましたが、実質の窓口

となる教育委員会の中にあるスポーツ推進係と理解してよろしいのか。確認のため、これが2つ目の質問になります。

3つ目に、もし、スポーツ推進係が窓口であるということであれば、今後はいろいろな団体との調整や意見交換等の作業が必要であると思えますけれども、特に各種目協会との打合わせは重要な課題ではないのでしょうか。協会ごとに抱える問題も要望もそれぞれ違ったものがあるのではないかと思います。

そこで、社会体育に移行するまでの期間、スポーツ推進係の中に準備室的なものの設置や職員の増員等、体制の強化が必要と思われますが、この取り組みは移行までの期間に限られているので、新年度からと言わず29年度途中からでも、ぜひ準備室の設置や職員の増員などを検討すべきと思いますが、その考えはないのか。これが3つ目です。

以上、3点質問をいたします。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 第2の質問で、まず、先に体育協会等へのヒアリング結果についてお尋ねがございましたけれども、各種目団体とも共通して言えることは、学校の部活動から社会体育へ移行することについて、小学生を受け入れ、どのようにしたら受け皿となれるのか、前向きに考えておられました。

具体的に各種目団体からの御意見としましては、まず、活動時間について、現在、部活動では平日の放課後すぐに実施をしておりますが、放課後すぐに指導するというのは困難であり、早くとも午後6時以降との意見でございました。また、活動場所についてですけれども、現在、各小学校単位で実施していますが、学校単位ではなく、活動拠点を決めて、児童が集まってくるようにできないか、そういった意見がございました。

また、指導者の育成のための講習会の実施や現在、部活動でない種目については、体験会の実施、各種目協会等の調整等を行う事務局体制の構築や各種目団体への助成、モデル事業としてやれるところから来年4月から実施できないかとの御意見をいただきました。

現在、作業部会で基本方針案の策定作業を進めておりますので、参考にさせていただいていきます。

それから、窓口の話がございましたけれども、実質的にスポーツ推進係が窓口と考えていいのか、ということでもございましたが、生涯学習課スポーツ推進係が窓口でございます。また、その窓口のスポーツ推進係の体制等についてでございますが、現在、社会体育移行の担当部署は、先ほど言いましたように生涯学習課スポーツ推進係であり、3人態勢で業務を行っております。通常業務に加えまして、新たに社会体育移行という重要な業務をスピードアップしていくためには、職員の増員と現体制の強化が必要だと思っておりますので、今後、市長部局と協議を重ねて

まいりたいと、そのように考えております。

○議長（福田 斉君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

ただいま教育長のほうから答弁をいただきました。ヒアリングの結果、いろいろ各種目協会によって基本的に練習の時間帯、指導をする時間帯が今までのように放課後からすぐやるということは非常に難しいと、当然、皆さん仕事を抱えておられる方がほとんどでありますので、やっぱり仕事を、通常の自分の業務をして、それが終わった後、ボランティア的にその指導に入るといった形が今のところ考えられるのかなと。そうなった場合、当然その練習時間帯が今までよりも遅くなると、当然、終わりの時間も遅くなっていくと、いろんな問題があるかというふうに思っております。

そういった中で、2番目の質問の中で答弁いただきましたスポーツ推進係が窓口となって進めていくということでもあります。私も体育協会の理事をさせていただいておりますので、この件に関しては、去年からいろいろアンケートをとったりして議論がなされて入るんですけど、なかなか思うように前に進んでいかない。種目協会によっては、現在ももう社会体育的な活動をしている協会もございます。そういったところは、移行といっても、今の延長線上でやっていけばスムーズに移行できる種目もあります。ただ、完全に学校部活動として活動をしているところは、丸っきり、未知の世界じゃないですけど、全く手つかずの、手探りの状態で今、やっている種目協会等もございまして、私のほうにもなかなか指導者がいないんですよとか、資格を取りに行ったりするのも大変なんですとか、いろいろ問題があるんですね。

ですから、先ほど私が3番目に質問いたしました、今3人でスポーツ推進係が通常業務を行っておられます。そういった中には、スポーツイベント等も入ってくると非常にそういうもので忙殺される時期もございます。そういった中で、この社会体育移行という一つの大きな課題をスポーツ推進係が抱えるということになりますと、非常に負担がまたふえるのかなという感じがいたしますので、以前、県体を開催するときも、県の準備室等が体育館の3階あたりに設けておられて、あれはもう当然県のほうの協力もあつてのことなんですが、今回、この社会体育に移行するに当たって、特設準備室というものを設けるか、設けないかは、それはもう一長一短あるのかな、賛否があるかとは思いますが、やはり専門的にこの社会体育移行に関して、窓口となる部署といいますか、そういった担当が私は必要ではないのかなというふうに思っております。

もう平成31年の4月といいますと、あと1年半ぐらいしかないんですかね。そうなりますと、もう今から種目協会の方々といろんなやりとりをしながら、意見交換をして、一つ一つその問題をクリアしていかなければいけないものがたくさん出てくると思うんですね。ですから、そういうことを専門的にやって、今の流れ、状況、進捗状況をしっかりと把握している担当者がやはり

きちっと1人いないと、なかなか前に進んでいかないのかなというふうに思っておりますので、今こういう御提案を差し上げました。

今、教育長の答弁ですと、必要だというふうには認識はあるということであります。市長部局と検討するということでしたので、当然、予算であったり人事権というのは市長にありますので、この社会体育移行に関して、当然市長も興味があられると思っておりますので、今教育長の答弁を踏まえた中で、前向きにというか積極的にこの件に関してそういう人員の補充であったり、予算的な部分であったりということをやっていただける思いがあるのかどうか、市長のほうにちょっとお尋ねいたします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 今、御提言がありましたように、てこ入れをするというか。社会体育の移行もスタートは決まっておりますので、非常に危惧されている方が結構いらっしゃると思います。作業が膨大になると、やっぱり職員の対応が後手後手に回ってしまうところもございますので、この辺の職員の増強等は教育長と綿密に話をしながら決定をしていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣市交流促進奨励金について答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、水俣市交流促進奨励金について順次お答えします。

まず、この交付金の目的と対象の中身はどのようなものかとの御質問にお答えをします。

水俣市交流促進奨励金は、観光振興や経済発展に寄与すると見込まれる企画旅行やイベントを行う者に、水俣市内の交流人口の増加を目的として、水俣市内の宿泊施設に人数と宿泊数に応じて5万円から10万円を助成する制度となっております。

次に、今年度の予算措置の金額は幾らであるかとの御質問にお答えします。

創設した平成19年度には52万5,000円の予算額でした。その後、平成26年度から平成29年度の当初予算額は75万円となっております。ただし、平成28年度は熊本地震の影響で減少した観光客を呼び込むため、60万円の増額補正を行っております。

次に、この交付金を活用した団体等の内訳と実績はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

平成19年度に制度が開始されてから、多くの団体が交付金を活用しております。過去3年間の実績によりますと、延べ38団体の申請のうち、スポーツ合宿やスポーツ大会等のスポーツに関する事業が29団体、研修旅行やツアーなどの企画旅行に関する事業が9団体となっております。

次に、この交付金を活用した団体等の意見やリピート率等は把握しているかとの御質問にお答

えします。

交付金を活用した団体へのアンケート等は実施していないため、詳細な意見については把握しておりませんが、大会の運営費などに活用できるため助かるなどの感想をいただいております。リピート率について、過去3年間の実績によりますと、全30団体からの申請のうち、3回申請している団体が1団体、2回申請している団体が7団体となっており、約26%の団体が複数回申請しております。

○議長（福田 齊君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 2回目の質問をさせていただきます。

今の市長の答弁から考えますと、この交流促進奨励金を利用する団体が多くあり、交流人口の増加に一定の効果を上げていると思います。平成26年度から計上している75万円の予算について、予算の執行率はどのような状況か。また、今年度の利用状況はどのようになっているかということをもまず1つ質問いたします。

次に、過去3年の実績から、延べ38団体の申請中、スポーツ合宿やスポーツ大会の事業が29団体と、かなりのウエートを占めていますが、種目でいえば、どのような競技種目の団体が利用されたのか。これが、2つ目の質問といたします。

質問はこの2つですね、お願いいたします。

○議長（福田 齊君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 高岡議員の2回目の質問にお答えいたします。

予算の執行状況と今年度の状況、それと過去3年間のスポーツ団体の内訳だったと思います。

まず、予算の執行状況につきましては、平成26年度は75万円の予算のうち、60万円を執行しております。その後、水俣市交流促進奨励金が認知されたこともございまして、平成27年度は、75万円の予算を12月時点で全額執行しております。平成28年度についても、当初予算で計上した75万円の予算が7月の申し込み時点で既に上限に達しました。ただし、平成28年度は熊本地震の復興関連で9月の補正予算で60万円を追加でつけさせていただいたところなんですけど、国の宿泊費助成、これいわゆる復興割というやつなんですけど、その利用と重なったため、37万5,000円の利用にとどまっております。今年度につきましては、75万円の予算に対して、6月時点で既に予算上限まで申請が上がってきております。

2番目の質問なんですけど、過去3年のスポーツ団体29団体のうち、テニスが14団体、サッカーが6団体、ハンドボールが2団体、フォークダンスが2団体、それとバドミントン、競技かるた、剣道、陸上、ソフトボールがそれぞれ1団体の計29団体となっております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 今の関産業建設部長の答弁をお聞きしますと、過去3年のうち、平成27年はもう12月に使い切ってしまったと。平成28年は7月の時点で使い切ってしまったが、60万の補正のうち、37万を消化したと。今年度、平成29年度に関しては、もう6月の時点で既になくなってしまったということで考えますと、非常に利用する団体が多いということは、それだけ水俣への交流人口がふえたということであり、珍しくというわけでもありませんけれども、費用対効果があるわれていると、成功事例の一つではないかなというふうに思っております。

今年度も既に先ほど言いました6月に予算を使い切ってしまったという答弁でありましたので、この制度を活用した団体や関係者からも予算をふやしてもらえないかという声も多く聞かれます。

特に、去年は熊本地震の影響で、私は水泳のほうをちょっと見させていただいているんですけど、アクアドームがもう全く使えないという状況で、全てアクアドームの試合が水俣の総合体育館のプールで行われたということで、年間そうですね、何試合ぐらいやったですかね、ちょっと今ざっと出てこないんですが、ほとんど全部アクアドームでやる室内での水泳競技は全部水俣のプールでやったという状況もございました。1回の大会に400名から500名、多いときは600名ぐらい熊本県下から、または九州管内から来られるという形をやりました。

それだけ多くの交流人口を水俣に迎え入れることができると、一つのこの施策のアイテムのかなというふうに思っております。

来ていただくことによって、この水俣のよさを知っていただき、いろいろ新聞等でも書かれているようなイメージだけではなくて、いい水俣のイメージを発信してもらおうといういい機会になってくると思います。特にここはエコパークという非常にすばらしい環境施設もございます。スポーツに適した環境が整っておりますので、これをどんどん利用していただく、せっかくある施設ですから、利用していただくということが大事だというふうに思っております。

そこで、こういう交流人口をふやすために、今年度はもう短いかもしれませんが、期間がないんですが、追加補正を組むお考えはないのか。追加補正というと、今度の12月の議会になるかと思うんですけども、期間的にないんですが、もう既に6月で使い切ってしまったということもありますので、そういう検討をする考えはないか。

また、来年度当初予算では、当然これはもうこういう予算づけをして75万という金額がずっと来ておるんですけども、この75万という2桁の金額ではなくて、3桁の数字ぐらいの増額予算を組む考えはないのか。やはり、せっかくこれだけ皆さんが利用されているということで、たくさんの方が来ていただける施策であれば、どんどん推進をしていくということで、もう本当に言うならば、担当部署も一生懸命努力して頑張っておられるでしょうし、また一般の方もこれに協力して、いろんな合宿等の誘致を積極的に動いておられる民間のスポーツ団体であったり、協会

の方であったりという方がいらっしゃいますので、ぜひそういうことを予算的な措置を考えていただくということで、検討しますという答弁ではなくて、積極的に取り組みますという答弁を期待しながら、これを3回目の質問といたします。

以上です。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 水俣市に交流人口をふやす、非常に私の施策としても望んでいるところでございます。いろんな方がいらっしゃいます。研修で来られたり、またアカデミアに大学生が来られたり、また観光、そしてその中で大きくこのスポーツにかかわる方、非常に大きい交流人口の一つだというふうに思っております。この奨励金等を実施することで、水俣に来られる方が1人でも10人でも100人でも多くなることは、非常に望ましいというふうに思っております。

今後、12月の補正はもうすぐ目の前でございますが、今後その辺も担当課等と検討をしていきたいというふうに思っていますし、また来年の予算には御要望が納得できるような形のものを担当課、これは財源がございますので、そういったところを担当部局と話しながら、積極的にやっていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、競り舟新艇建造に関する問題とそれに関する予算措置の問題について、答弁を求めます。

吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 競り舟新艇建造に関する問題とそれに関する予算措置の問題について、順次お答えします。

まず、今年度当初予算においてFRP製の舟12艇、かじ、鐘ほか備品の購入予算として1,088万7,000円の予算計上がなされた。その後、6月議会において新たに競り舟購入予算として331万8,000円の追加予算が計上されたが、その原因は何かとの御質問にお答えします。

平成29年度当初予算編成時に参考見積もりを依頼した業者に対する内容等の確認不足により、予算額に不足が生じたため、前回の6月議会におきまして追加で予算の補正をお願いしたところです。

次に、この件については6月議会に331万8,000円が計上され、厚生文教委員会では附帯決議を付しての承認となった。決議文に本件が服務規程に違反がなかったかを速やかに調査し、議会へ報告することとあったが、調査結果はどのようなものであったか。また、管理監督の責にある者は本件を重く受けとめ、日ごろから業務の進捗状況を把握することとあるが、管理監督の責にある者とは誰を指すのかとの御質問にお答えします。

調査結果につきましては、本件の当初予算の編成過程において、見積もりを依頼した業者と直接打ち合わせすることが少なく、予算額の積算について、競り舟製作の金額、工期等の確認不足

があり、予算の補正が必要になるなど事務執行上で不備な点があったことを確認しました。

このことを水俣市服務規程に照らし合わせてみると、当該服務規程はサービスの原則のほか、勤務や休暇の手續等を定めたものであり、本件の事務執行において、明確な違反は認められないとの判断となりました。

また、地方公務員法の規定に照らしても、本件事務執行が法に規程された義務や禁止事項に抵触するものとは考えられないとの判断となったことを市教育委員会から市議会厚生文教委員会委員長宛て報告させていただきました。

次に、管理監督の責にある者につきましては、本件事務執行が市教育委員会事務局の業務であることから、教育長であると認識しております。

次に、今回の問題について、市議会議員の関与があるとの話があるが事実か。事実であるとするれば、関与の中身はどのような内容かとの御質問にお答えします。

今回の競り舟の購入に関しましては、市内で最も熟知されている水俣競り舟協会の協力がなければ成り立たなかったと考えております。特に、競り舟協会の理事長におかれては、御助言・御指導をいただける方で、信頼できる方であるため、本市の担当職員も本来職員がすべきことまで頼り過ぎていたところがあり、結果として誤解を招くことになっていると考えております。

市としましても、市議会議員としてのお立場は認識しておりましたが、あくまでも競り舟協会の理事長として御協力いただいたものであります。

○議長（福田 齊君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 2回目の質問をいたします。

今、教育長の答弁がありました。①の質問のなぜ331万8,000円の追加補正が発生したのかという私の質問に対しまして、参考見積もりを依頼した業者との確認不足により、予算額に不足が生じたからという答弁がありましたが、当初予算を組むに当たって、よく確認もしないで、そのようないいかげんな予算の組み方をふだんからしておられるのですか。

建設工事等で施工途中、不測の事態が起き、やむなく追加の補正を組むことは今までも経験はありますが、まだ業者も決定していないし、発注もしていないものに対して、わずか3カ月もたたない間に331万8,000円の追加補正を計上しなければならないこと自体に大きな問題があつて、そこには誰がかかわり、その原因は何かを検証し、正さなければ、根本的な改善には至らないのではないのでしょうか。

この件について、少し経緯をお話ししますが、もともとこの問題は、平成27年ごろから競り舟を新しく作り直す話が持ち上がり、正式には平成28年に行われた競り舟検討委員会において、新しい舟を建造する旨の提言がなされ、計画が進んできたと理解しています。

去年の10月ごろから業者さんからの見積もりをとるなどの具体的な動きが始まったわけです。

が、そこに関与しているのが、先ほど答弁の中にも出てきた競り舟協会の理事長、いわゆる岩阪議員が関与しているわけです。答弁には、あくまでも競り舟協会理事長として協力してもらったという答弁でしたが、そこに水俣市議会議員という肩書があったことはまぎれもない事実であります。

後からも述べますが、相手の業者さんも競り舟協会の理事長であることはもちろん、地元の市議会議員という肩書に対しても信頼をされていたのではないですか。

我々議員は、大なり小なり市民から要望や陳情を受けることはあります。それを市役所に相談をし、できる限り要望に応えられるよう努力をいたしますが、そこにはおのずとできること、できないこと、関与すべきことなのか、それにふさわしくないことなのかの判断は、当然その議員の責任と常識によって判断すべきことと理解をしています。

その判断を誤れば、市民はもちろん、相手方や多くの関係者に迷惑をかけてしまうばかりか、あらぬ疑いや憶測を呼ぶこともあるわけで、十分な配慮と細心の注意を払うことが要求されると思っております。

これらのことを踏まえた上で、今回の問題を見たとき、去年の10月に競り舟検討委員会からFRP艇導入の提言があり、12艇分の見積もりを地元造船所に依頼、11月上旬に見積もりが提出されるが、その見積書は岩阪議員を仲介として、市担当者に提出されたものであります。ここが発端となって後の331万8,000円の不要な負担を発生させる原因となったのではないのでしょうか。

入札になるかもしれない案件で、金額を明記してある見積書を議員が預かり、行政に渡すこと自体、周囲に疑惑を持たれかねない行為ではなかったのか。幾ら本人がそのような考えはないと言っても、金額を知り得る状況をつくり出した行為そのものをもっと慎重に考慮すべきではなかったのでしょうか。

また、その後の対応についても11月に見積もりを業者さんに提出させた後、ことしの3月まで市の担当者と業者さんとの間には何の打ち合わせもしてないことがわかっており、その間に舟をつくるための木枠代は別途約47万円かかる旨の見積書を業者さんから岩阪議員に渡してあったが、その見積もりが岩阪議員の手から担当職員の手には渡ることはなく、後日、岩阪議員が渡し忘れていたことが判明した。既にその時点で金額に誤差が生じており、当初予算内ではおさまらない状況が発生していました。

舟の造船に関しても、業者さんからは、1艇つくるのに1カ月かかるので、12艇で12カ月かかり、なおかつ木枠の作成に3カ月を要するため、最低でも15カ月は見てほしいと伝えてあったが、市の担当者の理解は木枠作成の3カ月を除いた12カ月でできるとの認識で、この時点で3カ月という製造期間の誤差も生じております。

この件だけをとっても、市の担当者と業者さんの間で打ち合わせが行われていれば、容易に防

げた問題であったはずなのに、結果的に日にちだけが過ぎていき、業者さんとしては職人さんですから、いいかげんな仕事はしたくない、つくるなら責任を持っていい舟をつくりたいとの気持ちから、この日数では無理だとの判断で、辞退したい旨の連絡があったとのこと。

その後もことしの4月に入ってから、人事異動があった後、新たな市の担当者が業者さんのもとへ出向いたときには、既に信頼関係は崩れており、前向きなやりとりはできない状況になっていたようです。それでも5月17日に市の職員が業者さんへ電話で最終の意思確認を行ったところ、業者さんがおっしゃるには、木枠の見積もりは岩阪さんが市のほうに渡し忘れていたと最近になって言っていた。ことしの消防点検4月23日に息子と岩阪さんが話をして、工期は延ばすことはできると岩阪さんが言ったと聞いたので木枠をつくり始めたが、その後、市の職員が来たとき、そのような話ではなかったので、おかしいと思った。最近になって岩阪さんから、私にはこの舟の製造について一切権限はないと言われ、今さらどういうことかと思った。つくった木枠は既に解体してしまったとのことという調査結果が出ております。

また、6月議会に331万8,000円の追加補正予算が計上され、厚生文教委員会においてかんかんがくがくの議論を重ね、最終的には附帯決議を付すことにより予算を承認いたしました。その1つの事項に、本件が服務規程に違反がないかを速やかに調査し、議会へ報告することという一文があります。8月21日に執行部から厚生文教委員会への調査結果報告があり、服務規程違反についての調査結果は、本件の事務執行において明確な違反は認められないとの報告でした。

今まで長々と私が述べてきたことをまとめると、支出をしなくてもよかった331万8,000円の責任は誰もとることなく、その一切のツケを市民の血税で補填し、これにかかわった人たちには何のおとがめもなく、責任を感じることもなく、なあなあで済ませているというのが現状ではないのでしょうか。

そして、一番の被害者は見積もりを依頼されたり、さも舟の作製を依頼するかのような期待を持たせて、行政と議員にさんざん振り回されたあげく辞退せざるを得ない状況に追い込まれた地元の業者さんではないのでしょうか。

331万8,000円という無駄な予算の支出をしたばかりか、地元の中小企業を支援する条例があるにもかかわらず、当初予算も含めると1,420万5,000円の予算が地元には1円も落ちることなく、市外どころか、県外の業者に発注せざるを得なくなり、地元業者さんには市に対する不満と不信感だけが残るといふ何ひとついいところがなく、最悪の状況のままこの問題が終わろうとしています。

今回の責任は教育委員会の業務だから、その責任は教育長にあるとの答弁がありましたが、教育長は何か責任のある行動をとられたのか、これをまず1つ質問いたします。

また、予算の執行権者である市長は、市議会議員も経験された過去も踏まえて、今回の問題を

どのように捉えておられるのか、お尋ねをします。

以上、2点質問いたします。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 今、高岡議員のほうから御説明いただきましたとおり、本件については議会の厚生文教委員会のほうでも報告を申し上げたとおりでございます。

私自身の責任についてでございますけれども、私が一番痛感しているのは、服務規程に明確に違反はないといたしましても、事務手続における確認不足によって、6月議会に補正予算として再び御審議いただくことになった。また、最初の検討段階から御協力いただいております業者の方が結果として入札に参加されない、あるいは参加をもう言ってみれば、拒否されたような状況でございますけれども、それまでの御苦勞は全て徒勞となったということを私自身、大変申しわけなく、また重く受けとめて、深く反省をいたしております。

こういう事態に至るまで、私自身、非常に認識を欠くようなことで、報告を担当のほうから上がってくるたびに行動を伴っていなかったということについては、私自身も深く反省をいたしているところでございます。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 今回の競り舟購入予算に係る件につきましては、教育委員会において十分に調査をされ、厚生文教委員会へ報告されたというふうに認識をしております。

私としましては、事務処理や見積書の確認不足等に不十分な点があったと報告を受けております。事務執行に明確な服務規程違反等はなく、懲戒処分等に該当する非違行為まで至っていないと考えておるところでございます。

教育委員会において、既に関係職員へ教育長から注意をしたというふうに報告を受けております。今後、私としては、教育委員会を初め、全ての市職員に対して、事務の適正な執行について、周知徹底を行うように図っていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、最後の質問となりますけれども、ここで1つ確認をしておきたいことは、先ほどちょっと教育長の答弁の中でありました辞退をされたと、いや、辞退をされたんじゃないかと、せざるを得なかったというふうな認識でいてもらわないと、そこが非常に行政側の考え方、業者さんが勝手にやらなかったんだろみたいな感じにやっぱり聞こえるんですね。

ということは、世間の皆さんもこの問題が6月の議会のときも出ました。議会だよりが出たときも、それを見た一般の方からも何か業者さんのほうが仕事を断ったんじゃないかというような変な誤解が生まれている部分がございます。そうではないということをきょう傍聴に来られてい

る方も執行部の方々もしっかり肝に銘じて確認をしていただきたい。

これは、業者さんが断ったんじゃないなくて、断らざるを得なかった、断らなければしょうがない状況に追い込まれてしまったということなんです。ここがまず大きな問題なんですよ。

その業者さんは、それは仕事のとれるかどうかはわかりません。しかし、地元には1社しかなくて、そういう見積もりを依頼されたということで、やはり一生懸命、もし自分ができることは全て協力をしようという姿勢で行政に対してやってこられた。その思いをどういうふうに感じておられるのか。自分の自費であちこち造船所を回って、どういう舟をつくったらいいのか、どういう舟があるのか、いろんなことを回っておられるお話を聞いたときに、そういうこともされているんですよ。そういう誠心誠意やろうという業者さんに対して、私は余りにも今回のやり方というのは不誠実、その一言ではないかというふうに思っております。簡単に331万という予算を上げてはきていますけれども、この331万というのがどれだけの大きな重みを持っているのか、本当に無駄な331万です。ですから、そこをもうちょっと真剣に考えていただいて、何事もなかったような顔をしてもらっては困るんですよ。やはり、これにかかわった方たちは真剣に反省をしていただいて、きちんと今後に生かしていただかないと、6月の議会で終わったことではなく、結局そこからずると引きずって、いまだにやはり業者さんにしてみれば、嫌な思いを引きずって、もう今後行政とのかかわりは持ちたくないというところまで気持ちが行っているということを十分理解をしていただきたい。

そういうことを踏まえた上で、最後に市長に1つお尋ねいたします。その業者さんに対して、市長は今現在、こういう私の質問等を聞いた上で、どのようなお気持ちでおられるのか。また、どのような考えでおられるのか、それを最後に質問いたします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） この業者さん、私も昔からよく知っている方でございます。6月議会が終わりましてから、私も出向いて行って内容等をお聞きして、今回このような結果になったことは、非常に遺憾に思いますということを申し上げ、私のほうはそういうふう言葉をかけさせていただいたところでございます。

この業者さんと市ともまた良好な関係が築けるように、今後やっていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 以上で高岡利治議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時39分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口眞次議員に許します。

（谷口眞次君登壇）

○谷口眞次君 皆さん、こんにちは。無限21の谷口眞次でございます。

去る7月5日、6日にかけて発生した九州北部豪雨は、福岡県朝倉市で1時間に129.5ミリ、さらに3時間雨量から72時間雨量まで軒並み観測史上初となる集中豪雨によって、福岡・大分両県にわたり、壊滅的な被害が発生をいたしました。犠牲者36人、今なお5人の方が行方不明となっております。心から御冥福とお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復旧、復興をお祈りいたします。

さて、熊本地震から1年4カ月、まだまだ多くの傷跡が残り、復興もままならない中、3日の日曜日、水俣において「第10回水俣よさこい祭」が開催されました。九州各地から水俣2チームを加え、35チームが参加し、そのうち9チームが熊本県内からの参加でありました。その日は、市長、議長に歓迎の御挨拶もいただきました。終わりには県議のほうもお礼の言葉をいただきました。ありがとうございました。その中に被災地である上益城から参加してくれたチームがありました。昨年の熊本地震の際はたくさんの義援金や支援物資を、ありがとうございました。我が家も被災しましたが、精いっぱい笑顔で2年分の感謝を込めて踊りますとのコメントと演舞には、復興に向けて懸命に頑張っている姿がそこにありました。私どもも水俣市民として、大変元氣と感動をいただきました。改めてエールを送りたいと思います。

それでは、通告に従い順次質問いたします。

まず1、市政についてです。

①、任期満了に伴う次期市長選について、西田市長の決意をお尋ねします。

②、市長マニフェストの自己評価と今後の中長期の市政構想について、どのように考えているのか。

2、庁舎建てかえについて。

①、新庁舎建設場所は、水俣市本庁舎建替検討委員会の答申を受けて、旧庁舎周辺に決定したが、その経緯と要因は何か。

3、河川汚濁について。

①、汚濁の発生原因と経過はどのようなものか。

②、これまでの市の対応と事業者の再発防止策について、どのようにされたか。

③、漁業関係者からの被害状況は把握されているのか。

4、水天荘、水天山公園について。

①、水天荘のこれまでの経緯はどのようなものか。

②、水天山公園を含む周辺の土地の面積と市有地になった経緯は、どのようなものか。

③、今後の利活用について、どう考えているのか。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 谷口眞次議員の御質問に順次お答えします。

まず、市政について及び庁舎建てかえについては私から、河川汚濁については副市長から、水天荘・水天山公園については産業建設部長からそれぞれお答えします。

初めに、市政についての御質問に順次お答えをいたします。

まず、任期満了に伴う次期市長選挙についての決意をお尋ねしたいとの御質問にお答えをいたします。

初めに、この場をおかりいたしまして、私は、水俣市長２期目へ挑戦させていただきますことを表明をしたいというふうに思います。

平成26年２月の市長就任以来、私は、環境のまちづくりという基本方向を引き継ぎつつ、さらに、経済活性化や観光地としての新しい水俣のイメージの創造を図り、活力ある水俣、心豊かに安心して暮らせる輝く水俣を目指し、活力あるまちづくり、市民が主役のまちづくり、医療福祉のまちづくり、子育てしやすいまちづくり、仕事のできる市役所づくりの５つの目標を掲げて、まちづくりに取り組んでまいりました。

市長に就任してこれまでの約３年半、目標に掲げました項目のほぼ全てに着手し、一定の成果を上げることができたものと自負しております。これはひとえに、市民の皆様、議会の皆様の御協力があったことであり、この場をおかりいたしまして改めて御礼を申し上げたいと思います。しかしながら、少子高齢化、地域の経済振興、また水俣病問題等、課題が山積しておりますことも認識しております。また、これまでに着手した事業においても、道半ばのものもあり、これらの事業の完遂、そして新しい水俣、輝く水俣づくりへのさらなる挑戦は、私に与えられた責務ではないかと受けとめております。

市民の皆様の審判により、再度、市政を負託していただくことができれば、再び、全身全霊を注いで、輝く水俣、ここに生まれてよかったと思える水俣づくりに努力してまいりたいと考えております。

次に、市長マニフェストの自己評価と今後の中長期の市政構想について、どのように考えているかとの御質問にお答えします。

先ほどの答弁とも重なりますが、市長就任時に掲げました５つの目標に関しましては、現在ま

で、ほぼ全ての項目に着手しており、中学生までの医療費無料化や、子ども・子育て支援金事業の創設等が実現しております。また、初恋のまちづくりを初め、水俣の魅力を広くアピールし、新たなイメージづくりを目指す取り組みなど、他の項目についても、引き続き事業を推進しているところであります。

私の自己評価といたしましては、着実に一歩ずつ目標に近づいているものと確信しております。

なお、今後の中長期的な市政構想といたしましては、これまで取り組んでおります事業を着実に実現に向けて推進することはもとより、先日開催いたしました地域懇談会でも述べましたとおり、平成30年度の水俣インターチェンジ開通を好機と捉え、エコパークにおける地域交流拠点の整備を皮切りに、5年後の新庁舎完成、10年後を見据えた水俣川河口臨海部振興構想を推進しつつ、これらを生かし、交流人口の拡大に資する各種施策とそれに伴う雇用の創出を図りたいと考えております。

また、これまで水俣市が取り組んできた環境のまちづくりは、本市の住民と行政の協働による地域づくりの基礎となるものであると考えておりますので、今後もその考えを引き継ぐとともに、加えて、これからの少子高齢化社会を見据え、あらゆる年代の方が元気で豊かに暮らせる健康・福祉のまちづくりを進めたいと考えております。このことにより、生活の質の向上と雇用の創出を図り、環境と健康と経済が好循環する輝く水俣を目指してまいりたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁いただきましたので、2回目の質問に入ります。

まずもって、西田市長におかれましては、大変力強い決意の言葉をいただきました。3年前、思い出せば、本当にドタバタ劇での出馬で、市民派の市長として、見事に初当選をされまして、厳しい経済状況の中、市長として常に先頭に立たれて、無我夢中で取り組んで来られた3年半ではなかったのかなというふうに思っております。

市長におかれては、市政運営の先頭に立ちながら、国・県への要望活動あるいはさまざまな式典、イベント、そういった各種の会議への参加とか、市民との会話のためのランチミーティング等々にも積極的に参加されて、本当に激務をこなされているというふうに感じております。

ある時期に市長に、激務で本当に大変ですね、きつくないですかという質問をしましたが、そのとき市長は、いや、きついかと思ったことは一度もないですよ。大丈夫ですという力強い返事をいただきました。やはり、すごくやる気と使命感が満ちていたなというふうに感じたところでございました。

今、西田市政においては、まいた種が芽を出して、小さな花が咲き出したところであります。大きな花が咲き、たわわな実が実るまでは、まだ頑張っていたきたいなというふうに私も思っています。ぜひ2期、3期と市民の審判を乗り越えて、新しい水俣、輝く水俣づくりへのさらな

る挑戦をお願いしたいと思います。

次に、マニフェストの自己評価と今後の取り組みについてでございますが、就任以来、今述べられたような5つの目標を掲げられて取り組んできて、ほぼ全てに着手し、一定の成果が上げられたと答弁がございました。

中学生までの医療費無償化、あるいは子ども子育て支援金の創設が実現した、一步ずつではあるが着実に目標に近づいているということで、中長期的には、30年の水俣インターの開通に向けて整備をする。そして5年後の新庁舎完成、さらには10年後の水俣川河口臨海部振興構想による交流人口や各種施策、雇用創出などを考えているということで、答弁をいただきました。

そこで質問ですが、インターチェンジ開通に向けて、エコパークに地域交流拠点の整備を皮切りにしたいという答弁がございました。私もこれには大変期待をしているところですが、エコパーク海の駅の具体的な構想は、今どようになっているのか、それをまず1点、お尋ねします。

それから、西田カラーの一つである初恋のまちづくり、今後どのように展開して考えているのか、それを2点目です。

そして、少子高齢化社会を見据えて、健康福祉のまちづくりを進めたいという答弁がございました。定住化対策にも介護や認知症の対策等福祉問題が今後水俣にとっては、大きなキーワードになるんじゃないかなというふうに私も思っております。

先日、看護福祉大学誘致の実現性の追加調査の報告がなされましたけれども、現状では大変厳しい状況であるというような報告も受けました。8月19日付の熊日・西日本新聞にもございますけれども、軽度介護自治体の45%が苦慮していると。そして、介護格差が出て、不採算事業所撤退して、混乱も各地で起きていると、そういう状況の中でございますが、水俣の現状はどうか。今後の対策は、具体的にどう考えているか、

以上、3点お尋ねします。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 30年度に水俣市には、西回り自動車道水俣インターチェンジが開通をいたします。非常に期待をしております。今まで、水俣は非常に不便なところでございました。この自動車道が来ますと、八代、熊本、そして福岡までも非常に近く感じると思います。これを起爆剤に何とかしたい、そういった思いで、今、私たち行政職員と一生懸命考えているところでございますが、そんな中で、エコパークの再開発、非常に重要だと思っております。熊本県が行う水俣港内の浮き桟橋整備に合わせまして、エコパーク水俣に現在の観光物産館まつぼっくり、そして食事処たけんこに隣接する熊本県港湾用地内に新たに道の駅、海の駅の中核となる施設の整備を計画しているところでございます。

施設につきましては、地元農産物、水産物等を販売、加工するスペース、情報発信スペース等

のある主要施設と雨天時でもイベントや休憩ができる大型屋根施設の設備を計画しており、各施設の規模等の詳細については、今年度実施計画を行う予定にしているところでございます。

これらの道の駅、海の駅の中核施設の整備とともに、現在、エコパーク水俣内にある春と秋には6,500株のバラが開きますバラ園、サッカー、テニス、ソフトボール、陸上競技、そしてグラウンドゴルフなどの各種スポーツ施設、竹をテーマにいたしました日本庭園である竹林園、水俣湾に面した親水護岸や恋人の聖地等、また隣接施設の水俣病資料館、そして水俣病情報センターや熊本県環境センター等も含め、湯の児温泉、湯の鶴温泉と同時に本市の観光拠点として位置づけ、これらを活用し、春・秋のローズフェスタ等のイベントの開催、そして先ほども出ておりましたスポーツ合宿の誘致等で流動人口のさらなる増加を図ってまいりたいというふうに考えております。

2点目の初恋のまちづくりの展開でございますが、この初恋のまちづくりにつきましては、私自身、年齢、そして性別も関係なく水俣に暮らしていらっしゃる方、水俣をまた訪れる方、みんなが水俣のことを好きだ、好きだよ、好きだな、そういったふうに言ってもらえるようなまちなにしたいというふうに思っております。そういった魅力的なまち水俣をつくっていききたい、そういった考えでございます。

今後は、総合計画や地方創生総合戦略など、方向性の整合を図りつつ、水俣の持つ素材に磨きをかける水俣ブランドづくりの推進、水俣で生き生きと暮らしていけるための仕事や雇用の創出等、さまざまな視点で地域の魅力を向上させ、誰もが水俣を好きになるような、そういったまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

そして、3点目は福祉の問題でございました。今後、どのように具体的に考えているかということであったというふうに思います。

先ほども述べましたとおり、私はこれまで環境のまちづくりに加えまして、今後、健康福祉のまちづくりが大変重要になるというふうに考えております。これはもう普通に考えたときに、少子高齢化、これから進んでいくのもある程度は仕方ありません。これに対応していくことがやっぱり重要だというふうに思っております。

本年度からはあらゆる世代の健康な暮らしづくりを推進していくために、従来ありました健康高齢化、長く親しまれておりましたが、今回、いきいき健康課と改編をしたところでございます。新聞報道にもありましたように介護の現場における人材不足は本市においても同様に深刻な問題でございます。現在、現場にかかわる人材の確保や配置等には大変苦慮しているのが実情であるというふうに認識をしておりますが、議員御指摘の定住化対策の一つとして、介護や認知症対策に関しましては、非常に重要であると考えております。ある程度の時間を要するとは思いますが、今後、総合事業のサービスとあわせて、さまざまな事業を充実させることで、健康寿命の

延伸につなげることや、住みなれた地域で生き生きと暮らせるような、地域で支える仕組みづくりを推進していきたいと考えているところでございます。

○議長（福田 齊君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁いただきました。3回目の質問になります。

海の駅構想、エコパークの整備ということで、大変夢が膨らんで、心がわくわくする答弁でございましたけれども、やはり、エコパーク周辺を本当に盛り上げることが水俣にとっては、全国へ発信できる施設じゃないかなというふうに思っております。

今、答弁がありましたように、エコパーク周辺を中心に、新たに道の駅、海の駅を整備して、地元農産物や海産物の販売や加工、そしてまた、スポーツ大会の開催などを行っていくということでございます。

特に近くに水俣は、恋路島、そして湯の児周辺の風光明媚な不知火海を利用したの今、話題になっているマリンスポーツ、ここら辺をもっともっとやはり充実すべきじゃないかなというふうに思っております。そこで、体験型の施設の検討をさらに進めることができないのか。今、アウトリガーカヌーとか、カヤックとか、ウオータースキー、フライボードとか、特に湯の児では、タツノオトシゴ産卵するというのでスキューバダイビングあたりも今後ますます人気になってくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、この海の駅でさまざまなイベントなどの発信拠点となるよう、そんな施設にさせていただきたいなど。そこに行けば、水俣の観光やスポーツ、イベントが全てわかると、そこが発信の中心なんだということで、そういった施設に何とかしてほしいなというふうに希望をしたいと思います。

また、県の管轄ではありますが、オートキャンプ場とか、大型遊具の整備が今後必要と思いますが、その点もお尋ねしたいと思います。

それから、ここに資料がございますけれども、オートキャンプ場のことを話をしましたけれども、全盛期に比べますと、かなりオートキャンプをされる利用者は少なくはなっておりますけれども、ここ五、六年、右肩上がりです昇している調査結果が出ております。また、大型の遊具につきましては、くま川の坂本村にワイワイパークかな、そういうところがございまして、私も連休、ゴールデンウィークにちょっと行ってみたんですけども、大型遊具がエコパークの二、三倍ぐらいありますか、整備してございまして、大人用の健康広場とかあるいはちびっこ広場、わんぱく広場、冒険の丘とか55メートルのローラーライダー、ここら辺も設置をされております、サッカー場が1面だけはありましたけど、100台ぐらいの駐車場のスペースがあるんですけども、私が行ったときは、一生懸命駐車場を探さないとないうらいもう満杯でした。

そこには、施設としてはもうトイレと休憩所と三、四台の自動販売機があるだけで、もったいないなという感じもしまして、これをそのままそっくりエコパークのほうに持っていけば、もう

かなり売り上げも上がるんじゃないかなと、想像して帰ってきたわけですけども、やはり子どもさんが来れば大人も来ますので、ぜひもっともっとエコパークの充実をしていただけないかなというのが1点ですね。

それと、初恋のまちづくりにつきましては、市長も一生懸命、これまでも進めてこられましたけれども、まだまだ市民に浸透してないというところもあると思います。特に若い人にはまだなじみが薄いというふうに思います。

村下幸蔵の初恋の曲を以前、私も防災無線の時報のときに1日1回でも流せば、一週間に1回でも2回でもということで提案をしたことがありましたけれども、著作権の問題があって、デジタル化になったときにちょっと検討したいなという答弁もございました。そして、今よくあちこちの出張先なんかに行けば、いつもとちょっと違ったホームの到着音がありますけれども、そのように水俣駅、新水俣駅等に流されないかということ交渉する考えはないか、それをお尋ねしたいと思います。

それから、介護、認知症問題につきましては、本当に水俣の喫緊の課題でありまして、しっかり現況調査、これを一軒一軒市民の方からいろいろ聞き取り調査、そこら辺をやって、また中長期的な対策をぜひやっていただきたいというふうに、これは要望にしたいと思います。

以上、2点、エコパークの整備の件と初恋の曲、メロディーの件をお願いします。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 1点目、エコパークの再開発に向けての整備ですね。先ほどはオートキャンプ場、大型遊具等も例に挙げていらっしゃいました。

水俣市の観光のイメージといえば、温泉地のイメージが非常に強うございます。平成28年度に、湯の児の海を生かしたアウトリガーカヌー、スキューバダイビング等のマリンスポーツ、湯の鶴の山を生かしました七滝トレッキングなどのアクティビティのイメージをこれにプラスし、PR映像というものを作成をいたしました。

今年度は、引き続きこのイメージを定着させるために、アクティビティや温泉に興味がある人にターゲットを絞りながら、SNS等を活用し、これらのPR映像を配信し、またそれに合わせたキャンペーンを行うことにより、観光客増加に努めてまいりたいというふうに考えております。

そして、このエコパーク水俣の整備、管理につきましては、熊本県が管理を行っておるわけですので、今後、協議の場等設けられた際には、市としての提案を行ってまいりたいというふうに思っております。

今、県もこのエコパークは、財源の問題がありますけど、もっとスポーツの施設を大きくしようというお話も聞いております。もっともっと人が来ると思いますので、協議によっては、そういったものを含めながら、このエコパーク全体の整備を考えていきたいというふうに思っており

ます。

そして、2つ目の初恋のまちづくりで、初恋という曲を駅舎等に流せないかということでございました。これは、私も以前、市会議員のときに、まちづくりをやっていたときに駅舎とか市のチャイムにメロディーとして流せないかと、昔から私もそういったものを持っておりまして、いろいろ市のほうも苦慮してやっているところなんですけど、現在では、初恋にちなんだこの曲を駅のホームで列車到着時に流すというのは、肥薩おれんじ鉄道水俣駅の改修時に、おれんじ鉄道と協議を行ったというふうに聞いております。その際、水俣駅での独自の曲を流すためには、おれんじ鉄道が使用されている駅の放送のシステム、そういったものを駅が無人の時間帯もダイヤに合わせて列車到着などを知らせる放送などに行っているわけですが、そのシステムをおれんじ鉄道の駅舎に入れかえる対応が必要というふうに聞いているところでございます。

そしてまた、経費等が高額を要するというふうに報告を受けているところでございますが、今後は協議の場は持ちながらやっていければなというふうに私は思っております。また、防災無線等で音楽を変える際は、システム改修など、やっぱりこれも経費の問題が生じるというふうに聞いております。

現在は、初恋にちなんだ曲は行ってはおりませんが、著作権の問題、編曲やまた使用に関しての経費、いろんな調整が必要になるのかもしれませんが。またこれはいろんな御意見があるかもしれませんが、その辺を聞きながらやっていければというふうに思っております。

また、財源が必要でございましたら、そういったものの確保も含めながら、実現の可能性についていろんな検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、庁舎建てかえについて答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、庁舎建てかえについて、新庁舎の建設地は水俣市本庁舎建替検討委員会の答申を受けて、旧庁舎周辺に決定したが、その経緯と要因は何かとの御質問にお答えします。

まず、新庁舎の建設地の決定の経緯につきましては、これまで6回にわたる水俣市本庁舎建替検討委員会で議論し、パブリックコメントを行い、去る7月28日、検討委員会から新庁舎建設候補地を旧庁舎周辺と市内中心部（六ツ角周辺）の2カ所とする基本構想（案）の答申を受けました。一方、市の財政負担が最も低く抑えられる一般単独災害復旧事業債の確保に向け、国・県との協議を重ねてまいりました。

その結果、旧庁舎周辺における市庁舎の建てかえについて、県を通じて正式に同起債の適用を承認する旨の回答をいただいたことから、次世代に大きな負担を残さずに、財源的に有利な形で

建てかえが進められることになりました。

なお、六ツ角周辺につきましては、民間の所有地であることから、一般的に取得費用が発生し、現地建てかえに比べ費用がかかることもあり、なぜ、旧庁舎周辺が不適切で六ツ角周辺の民有地を選定したのかといった移転・建てかえの合理的理由を整理した上で、国・県と協議をする必要があることから、起債適用のハードルは高いとの回答をいただいたところであります。

また、8月3日から8月22日にかけて、市内7カ所で市長と語る地域懇談会を開催し、新庁舎建設について市民に概要を説明し、御意見等を聴取してきたところであります。

以上の経緯に加え、市議会からも早急に取り組むようにとの御意見をいただいていたこともあり、速やかに基本構想を公表するための準備に入り、最終的に建設地を旧庁舎周辺とする水俣市新庁舎建設基本構想を策定し、8月25日の庁舎建替等対策特別委員会において、公表させていただいた次第であります。

次に、建設地を旧庁舎周辺と決定した要因につきましては、これまでの本庁舎建替検討委員会で総合的に評価が高く、パブリックコメントや市長と語る地域懇談会で旧庁舎周辺を望む声があったこと、一般単独災害復旧事業債に係る国・県との協議の結果、同起債の適用を承認するとの回答をいただき、財源的に有利な形で建てかえが進められ、次世代に大きな負担を残さず取り組めることになったこと、目標年度である平成33年12月までに工事完了と庁舎機能の移転が見込まれることなどでございます。

○議長（福田 齊君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁をいただきましたので、2回目の質問に入ります。

市の庁舎建替検討委員会で6回にわたり調査検討され、2カ所に絞り込まれ答申がなされたということで、その答申内容は、こういうふうになっております。

さまざまな視点から検討を重ね、評価を行うとともに、パブリックコメントの実施計画を踏まえ検討した結果、ひばりヶ丘付近は検討場所から外すことになったと。このことを踏まえ、候補地は、総合的に評価の高かった旧庁舎周辺と、利便性で評価の高かった六ツ角の周辺の2カ所を候補地としましたと。今後は、最終的な新庁舎建設地の決定は、新庁舎建設の基本的な考え方である安全性、防災拠点性、経済性、実現性、まちづくり、利便性を考慮し、総合的に判断することを望みますということに答申がなっております。

検討委員会の中でも評価の高かった旧庁舎のほうがそうであったと。またパブリックコメントにおいても旧庁舎周辺の希望が多かった。そのような答申を受けて、総合的に合理的に考えたときに、やはりこれを逆の方向だったら大変なことだというふうに思いますし、私は高い評価をいたしたいというふうに思います。

市内に広大な市有地が現在あって、そして、その周辺に大きな建物が空き家になっていると、

そういった状況があるならば、検討も可能かなというふうに思いますが、現時点では、期間的な問題、経済性、実現性からしても非常にハードルが高過ぎるのではないかなというふうに思いますし、市民としてもなかなか理解ができないのではないんじゃないかなというふうに思うところでもあります。

市のあるべき姿としては、市中心街の活性化の支援を最後までしていくことこそが、やはり市の大きな役割であって、その場所に市庁舎を持っていくというのは、ちょっと考え方の姿勢としてはよくないんじゃないかなというふうに私は思います。しかし、市民の中には利便性の観点から、六ツ角周辺を望む声も確かにあります。無視することできませんし、やはり耳を傾けるべきだと私は思います。市としてもしっかりとさまざまな媒体を通じて、今後ともこの事業に関しては、情報提供に真摯に努めていただきたいなというふうに思いますので、これは要望にいたします。

そこで、2回目の質問ですが、地域懇談会で庁舎関係の件数はどの程度あったのか。全件数と庁舎関係の件数とその内容についてお尋ねをいたします。

それと、次に、市が所有する旧庁舎周辺の土地があるにもかかわらず、市内の六ツ角付近の商業地域の高価な一等地を買収して市庁舎を建設するとした場合に、時期的なものや土地購入費や営業補償費など高額な総事業費となる可能性があるが、その場合一般単独災害復旧事業債85.5%が使えるのか、これをもう一回確認したいと思いますので、答弁をお願いします。

以上2点です。

○議長（福田 齊君） 帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） 2点、御質問がありました。

まず、1点目の地域懇談会における新庁舎関係の状況ということでございますけれども、8月3日から22日まで市内7カ所で市長と語る地域懇談会を行ってまいりました。延べ166名の市民の皆様にご参加をいただき、合計で73件の貴重な御意見、御要望等をいただいております。

その中で、庁舎関係の御意見は9件となっております。そのうち、市庁舎の建設地に関する御意見として3件ございましたが、その3件とも旧庁舎周辺を望む声であり、その他の候補地についての御意見等はございませんでした。また、その他といたしまして、新庁舎建設の進捗状況や他市に負けない立派なものを建設してほしいといった要望等がございました。

2点目の御質問でございます。まず、建設地を六ツ角周辺にした場合の一般単独災害復旧事業債の適用につきましては、先ほど市長のほうから答弁しましたとおり、国・県と協議した結果、起債適用のハードルは高いとの回答をいただいているところです。

なお、その場合、旧庁舎の解体費用や六ツ角周辺の既存の建物を解体する場合の解体費用、移転補償費、営業保障費等の付随する経費につきましては、本起債の対象外であるというふうに確

認をしております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 2回目の答弁をいただきました。

地域懇談会については166名と、本当に暑い中にお集まりいただいたと思います。その中で、3件ほどあったということですね。それから、一般単独災害事業債については、旧庁舎でないとなかなかやはりハードルが高かったと。付随する移転費用や営業保障費も対象外というふうに理解をいたしました。

これまで、国・県等へ市長や執行部を初め、県議、それから議長、そして議会の特別委員会正副委員長等々の要望活動によって、地震発生から1年4カ月後に、本当にありがたいことに、ようやく一般単独災害復旧事業債が承認の運びとなったことは、大変、水俣市民にとっても喜ばしいことではないかなというふうに思っております。感謝の気持ちを持って、やはり市議会、市民の知恵を出し合いながら一丸となって新庁舎建てかえ事業を今、ある市有地を利用して余分な経費はなるべく節約して、庁舎機能のさまざまな内容を充実させて、次世代に負担をかけないように、そしてできる限り地元事業者が参入できるように市としても努力をしながら、33年12月の完成を目指してやはり粛々と事業を進めていくべきだと思いますので、これは要望にして終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、河川汚濁について答弁を求めます。

本山副市長。

（副市長 本山祐二君登壇）

○副市長（本山祐二君） 次に、河川汚濁について順次お答えいたします。

まず、汚濁の発生原因と経過はどのようなものかとの御質問にお答えいたします。

現在、水俣市長崎の水俣国際カントリークラブ跡地に株式会社一条工務店が、メガソーラー発電事業所を建設中ですが、ことしの4月から8月にかけての大雨及び台風により、工事現場調整池から濁水が茂川へ流出し、湯出川、水俣川を汚濁したものです。

発生原因といたしましては、造成工事の施工途中であったため、緑化がされておらず、大雨により地表面の泥が調整池に流れ込み、さらに調整池に設置されていた水抜き用のドレーン管に栓がされておらず、排水柵を経由し、直接、茂川へ泥水が流出したものです。

次に、これまでの市の対応と事業者の再発防止策についてどのようにされたのかとの御質問にお答えいたします。

まず、メガソーラー発電所建設事業に関する協定書に基づき、5月31日付で施工主である一条工務店に対し、水俣市長崎地区メガソーラー発電所建設事業に関する意見書を提出し、適切な対

応を求めました。

また、濁水流出時には、関係部署に加え、熊本県エネルギー政策課と現地調査を行い、一条工務店及び施工業者である松鶴建設株式会社に早急な対応と再発防止を要請し、茂川川及び湯出川、水質汚濁防止計画を提出させ、再発防止対策を行っていただきました。

主な再発防止策につきましては、まず、造成地表面を緑化するため、コーティング材の入った種子の吹きつけ、調整池の排水柵に直接泥水を流していたドレーン管を封鎖しております。また、調整池に遮水シートを設置し、水の浸透を防止しています。そのほか、調整池からの放流水の土粒子を減少させ、汚濁水の流出を防止するため、調整池に3枚の濁水防止フェンスを設置し、さらに排水柵の周りを濁水処理ろ過材で囲っております。

なお、計画に示された再発防止策については、8月上旬に完了しており、現在は再度濁水が流出しないか監視を続けているところです。

しかしながら、茂川川には泥の沈殿がひどい箇所があるため、一条工務店に茂川川清掃計画書を提出させ、現在も引き続き清掃について要請を行っているところです。

今後につきましても、関係部署と連携し、再度濁水が流出しないか、監視を続けてまいります。

次に、漁業関係者からの被害状況は把握されているのかとの御質問にお答えいたします。

水俣市漁協に確認したところ、平成27年度から水俣川河口沖から丸島新港沖で泥土状態を耕すことにより、魚が生息できるようにするための海底耕うん事業を行っており、クルマエビ等が生息するようになったことを確認し、少しずつではあるが漁場が再生している状況の中で汚濁水が流れ込んだとのことをございました。今年度も海底耕うん事業を行う計画であるが、事前に土壌調査を実施する予定とのことでした。

また、海藻が生息するための岩場が赤土で覆われている状況であり、海藻が生えるかどうかは11月、または12月にならないとわからないとのことをございます。

水俣川漁協については、魚の餌となる青苔が赤土により壊滅状態となるなど、茂川川と湯出川合流部から下流が影響を受けており、アユが生息しにくい状況となっているので、次年度以降、川石に青苔が再生するのか見守りたいとのことをございます。

市としましては、水産業振興を支援しており、引き続き被害状況を確認してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 2回目の質問に入りたいと思います。

答弁のほうは、原因、それから市の対応と再発防止策、被害状況などを今、詳しく御説明をいただきました。その中で、業者としては、市のお願いを真摯に受けとめて、対策を講じておら

れるのかなというふうに感じました。

そこで、協定書がございましたけれども、環境の保全というところでも、災害の防止及び環境の保全に努めるものとする。それから、自然環境との調和というところでは、事業の実施に当たっては、自然環境と調和を図るため、甲と丙と協力協議の上、適切な処置を講ずるものとする。農林業の健全な発展の調和を図るため、地域住民や農林業者等との合意形成に努めるものとするということで、水俣としても何とかこの地域の活性化のために頑張ってもらいたいということで、県も入って、このメガソーラー発電の建設事業に関する協定書を結ばれておるわけですので、今後いけるように市としても対応していただきたいなというふうに思いますが、そこで、3点質問したいと思います。

茂川川及び湯出川水質汚濁防止計画が提出されて8月上旬にこれも完了したと。迅速な対応だったと思いますけれども、今後、川や海の環境に影響がないのか、今対策を講じていますけれども、対策として十分だと市としては考えているのか、まずそれを1点お尋ねします。

それから、茂川川清掃計画書が、またその後提出されたと、その内容と現状はどのようになっているのか、それが2つ目です。

そして3つ目が、計画されている水俣川河口臨海部埋め立て事業において漁場や藻場の再生の計画中でありますし、今、答弁があったように漁場も回復をしてきていると。クルマエビなどの生息が確認されたということでございますが、今後長期にわたってどのような影響があるのか、大変危惧しているところがございますが、水俣川の状況はどうなっているのか、以上3点お尋ねします。

○議長（福田 斉君） 本山副市長。

○副市長（本山祐二君） 谷口議員の第2の御質問にお答えさせていただきます。

まず、水質汚濁防止計画における対策が十分かということでございますけれども、これにつきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、一条工務店から提出されました計画に対する対策につきましては、8月上旬に完了しております。ただ、これはあくまでも現時点までの把握された原因による対策と考えていただきたいと思います。思っております。

今後につきましても、引き続き関係部署と連携し、再度濁水が流出しないか、影響がないかというのを監視を続けてまいりたいと思っております。

次に、茂川川清掃計画書の内容等でございますけれども、これにつきましては、大雨によりメガソーラー造成地から流出しました土砂が川に堆積しており、特に茂川川の鍋滝、大久保砂防ダムへの堆積が多いことから、その箇所について、清掃を行うものとなっております。

具体的な清掃の内容についてですけれども、鍋滝では、下流にろ過材を設置し、デッキブラシで清掃を行うとともに、放水により堆積した泥を流し、8月22日に作業が終了したとの報告を受

けております。

大久保砂防ダムでは、水深が深いため、潜水士によりバキューム車で堆積した泥を吸引し、8月24日に作業が終了したとの報告を受けました。

しかしながら、2カ所とも翌日に確認を行ったところ、清掃時に攪拌されたと思われる泥が再度堆積していたため、引き続き清掃を要請しているところでございます。

今後も引き続き関係部署が連携し、監視を続けてまいりたいと思っております。

次に、現在の水俣川の状況はどうなっているのかということでございますけれども、私も仮庁舎から毎日見えますので、よく見ているところでございますけれども、現在の水俣川は茂川川と湯出川の合流部から水俣川合流部までの区間は、川石に泥が付着いたしております。また、水俣川合流部から河口部までの川の両岸ブロックには、汚濁水が流れた高さまで泥が付着しており、干潮時には境目がはっきり見えております。

川の水は満潮にはある程度きれいになったように見えますけれども、干潮時の川底が見えると、茶褐色になり、汚れが取れていない状況でございます。このような状況でございますので、湯出川、水俣川の汚濁状況が改善するまでは、引き続き監視を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 皆さんももうごらんのとおり、きれいだったあの水俣川の石畳がもう茶褐色になって、かなりかわいそうな印象がしております。

今後、長期的視野に立って、やはり専門的な汚染の環境影響調査が本当に必要になってくるんじゃないかないうふうに思っておりますので、今後、被害の状況によっては組合との補償問題とも出てくる可能性があるのかなというふうに感じております。

市としても市の発展、水俣への貢献を歓迎して協定を結んでいるわけですので、一条工務店はハウスメーカーとしても大変優秀な企業でありますし、メガソーラーの実績等もあります。うちの親戚の知り合いの方もこの一条工務店で家を建てようかなというような話もされておりますので、非常にすばらしい事業者だというふうに思っておりますので、これまでも真摯に対応して、対策を行っていただいておりますが、市としてもぜひこの漁業関係者等のアドバイザーとして、今後も両者と慎重に対話を重ねて、監視を続けていただきたいというふうに思っておりますので、これはもう要望にして終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、水天荘・水天山公園について、答弁を求めます。

関産業建設部長。

（産業建設部長 関 洋一君登壇）

○産業建設部長（関 洋一君） 次に、水天荘・水天山公園について、順次お答えをいたします。

まず、水天荘のこれまでの経緯はどのようなものかとの御質問にお答えします。

水天荘につきましては、国民の生活にゆとりが見え始めた昭和40年前後に、水俣市への観光客等が急増したこと、また、大型宿泊施設への需要が高まってきたため、国民宿舎の建設を計画、昭和39年度から建設に着手し、翌昭和40年11月25日にオープンいたしました。

その後、各種会議場や結婚披露宴、宴会場、レジャー施設として利用され、昭和52年には利用客が100万人を突破する施設となりました。しかしながら、観光に対するニーズの変化等により、昭和52年をピークに利用客は減少し続け、平成12年には廃止をいたしました。

平成14年にはインキュベーション施設みなまた環境テクノセンター水天山分室として活用を行ったところですが、平成21年にその役目を終えております。

その後、庁内関係課において、跡地利用の検討を行い、建物を解体し、跡地を再利用するところですが、解体費用に多額の負担が生じるため、現在は倉庫として使用しているところですが。

次に、水天山公園を含む周辺の土地の面積と市有地になった経緯はどのようなものかという御質問にお答えします。

まず、水天山公園を含む周辺の土地の面積につきましては、3万6,954.81平方メートルとなっております。そのうち、3万3,317.81平方メートルを市民の方より水俣市に御寄附いただき、水天荘を建設しております。

次に、今後の利活用についてどう考えているのかとの御質問にお答えします。

さきにお答えしましたとおり、跡地利用の検討を行い、建物を解体し、跡地を再利用するという方向性をまとめておりますが、解体費用に多額の負担が生じるため、有効に活用できていない状況にあります。また、隣接する水天山公園につきましても、不知火海を望むことができる絶好の眺望ポイントですが、下には閉館した水天荘の建物、急傾斜で危険である、観光客や市民が訪れる公園として利用しにくい状況がございます。今後もさまざまな視点から引き続き活用策を模索してまいりたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁いただきましたので、2回目の質問に入ります。

私も以前、水天荘の問題については質問させていただきました。そのときも、いい補助金があれば、解体して利活用したいとの前向きな答弁がいまだずっと続いているというところがございます。

水俣環境テクノセンター水天山分室として平成21年に役目を終えてはや8年です。現在は倉庫となっているということで、土地についても3万6,954平米、そのうち何と3万3,317、これが市民の方の御寄附でいただいているということでございます。何と市の土地は、10分の1ですね。

ほとんどが市の方が、水俣のために役に立つことならばどうぞ使ってくださいということで提供された土地なんです。ぜひとも活用できる検討をすべきではないかというふうに思います。

先々には、水俣環境アカデミアの研修生だとか、あるいはスポーツ大会誘致の際の宿泊施設等に安価で使えるような施設を民間活用でもいいですけども、そういったことをぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

新庁舎の建てかえもありますから、それどころではないんじゃないと言われるかもしれませんが、解体が早急にできなければ、まずは水天山公園の整備から私は始めるべきじゃないかなというふうに思います。

昨年、大きな木をシルバー人材センターの方が伐採の研修を兼ねて伐採していただきました。まだ一部、東側と西側になる部分が残っております。その後、私も何とかきれいになった、眺望がよくなったなということで、この切って置いてあった木の処理を市民の方にもお願いして、まきストーブ原料としてお願いして持って行ってもらったんですが、そういった経緯がありますけれども、まだ、きれいになっていない状況でもございます。公園内には展望台とか丸太でつくられた遊歩道、さらに公園の入り口には、水俣川柳会の川柳を刻んだ石碑が、私六十何個まで数えたんですけども、77基あるそうでもございまして、ああいったすばらしい川柳が刻んだ石碑もなかなかそんじょそこらにないんじゃないかなというふうに思っております。

上に行けば、不知火海を望めるすばらしい展望台も昔のがありますけれども、水俣の木である桜の花を水天荘の周辺において、そしてその公園の見晴らしのいいところには、水俣市の花であるツツジを植樹していただいて、ぜひそういったことができないか。そうすることによって、水俣病研究センターへ来られたお客さんもそこでよみがえったこの水俣の海と空と花を見ながら研修等もできるんじゃないかなというふうに思います。

全国でも、小さな市や町が地元で隠れたものを掘り起こして、人口の何倍もの観光客を呼び込んでいるところも多くあります。星空を眺める聖地とか、夕日を眺める聖地とか、そういったところが九州でも夕日の100選ということで、福岡県では桜井二見ヶ浦、佐世保では石岳展望台、あるいは大分では豊後高田市の真玉海岸等々、いろいろあります。

そしてまた水俣は、特に夕日もきれいなところですので、夕日を眺めるそんな場所に最適じゃないかなというふうに考えておりますので、ぜひ夕暮れどきに恋人と見たい夕日とか、初恋のまちづくりにつなげて、点じゃなくて線で、面でつないで、幅広く初恋のまちづくりにもいいんじゃないかなというふうに思っております。

解体ができるまでは、人が入れるような公園整備をぜひ進めていただきたいと思います。

人が入らないと、またもとの荒れ地になってしまいますので、ぜひ伐採されている木の処理をまずやってもらうこと、それから残された木の伐採をできないものか。

それと、先ほど危険であるということでありましたが、昔はそこがちゃんと公園になっていたわけですので、転落防止柵等が設置できないのか、以上、3点質問します。

○議長（福田 斉君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 谷口眞次議員の2回目の質問にお答えいたします。

水天山公園の整備なんですけど、これは予算的な面を伴うため、今後検討が必要かなと考えております。

しかしながら、例えば、木の伐採とか議員からありましたけど、前はシルバー人材センター、こちらのほうの新人研修としてやっていただいた。今後、シルバーだけじゃなくて、そのような機会があれば、伐採もできるかなと考えております。

それから、今お話の中でありました経費がかかる木の処分、まだ若干残っておって、また木の伐採したら、そういった木の処分がかかるんですが、これあたりも市民の方に呼びかけたり、あるいは湯の鶴温泉保健センターほたるの湯のまきストーブなどへの活用もできるんじゃないかなと考えております。

それから、転落防止柵なんですけど、今、ちょうど登り切ったところに柵があるんですが、これがもうぼろぼろの状態、手を置きますと、ぐらっといってしまう状態です。こういったものとか、あるいは周辺に柵も必要かなと思います。

そういったものとか、全体的な公園の整備等につきましては、水天荘の解体と合わせまして、いろんな視点から、その利活用を模索していきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 最後に1点、質問をいたします。

木の処分については、そのようにぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

ない物ねだりではなくて、以前あったものに息を吹きかけてやって、以前あったような公園への復元作業、これをぜひやって、生き返らせていただきたいという思いでございます。

次のステップのためにぜひそういった整備をやっていただきたいなど。その後の簡単な管理等については、やはり市民団体等の協力が必要不可欠ですので、アドプト制度などで管理をやってもらうような方法もできるのではないかというふうに思ひます。とにかく整備を少しでもしておかないと。そうすれば、解体後の民間参入等の期待もできるんじゃないかなというふうに思ひますので、ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思ひます。

最後になりますけれども、以前ありました恋路島の利活用の検討委員会のようなそういった委員会の設置をぜひ前向きに検討できないか、1点だけ最後にお聞きします。

○議長（福田 斉君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 3回目の質問にお答えをいたします。

これまでの水天荘の利活用につきましては、いろいろな形でいろいろな方面で議論されてきましたが、予算的な面もあり、有効な利活用に至っていないのが現状かなと思っております。

議員が御提案された検討委員会の設置も含め、今後、さまざまな視点から利活用について模索していきたいと考えています。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で谷口眞次議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時48分 休憩

午後1時28分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岩阪雅文議員に許します。

（岩阪雅文君登壇）

○岩阪雅文君 政進クラブの岩阪でございます。

通告に従い、順次質問してまいります。

まず、市長の公約の達成とその実現度について質問をいたします。

西田市長の誕生から4年目となり、輝く水俣を目指して市政運営に取り組んでこられました。2014年7月1日号の広報みなまたには、5つの目標を掲げ、抱負を語られておられます。

第1点目が活力あるまちづくり、2番目に市民が主役のまちづくり、3点目が医療福祉のまちづくり、4点目が子育てしやすいまちづくり、5点目が仕事のできる市役所づくりでした。

5つの目標、約30項目と多岐にわたりますが、市民がどれほどの実感を持たたか、評価はそれぞれとは思いますが、また、第5次総合計画における基本構想及び第2期基本計画の本年度最終年度を迎え、計画を1年延長されました。御承知のように基本構想、基本計画は自治体の将来像を示すいわば羅針盤のようなものですし、市長の公約、まちづくりへの理念が明確に示されなければなりません。

そこで、2点について質問をいたします。

1、任期最終年度として、市長の公約とその実現度についての見解はいかがか。

2点目、平成29年3月市議会定例会で、水俣市総合計画における基本構想及び基本計画について、計画期間を延長したが、計画を策定する上で平成30年度は重要な1年となると思うが、市長はどう考えるか。

次に、知的障害者小規模入所施設開設の陳情について、質問いたします。

本陳情は、平成28年12月定例議会において採択をされています。

市長は、本年度施政方針の中で、障害者福祉の推進について、水俣市の障がい者計画に基づき障害者の有無によって分け隔てされることなく、誰もが互いに人格と個性を尊重し合い、もやいの実感できる共生社会の実現を目指し、各種の支援制度を図っていくと表明しています。

陳情の趣旨は、就労事業所（通所施設）については充実しつつも、親の高齢化が進む中、長期入院などした場合、自宅で一緒に生活することができなくなり、市外の入所施設に入る以外方法がないので、子の将来に不安を抱いている。また、現在60才以上の該当する方が70名もおり、市外の福祉施設で生活する人以外は、ほとんど親か親族が面倒を見ているというものです。

最初の陳情から17年が経過しました。議会への陳情処理の経過及び結果について報告されていますが、以下質問します。

1、昨年12月市議会定例会で採択された陳情の処理の経過及び結果について、示されている課題はどのようなものか。

2、陳情者の現状をどのように認識し、その向上対策に市としてどのように議論し、具体的対策を講じていく考えであるか。

以上、質問いたします。

次に、海の駅・海の駅の開設と今後の具体的取り組みについて質問します。

海の駅については、国が目指す国民が海と親しむことを目的として、地方自治体のそれぞれの特長や個性を生かしながら、北海道から沖縄まで全国162カ所に設置され、国土交通省の施策として展開されていると言われていています。

本年度当初予算には、実施設計予算を計上しています。道の駅については、現在では全国1,100カ所以上に上ると言われています。運営主体も自治体や公社方式や指定管理者制度など自治体によって異なっているようです。会派では、昨年11月、東京都と神奈川県三崎市の2カ所の海の駅を視察しました。本市の海の駅への取り組みについては、昨年7月、議会への説明がありました。また、本年度の施政方針の中で、観光振興の一環として、水俣インターチェンジが開通する平成31年度までにエコパーク水俣、道の駅に海の駅を加え、ヨットの係留施設などを整備するとしています。また、今後の新たな物産の販売加工等を目指しています。

水俣市の経済、観光の拠点として大いに期待をしているところでありますが、以下、具体的内容について質問します。

1、道の駅・海の駅について、施設の規模、運営主体についてどう推進していく考えであるか。

2、施設建設に当たっての財源についてどう対処していくか。

3、加工、販売、販路促進について、関係機関との連絡調整は図られているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

(市長 西田弘志君登壇)

○市長(西田弘志君) 岩阪議員の御質問に順次お答えします。

まず、市長の公約の達成とその実現度については私から、知的障害者小規模入所施設開設の陳情については福祉環境部長から、道の駅・海の駅の開設と今後の具体的取り組みについては産業建設部長からそれぞれお答えします。

初めに、市長の公約の達成とその実現度について、順次お答えいたします。

まず、任期最終年度として、市長の公約とその実現度についての見解はいかがかとの御質問にお答えをいたします。

谷口眞次議員の御質問にもお答えしましたとおり、私は、市長就任に当たって、活力あるまちづくり、市民が主役のまちづくり、医療福祉のまちづくり、子育てしやすいまちづくり、仕事のできる市役所づくりの5つの目標を掲げ、初恋のまちづくりの推進、観光振興、市民との対話の促進、在宅介護・医療の充実、日本一親切な窓口づくりなど、約30項目にわたる個別目標を掲げたところであります。

そして、市長に就任してからの3年半で、これらの目標全ての項目について、着手、もしくは検討を進めることができいております。

例えば、中学生までの医療費無料化や、病児・病後児保育の実施など、施策として実現しているものもあり、これらを通して、5つの目標の実現に向けて、着実に歩みを進めることができているものと考えております。

しかし、例えば、高齢者が安心して暮らせるまちづくりなど、明確なゴールが見えにくく、たゆまぬ取り組みが必要な目標も多く、継続中の事業、検討段階にある事業等もございますので、これらについて、さらに取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、平成29年3月の市議会定例会で水俣市総合計画における基本構想及び基本計画について、計画期間を延長したが、計画を策定する上で平成30年度は重要な1年と思うが、市長はどう考えるかとの御質問にお答えします。

本市は、平成22年度に第5次水俣市総合計画をスタートし、基本構想に掲げる将来都市像、人が行き交い、ぬくもりと活力ある環境モデル都市みなまたの実現に向け、さまざまな施策・事業を展開してまいりました。

当初、第5次水俣市総合計画の計画期間は、平成29年度までとなっておりました。しかし、これでは、市長の任期の節目である平成30年2月から、次期計画のスタートまで約1カ月程度の期間しかなく、新たなまちづくりの方針や目標を共有し、行政目標に織り込んでいく作業に必要な時間をとることが困難であります。そこで、計画期間をずらすことで、すり合わせの時間を十分

に持つことができるよう市議会の議決をいただいて、計画期間を1年間延長することとしたところであります。

議員も御指摘のように、今年度、そして平成30年度は、第5次水俣市総合計画の成果検証のほか、新たな市政の方向性の検討、さまざまな意見の聴取などを進め、次期総合計画の策定に取り組むための大切な期間となるものと考えております。

今後、次期総合計画の策定に向け、着実に作業を進めてまいりますので、議員各位、市民の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（福田 齊君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 谷口議員の質問と多少ダブっている面がございますので、ちょっと角度を変えて、質問をしたいと思っておりますけれども、26年4月1日号には、市長の施政方針と抱負が載っていたわけですが、3年半で事業そのものが完成するというのはまず無理なことだろうと思っておりますし、医療費等の予算等については、予算の財源措置がとれば、すぐ手当てできると思うんですけれども、市長の西田カラーというのは、私は初恋のまちづくりや恋路島の利活用だろうというふうに思いますが、これらについてもまだ報告書が出たばかりで、これからだろうというふうには思います。

ただ、私、別の視点から思いますには、この3年半の間にそういった政策への取り組みについて、西田市長の理念、あるいは情熱、私たちも何年か今でもまちづくりは取り組んでいますけれども、いわゆるそういう取り組みに対する哲学といいますか、英語で言えば、ポリシーだとか、あるいはアイデンティティーとか言うそうですが、そういった姿勢が市民にどう伝わったかが一番課題だろうと思っておりますし、そういったものをどう伝えてきたかが一番、私はこれからにつながるポイントだろうというふうに思います。

そういうことで、質問ですが、この3年半の間に輝く水俣マニフェストを語られたときとすればですね、最初の抱負を語られたときの地区まわりから2回目だと思いますが、今回まわられたときの市長に対する市民の思いといたしまししょうか、理念といたしまししょうか、そういったものが伝わったというふうにお感じなのかどうか、その辺の印象をまずお聞きしてみたいと思います。

それから、26年の広報みなまたには、次のページに予算等も紹介をしてあります。その予算等について、ちょっと比較をしてみますと、一般会計の総額を141億9,000万というふうにしてございます。それから、人口が2万6,513人、結局、予算を市民で割るわけですが、市民1人当たりに使われるお金が、53万5,213円と細かく書いてございまして、ちなみに本年度で比較してみますと、予算総額は146億6,000万円、人口が2万5,200人、そうしますと、市民1人当たりの負担額が58万1,746円。

それと、水俣市のまち・ひと・しごと創成総合戦略の中では、特殊出生率の基準値を現在の

1.83から目標費の平成31年度までに2.07というふう目標をしているんですが、個別の施策は別として、この3年半の間に、このような変動があっているわけですね。人口にすれば、1,300人減少していますし、市民1人当たりの負担額は4万6,355円増加をしていると。いわば、債務負担行為や地方債を水俣市の人口で割れば、当然人口が減るわけですので、その負担額もふえてきていると。厳しい現状の中で、これは全国的な傾向とはいえ、特効薬はないとは思いますが。

それでも水俣市は、やはりそういう状況の中でも輝いてほしいという思いは市民共通の思いだろうというふうに思います。

そこで、先ほどの抱負を語った市報に出てきます輝く水俣を目指すに当たって、あるときは大胆にやり直し、その積み重ねの結果として、輝く水俣を目指すとしていますけれども、私は非常に好きな言葉ではあるんですが、この3年半の政策推進に当たって、こういった大胆にやり直すものというのは、何かあったのかどうか。心象的な質問で申しわけないんですが、この2点について質問をいたします。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 2点ございました。

1つは、私の理念と申しますか、まちづくりの理念、ポリシー、そういったものがきちっと市民に伝わっていた感覚があるのかというふうな御質問だったかというふうに思っております。

私、この3年半、一貫した思いのもとに市政運営に取り組んできたところでございます。その思いは、先ほどから出ております未来に向かって輝くまち、そういったもの、そして最近では、それに付随しまして、新しい水俣という言葉も使わせていただいております。

私、44歳のとき市会議員に出たんですけど、そのときにまず1枚の紙に書いていったのが、水俣の子どもたちに水俣に生まれてよかった。水俣はよかとこばいと胸の張れるような、そんなまちをつくりたいということで、44歳のときに市会議員に出ました。今、市長になりまして、もうその思いはほとんど変わることなく一貫しております。そういったものをまちづくりに考えております。

当然、今運営しているので、今の市民の生活を考えながら、次の世代にもきちっと水俣を残していく、誇れる水俣を残す、そういったものを考えながら、施策を進めて、バトンタッチはきちとした水俣を次の世代に残したいなというふうに思っております。

その気持ちは、市民の方に少しずつお話をさせていただいておりますけど、まだそういったものは、全体的に広がっているという感じはございませんけど、ぜひこういったものを地道に伝えていきたいというふうに思っているところでございます。

そして、3年半でやり通したというふうな事業があるかということでございますけど、項目は

もう30項目ぐらいは全部手をつけて、結果が出ているものもございますし、今進行形のものもございす。環境大学というものがあつたんですけど、今、それを水俣環境アカデミアというものに大きくかじを切りました。そして、それに付随して、いろんな政府機関の移転だったり、大学との連携も結びました。それが次に必ずつながっていくというふうに思っておりますので、それは、まちづくりの大きな一つのものになったというふうに思っております。

あとは、これは途中から入ってきましたけど、今議論しております市庁舎の問題でございますけど、これを今回決めさせていただいて、次の4年間で完成をぜひしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（福田 齊君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 表明をされたわけですので、引き続き努力していただければと思います。

次に、この総合計画の期間延長の件ですけども、これは市長の任期と連動させて、基本計画、市長の政策を一体的に管理する狙いだらうというふうには思いますけれども、私は平成27年度6月定例議会で、第3次総合計画に当たって、市内の地域別計画の策定や、第2期基本計画に基づく実施計画の策定について、提言をいたしました。

地域計画についてですが、市内を7地域に分けて、地域の特性や個性を生かしながら、住民みずから考える計画として、私は大切なことだというふうに提言をいたしました。今後、取り組んでいきたいというお話はされたんですが、私はやっぱり今度、地域懇談会も7カ所でされて、終わられたようですけども、この住民の方々が興味を持って、これらに参加するというのは、やはり地域の方々が自分の地域をどういうふうにするかという思いが、自分たちの手で作ったものであれば、もっともっと興味を持てるというふうに考えるわけですけども、市がつくったものやっってくださいということではなくて、そういう見方をすると、この地域懇談会、あるいは地域の住民の意見聴取というのも今後変えていく必要があるんじゃないかなと思います。

といいますのが、さっき大胆なことをやりたいというようなお話もありましたけれども、やっぱり具体的に言えば、中学校区あたりの地域協議会のようなものをつくって、その中で地域の課題とか、住民が関心あるもの、何でもいいと思うんですね。そういったものを出し合ってもらって、その中から、地域の意見を吸い上げていって政策に反映するといったふうに変えていかなければ、今のような地域懇談会では、やはり通り一遍に終わるし、十分意見を述べることができなかつた、聞いていただけなかつたという考えもあるようですので、さまざまだろうと思いますけれども、私はそういったことが今後必要だなというふうに思いますけれども、その点について質問をいたします。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 総合計画をつくるに当たりまして、いろんな意見聴取が必要だというふう

に思っております。今、御提言がございました校区ごとにそういったものをつくって意見聴取する場、そういったものもぜひ検討もしたいと思っておりますし、地域懇談会とそういった意見を吸い上げる場はちょっとすみ分けをしていきたいなというふうには思っております。

地域懇談会は、いろんな意見を聴取することもございますけど、現状だったり、今からの政策について、お示しするのも、また地域懇談会の一つの役割だというふうに思っておりますので、この総合計画等をつくるに当たりましては、いろんな手法として、また参考にさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、知的障害者小規模入所施設開設の陳情について答弁を求めます。

川野福祉環境部長。

（福祉環境部長 川野恵治君登壇）

○福祉環境部長（川野恵治君） 次に、知的障害者小規模入所施設開設の陳情について順次お答えします。

まず、昨年12月市議会定例会で採択された陳情の処理の経過及び結果について示されている課題はどのようなものかとの御質問にお答えします。

昨年12月に採択された陳情の内容は、知的障害のある子どもを持つ家族会「水俣市手をつなぐ育成会」から、子どもの将来を不安に思うため、知的障害者小規模入所施設を早期に開設してほしいということでありました。その課題につきましては、主に事業実施の財源の問題と施設設置における人員、設備、運営等非常に高い指定基準にあります。

まず、施設の設置に適した土地を購入し、そこに建物を建設することになりますが、費用の面から国・県の補助制度を活用したとしても、市で施設を開設することは、現在の水俣市の財政状況においては非常に困難であります。

さらに、施設開設後の運用については、新たに専門技術者を雇い入れる必要があり、施設の維持管理等も含めると多額の費用がかかります。また、施設やサービス事業に係る指定基準につきましても、人員配置や設備、運営に関する要件が、法律改正のたびに基準が高くなっており、それを満たさなければなりません。

次に、陳情者の現状をどのように認識し、その向上対策に市としてどう議論し、具体策をどう推進していく考えであるかとの御質問にお答えします。

水俣市の知的障害者の現状については、療育手帳を持った方が357名おられ、その中でも、60歳以上の高齢の方は77名となっております。また、入所等の福祉サービスを利用されている知的障害者の状況は、障害者福祉施設への入所者が37名、グループホーム入所者が22名で、合わせますと59名いらっしゃいます。このうち18名の方が市内にあるグループホーム5施設に入所しており、それ以外の41名の方は水俣市外の施設やグループホームを利用されている現状となっております。

ます。

障害の重度化や高齢化、親や親族亡き後のことを考えますと、見守っておられる御家族にとって、将来に不安を持っておられる方も少なくありません。しかし、現在のところ本市においては、知的障害者が利用できる入所施設はありません。ただし、グループホームにつきましては、これまでに市内に1カ所であったのが、平成23年から26年にかけて、民間事業所により新たに4カ所設置されております。この設置した事業所の性格や利用者等から、現状は、知的障害者以外の障害者の利用が多い状況となっておりますが、制度上では知的障害者の方も利用することができます。

平成18年に障害者自立支援法が制定されて、身体、知的、精神の3障害が一本化されました。さらに、自閉症や注意欠陥性多動性障害などの発達障害、脳に損傷を受けたことによる高次脳機能障害など、障害の範囲はどんどん広がっており、現在の障害者総合支援法では、新たに難病の方も福祉サービスの利用ができるようになりました。

このように、現在では、障害の種別に関係なく、施設やサービスを利用できる制度になっております。

したがって、障害の種別によって施設の利用を拒むことはできませんし、知的障害者のみに限定した施設やグループホームを新たに設置することも難しいと考えられます。

市としましては、これまで既存の施設やサービスを行っている事業所へ別の新たなサービス指定の取得や充実したサービス内容の提供等を勧めております。また、在宅においても、知的障害者が住みなれた地域で自立し、安心して生活できるような環境整備に努めております。

今後も多様化している利用者のニーズに対し、効果的かつ効率的に対応でき、施設の運用面でも高いノウハウを持った民間事業所等へ入所施設やグループホームの整備促進を働きかけるなど、国や県、関係団体との連携を図りながら進めていきたいと考えています。

○議長（福田 齊君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 最初の平成12年の陳情から17年というふうに申し上げましたし、今のお話を聞いてみると、なかなか公立でもあるいは私立でも難しいのかなというふうな印象を受けておりますけれども、やはり当事者になれば、切実な思いがあろうというふうに思っております。

ですから、不可能でもいいから陳情をされているというふうに受けとめるのかなとも思いますけれども、だからといってやっぱり諦めるわけにはいかないんじゃないかなという気もいたします。

この知的障害者の療育手帳を持った方々も、この25、26、27年ですか、この3年間で128人増加をしているということでございます。就労支援施設については、わくワークみなまたなど、少しずつではありますけれども、充実をしてきているということは聞いております。

ただ、小規模入所施設については、先ほどグループホーム等を4カ所開設されると言われていますけれども、どうしても精神、あるいは一般障害の方々と違って、知的障害者の方々は特別な扱いが要するというふうなことで、なかなか同一に生活もできない。あるいは就労支援についても、格差が出てきて、やめる方も出てきているというふう聞いております。そういうことを考えますと、どうしてもやっぱりこの知的障害者の方々の入居施設というのは必要であろうというふうに、私はやっぱりお話を聞いていると切実に考えるわけです。

これはもう就労支援施設についても同じことなんですけど、この件については、まだ触れませんが、要するに障害者支援法が一本化されて、そこに伴う弊害というのも出てきているのも事実ですので、よくその辺は関係者に聞いていただきたいというふうに思います。

ここに2015年度行政説明会の資料として、障害保健福祉施策の動向というもの抜粋がございます。これは昨年の3月厚生労働省の社会援護局、障害保健福祉部障害福祉課というところの説明会があったようですが、その中に地域生活支援拠点等の整備についてという項目等がずっとございます。まずこの辺についてお尋ねをしていきたいと思うんですが、障害者の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能、つまり相談とか体験機会、緊急時の受け入れ、対応専門性、地域の体制づくり等、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供を構築することというふうになっております。

そこで、第1点目ですけれども、この生活支援拠点整備について、今後どう取り組まれていくつもりか。

それから、第2点目に、生活支援拠点整備について、推進モデル事業というのまであるんですね。平成27年度予算額で2億5,000万の予算があっているわけですが、こういったモデル事業を国庫補助事業、2分の1補助というふうになっています。こういった地域の生活支援拠点整備に提示されているようなこういったモデル事業になぜ手が挙げられなかったのか。

それから、明水園、あそこは重度心身障害者施設になっていますけれども、明水園との連携といたしましょうか、方策について、検討はできないのかどうか。その3点について、第2質問といたします。

○議長（福田 齊君） 川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 今、岩阪議員から2回目の質問、3点ございました。

まず、地域生活支援拠点等整備事業につきましてでございます。

先ほど、議員のほうからもお話がございましたが、この事業は障害者の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、拠点等に必要とされる機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することということになっております。

この拠点に必要とされる主な機能は、短期入所等の緊急時の受け入れや対応、24時間体制の相

談支援機能、自立訓練等の体験の場、人材育成のための研修の実施、コーディネーターの配置などとなっております。その事業形態につきましては、地域を支えている障害者施設等に機能を付加した整備の多機能拠点整備型と地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を整備する面的整備型と、この二通りあるそうでございます。

この地域生活支援拠点等整備事業にどう取り組んでいくのかということですが、平成32年度までに各市町村、または各圏域に少なくとも1つを整備するよう国から通知がっております。

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進していくために、水俣・芦北圏域の自立支援協議会において、検討をしております。今年度、見直しをします市の第5次障害福祉計画の中でお示しをしていきたいと考えております。

現在のところ、1市2町の水俣・芦北圏域において、地域資源を活用した複数の機関が分担して機能を担う面的整備型で体制を整備していく方向で検討を進めております。

2点目のモデル事業について、どう検討したのかということですが、

このモデル事業では、全国で9つの自治体が先行して実施をされました。国庫補助2分の1の補助事業となっておりますけれども、主に緊急時の受け入れなどの支援体制づくりに関するソフト的な整備が中心で、施設整備については、付加機能の追加程度の整備が対象となっております。

多くの障害福祉サービス事業においては、水俣・芦北圏域において取り組んでいる現状です。特に新しい事業に関しましては、圏域の委託相談支援事業所を中心に福祉サービス事業所、障害者関係団体等で構成されている水俣・芦北地域自立支援協議会、こちらのほうに諮った上で、実施をしております。今回、申請するに当たりましては、十分な時間もなく、また芦北町、津奈木町の意向の確認も必要であったため、見送っております。

3番目の明水園との関係、明水園での対処等についてでございます。明水園は、児童福祉法に基づく重症心身障害児施設として、昭和47年12月に水俣病認定患者対応の授産施設を併設した複合施設として設立をされております。昭和52年に授産施設を廃止して、平成24年の児童福祉法の改正によりまして、障害福祉サービスの療養介護施設に変わっております。

設立当初から、施設入所は水俣病認定患者の方のみとなっており、現在のところ、知的障害者の方は入所できない状況となっております。

○議長（福田 齊君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 当初、申し上げましたように、資金も要るし、いろんな人的整備も要るということで、なかなか民間も公的機関も手を挙げにくいというのが水俣の実情であろうと思いますけれども、こういった事業もあるとすれば、今のようなモデル事業があるとすれば、やはり今後も積極

的に目を通していただいて、取り組んでいただきたいというお願いをしたいなと思います。

市長か部長かわかりませんが、28年12月定例議会の答弁では、全国の市町村で住みやすさを総合評価した水俣の全国ランキングというのをPRされています。交通とかそういったことも抜粋しましたけれども、特に医療環境は人口10万人当たりの病院数が96.4となっており、県内第1位としています。そのほか、保育環境、待機児童数、過去10年以上ゼロとなっています。病児・病後児保育施設や学童施設があるなど、充実をしているというふうに水俣市の住みやすさのPRをされていますが、確かに、その面から見れば、住みよいかもかもしれませんけれども、でもこういう方々の立場からすれば、決して住みよいと言えるのかどうかというのは、非常に私、心もとないところを感じるわけですね。そうしますと、今後のまちづくりについても、そういった全体を通して、マニフェストの中の2番目にも入っていましたが、福祉のまちづくりについては、やはり細部にわたって目を通していただいて、目の行き届くような政策というのを私は通していただきたいなと思います。

知的障害者のみに特化された施設、グループというのは、実は近隣を見てみますと、市町村では、公立、私立を含め、熊本市、それから八代市、人吉市、出水市、芦北町にあります。残念ながら水俣がないということを言いたいんですが、ぜひ今後、市町村にもこういった補助事業もありますので、きっかけづくりとしてでも結構ですので、まずそういったものに取り組んでいただきたいというふうに要望して終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、道の駅・海の駅の開設と今後の具体的な取り組みについて、答弁を求めます。

関産業建設部長。

（産業建設部長 関 洋一君登壇）

○産業建設部長（関 洋一君） 次に、道の駅・海の駅の開設と今後の具体的な取り組みについて、順次お答えします。

まず、道の駅・海の駅について、施設の規模、運営主体についてどう推進していく考えであるかとの御質問にお答えします。

平成30年度の南九州西回り自動車道水俣インターチェンジの開通、また、今年度、熊本県が行う水俣港内の浮き桟橋整備に合わせて、現在の観光物産館まつぼっくり、食事処たけんこに隣接する熊本県の港湾用地内に、新たに道の駅・海の駅の中核となる施設の整備を計画しているところでございます。

施設については、地元農産物・水産物等を販売・加工するスペース、情報発信スペース、トイレ等のある主要施設と雨天時でもイベントや休憩ができる大屋根施設の整備を計画しており、各施設の規模等の詳細については、今年度、実施設計を行うこととしております。

また、運営主体についても、今年度の実施設計、来年度の整備工事と並行して、水俣市漁業協同組合、JAあしきた、近隣の物産館の運営事業者等にアドバイスをいただきながら、その方向性や選定方式について検討を行い、運営主体を決定したいと考えております。

次に、施設建設に当たっての財源についてどう対処していくかの御質問にお答えします。

道の駅・海の駅の中核となる施設の整備に当たっては、多額の整備費用が必要になるものと思われれます。現在、来年度の財源確保に向けて、できる限り国や県の補助金等が受けられるよう関係各所へ要望・協議を行っているところでございます。

次に、加工、販売、販路促進について、関係機関との連絡調整は図られているかの御質問にお答えします。

整備を予定しております施設については、現在の観光物産館まっぼっくりより、物産販売スペースを広くする予定としており、また、それに加え、バックヤードには、農産物・水産物等を加工するスペースを設置することを計画しております。

施設の整備に伴い、地元の生産者から、多くの農産物、水産物等を集荷し、加工・販売していく必要があるため、今後は、そのシステムづくりはもちろんのこと、関係機関との連携・協議を図ってまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 先ほどの谷口議員の質問とも重なるんですけども、当初、私、昨年7月の全員協議会で説明があったとき、何となく海の駅と言いながら道の駅のようなふうにも聞こえるし、純粹にいつて海の駅だけかと思っていたら、海と道がくっついたような形になっているような話のようで、質問が海と道くっついてしまったんですが、私たちが視察したのは、東京都と三浦市であり海の駅そのものですので、それについて、ちょっとお話をしたいと思っておりますけれども、よければ水俣が海の駅・道の駅が相乗効果を発揮すればいいなど大いに期待はしますけれども、自治体によっていろいろ運営主体というのも変わってきてはいるようです。

道の駅といいますのは、ドライブ中の休憩所としてまず始まったわけですけども、近年では、地元の農産物あるいは土産品あるいは販売に限りのある地域の核として、地域づくりの目玉として温泉や農場、遊園地など、体験型の道の駅が広がってきているということでございます。

ここに日経新聞の2017年8月5日の新聞があるんですが、これには、日本全国を西と東に分けて、1位から6位までの紹介をしてあります。東の1位が宇都宮市の「うつのみやろまんちっく村」とかいて、広大な農場で広いところが道の駅を兼ねている。それから、東の2位が、また千葉県鋸南町だそうですが、道の駅を兼ねてお泊まりをするように廃校を利用しているとか、西の2位が京都の丹後市、丹後王国ということで、動物を置いて、「食のみやこ」とくっつけてやっている。いろんな形で紹介をしてございます。

もう二、三紹介しますが、東の3位が「おんねゆ温泉」、北海道北見市だそうです。それから、4番目に静岡県の「伊東マリンタウン」で、遊覧船を運航している。西にまいりますと、「神戸フルーツフラワーパーク大沢」とか、このように単なる道の駅ではもう通用しないというふうな事例だろうというふうに思います。そうしますと、単純に考えましたときに、今現状を考えていただきたいんですが、水俣市のエコパークにある道の駅とくつついて、果たしてどこまで発展していくんだらう、活性化につながるんだらうということについて、多少不安を覚えないういわけでもないわけですね。こういった事例を見ますと、特にそういうふうに思います。

とりあえず、嘆いてばかりいられませんので、提案として先ほども出ましたけれども、あそここの公園がリニューアルされましたばかりですが、ああいう公園をとりあえず大型化をすとか、もっと大きなものをつくるとか、あるいは冬場のイルミネーションをやっているしやいますけど、ああいったものをもっと活用する方法、連動して道の駅の開店時間の延長をすとか、それから、以前、私、スポーツのパンフでスポーツと観光、「だから水俣」というこのパンフについても質問したんですけれども、こういったものを組み合わせるとか、要するに単なる海の駅・道の駅ではもう通用しないということで、現在あるものをどういうふうに生かしていくかというものをまず考える必要がある。

それから、現在のを見ていますと、中に展示してある野菜販売等、要するによその道の駅を見てわかるように、じゃあ水俣の道の駅が現在そういうふうな状況にあるんだらうかというふうになると、非常に心配をいたします。

ですから、野菜の継続的な供給あるいは多種品目にわたっての供給というのは可能かどうか、こういったものを考え合わせますと、ただ海の駅ができて、道の駅とくつついたから、発展するんだという希望ばかりではどうだろうというふうな気がしますので、できましたら、こういったものを合わせて、先ほど出ましたけど、エコパークを中心として県ともやっぱり打ち合わせをしまして、もうちょっとそのビジョン、活性化ビジョンといいましょうか、そういった青写真をつくってみるべきじゃないかと思いますが、その点をまず1点お尋ねをいたします。

それから、次に財源の問題なんですが、一番ここが私、問題だと思いますね。三浦市の場合、運営主体が三浦海業公社というのをつくって運営をしておりました。ただし、この海の駅については、国からの助成はゼロ%だということでした。県が25%、市が26%、残り49%を民間から調達をしたと、まあ100%になるわけですが。ですから、補助事業だけでなく、民間からも調達をした上で設立したという経緯を考えますと、水俣はそこまでの意欲とか広がりとか展開とかいうのは、ただ補助事業とどっか国からの補助を引っ張ってこようということじゃなくて、そこまでの意欲といいましょうか、展開を考えていらっしゃるのかどうか、それが2番目ですね。そういうことで、とりあえず2点質問をしておきたいと思います。

○議長（福田 斉君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 岩阪議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

ただ、道の駅に海の駅をくっつけただけじゃどうかと御心配していただいているんですけど、今回、国道から来ていただくのに合わせて、ビジターバスという県のほうで浮き栈橋を設置、整備していただきますけど、海のほうからも来ていただける。それから、岩阪議員から御提案がありましたエコパークを活用して、エコパークに本市が整備する予定の道の駅、海の駅の施設周辺にはバラ園とか各種スポーツ施設、それから竹林園、親水護岸、それから施設で言いますと資料館とか、環境センター、情報センターとかがございます。

これらの施設と連携しながら、まず1つは道の駅・海の駅をつくっていかうということで考えております。

もちろん、今言われた体験型の道の駅・海の駅にもエコパークを使えば、もっと広がりができるんじゃないかと考えております。

それから、先ほど1次で申し上げましたが、財源の話ですけど、財源は国・県、結構お願いを要望しながら、ようやく道筋がついたところでございまして、あと運営につきましては、生産者組合、漁協とかJAとかそういった方々にアドバイスとかいただきながら、どうやって持っていこうかなということで、今、検討作業に入っております。

将来的には、いろんな形があると思います。今、多分水俣で運営をやっておりますけど、これをどこか指定管理をするとか、PFIとか、あるいは公設民営、民間に任せる方法もありますし、そういったのは今から実施設計に入っていきますので、並行して運営のほうについてもいろんな方面、成功していらっしゃる道の駅あたりにもアドバイスをいただきながら、決めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 民間から調達するかどうかは、まだ返事がありませんでしたが、それはともかく頑張ってくださいと思いますけれども、要はやっぱり財源によって規模も随分違ってくると思いますね。つまり、大きさだとか、取り扱う品物とか。ですから、この財源の問題については、やっぱり頭の痛い問題であろうと思いますけれども、積極的に調達をしていただきたいなと思いますね。

それと、やっぱりイベント等もあそこでできる時期のものというのは、あそこのほうに集約してほしいという、あそこに新鮮市に来ていらっしゃる方々も言われるんですが、イベント等も同じようにやっていただければ、もっとにぎわうんだがなというような話もございますので、そういったものを全体的に考えて、三浦市などはこういった活性化ビジョンというのをつくってい

らっしゃるんですね。ですから、こういったものを将来の構想というのを青写真をつくらないと、ただ道の駅がリニューアルされたところで、箱物がふえるだけで、維持費に困ってしまうというようなことになってはいけませんので、ぜひこれから十分考えていただきたいというふうに思って要望にかえさせていただきます。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で岩阪雅文議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午後 2 時25分 休憩

午後 2 時34分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高岡朱美議員に許します。

（高岡朱美君登壇）

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美です。

本日、最終ランナーとなります。お疲れとは思いますが、前向きな御答弁を期待いたします。

ことしも世界中で地震、風水害、異常気象による被害が多発しております。

社会福祉協議会が準備してくださるボランティアバスで、福岡県の朝倉市に行っていました。現地は、言葉を失うような光景で、今現在も生活再建のめどは立っていません。まだ、5人が行方不明のままです。

一方で、泥出し作業にもくもくと汗を流すボランティアの多さ、そのボランティアをてきぱきとさばく社協センターの采配ぶりにも感心をいたしましたけれども、この姿は被害に遭われた住民の心を折れさせない力を持っていました。明るい顔で手を振って別れる被災者の姿を見て、生きる力の源が何なのかがわかった気がしました。

一方、震災から6年たった福島県に初めて足を運ぶ機会をいただきました。ここでは状況は全く違っていました。毎年、収穫の喜びを味わっていた広大な耕作地には、フレコンバックの山が延々と築かれ、既に避難解除をされたはずのまちの中も人を寄せつけない空気が満ちていました。

原発事故がなければ、既に再び収穫の喜びを感じていたと思います。これほどに罪深いことがあるのだろうか。ただただ怒りを覚えました。この罪を再び繰り返す可能性を持つ決定が1つ、2つと繰り返されている今の日本に大きな危惧を覚えております。

「安らかにお眠りください、二度と過ちは繰り返しませんから」原爆慰霊碑に刻まれた言葉です。この言葉を何度も裏切りながら、ことしようやく被爆者の悲願である核兵器禁止条約が実り

ました。世界の多くの国が被害者の声に真剣に耳を傾け、想像力を働かせ、学んだ結果だと思えます。戦争で、原発事故で、災害で、生きる気力を失いかけた人が再び立ち上がろうという気持ちになれる社会、過去に謙虚に学ぶ社会にするために、さらに力を尽くす決意をいたしました。

以下、質問に入ります。

大項目 1、重要性増す消防団をより強化する取り組みについて。

- ①、近年における水俣市消防団員数の推移、職業構成、平均年齢はどのようになっているか。
- ②、団員が年々減る傾向について、その原因をどのように分析しているか。
- ③、東日本大震災などをきっかけに平成25年、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行された。これを受け、水俣市が新たに取り組んだことは何か。
- ④、消防格納庫の整備については、水俣市の基本的な考え方はどうか。

大項目 2、水俣市立図書館の現状と情報化社会にふさわしい図書館づくりについて。

- ①、文部科学省は、図書館法に基づき公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準を定めている。これに照らしたとき、市立図書館の課題は何か。
- ②、市は、平成19年から日本一の読書のまちづくりを推進してきた。その推進役として市立図書館はどのような取り組みを行い、どのような成果や変化を感じているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 高岡議員の御質問に順次お答えします。

重要性増す消防団をより強化する取り組みについては私から、水俣市立図書館の現状と情報化社会にふさわしい図書館づくりについては、教育長から、それぞれお答えします。

初めに、重要性増す消防団をより強化する取り組みについて、順次お答えします。

まず、近年における水俣市消防団員数の推移、職業構成、平均年齢はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

過去5年間の水俣市消防団員数の推移としまして、平成25年4月1日時点で491名、平成26年4月1日、478名。平成27年4月1日、470名。平成28年4月1日、483名。平成29年4月1日、477名となっております。

次に、職業構成は、農林業や漁業などの第1次産業に勤務されている方が4%、製造業や建築業など第2次産業に勤務されている方が40.5%、サービス業などの第3次産業に勤務されている方が46.5%、その他9%となっております。

また、企業へ従事している方などの被用者の割合が88.5%、自営業の代表者など、被用者でな

い者の割合が11.5%となっております。なお、平均年齢につきましては、平成29年4月1日現在で38歳であります。

次に、団員が年々減る傾向について、その原因をどのように分析しているかとの御質問にお答えします。

団員減少の原因として、団員の高齢化に伴い退団者が増加する一方で、若年層の方々の入団が少ないことや、入団後、早期に退団される方がいることが原因だと考えられます。その理由としては、消防団活動と仕事との両立が難しいこと、地域へのかかわりが希薄になっていることなどが考えられます。

今後、消防団の活動の必要性や魅力を幅広く広報しながら団員確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、東日本大震災などをきっかけに平成25年、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行された。これを受け、水俣市が新たに取組んだことは何かとの御質問にお答えします。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行に伴い、配備した装備として、平成26年度は、第6分団第12部の小型動力ポンプ付積載車の更新、平成27年度及び平成28年度は、トランシーバーなどの装備を配備しました。また、本年度は、水俣市消防団本部において、全消防団を対象に現地に出向き、資機材の点検を実施し、消防団が不足している装備の調査を行っております。

なお、本年度装備するものとして、第3分団第5部の自動車ポンプ車両の更新やデジタル簡易無線機の配備などを実施する予定であります。

次に、消防格納庫の整備については、水俣市の基本的な考え方はどうかとの御質問にお答えします。

本市では、水俣市消防団格納庫等整備事業補助金交付要綱を定めており、格納庫や詰所等の新築、増築、改築及び修繕等に対し、補助金を交付しております。補助金の限度額は、格納庫、詰所にかかわるものについては100万円、シャッター等の修繕については50万円を限度額としております。

今後も引き続き、本補助金制度を活用して、計画的に格納庫の整備に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 2回目の質問をさせていただきます。

近年のたび重なる自然災害で、避難誘導、救助活動、搜索活動などで活躍する消防団の姿は誰の目にも頼もしい存在となっております。それとともに、東日本大震災、水俣では平成15年の土

石流災害で避難を呼びかけ、責任を全うされた消防団員の多くに犠牲が出ており、危険を伴う仕事でもあります。

御承知のとおり、地域の消防団のすごさは、即応力、動員力、地域密着力です。

熊本地震で大きな被害が出た西原村で聞いた話ですけれども、布田川断層に近い大切畑地区では26軒の家屋のうち、9割が全壊をしました。本震後、集落の消防団員を中心に、全壊した6軒の家に閉じ込められていた9人全員を無事に救出しました。真っ暗闇の中、ヘルメットにつけた懐中電灯と、ジャッキ、チェーンソーを頼りに3時間という短時間でなし遂げたそうです。

なぜこのような救出劇ができたのかといいますと、もともと断層があるとわかっていた地域でしたので、事態を想定した訓練を日ごろからやっていたということと、消防団が一軒一軒の事情を全て把握していて、家人が寝ている場所を特定できたからだといいます。一刻を争う救出活動において、まさに地域消防団の本領を発揮した形です。

ここまではいかずとも、消防団は自分が住む地域のどこが危険で、どこに災害弱者がいるのかということを知り尽くしています。消防団が機動的に動くことで多くの助かる命がある。このことが再認識され、決して絶やすことなく、より強固にしていかなければならないということが叫ばれて、平成25年に議員立法により全会一致で成立したのが、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律です。

この法律の第8条にはこのように書かれています。

国及び地方公共団体は、全ての市町村に置かれるようになった消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることに鑑み、消防団の抜本的な強化を図るため、必要な措置を講ずるものとする。このように、防災のかなめとして消防団以上のものはないんだ、絶対に守り、強化させなくてはならないと強い決意を国、自治体に促しております。この背景に、団員の数が年々減ってきていることへの危機感があることは先ほどのお答えの中でもあったとおりです。

水俣市消防団の定員は530人です。徐々に減って、現在477名、そのうち被用者の方が88.5%、ほぼ9割とのことです。これは全国的にも同様の傾向で、昭和40年に約133万人いた団員が平成25年にはおよそ87万人になる一方、被用者の割合が26.5%から71%へと大きく伸びています。また、平均年齢は水俣では38歳ということでしたけれども、全国平均は41歳となっています。

団員が減ってきた原因について、仕事との両立の難しさや地域とのかかわりが希薄になっている点を挙げられました。この点については、法律では次のようなことを強化して入団を促進しなさいというふうに言っています。

1つが、意識啓発、2つ目に公務員の加入特例、3つ目に事業者の協力と協力を得るために自治体が財政上、税制上の優遇措置をとること、4つ目に消防団員の処遇改善、5つ目に装備の改

善、6つ目に教育訓練の改善と標準化です。

この中で、装備については徐々に改善させてきているとのことでした。しかし、だからといって団員がふえることには直結しません。このことについて、法律施行後に、全国で団員数を3桁にふやしているところが数県ありまして、そこに聞いてみました。どのように団員数をふやしたのかお尋ねしました。いずれも女性の登用を積極的にやっている。また、機能別団員の制度を取り入れたというものでした。何をすれば水俣の団員がふえるのかということは、まずは現場の声をよく聞く必要があると思います。

そこで、1点目の質問です。若い人が入団を拒む理由について、これまで本格的な意識調査をしたことがあるか。

2点目です。もしないのであれば調査を実施した上で、今後の消防団強化に生かすおつもりはないかお尋ねをいたします。

3つ目に、格納庫の整備補助についてお尋ねします。

現状では補助額は最大100万円、軽微な修繕では50万円ということです。格納庫の新築には1,000万円以上かかるケースもあると聞いています。補助額以外の900万円は地域から寄附を集めて充てる、団によっては積み立てをしていて地域の寄附と合算して賄うところもあると聞いております。この考え方について聞きたいと思うんです。

消防団は、市が設置する非常勤の特別職地方公務員という位置づけです。だからこそ必要な装備や手当は自治体から出ています。では、格納庫はどのようなのでしょうか、ポンプ車が支給される以上、その長寿命化、出動準備のために絶対に必要なものです。その絶対に必要な施設の設置、維持補修が支給の対象ではなく、地域任せ、あるいは団員の報酬の一部を充てるというやり方について、少し違うのではないだろうかという疑問を覚えております。

複数の自治体に聞いてみましたが、団員の処遇、装備、格納庫に対する補助額などは、それぞれかなりの幅があります。格納庫の考え方は、水俣式のところもかなり多いんですが、格納庫と詰所は設置者である自治体が準備するものという考えから、土地の買い上げ、建設、維持補修を全部自治体でしているところもあります。

出水市がこういう考え方でやっていらっしゃって、出水市だけなのかと思って、阿久根市、鹿児島市にも尋ねてみましたが、やはり同じように市が管理するものという考え方をお持ちでした。

私は、消防団が非常勤の公務員であるということや、今求められている役割を考えたときに、出水市の考え方が理にかなっているように思えてならないんです。このことについて、市のスタンスを改めるお気持ちがないか。

以上、3点をお尋ねいたします。

○議長（福田 齊君） 帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） 私のほうからは、まず高岡議員のほうから御質問のありました1点目、2点目の件につきまして、お答えしたいと思います。

まず、消防団員を対象にした意識調査アンケート、こういったものを行っているかということでございますけれども、現在のところ、これまで団員を対象にした意識調査というのは、実施したことはございません。

2点目に、今後、そういった調査等を実施する予定等はあるのかという御質問でございますけれども、これにつきましては、各消防団員にとりまして、新入団員の確保というのは大変重要な課題であると認識しております。そういった中、消防団の幹部の方々との会議、こういったような中で、意見交換をするなどしながら、まずは状況の把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、市といたしましては、先ほど御答弁しましたとおり、今後も消防団の必要性、魅力を周知し、広報活動を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 高岡議員、2点ですね、若い人が拒む調査をしたかと。2点目が調査を生かしたという問いかけですね。調査をした上で反映。いいんですか。答弁のほうはよかったですか。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 3点目、格納庫の建設について、市のスタンスを改める気持ちはないかということでございます。先ほど答弁をいたしました。現在では、財源等を考えますと、今後も引き続き補助金制度を活用して、計画的に格納庫の整備に取り組んでいただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 格納庫については、考えは今までどおりでやっていきたいということですね。

私の居住地域では、立て続けに若い入団者があっております。話を聞いてみますと、地域に溶け込めてとてもよかったです。出勤時の職場の許可もすんなり出ているし、無理な動員もない。居心地がよいとおっしゃっていました。とても団の運営がうまくいっており、入団者が続いているのは、この雰囲気のためだろうというふうに感じております。

運営がうまくいきますと、消防団は、地域のコミュニティーを構築するのに大変よい手段になっております。一方で、山間部になればなるほど、入団の対象者自体が少ないという深刻な事態が生まれていまして、何か大きな発想の転換が必要ではないかと思っております。団員の減少がとまらない以上、これまでと同じことをしていても改善にはつながりません。広報活動はもちろん大事です。しかし同時に運営面ですとか、待遇面、女性消防団員についても考える時期に来ているのかもしれない。

今、市としても重要課題と位置づけておられるとおっしゃっていましたので、さまざま観点から消防団強化の方策を考えていただくことを、これは要望いたします。

最後に、格納庫について、今までのやり方ですと、特に世帯数の少ない地区が財政上の大きな問題に直面する事態を起こしております。どんなに人口が少なくても、消防団は必ずあって、格納庫が必要です。伝統的には、地域の消防団は地域にのみ責任を持って、地域が支えるものだったのかもしれませんが。

しかし、今、社会構造は大きく変化をしており、地域で支え切れなくなってきたところも出てきております。

先ほど来、主張してきたように、消防団に必要なものは設置者である自治体が準備するという考え方は、筋が通っております。国としても消防団に係る費用については格納庫も含めて交付税対象としているわけです。極めて公益性のある活動施設だというふうに考えるべきで、これまでの捉え方を変える時期に来ているんじゃないかというふうに私は考えます。ぜひとも再考を求めたいと思いますけれども、もう一回いかがでしょうか。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 高岡議員のおっしゃられていることは、十分気持ちはわかるんです。そんな中で、基本的には財源の問題が必ずついてまいります。そういったところも今後、議論の対象にはなるとは思いますが、現時点では、現補助金制度を活用していただきたいというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣市立図書館の現状と情報化社会にふさわしい図書館づくりについて、答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、水俣市立図書館の現状と情報化社会にふさわしい図書館づくりについて、順次お答えします。

まず、文部科学省は、図書館法に基づき公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準を定めている。これに照らしたとき、市立図書館の課題は何かとの御質問にお答えします。

平成24年12月に告示された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準について」によると、設置の基本として、公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする記載されています。また、運営の基本として、知識基盤社会における知識、情報の重要性を踏まえ、資料や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者

及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする」と記載されています。

本市図書館において、基準に沿って実施している図書館サービスとしましては、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者の利用促進のため、車いすやおむつ取りかえ台の設置、視聴覚に障害をお持ちの方用に、大活字本やCD、DVDの収集などを行っております。また、貸し出しサービスのほか、館内にはない本については、利用者からのリクエストにより、本を購入し、利用者の要望に応じております。また、利用者の求めに応じ、資料の提供や紹介を行うレファレンスサービスなどを実施しております。

図書館における課題としましては、日本図書館協会が示した人口段階ごとの目標基準例と比較すると施設の広さでは、目標基準例1,850平方メートルに対して実際には711平方メートルであり、また、蔵書冊数では、目標基準例15万3,589冊に対して、10万113冊であり、いずれも下回った数字となっております、図書館の課題として捉えております。

次に、市は、平成19年から日本一の読書のまちづくりを推進してきた。その推進役として市立図書館はどのような取り組みを行い、どのような成果や変化を感じているかとの御質問にお答えします。

本市が目指す日本一の読書のまちづくりとは、蔵書数や利用者数など単に数値の増加を目指すものではありません。全ての市民に対して、より多くの本や人との出会いの場や機会をつくることにより、読書に対する関心を高め、生涯を通じて読書が市民一人一人の人生を豊かにするまちの実現につなげることであります。

具体的な取り組みとして、地域においては、地元商店街等と連携した本読み場の設置やコンビニエンスストアへの返却用館外ブックポストの設置を行っています。

家庭においては、4カ月の乳児と保護者を対象として絵本をプレゼントするぐるりんぱブックスタートの実施や市内の保育園など関係機関と連携して、満6歳児に希望する絵本をプレゼントするよむよむセカンドブックの実施を行っています。

秋の読書週間に合わせて開催している図書館まつりでは、日ごろの図書館利用者への感謝と新規利用者の開拓を目的に実施しており、内容としては、古本市、人形劇、バザー、マジックショー、新米のつかみ取りなどを行い、500人を超す親子連れを初めとした多くの市民の方々に参加いただいております。

また、平成21年度に創設したみなまた環境絵本大賞事業については、絵本の出版だけでなく、創作に関するさまざまな体験型ワークショップの開催やみなまた子ども創作童話大賞の創設など、環境と絵本を組み合わせた環境首都水俣の先駆的な取り組みとしても発信してまいりました。

取り組みに対する成果等について、日本一の読書のまちづくりを始めた平成19年度と昨年度の

数字を比べた場合、利用者数は、平成19年度の1万9,211人に対し、昨年度は2万66人、貸出冊数は、平成19年度の8万7,231冊に対し、昨年度は9万8,513冊といずれも増加しております。

図書館利用者からは、図書館の雰囲気はよくなった、館外ブックポストは利用しやすい、ホームページでの蔵書検索は便利などの御意見をいただいております。また、各種事業への市民参加において、特に体験型ワークショップへの子どもたちの参加がふえております。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 2回目の質問をさせていただきます。

私は県外から移り住んできましたので、初めて水俣市の図書館に行ったときの印象は強く持っております。余り気を悪くさせたくはありませんけれども、正直言って、かなりがっかりしました。くつろげるスペースがなく、室内も暗く、視聴覚コーナーも見当たりません。図書館はくつろげる場所という私のイメージとはかなり違っておりました。

今回質問するに当たって、文科省が通知しております図書館の設置及び運営上の望ましい基準というのを私も初めて読みました。そうしましたら、くつろぎたいというのはどちらかというところ二次の問題で、図書館には実に多くの使命があるということを知りました。

この基準づくりに情報提供をしている日本図書館協会は、公立図書館の任務と目標にこのように述べています。全ての国民に図書館利用の権利を保障することは、民主主義国家においては必須の条件であり、それは公の責任で果たされなければならない。こうした観点から、地方自治体が無料公開の図書館を設置し、管理運営することは、欧米先進諸国においては19世紀後半に確立された伝統である。住民は、あらゆる表現の記録（資料）に接する権利を有しており、この住民の知る自由を保障することは、公立図書館の重要な責務である。住民の中には、いろいろな事情で図書館利用から疎外されている人々があり、図書館は全ての住民の知る自由の拡大に努めなければならない。

そして、住民は図書館の活用を通じて次のようなことを達成し得ると言っています。

①、日常生活または仕事のために必要な情報・知識を得る。②、関心のある分野について学習する。③、政治的、社会的な問題などに対するさまざまな思想・見解に接し、自分の考えを決める糧にする。④、みずからの住む地域における行政・教育・文化・産業などの課題解決に役立つ資料に接し、情報を得る。⑤、各自の趣味を伸ばし、生活にくつろぎと潤いをもたらす。⑥、子どもたちは、読書習慣を培い、本を読む楽しさを知り、想像力を豊かにする。⑦、講演会・読書会・鑑賞会・展示会などに参加し、文化的な生活を楽しむ。⑧、人との出会い、語り合い、交流が行われ、地域文化の創造に参画する。

このように大変格調高く図書館の基本的な役割を述べた上で、その達成のための具体的なサービス提供のあり方を多岐にわたって示しております。

これらに沿って、本市として実施できていること、逆に課題は何かについてお尋ねをしました。実施できていることとして、高齢者、障害者のための資料を収集していることや、空間的、地理的制限をカバーするために、商店街やコンビニと連携する取り組みを行っている。

また、特に力を入れておられると思ったのは子どもの発達を意識した取り組みです。ブックスタートやセカンドブック、図書館まつりには私も行ってびっくりしましたけれども、玄関前には親子連れがわんさか集まっていて、子どもたちが目を輝かせて参加していました。

そして、水俣ならではの取り組みである環境絵本大賞は、全国公募という規模の大きさもさることながら、このイベントに付随して行われているワークショップが子どもにとってもよい刺激を与えていると感心しています。というのは、このワークショップが始まったときに参加していた生徒が私の地元の緑東中学校の生徒ばかりでしたので、どんなことを書いているのかなと感想文や創作した作品に興味を持って読んだことがありました。明らかに対象物の捉え方が多角的で豊かになっていると感じました。こうした取り組みは宮本前市長の日本一の読書のまちづくりのお考えのもとで大きく発展してきたと解釈しております。その成果が先ほど数字でもお答えいただきましたけれども、利用者が900人ぐらい、貸し出し数が1万冊ぐらいふえているということで、成果も出ております。ぜひ、今後とも継続して取り組んでいただきたいと思います。

一方で、公立図書館の望ましい基準に照らしたとき、水俣市立図書館ができていないことも多々あるというのも事実です。その原因の一つが、先ほど答弁にもありましたようにかなりの空間的な制限があるということです。

日本図書館協会は、図書館がその役割を機能させ得る最低の基準は蔵書5万冊、専任職員3名、規模800平米としています。さらに人口規模ごとに目標の数値を出しているんですけども、水俣市の人口規模でいくと、蔵書は15万5,589冊、面積1,850平米が必要ということです。現在の図書館が711平米しかないというのはいかにも狭いわけです。

そこで、2回目の質問をいたします。1点だけです。

このようにスペースが限られているという理由から、実現できていないことにどのようなことがありますか。率直にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（福田 齊君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） ただいま高岡議員が申されましたとおり、図書館の使命というのは大変大きく、図書館の利用やサービス提供のあり方は多岐にわたっていると考えております。

利用者に直接対応しているのは、図書館の職員でありますけれども、図書館職員から特に小中高生の長期休暇期間中の学習コーナーにおいては、たくさんの児童生徒の利用をいただいております。時には、利用者の希望に添えない場合もあるのではないかと、そういった声があるということです。

また、閲覧コーナーにおいても、広さを確保できれば、もっとゆったりとした空間の中で読書に親しんでいただけるのではないかと、そういった声も聞いております。

本館においては、これまでどおり利用者に足を運んでいただくために、古本市や図書館まつりなどのイベントの開催、展示では、夏休みに自由研究や読書感想文に関する本の紹介や、芥川賞や直木賞の受賞者発表後に著者に関する本の紹介など、旬な展示を行っております。また、スペースに限りがあるため、図書館に来なくてもより多くの方に本に親しんでもらえるように、移動図書館そほう号や動く絵本館みなよむ号、市内の各小中学校への図書配本などを行っております。

今後も引き続き限られた広さの中で、職員が知恵を絞って利用者にとって魅力のある図書館となるように努めてまいります。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 図書館のほうでスペースがないということで、いろいろ工夫されて、地域にみずから出て行っているというのは、非常に頑張っているなというふうに私も見ております。ただ、やっぱり学習スペースがないとか、閲覧コーナーにゆとりがないので、もっとゆとりが欲しいというような声が出ているということでした。こういった課題をある試みによって大幅に改善させて、さらに大変大きな成果を上げているところがあることを紹介したいと思うんです。

1つ目が、北海道滝川市です。ここは実際に見てまいりました。滝川市の人口は4万1,000人で、面積は水俣より少し狭いくらいのまちです。従来の図書館は、昭和48年に建てられたもので3階建てのしゃれた建物だったそうです。しかし、延床面積は1,192平米あるものの、複雑な構造だったため閲覧スペースは485平米しかなく、蔵書も11万冊のうち、開架できたのは3万5,000冊だったそうです。文化センターに隣接しておりましたが、まちの中心部から少し離れており、とはいっても車で5分くらいだそうですけれども、住民からはアクセスの悪さを指摘する声が多かったそうです。平成18年に老朽化による建てかえが計画をされました。まちの中心部へ移転しようということになり、そして、移転先に選んだのが市庁舎の2階だったんです。

滝川市の庁舎はまちの規模にしては大きく11階建てです。行財政改革により500人いた職員が300人台に減ったこともあり、2階部分の機能を3階に移して移設をしました。

その結果どのような変化があったかといいますと、まず面積ですが、1,412平米になりました。開架冊数も6万冊にふえましたけれども、ちょっと残念なのが、この建物がもともと図書館用の建物ではなかったために、重量制限がありこれ以上置けなかったのだそうです。オープンした図書館の評判は極めてよく、来館者は移転前の3万6,000人から16万3,000人と4.5倍に、貸出冊数も9万1,000冊から20万8,000冊と2倍以上になりました。その後もほぼ同じ程度で推移をしています。

特徴として、特に中高年の男性の利用がふえたと言われていました。もう一つふえたのが、市

内の情報です。市庁舎の中に移したことで、あらゆる行政情報を初め、連携している大学、博物館、地元で活動しているさまざまな市民団体や企業などの情報がワンストップで集まってくるようになりました。情報発信する側も多く、受ける方も多いウイン・ウインの関係ですと満足げに説明されました。実際に私も行って見て、庁舎の1階ロビーかららせん階段を上がっていきますと、もちろんエレベーターもあるんですが、図書館の入り口の前の空間が全て情報スペースになっていました。

自動ドアの入り口を歩いていくと、低目の棚が見通しをよくしており、空間が広く、車いすでも自由に動き回ることができます。一番目についたのは、雑誌コーナーでした。物すごい数の雑誌が縦3列、全て表紙が見えるように並べられているのは壮観でした。

お聞きしましたところ、雑誌スポンサード制度を採用しているとのことで、これについては以前、数回にわたって牧下議員が提案されていきました。市としても今後取り組みたいとお答えになられております。その雑誌数は、128誌あって、そのうちの73誌は個人や企業の登録者が提供されているということでした。学習スペースとコンピュータールームは完全に別にしてあり、学習に集中できるようになっていました。そのほか御紹介したいことはいろいろありますけれども、長くなりますので、最後に庁舎の中につくって、困ったことがありますかとお聞きしました。

1つは、ビルが吹き抜けの構造になっているために、たまに1階の市民課からトラブルがあって大きな声が聞こえてくると、高校生の利用がふえたことに伴って、マナーを注意する場面が時々あることを挙げられました。ただ、これは防げる問題だと思います。

もう一カ所紹介したいと思います。岐阜県飛騨市です。飛騨市は旧古川町、河合村、宮川村、上岡町が平成16年に合併してできた市です。人口は2万4,000人で水俣とほぼ同じぐらい、面積の93%を森林が占めています。

飛騨市役所のある古川町は、公立高校が移転した後の旧校舎を改装して図書館として利用していました。総面積は1,104平米、蔵書は3万3,000冊でした。

平成21年に現市役所の隣に役所機能の一部が入った複合施設として新築をされました。図書館の延べ床面積は3,390平米、蔵書8万冊となりました。移転前と後の利用状況をお電話で聞いたところ、ここでも来館者数が1万300人から4万2,800人にと4倍に、多い年は5万人を超えています。貸し出し冊数も3万5,200冊だったのが14万8,000冊とこちらも4倍以上、多い年は18万冊という記録もあります。

このほかよかったことをお聞きしましたら、行政が近いことで業務が効率的になったことを挙げられました。図書館ホームページをのぞいてみましたら、大人の時間と銘打って、定期的に夜音楽を聴き、コーヒーを飲みながら朗読会をするという珍しい取り組みをされていました。写真を見ると、ミニコンサートができるようなスペースにソファを並べて、ゆったり聞き入ってい

る市民の方の姿が映っています。

飛騨市さんのほうにも何か困ったことがあるかを聞きました。市民の方が時々市役所と間違えて入ってこられるくらいですとおっしゃっていました。

念のためですが、滝川市も飛騨市も、従来の図書館がそれほど離れていたわけではありません。これほど利用がふえたのは、市庁舎という機能と一体にしたことが功を奏したと言っていいと思います。

さらに、もう一つのポイントは、財政面です。滝川市は、新築して移転する場合と庁舎に移転する場合の両方を検討しています。庁舎のほうは新築した場合の10分の1で済んだそうです。水俣市公民館も既に築35年たっております。20年後に同じ場所に建てかえをすとなれば、広さの問題は解決しません。新たに移転先を探すとなれば場所の問題が出てきます。庁舎と一体にすれば、広さの問題が解決する。将来の財政負担を軽くして、さらに効果が4倍、あるいは5倍になるわけです。今ちょっと無理をして支出をしたとしても、十分価値があるんじゃないかというふうに私は考えました。

庁舎建てかえのチャンスは50年に一度しか巡ってきません。これから設計段階に入る新庁舎ですけれども、このチャンスを逃さずに、思い切ってワンフロア全て市立図書館として利用するという計画を考えてはみられないか、教育長、そして、市長それぞれお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（福田 齊君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 新庁舎建てかえに当たって、図書スペースといいますか、図書館を1階フロアに使って併設することは考えられないのかということでございますけれども、新庁舎との兼ね合いには教育委員会が判断することではありませんけれども、昨年度、図書館・公民館施設の耐震改修工事を実施してございまして、施設自体はまだ使用が可能であると私のほうでは認識いたしております。

同様の施設を新庁舎に併設することは難しいとは思いますが、今後新庁舎の設計段階で図書コーナーの設置等、検討していただけるものではないかと、そのように思っております。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 図書館の問題は、私も議員のときから非常に興味を持っておりました。

やっぱり狭いですし、夏場、学習スペースはもういっぱい、子どもたちが家よりは図書館で勉強したいと思ってもいっぱいの状態でして、非常にこれを何とかしたいという思いはございます。

私もいろんなところを見させていただいて、出水の学習コーナーはきちっとした部屋でございまして、湧水町も非常にきれいな図書館がございまして。大きいところで八代、熊本は別格としても、益城もいいのがございました。大津もいいですね。いろんなところに行ったときに見させて

いただいて、何か参考にならないかというのは昔から考えておりました。

今回、庁舎建てかえに当たっても、山鹿市が庁舎建てかえられて、庁舎と横に併設して、ほとんどつながっているんですけど、ホールがあって、その2階に図書館というよりは図書コーナー、それでも図書がずっとあるんですけど、見させていただきました。参考にもなりました。

今度の基本構想に掲げております誰もが使いやすく市民に親しまれる庁舎という考えから、つながっていくとは思いますが、今後こういった形でできるかを設計段階で検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 齊君） 以上で、高岡朱美議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明6日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時27分 散会

平成29年9月6日

平成28年9月第4回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

平成29年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成29年9月6日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後3時56分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	田 口 憲 雄 君	藤 本 壽 子 君
高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君	谷 口 明 弘 君
高 岡 利 治 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
次 長（鎌 田 みゆき 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 16人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総合政策部長（帆 足 朋 和 君）	総 務 部 長（本 田 眞 一 君）
福祉環境部長（川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）
総合医療センター事務部長（久木田 美和子 君）	総合政策部次長（深 江 浩 一 郎 君）
福祉環境部次長（高 沢 克 代 君）	産 業 建 設 部 次 長（城 山 浩 和 君）
水 道 局 長（山 田 雅 浩 君）	教 育 長（吉 本 哲 裕 君）
教 育 次 長（藪 隆 司 君）	総合政策部政策推進課長（梅 下 俊 克 君）
総務部総務課長（緒 方 卓 也 君）	総務部財政課長（設 楽 聡 君）

○議事日程 第3号

平成29年9月6日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 1 藤本 壽子 君 | 1 水俣市における近年の森林伐採の現状と今後の森林事業について |
| | 2 川内原子力発電所事故時の原子力災害対策について |
| | 3 水俣市の用途廃止予定の市営住宅について |
| 2 小路 貴紀 君 | 1 新庁舎建設について |
| | 2 競り舟のFRP艇建造に係る追加予算の発生について |
| | 3 市長と語る地域懇談会について |
| | 4 小中学校の支援について |
| 3 塩崎 達朗 君 | 1 水俣市のごみ分別について |
| | 2 「市長と語る地域懇談会」における重点事業について |
| | (1) 「交流人口の増加」について |
| | (2) 「水俣川河口臨海部振興構想」について |
| | 3 防災について |
| 4 野中 重男 君 | 1 水銀に関する水俣条約の発効とこれからの課題について |
| | 2 市庁舎建設問題について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 次に、本日の議事は議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 おはようございます。無限21の藤本壽子です。

やっと涼しい風が吹いてくる季節になりました。私ごとで恐縮ですがけれども、この夏の出来事として、長年水俣に思いを寄せてくださっていた北海道の友人が水俣を訪れてくださいました。重い病気を抱えておられ、もう今回が最後になるかもねと言われ、帰られるときには涙があふれました。夏の終わりには、知人の病気療養もあり、命のありがたさ、命のとうとさも感じる夏になりました。

同じとき、水俣では、猛暑の中で病を抱える人たちに寄り添う方々、子育てに追われる人々、そして、毎日お年寄りの介護をされておられる方々が額に汗を流しておられます。そんなことを感じる夏でありました。

さて、昨日はこの議会において、西田市長の2期目への抱負を伺うことができました。市長におかれては、水俣が水俣病に苦しんだまちであることを念頭に、命を大切にする、そんなまちづくりを目指していただきたいと思います。

質問に入ります。

大きな1番です。水俣市における近年の森林伐採の現状と今後について。

近年、太陽光発電の建設や木材環境の変化により、森林の伐採が目立つようになっていきます。市民への環境や河川、海などへの影響が懸念されます。そこで質問します。

- ①、水俣市の森林面積と国有林と民有林の比率は、どのようになっているのか。
- ②、伐採面積は、過去3年間でどのように推移しているのか。
- ③、近年、森林の伐採が多くなったのは、どのような理由があるのか。
- ④、伐採後、土砂流出など環境問題が起こっているのか。
- ⑤、森林の公益的役目を保全し、持続可能な林業を発展させる方法をどのように考えているか。

大きな2番です。川内原子力発電所事故時の原子力災害対策について。

8月27日、福岡で玄海原発再稼働反対の集会があり、参加いたしました。福岡は、玄海原発から50キロ圏内にあるということで、福岡の人たちも真剣な思いの中でした。過酷事故があった場合、この大都会の人々は、どこに避難するのか。途方に暮れる思いでした。

質問します。

①、本年3月議会において、「水俣市防災会議において原子力災害対策に係る議論の開始を求める陳情」が採択となっておりますが、それ以後、防災会議での議論は行われたのか。

②、福島県の飯舘村は、福島原発から50キロ圏内であり、当初、避難者を受け入れたが、その後、全村避難となった。水俣市は、避難先を考えているのか。

③、今後、ヨウ素剤配付や自主的避難のためにも市民挙げての原子力災害についての学習が必要と思うが、いかがか。

④、今後、防災会議で原子力災害対策の検討をどのように進めるのか。

最後に、大きな3番です。水俣市の用途廃止予定の市営住宅について。

用途廃止になった市営住宅のことでは、住民から、さまざまな意見を聞いておりましたので、質問をしたいと思います。

①、現在、何カ所あり、居住者は何世帯か。

②、用途廃止になったのは、どのような理由か。

③、雑草や施設の補修などは、どのようになっているか。

④、用途廃止になった世帯は、今後どのようにしていくのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 藤本議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣市における近年の森林伐採の現状と今後の森林事業については私から、川内原子力発電所事故時の原子力災害対策については総合政策部長から、水俣市の用途廃止予定の市営住宅については産業建設部長からそれぞれお答えをいたします。

初めに、水俣市における近年の森林伐採の現状と今後の森林事業について、順次お答えします。

まず、水俣市の森林面積と国有林と民有林の比率はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

水俣市の森林面積は1万2,135ヘクタールで、水俣市全体の74%を占めています。このうち、国有林は1,714ヘクタールで約14%、民有林は1万421ヘクタールで約86%を占めております。

次に、伐採面積は過去3年間でどのように推移しているのかとの御質問にお答えします。

森林法第10条の8第1項の規定による届け出によりますと、主伐については、平成26年度は62.1ヘクタール、平成27年度は124.7ヘクタール、平成28年度は151.49ヘクタールとなっております。間伐については、平成26年度は104.8ヘクタール、平成27年度は88.9ヘクタール、平成28年度は50.2ヘクタールとなっております。

次に、近年、森林の伐採が多くなったのはどのような理由があるのかとの御質問にお答えします。

本市の森林は樹齢が30から40年経過しており、伐採時期に入っております。この時期に木質バイオマス事業の原料としての需要の増加、中国、韓国への輸出の急増により木材価格が通常より高く取引され、市場価格も安定していることが主な要因となっております。

次に、伐採後の土砂流出など環境問題が起こっているのかとの御質問にお答えします。

伐採作業後の水質汚濁等の環境問題についての市民からの問い合わせは現在のところありませんが、岩がむき出しになっている等の防災上の相談は数件あり、森林所有者や林業事業体に指導等を行っております。

次に、森林の公益的役目を保全し、持続可能な林業を発展させる方法をどのように考えているのかとの御質問にお答えします。

伐採後の造林計画として、植栽や播種をお願いしているところではありますが、森林所有者の負担が大きいため、人工造林による更新は40から50%にとどまっており、残りは全て天然更新による雑木山林となっております。しかしながら、近年では林業事業者も30から40歳代と若返りが進み、積極的に再造林に取り組んでいることから、働きやすい環境をつくるために、高性能林業機械の導入の支援、森林所有者の森林管理に係る負担を軽減するために、森林環境保全整備事業を実施しているところでもあります。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございました。

水俣市の森林面積というのが、1万2,135ヘクタールで、思った以上に74%という森林だということ、改めてその広さに驚きました。そして、恋龍祭があった次の日、7月11日なりませけれども、水俣市の数人の方々と山間部の伐採の状況を見に行きました。

まず、深川のほうから入りまして、深川、葛渡方面の右手の山のほうに、今少し青いものが見えてきているんですけども、そこに伐採をしているところがありました。そして、久木野に行くまでの道沿いの山林、そして、大川まで、ちょうど吉井元市長の家の前あたりのところに大きな伐採のところがございます。そこはまだ木材を運び出していないという状況でしたけれども、吉井元市長とその後、お話をしましたけれども、戦後、木が大きくなって、今は伐採の時期になっているんだということをおっしゃっておられましたけれども、本当にそのことを実感いたしました。

それから、越小場のほうに行きまして、越小場にも伐採のところがあり、その越小場から石飛に向かっていきまして、石飛から湯出に抜けるところなんですけれども、そこに太陽光発電をしているところがあって、もう崖のところ、本当に恐ろしいような感じの急斜面のところだったんですけども、そこと、その前のところに大きな伐採のところがありまして、本当に見ただけでもどンドンと木が切られているんだなということを感じました。湯出の方向に出まして、御嶽方面のほうも伐採の跡が見えておりました。

この状況については、水俣市民も大きなトラックがどンドン木材を運んでいくという状況ですので、たくさん木を切っているんだなということを心配していたり、さまざまな思いで眺めておられると思います。先ほど、過去3年間の伐採面積の推移を答弁いただきましたけれども、主伐

で、平成26年度と27年度の比較で1年間で約2倍ぐらいになっていますね。それから、平成28年度は、26年度をベースにすると、90ヘクタールの増加となっているということです。これは届け出をしたということの中でですので、まだたくさんあるかもしれません。そして、間伐のほうは、反対に減少傾向にあるということで答弁をいただきました。

森林組合とか、それから森林の事業者の方たちともお話をしましたけれども、この傾向というのは今後もずっと続いていくだろうということです。

そこで、質問なんですけれども、このように急激な森林伐採というのは、森林の公益的な役目の保護からしても規制が必要になってくる可能性があるのではないかと思うんですけれども、それは現在の主伐がどのぐらいの段階になってきたときだというふうに市は思っておられるかということ質問の1にしたいと思います。

それから2番目は、植林の必要性のことで申し上げたいと思います。先ほど申し上げたように、森林のもたらす公益的な機能として、国のほうで資料を出しておられまして、望ましい森林の姿ということが題目としては書いてあるんですけれども、その中に私も大変参考になるのではないかという試算がございましたので、これをちょっと御披露したいと思います。

森林の現状と課題という中の森林の多面的機能という項目に次のように試算をしています。この数字は日本全体の森林で、どれぐらいに効果があるかということなんですけれども、1番に、土砂災害の防止、土壌保全、表面浸食防止に28兆2,565億円の効果がある。表層崩壊防止に8兆4,421億円の効果、さらに水源涵養、洪水緩和に6兆4,686億円、水質浄化に14兆6,361億円の効果がある。また、一番今問題なのは、地球環境の保全ですね、二酸化炭素の吸収などに1兆2,381億円、化石燃料の代替エネルギーに2,261億円、その他お金には換算していませんけれども、例えば、私もたまに山に登ったりしますけれども、人々にとっては、保健とかレクリエーション、それから快適な環境を形成するとか、もう本当にさまざま、生物多様性の保全ということで、森林の持つ意味というのは、本当に大きいというふうに思います。

国土の4分の3が森林ということで、日本は本当に宝を持っている国なんだなということを感じますし、それとともに水俣市も74%森林だということは、そのことを誇りに思っているのではないかというふうに私は考えまして、質問をしたいと思うんですが、第2の質問としては、植林なんですけれども、地元業者の人に聞きましたところ、伐採後、自分たちはやっぱり植林をできるだけしているというふうにお聞きしたんですけれども、よそから入ってくる業者の方、その方たちは、植林をされているのかどうか。また、何か指導をしているのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

そして、3つ目に、間伐のことです。間伐が少なくなっている理由というのは、どのような理由か。この3つを質問したいと思います。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

まず、伐採はどのくらい伐採したら規制がかけられるのかという御質問なんですけど、森林は森林所有者の財産でございまして、伐採はその森林所有者の判断によるものでございます。

どこの市町村でもございますけど、市が伐採に規制をかけられることについては、法的根拠がございません。防災上の面から環境配慮の面から、伐採後の処理については、植林等の願いを森林所有者にすることしかできないのが現状でございます。これは森林法の改正等が行われない限り、規制が難しいというのが現状でございます。

続きまして、よそから入ってくる業者に指導ができるのかという御質問なんですけど、伐採後の森林、播種については、市内業者、市外業者にかかわらず、市内で伐採計画等が出された場合に、願いをしております。また、森林所有者に対してもあわせてその対策の願いをしております。

それから3つ目なんですけど、間伐面積が減っている理由としましては、伐採期に達している森林が多くなっていること、木が大きく育っていること、それと木材価格が高くなっていること、そういったことから皆伐が多くなっているものでございます。あわせて、林業事業者が間伐作業まで手が回らないというのが現状の声だと思います。

以上です。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございました。3回目の質問をします。

森林組合の参事さんとお話をしました。業者のほうの努力というのもあるんですけども、植林事業については、もっと国などの支援が望まれるのではないかとことを言われていました。このたび、環境税などもできるということで、そのことにも期待をしたいというお話も聞きました。それが一側面の話なんですけれども、また、違う観点からの意見としては、森林組合にお勤めだったOBの方がいらっしゃるんですけど、大変知的で本などもよく読まれるもう90近い方でいらっしゃるんですが、いろいろ御意見をお伺いしたいと思ひまして、お話を聞きました。

その方のお話では、植林をしなくとも、そのまま雑木のままでも、土壌には、団粒構造という水をためる構造ですね、そういうのができるので、十分に水分を吸収することができるんですよということをおっしゃっておられました。むしろ、拡大造林だけではなくて、例えば、イノシシやシカなどが里山にできるだけ出てこないように、経済林だけでないようなエリアを樫の木とか椎の木などを植えて、彼らのすみかをつくるなどということもあるんじゃないかなというように御意見もいただきました。

それで、国のほうも森林のさまざまな機能を発揮できるように、それぞれの地域の森林の水俣だったら、こんなふうに森林があればいいなという好ましい姿というのをつくったらいいいですよというふうに提案しているんですけども、これについて、水俣市としては森林の好ましい姿というのを今後考えていかれるおつもりがあるかどうかということをもつだけ質問をしたいと思えます。

最後に要望をします。

私の今回の質問の趣旨というのは、森林の伐採の問題点なんですけれども、それと関連して、前々回には、太陽光発電の設置による環境被害を防ぐために、水俣市独自の条例をつくるべきではないかと2回ほど質問しているんですけども、ここで改めて、開発による森林伐採ということに、きちんと目を向けるべきであると。今回のゴルフ場跡地からの赤土流出の問題ということも未然に防ぐことのできる点があったのではないかとこのように私は考えております。

今議会では、公害環境対策特別委員会のほうでも、執行部のほうに現場に行かせてもらって、説明を聞くようお願いをしているところなんですけれども、今後、このようなことが起こらないように議員、それから執行部ともども一緒に努力したいと思いますので、このことは提言ということにさせてもらいたいと思えます。質問は1つです。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 藤本議員が述べられました森林のあるべき姿、好ましい姿でございますかね。

林野庁が提案しております森林、林業の構想と市町村森林整備計画に記載をされております水源涵養林、産地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化等維持林、木材等生産林、こういった5つのゾーンに分けて、森林を望ましい姿へと誘導をしていこうというものがございます。本市でも一部ではございますが、水源涵養林や保健・文化維持林、木材等生産林として、維持管理を行っているところでございます。

今後は、国からこの取り組みを行うよう指導があると考えられますが、このゾーニングを作成するためには、森林所有者の同意が必要とされております。制度導入に当たっては、国の動向を見きわめながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、川内原子力発電所事故時の原子力災害対策について、答弁を求めます。

帆足総合政策部長。

（総合政策部長 帆足朋和君登壇）

○総合政策部長（帆足朋和君） 次に、川内原子力発電所事故時の原子力災害対策について、順次お答えします。

まず、本年3月議会において、「水俣市防災会議において原子力災害対策に係る議論の開始を求める陳情」が採択となったが、それ以後、防災会議での議論は行われたのかとの御質問にお答えします。

平成29年3月議会で、水俣市防災会議において、原子力災害対策に係る議論の開始を求める陳情が採択された後、7月5日に平成29年度水俣市防災会議を開催しました。この会議では、39人の委員が出席され、熊本県地域防災計画の改定等に伴う本市の地域防災計画の改定の説明を行いました。主な内容としましては、熊本地震の対応に関する検証を踏まえた修正などとあわせ、原子力災害対策計画に関する変更等を説明しました。特に委員から質疑や意見等はありませんでしたが、今後も陳情を踏まえ、原子力災害対策を議論するために、次回の防災会議において、委員の方々に対して説明し、御審議していただきたいと考えております。

次に、福島県の飯舘村は、福島原発から50キロ圏内であり、当初、避難者を受け入れたが、その後、全村避難となった。水俣市は避難先を考えているのかとの御質問にお答えします。

国が示す原子力災害対策指針では、原子力施設からおおむね5キロから30キロ圏内の住民は事故時には初動として屋内退避を行うようになっています。50キロ圏内である本市でも屋内退避が基本であると考えていますが、国や熊本県が行う緊急時モニタリング等の結果に基づき、段階的な避難が必要と考えております。今後、原子力災害対策指針の改定等により避難などの必要性が示された場合は関係機関で協議し、避難所を含めた避難態勢を構築していきたいと考えます。

次に、今後、ヨウ素剤配付や自主的避難のためにも市民を挙げての原子力災害についての学習が必要と思うがいかがかとの御質問にお答えします。

さきの3月議会でも御答弁しましたとおり、原子力災害についての学習は、市民に原子力災害を理解していただくためにも大切であると考えておりますので、先ほど申し上げましたように、次回の防災会議の中で、原子力災害対策について説明し、内容等を踏まえたところで検討してまいりたいと考えております。

次に、今後、防災会議で原子力災害対策の検討をどのように進めるのかとの御質問にお答えします。

水俣市防災会議では、国の原子力災害対策指針、熊本県地域防災計画の改定等により、水俣市地域防災計画の改定を行っているため、原子力災害対策が講じられるよう、引き続き、熊本県や鹿児島県の自治体と連携し、国へ要望してまいります。

なお、次回実施する防災会議の中では原子力災害対策について議論していただけるよう情報の収集と課題の整理を行いたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございました。

この夏ですけれども、7月22日に福島県の飯舘村に行ってまいりました。今回で福島は4度目でしたけれども、飯舘は2度目でした。

御存じのとおり飯舘は、相馬郡の北西部にある人口6,000人という村ですね。4年ほど前に行ったときには、除染をそれほどしておりませんでしたので、言葉はあれなんですけれども、とても何とも言えないような、人々がなくなった後の様子を見て、涙が出たのを思い出すんですけれども、4年たちまして、今回は除染が進み、除去土壌、除染をされた土壌なんですけれども、その除染土壌で、村中が姿を変えていたということを目の当たりにいたしました。

そして、この飯舘の議会の方から統計をいろいろいただいたんですけれども、2017年5月26日時点の統計なんですけれども、近隣の町の中では、除染土壌が最も多く、もっと原発に近いところもあるはずなんですけれども、飯舘は本当にプルームがおりて、大変放射能に汚染されたということも1つの理由かもしれないんですが、村の中に除染の仮置き場が96カ所ありました。ほとんど見てまいりましたけれども、このフレコンパックが233万550立方のフレコンパックなんです。それがあちこちに山積みされていて、線量計の値も村の中のほうは少し除染が進んで低くなっているんですけれども、森林を除染できませんので、雑木林の中に入っていったり、林の中に入っていくと、線量計は本当に高い値を今でも示しているという状況でした。

ここで質問に結びつけていきたいんですけれども、昨年からの帰還政策を村のほうがりまして、6,000名のうち、村内の居住者数は224世帯で473名ですね。6,000名のうち473名が帰っておられるんですけれども、今現在でも県内の避難者が2,174世帯、5,241名がまず県内にいます。それから、県外が北海道から沖縄までが163世帯で311名の方が国内のほうにばらばらに避難されているという状況なんです。詳しく申し上げましたのは、川内原発から私どものところは50キロでございまして、水俣がもし過酷事故にあった場合、およそそのような形で避難することになるのかなというふうに想像しました。本来は、もちろんできるだけ遠くに逃げるということが大切なんですけれども、飯舘の議員の方に聞きましたら、村長の考えで村の近くに村民を置きたいということであったということで、現実的には、飯舘の避難者は近隣のまちにいるということと、およそ半分の方たちが福島市に避難しているんですね。

福島市は、飯舘からちょうど50キロです。私ども水俣から50キロは八代ということになるんですけれども、なぜ福島市にたくさんの方が避難されているんですかというふうにお聞きしましたら、やっぱりある程度大きなまちであること、それから、雇用をする受け皿もあること、そういういろいろな条件で、福島のほうにたくさんの方が避難をされているということをお聞きをしました。そこで、質問です。

私は現実的なところで、遠くに逃げられないという状況がある方にとっては、熊本は地震があって大変だという状況ですので、八代などとの協定は結べないのかということをお聞きしたい

番にしたいと思います。

それから、遠くに逃げたい方にとっては、災害時相互応援協定書を結んでいる滋賀県の守山市や長野県飯田市に避難場所の確保をあらかじめお願いをできないのかということを質問の2番にしたいと思います。

それから、3番目は、もし原子力災害があった場合、自力で逃げることができるのか。それから、家族の状況はどのようなものであるのか。さまざまな状況が家族の中にあると思います。それで、私はぜひ市民にアンケートをとっていただくことはできないか。原子力災害に関するアンケートですね、そのことを3番目の質問にします。

そして、アンケートの前提としては、水俣市地域防災会議の中で一番議論してもらいたいことは、災害があった場合、どのようなことが起こる可能性があるのか、市民に対して啓蒙をしていただきたい。先ほど答弁にもいただきましたけれども、改めてやはりそのことが一番大事ではないかと思いますので、質問をしたいと思います。

以上、4つお願いいたします。

○議長（福田 斉君） 帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） 先ほど4点御質問いただいております。

まず、近隣、具体的には八代などと避難所の協定を結べないかという御質問が1つあったかと思いますが、今の水俣市は、熊本県下14市と熊本県都市災害時総合応援に関する協定というのを締結しております。この協定の中には、もちろん食糧とか生活必需品、物資等資機材、そういったものの応援というのもありますけれども、それ以外に被災地から要請があった事項というのもございます。

今、個別にというお話だったと思いますがけれども、まずはこの14市で結んでおりますこの協定の範囲内におきまして、対応してまいりたいというふうに考えております。

次の2点目でございます。災害時の総合応援協定を結んでおります滋賀県守山、長野の飯館、こちらに避難場所の確保をお願いできないだろうかという御質問だったかと思いますが、これにつきましては、議員おっしゃるとおり、応援協定を結んでおる状況であります。御承知のとおり、滋賀県、長野県といいますと、熊本県から地理的に離れておりますので、現実的に避難場所の確保というよりも例えば移転先としてみなし仮設とか、そういったようなところでの住居確保、こういったものの要請というのが一つは考えられるかとは思いますが。

いずれにいたしましても、協定の範囲内で対応していただくということになりますので、またそこらあたりは要請をした中で対応していただけるんではないかというふうに考えております。

次が、3点目でございます。原子力災害があったときに自力で逃げられるのか、家族の状況はどのようなであるか、避難するとしたら、どのようにしたいと思うかの市民のアンケートをとって

はどうかという御質問だったかと思えます。

これにつきましては、市民にアンケートをとる前にまずは身近に防災活動に携わっておられます自主防災組織、こういった方々に対して、まずは避難態勢についての御意見をお伺いしてまいりたいというふうに考えております。

また、現在、避難行動の要支援者名簿を作成中でございますけれども、こうした情報も取り入れながら、避難弱者といわれる要配慮者を優先した状況の把握にまずは努めてまいりたいというふうに考えております。

最後が、災害があった場合に、どのようなことが起こる可能性があるのかを市民に対して啓蒙することに取り組んでいただきたいという御質問が最後にあったかと思えます。

これにつきましては、市民の皆様へ原子力災害を理解していただくという機会も設定していくことは大切なことだと思っております。問題点や課題点を整理した上で市民に対する周知や情報提供などのあり方につきまして、防災会議の中で議論をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（福田 齊君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございました。

ぜひ防災会議の中での議論を積極的に進めていただくようお願いをしたいと思います。

先ほど、滋賀県の守山市、それから飯田市のことを申し上げましたけれども、守山市のほうはJNCとの昔からの関係や私も守山の育ちなんですけれども、たまたま兄に電話をして、こんなふうに考えているんだけど、防災の友好都市ということで交流ができるかなというふうに話をしましたら、それはしたほうがいいねと、今、ちょっとある団体の会長をしているんですけど、それは議会の方たちも一緒に一度交流をしたりしたほうがいいんじゃないかなというようなことを言っておりました。

日ごろから、やっぱり物心両面の私どものところにあるいいもの、それから滋賀のほうにあるいいもの、そういうものも合わせて交流しながら、私どもに何かあったときは、助けてもらう。また、向こうで何かあったときは、私たちが助ける。そういうことを今から準備しておけないかなというふうに思いますので、これは提言にしたいと思います。

そして、質問を1つさせてもらいたいですけれども、この避難のことでは、担当課の人も大変頑張っていておられて、防災会議で今度説明をされるということや、それから危機防災管理課として、出水市役所との協議をされたり、熊本県のほうには危機管理防災課を訪問し、そしてそのことがきっかけで10月24日には県と関係2市2町で川内原発においてになって、施設の見学とそれから少し意見交換もするというようなこともお聞きしました。

私どもは、市の担当の方にエールを送るとともに、ぜひそのときに私どもの気持ちを伝えていただきたい、そう思うので、ちょっと申し上げさせていただきたいんですけども、水俣市民からは、数度にわたりまして九州電力には要望書を出しています。要望書の中身としては、胎児性の水俣病の患者さんが九州電力のほうに行かれまして、要支援者の避難をどうするのか。本当に身に迫ることで要望を2回、3回と出しているんですけども、九州電力のほうも避難については、援助しますよということは回答をいただくんですけども、現実的には全く何もないんですね。行政任せということで来ていますので、私どもが一番心配をしているのは、そのことでありますし、こんなことでは私たちは再稼働は認められないというのが本音のところであります。水俣市民の心配というのは、もう本当に増すばかりなんですけれども、そしてまた、原発自身の問題点ということは山ほどありまして、放射性廃棄物はもうすぐ満杯になりますし、流され続けている温排水も地球温暖化に拍車をかけていますし、テロ対策で1,800億円かけて、今度川内原発のほうでテロ対策をするんですけども、それも3年後ということになっているんですね。あと3年後までに事故が起こらないということは保障ができるかということをおもひに心配しています。

このような市民の思いをぜひ担当課の方が九州電力にお会いになったときには、声を届けていただきたいというふうに思って、そのことを質問させていただきたいと思います。

そして、最後に提言をします。福島県の飯舘に行きまして、本当に思いましたのは、現場を見て知ることが最も大切なことではないかと思しますので、担当課の方や、また水俣の市役所の方にはぜひ訪れていただいて、今の現状を見てきていただけないかというふうに思っております。これは提言にさせていただきます。

以上です。

○議長（福田 齊君） 帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） 今度10月にごさいます会議において、川内原発を考える市民の思いを九州電力に伝えてきてほしいという御質問だったと思います。

この市民の思いを九州電力に伝える場があるのかということで、県のほうに確認をいたしましたところ、今回はそのような場はないということでありましたが、安全対策というのは、大切ではありますので、九州電力には市民が安心して暮らせるような対策を引き続き講じていただきたいというふうなことを考えておりますので、機会があれば、その場ではまた申し上げていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 齊君） 次に、水俣市の用途廃止予定の市営住宅について、答弁を求めます。

関産業建設部長。

（産業建設部長 関 洋一君登壇）

○産業建設部長（関 洋一君） 次に、水俣市の用途廃止予定の市営住宅について、順次お答えをいたします。

まず、現在何カ所あり、居住者は何世帯かとの御質問にお答えします。

本市では、平成14年度に策定した水俣市公営住宅ストック総合活用計画におきまして、市内17団地のうち丸島、田平、河原、山神、東水俣、袋駅前、陣原の計7団地を用途廃止予定と定めており、現在129世帯の方々が居住をしておられます。

次に、用途廃止になった理由はどのようなことかとの御質問にお答えします。

先ほど述べた7団地を用途廃止予定とした理由につきましては、昭和40年代以前に建設された木造及びコンクリートブロックづくりの団地のうち、耐用年限を過ぎていたり、敷地が狭い、敷地の形状が不整形、あるいは周辺環境に問題があるなど、躯体の安全性向上を図る改修や現敷地での建てかえが困難であることが主な理由でございます。

次に、除草や施設の補修などは、どのようになっているかとの御質問にお答えします。

用途廃止予定団地の空き家の敷地、もしくは、解体後の空き地の除草につきましては、垣根の剪定作業も含めて業者に委託し、年に一度、7月から9月にかけて実施しております。また、解体前の空き家などの施設の補修につきましては、必要に応じて、窓ガラスの破損や雨漏りなどの修繕を順次、実施しております。

次に、用途廃止になった世帯は、今後どのようにしていくのかとの御質問にお答えします。

用途廃止予定の戸建てにつきましては、空き家になり次第、また、長屋につきましては、その住棟に入居する全ての世帯が退去された後に、予算確保の上、計画的に解体除去を進めていきたいと考えております。

また、用途廃止後の市営住宅跡地の利活用につきましては、現時点ではまだ全くの白紙の状態でございますので、今後の社会情勢などを十分考慮しながら検討していく必要があると考えております。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございました。

用途廃止になった市営住宅が8カ所あるということでしたので、全部回ってみようと思いましたが、まずは、久木野のほうに行きました。私は久木野に行ってびっくりしたんですけども、市営住宅といっても本当にさまざまあるんですね。とてもデザインがよくて、木造であったりとか、それから、コンクリートのブロックのところもあったりしたんですけども、こんなふうに市営住宅というのはあるんだなというのを改めて感じましたし、それから、ここでやはり長い間、人生を送ってこられた方々がいるということも改めて感じた次第でした。

久木野で、ある方が、もうぜひ上がって行って話を聞いてほしいと言われましたので、上がり

込んで話をしてきましたけれども、その方はやっぱり草がすぐぼうぼうになるので、市役所のほうにも連絡するけれども、なかなか来ていただけないことがあるということで、自分でもう草刈りをしていますというふうにおっしゃっていて、その上のほうにまた山神という一番多分古い団地なのかなと思います、団地がありまして、そこにはお年寄りの女性が住んでいるので、自分はボランティアのために、そこで草刈りしたら、家から出てきた人からどなられましたというふうに言われて、やっぱり不審者と思われたのかどうか、やはり市役所の関係の方が行っていただくほうがいいのかなどというのを感じながら帰ってきました。

そして、この質問をしようとした一番の理由なんですけれども、袋の陣原団地に住まわられている70代の女性がおられるんですが、その方が周りほとんど用途廃止の家々になって、草がいっぱいになってきたら、虫が多くなってきたと言われたんですね。もう藤本さん見てと言われたんですけれども、虫に刺されて、手にぶつぶつがいっぱいできているんだよというふうに言われて、その草だけの問題ではないのかもしれないんですけれども、とても胸が痛みました。

そこで、いつも担当課の方にはお世話になるんですけれども、6月にそれを聞いて、担当課に行きまして、7月末には何とか除草しますよというふうに言っていただいて安心して帰ってきましたけれども、お盆になってもまだ草がそのままでありまして、帰省の方もおられたりするんですけれども、そのままだったので、また胸が痛みまして、たくさん担当課のほうにも電話があったそうなんですけれども、シルバー人材センターの方が、もう仕事がいっぱいあるので、シルバー人材センターの方も一生懸命だと思うんですけれども、なかなか手が回らないということをお聞きをしまして、私はここで1つ質問したいのは、この用途廃止になった住宅の除草については、年に1度をできれば2回にさせていただけないかということと、また、仕事をする人たちの補充、つまり予算の追加なんですけれども、それをできたら考えていただけないかなという、自力でできる人があるといいんですけれども、高齢化しているということが現実だと思いますので、そのことを質問したいと思います。

そして、もう一つは団地を回っていて、実は用途廃止になったかどうか間違って行った団地がありまして、猿郷団地に初め行きましたら、いっぱい車が並んでいたんで、あ、ここは用途廃止じゃなかったんだと思いましたけれども、ちょっと二、三件話を聞いてまわったり、それから外平団地でも話を聞きました。外平団地は、猿郷もですけれども、陣原団地と同じころにできたような感じで本当に形態もよく似ておりました。そこで、でもブロックが壊れかけたりしまして、管理人の方にお話を伺いましたら、地震が来て、ブロック塀がちょっと壊れかけているんですよというふうに言われたけれど、住んでいる方は別に何も困ったことはありませんよというふうにお答えをされました。

そこで、ちょっと疑問がわきましたので、お伺いしたいんですけれども、現在、用途廃止に

なっていない猿郷、外平の団地と陣原団地の建設の年代はどのように違うのかを2番目の質問にします。

3つ目の質問ですけれども、近年の市営住宅への申し込みの状況ですね。住宅の充足率というのはどうなっているか、この3つを質問したいと思います。

○議長（福田 斉君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 藤本議員の2回目の御質問、3つですね。

まず、年に2回の除草が行えるようにしていただきたいということなんですけど、議員御指摘のとおり、近隣住民の方々からも除草回数をふやしていただきたい、それからもう早く刈ってもらいたいという御意見、御要望をいただいております。やはり年1回の除草では少ないんじゃないかなということを感じております。大変厳しい財政状況ではありますが、近隣の良質な環境の確保のためにも、年に2回の除草が行えるよう、さらなる予算の確保に努めていきたいと考えております。

それから、2番目、外平とか猿郷団地と用途廃止の違いは何かということなんですけど、外平、猿郷団地は、陣原団地と同様に昭和30年代後半から40年代、いわゆる高度経済成長期に建設をされておまして、3団地ともコンクリートブロックづくりの長屋構造でございます。それから、内外部の仕様もほぼ同じつくりになっております。

その中で、陣原団地というのは、外平、猿郷に比べまして、入居希望者が少ないということと、また敷地が公共下水道の整備区域外ということございまして、これを今から排水設備をしていくということになりますと、改修に多額の費用を要することなどが用途廃止予定となった理由でございます。

それから、3つ目なんですけど、市営住宅の過去数年の応募の状況なんですけど、過去5年間について申し上げますと、平成24年度は107世帯の応募に対して、入居の御紹介ができたのが44世帯、それから同様に平成25年度は136世帯に対しまして71世帯、平成26年度は118世帯に対して67世帯、平成27年度は151世帯に対して85世帯、28年度は100世帯に対して、69世帯に入居の紹介を行っております。

応募世帯に対して紹介できました世帯の倍率は、平成24年度の2.4倍から平成28年度の1.4倍と競争倍率は少しずつ解消されてきておりますけれども、希望された住宅を御紹介できても、さまざまな理由からお断りされるという世帯も多くいらっしゃいます。今後も入居を希望される方々のニーズを的確に把握するとともに、退去後から入居紹介までにかかる日数の短縮化などを図りまして、希望される方々が一日でも早く、1世帯でも多く入居できますよう今後も努力してまいります。

以上です。

○議長（福田 齊君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3度目の最後の質問をしたいと思います。

8カ所回りまして、最後にもう議会の前になりましたけれども、袋駅前、ここはもう2家族しか入っておられませんでしたが、袋駅前と、それから陣原団地に参りました。そこで陣原の方だったんですけども、こんなことをおっしゃいました。親子で陣原に入りたいという人がいたんですけども、入れなかったんだよと。また、みんないなくなって、もう本当に寂しくなった。孫が団地に住んでいるけれど、遊園地も古くなってゾウさんの滑り台も古くなってきているんだ。そんなことをおっしゃって、担当課のほうとしては、滑り台はまだちょっと今考え中のようで、ほかの遊具を直していただいたりしているんですけども、住民の方から見ると、やっぱりさみしくなったということが何かいろんな不満に結びついているのかなというふうには感じました。

そのとき、とてもびっくりすることをおっしゃったんですね。藤本さん、ここはひょっとして市長が原発避難の方たちを受け入れるためにあけとつとなというふうに言われて、いや、それどこから来たうわさですかって言ったら、いや、みんなそぎゃん言うるとるばいって言われて、ほかの知り合いの人もそんなことを言われたということで、ちょっと私もびっくりいたしまして、私がいつも原発の質問をするということもあったのかなというふうに思ったんですけども、そこで、第1番の質問なんですけれども、やっぱり人がだんだん減って行って、さみしいという気持ちがあったり、そういうことで住んでいる人たちは気持ちが複雑になってきていると思いますので、ぜひ改めて説明をするような機会を持っていただけないかということをもっと質問したいと思います。

それから、2番目なんですけれども、答弁にもあったように、団地に入りたくても入れないという方たちがまだいらっしゃるという状況ですね。そういう状況ですので、例えば、猿郷などと同じように募集をしている市営住宅と同じ年代にできている陣原団地であって、現在の住居者と同じ条件で、つまり排水設備の改修とかそういうことをしないでもいいよというふうにおっしゃる方、それでも入りたいという方がおられれば、私は用途廃止にしないでよかったのではないかなというふうに思うんですけども、このところで水俣市の見解をお聞かせいただけないかというふうに2つ質問をしたいと思います。

最後に、私ごとになりますけれども、子育て時代、市営住宅にいまして、たくさんの人にお世話になって、一緒に子育てをした方たちとのたくさんの思い出もあります。だんだん住民が減って行って、寂しいと思われるのは、市営住宅に住んでいる人たちだけじゃなくて、周りにいる私たちがそんな気持ちでありますので、ぜひ今後とも用途廃止になった住宅に目を向けていただけないかというふうに思いまして、これは要望にして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 藤本議員の3回目の質問にお答えをいたします。2つだったかと思えます。

1つが、団地の方にいろいろな意見を持っていらっしゃるの、説明会を開催してはどうかということだったと思えます。御指摘のとおり、市営住宅で暮らす住民の方々は用途廃止の件も含めまして、住宅に関するさまざまな思いや御意見、また御要望を持っていらっしゃると思えます。これまでも住んでいらっしゃる方の意見などを聞いてほしい旨の御要望があった場合には、団地の住民の方々の集会等へ出向いて、参加させていただくといったこともしております。

また、まずはこれは団地の管理人の方に御意見などをお聞きした上で、団地住民の皆さんと意見交換できるような場が設けられたらなど考えております。

それから2つ目、用途廃止予定を見直すことはできないのかということなんですが、現時点では用途廃止を見直すことは考えておりませんが、陣原団地とかには、まだ100世帯以上の方が入居いただいております、実際の用途廃止時期というのは、まだまだ先になると予測されます。ですので、今後の社会情勢とか住環境の変化、中長期的な需要の見直しなどを踏まえて、必要と判断されれば見直す可能性はあるものと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で藤本壽子議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時49分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、小路貴紀議員に許します。

（小路貴紀君登壇）

○小路貴紀君 皆さん、こんにちは。水進会の小路貴紀です。

去る8月上旬に沖縄へ行政視察に行った際、名護市辺野古地区を訪れて、辺野古地区選出の市議と対話できる機会に恵まれました。米軍普天間基地の辺野古地区への移設に関して、沖縄の大々的な反対集会の報道に触れる機会もありますが、反対派を代表する沖縄県知事は辺野古地区を一度も訪れたことがないこと、名護市長におかれては辺野古地区での住民説明会には出席しないが、キャンプシュワブ周辺で行われるデモの際はプラカードを持って反対派団体と行動をともにされていることなど、偏重的な報道の裏側を知ることができました。

また、沖縄では米軍基地を抱える自治体には毎年交付金が支給されており、自治体の長が反対

の姿勢であっても交付金を受け取り、まちづくり等の施策に活用している自治体がある中で、名護市長は交付金を受け取れば、基地容認を示すことになるとの考えで一方向的に拒否し続けているとのこと。本来、名護市に交付される額は毎年27億円に上り、結果的に他自治体と比べて高齢者支援や子どもへの教育支援などに格差が生まれ、市民の公共の福祉に対する不利益が生じている問題点を指摘されていました。基地反対派の不法な道路占拠による地域住民の生活が脅かされていることや、キャンプシュワブで毎年開催されるクリスマスイベントに参加する地域の子どもたちに対して、基地反対で座り込んでいるメンバーが聞くにたえない差別用語を浴びせかけていることなど、余りにも報道とかけ離れている実態に驚愕した次第です。

石垣市の新庁舎建設の基本構想を取りまとめ、南城市の新庁舎建設の着工に関する今回の行政視察とあわせて、これまでの土浦市や渋谷区、出水市の新庁舎に関して得た情報を参考に、本市の新庁舎建設を主な点として、以下通告に従い質問します。簡潔かつ明快な答弁をお願いします。

1、新庁舎建設について。

①、水俣市本庁舎建替検討委員会から7月28日に答申が出された。それ以後、候補地決定に至るプロセスはどういうものだったのか。

②、一般単独災害復旧事業債について、候補地であった旧庁舎周辺及び六ツ角周辺ともに適用となることは確認されたのか。

③、7月28日の答申から候補地決定に至るまで、概算事業費の積算見直しや建設などスケジュールの短縮等について、民間業者と具体的な協議を行ったのか。

④、水俣市新庁舎建設基本構想の取りまとめに際して、内容や手続について十分であったと評価しているか。

2、競り舟のFRP艇建造に係る追加予算の発生について。

①、水俣市職員服務規程及び地方公務員法による服務規程を遵守すれば、追加予算の発生は防げたのではないか。

②、今回の追加予算の発生は、市民へ新たな負担を求めることにならないか。

③、責任の所在及び懲戒処分等について、どのように考えているか。

3、市長と語る地域懇談会について。

①、市民の参加者総数は何人だったのか。

②、交流人口の現状や目指すべき目標の数値及び算出根拠としているデータなどの内容は、どういうものか。

③、医療センター駐車場料金の軽減について、市長の考えはいかがか。

4、小中学校の支援について。

①、8月17日開催の子ども議員提案発表会でも提言された小中学校へのエアコン設置について

真剣に考えるべきと思うが、いかがか。

②、卒業証書及び賞状用丸筒の費用及び負担はどうなっているか。

③、第三中学校跡地の体育施設を利用する部活動の利用料については免除などの配慮が必要と考えるが、いかがか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 小路議員の御質問に順次お答えします。

まず、新庁舎建設については私から、競り舟のFRP艇建造に係る追加予算の発生については教育長から、市長と語る地域懇談会については総務部長及び総合医療センター事務部長から、小中学校の支援については教育長からそれぞれお答えいたします。

初めに、新庁舎建設について順次お答えします。

まず、水俣市本庁舎建替検討委員会から7月28日に答申が出された。それ以後、候補地決定に至るプロセスはどういうものだったのかとの御質問にお答えいたします。

昨日の谷口眞次議員の御質問でもお答えいたしましたとおり、7月28日に答申を受けた後、財源確保のため、国・県との協議を重ねておりました。一般単独災害復旧事業債の適用について、正式に県を通じて、旧庁舎周辺における起債の適用を承認する旨の回答をいただきました。

あわせて、六ツ角周辺につきましては、民間の所有地であることから、一般的に取得費用が発生し、現地建てかえに比べ、費用がかかることもあり、なぜ、旧庁舎周辺が不適切で、六ツ角周辺の民有地を選定したのかといった移転建てかえの合理的理由を整理した上で、国・県と協議をする必要があることから、起債適用のハードルは高いとの回答をいただいたところであります。

また、8月3日から8月22日にかけて、市内7カ所で、市長と語る地域懇談会を開催し、市民の意見を聴取してまいりました。

市といたしましては、1点目にパブリックコメントや地域懇談会での市民からの意見聴取が終わったこと、2点目に財源的に有利な形で建てかえが進められる起債適用の承認をいただき、次世代に大きな負担を残さずに庁舎が建てられるようになったこと、3点目に市議会より早急に取り組むようにとの御意見をいただいていたことを踏まえ、最終的に建設地を旧庁舎周辺に決定し、速やかに公表した次第であります。

次に、一般単独災害復旧事業債について、候補地であった旧庁舎周辺及び六ツ角周辺ともに適用になることは確認されたのかとの御質問についてお答えいたします。

先ほどお答えしましたとおり、一般単独災害復旧事業債の適用について国・県と協議した結果、

旧庁舎周辺については、同起債の適用を承認するとの回答をいただいたところであり、六ツ角周辺につきましては、起債適用のハードルは高いとの回答をいただいたところであり、

次に、7月28日の答申から候補地決定に至るまで、概算事業費の積算見直しや建設等スケジュールの短縮等について、民間業者と具体的な協議を行ったのかとの御質問についてお答えいたします。

六ツ角周辺の概算事業費や建設スケジュールにつきましては、パブリックコメントを実施する前に民間業者に示し、市としての説明を行い、確認した上でパブリックコメントを実施しております。また、答申後に、再度民間業者のもとを訪問し、事業費やスケジュールを含めた答申内容を示し、しっかりと説明を行っております。

次に、水俣市新庁舎建設基本構想の取りまとめに際して、内容や手続等について十分であったと評価しているかとの御質問についてお答えいたします。

基本構想とは、新庁舎の設計・工事の前提となる基本的な考え方をまとめたもので、新庁舎建設の方向性を示すものであります。内容につきましては、6回にわたる水俣市本庁舎建替検討委員会の検討結果やパブリックコメント等が出された意見をできるだけ反映しており、これからの基本設計に取り組む際の基本的な方向性や考え方などを示す内容となっております。

次に、基本構想の策定までの手続等につきましては、昨年12月から6回にわたる水俣市本庁舎建替検討委員会による検討、各自治会を通して行った回覧板による基本構想（案）概要版の周知及び1カ月にわたり実施したパブリックコメントや、市内7カ所で行った市長と語る地域懇談会による市民意見の聴取、さらに市議会への説明を行うなど、仮庁舎移転直後からの限られた約8カ月の期間でできる限りの手続等を経て策定したものと考えております。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 2回目に入ります。

まず、直近の経緯を時系列で整理したいと思います。

7月28日に水俣市本庁舎建替検討委員会（以下、市委員会という）から候補地を2カ所に絞った答申が出され、8月18日の市議会庁舎建替等対策特別委員会（以下、議会委員会という）の開催、そして一週間後の同25日の議会委員会において市長より候補地を旧庁舎周辺に決定する旨、報告がありました。

実は、7月28日及び8月18日の時点で候補地はいつ決定するかの質問に対して、市からの明確な回答はなく、平成29年度中に基本設計に入りたいとの意思を表明されたのみでした。

8月18日からわずか1週間の同25日に候補地決定に至る中身が見えないまま市長判断がなされ、本議会中に補正予算を計上する唐突な内容も示されました。また、85.5%の交付税措置がある一般単独災害復旧事業債については、六ツ角周辺も適用されるがハードルが高いという事実は

一般質問に取り上げて初めてわかったことです。そして、昨日の一般質問で、六ツ角周辺にある既存商業施設を解体する場合、本事業債が適用されないという重要事項などが市から速やかに公表されるどころか、聞かなければわからなかった状態です。

今回のような大がかりな事業に際しては、綿密なスケジュールをもとに進められるものと理解しますが、情報公開の不十分さ、拙速に事が運ばれている感は否めません。

市議会より早急に取り組むようにと意見があったことから、早期の決定と速やかな公表をしたとの答弁がありましたが、中身のない決定事項は、後に禍根を残すことを指摘しておきます。

この中身のない決定事項について、幾つか挙げます。

まず、基本構想とは、新庁舎の設計・工事の前提となる基本的な考え方をまとめたものであり、先々の方向性を示すものであるという答弁に照らし合わせていきます。

1つ目に、平成15年の土石流災害の際、浸水被害を経験した本市が、新庁舎建設において盛り土などの浸水対策を講じるのかどうか、防災拠点機能の強化を含めた安全性の確保を声高らかに言う割には、根本的な方針が基本設計に盛り込まれていません。旧庁舎周辺はハザードマップ上、浸水想定地域に指定されていないにもかかわらず、対策を講じるとなれば、矛盾も生じます。

隣接する水俣第一小学校は現状のままでもいいのか。また裏山が急傾斜地であるという課題の解決が求められます。

2つ目に、現在使用している水道局棟や秋葉会館を利活用するのか取りこわすのかも基本構想に盛り込まれていません。

3つ目に、六ツ角周辺は起債適用のハードルが高いことに対して、合理的理由を整理した上で国・県と具体的な協議を行ったのかどうか、その内容すら示されていません。

4つ目に、六ツ角周辺に商業施設を所有する民間業者に対しては、市が一般的に策定した事業費やスケジュールを示したのみであり、民間業者と具体的な協議を得て、事業費やスケジュールが見直された形跡はありません。市が策定した計画に対して、民間業者が口を挟む余地がないことは市も重々わかっているはずですから、民間業者の具体的な考えを知るための場を市が準備しなければ、事業費の削減やスケジュールの短縮等は確定できません。

5つ目に、市委員会から候補地が2カ所提示されたのであれば、旧庁舎周辺と六ツ角周辺についてあらゆる事項について比較検討を行い、旧庁舎周辺の優位性を示さなければならないと思います。民有地は一般的に取得費用が発生し、費用増になると決めつけているだけでは問題です。

この一般的という表現はあくまでも行政側の想像の範囲であり、民間業者と確認された事項ではないことが明らかです。

今挙げた不明な点や課題などを市委員会から答申された7月28日以降に、潰していく作業が求められますが、そういう形跡はなく、意図的に旧庁舎周辺ありきの決定にしか見えません。

そこで、質問いたします。項目が多いですが、事実の確認だけですので、簡潔に答弁願います。

①、旧庁舎周辺での概算事業費は38億3,000万円と試算されているが、別途の解体工事費や浸水対策費が今後盛り込まれることになれば、事業費は大きく膨れ上がると思うがどうか。

②、事業費の比較検討がないまま、旧庁舎周辺の事業費が膨れ上がり、六ツ角周辺での事業費と大差なくなってきた場合、誰が責任をとるのか。

③、六ツ角周辺における起債適用のハードルが高いことに対して、合理的理由を整理して国・県と協議した事実はあるのか。

④、旧庁舎周辺は浸水被害の経験があること、裏山は急傾斜地であること、人口減を見据えたコンパクトなまちづくりを目指したいこと、市街地活性化の起爆剤にしたいこと、住民の利用に最も便利な場所であること、本市の土地事情から浸水想定区域だからこその防災拠点を設けたいなどは、一般的に合理的理由になると思うが、どうか。

⑤、六ツ角周辺に商業施設を所有する民間業者と腹を割って具体的に協議したのか。また、土地を個人所有されている方も具体的に協議したのか。

⑥、民間業者は建物及び土地の譲渡に難色を示したのか。また、営業補償費の問題やスケジュールについて対応できない旨の白旗を揚げた事実があるのか。

⑦、候補地2カ所から旧庁舎周辺に絞り込んだ優位性を示すためにも、2カ所についての比較検討の内容を市委員会及び議会委員会、そして市民に開示、説明できる資料は整えておられるのか。

まずこの7点です。続けます。

旧庁舎周辺に決定した理由として、市長と語る地域懇談会での意見聴取とパブリックコメントを参考にしたと言われました。

昨日の一般質問で、地域懇談会の参加者が166名で、庁舎に関する意見が9件出され、うち3件が旧庁舎を望む声であったとの答弁がありました。166名に対する3件の割合は1.8%、人口2万5,000人に対してはわずか0.012%にすぎません。旧庁舎周辺を望むパブリックコメントの数は11件で、人口2万5,000人に対しては0.044%にしか相当しません。

また、この11件に対する浸水被害への懸念を表明する意見は実に9件に上り、その割合は81.8%を占めます。市は、旧庁舎が総合的評価が高かったと断定していますが、果たしてそうでしょうか。繰り返しになりますが、浸水被害を心配する声が多いのにもかかわらず、基本構想には盛り込まれていません。

また、市民の多くの意見が反映されているといえるでしょうか。7月28日以降、各方面の意見を聴取する副次的な業務を継続して、それこそ合理性を追求し続けるべきではなかったのでしょうか。

8月25日以降、市民と対話する中で、六ツ角周辺を活用する可能性、人口減を見据えたコンパクトなまちづくり、市街地活性化、市街地への防災拠点整備、みなくるバスの運行、2カ月に1回は年金を引き出すなど、行政手続から銀行、ショッピング、そして病院までが市街地エリアで完結することを話すと、多くの市民の方が共感してくれました。

そこで質問いたします。

新庁舎と市街地活性化を実現するために、商店街関係者や商工会議所からの意見を聴取したのか。また、意見の内容はどういったものだったのか、お尋ねします。

以上、8点です。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） 8個、今回いただいております。大変ありがとうございます。済みません、もしかしたら漏れるかもしれませんが、できるだけ簡潔に答えたいと思っております。

まず、第1点目でございますが、旧庁舎のおよそ約40億、38.3億ということで、それに対して、浸水対策は入っているかということが第1問だったと思います。これにつきましては、この中には、浸水対策費は入ってはおりません。

第1点目は、概算事業費に浸水対策費が入っているかという質問でよかったですでしょうか。

○議長（福田 斉君） ちょっと時計とめてください。確認してください。休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時33分 開議

○議長（福田 斉君） 再開します。

答弁を求めます。

帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） それでは、引き続きまして、先ほど8項目いただきまして、簡潔に回答のほうを述べさせていただきます。

まず、1点目につきましては、解体費は入っておりますが、浸水対策費は含まれておりません。これにつきましては、浸水対策費が不確定な要素ということもありまして、今回、これには含めておりませんが、基本設計の段階でそれを算定していくというようなところでございます。

2点目、営業費の算出ができないということで、判断はここではできないというふうに思っております。

3点目につきましては、協議を行ったかどうか。これについては、協議は行っております。

4点目でございます。4点目につきましては、裏山とか急傾斜地とかそういった危険区域、こういったものは当然その中には盛り込みながら協議はしておりますが、議員御承知のとおり、この起債と申しますのが、原則現地復旧をするための起債ということにはなっております。ですので、商店街活性化、そういったところでの想定というのは、ここではしておりません。

5点目と6点目、これにつきましては、民間業者等の相談をしているか、協議をしているかという御質問だったと思いますが、これについては、協議という形ではしてはおりません。ゆえに、6点目についても、答えはないということになります。

7点目が、2つの候補地で比較検討したのかというようなことでございます。この数値というのは、どれをもってしたのかということであったかと思えます。その概算事業費につきましては、基本構想（案）の数値がございまして、それをもとに比較検討を行って決定をいたしております。だから、その後何かプラスをして事業費等をそこで見直しているというわけではないということです。

最後が、8点目でございます。商工会議所とか商店街の方へ意見をとったのかというような趣旨の御質問だったと思えます。

まず、商工会議所ということでもございましたけれども、これにつきましては、建替検討委員会のメンバーの中に会議所の方が入っていらっしゃいます。その中で意見は頂戴していると。商店街の方々については、特段の意見というのはとってはいないということでございます。

以上、8点でございますけれども、よろしかったでしょうか。

○議長（福田 斉君） 休憩します。

午前11時36分 休憩

午前11時37分 開議

○議長（福田 斉君） 再開します。

帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） 先ほどの小路議員からのお尋ねでございましたけれども、事業費が膨らんだ場合の責任は誰がとるのという話だったと思うんですが、これにつきましては、営業補償費等、今後もしも市内中心部等になりますと、そういうのが出てまいります。そういった不確定な数値が出てきますので、現時点で、だれが責任と申しますと、仮定の話になりますので、その点については、回答というのはちょっとできないのかなというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 事実だけの確認でしたけれども、私が申し上げたいのは、7月28日以降に潰していく作業が求められるんじゃないんでしょうかと、決定に至るまでにですね。基本構想のまま

走っていれば、先ほど言いましたように、事業費の概算も確定していない。スケジュールも本当に短縮できるのかどうか。特に六ツ角周辺には短縮できるのかどうか。営業補償費についても本当にかかるのかどうか。ここを潰していかなければ、本当に旧庁舎周辺という優位性はわからないわけですね。

先ほど、一般単独災害復旧事業債の件で、現地が原則と言われたんですけど、我々はずっと浸水被害に遭ったこの水俣にとって、新たなまちづくりをしていく上での他の場所という可能性については、これは否定されてなかったわけですよ。それを今、あたかも現地が前提だからというようなことを今、答弁があったわけですよ。ですから、六ツ角周辺の可能性というのが本当にどこまで可能で、どこまでできないのかというのを比較検討をして、結果的に旧庁舎周辺の優位性というのを確度の高い判断をやらないといけないんじゃないんでしょうかということ強く求めたいと思います。

今の質問に対しても、ちょっと明確に答弁が、打ち合わせもされたんですけど、それに対しても答弁の内容が非常に中身がないということですね。

一番の問題は、六ツ角周辺に関して、民間事業者と個人所有者の協議も全くしていないということは、本当に事業費が基本構想（案）の事業費がかかるのか、営業補償費が本当にかかるのか、スケジュールが短縮できないのか、そういうことも全然潰されていないということがよくよくわかりました。

続けます。市民の皆さんは、六ツ角周辺というだけはイメージが非常にしづらいということで、具体的な商業施設を明らかにしなければ、市民の考えや意見は埋没してしまうことがわかると思います。

7月28日の市委員会で答申をまとめる際、市事務局が準備した答申（案）についても、明らかに旧庁舎周辺の意向が強くあらわれており、委員からは、文面に関して恣意的に受け取られかねないとの指摘が出るほどでした。

旧庁舎周辺との比較検討した場合、六ツ角の優位性が見えてくるかもしれないおそれから、あえて民間業者、あるいは個人の土地所有者と具体的な協議を避けたと受け取られても仕方がないのではないのでしょうか。

民間業者自体が行政と一緒に将来のまちづくりにどう貢献できるかといったアイデアを持っているかもしれません。比較検討という本来なされるべき業務が明らかに抜けています。

次世代に負担をかけないというのは、借金のことでしょうか。でも、不便さを次世代に残しては意味がありません。多少費用がかかっても40年、50年を考えて、利便性を多くの市民が享受できるのであれば、それは単なる借金ではなく、投資に対する成果です。市としてビジョンがあるかどうか強く問われているわけです。

石垣市において、新庁舎建設地を海に近い既存庁舎と住民の居住率が高い旧石垣空港跡地に絞り、市の諮問委員会メンバーが採決した結果、1票差で既存庁舎に内定したそうです。その後、住民投票を実施したら、圧倒的に旧石垣空港跡地を望む声となり、市民の声を推しはかり、反映することがいかに難しいことの一例かと思えます。

市は、同様に被災した他自治体と連携して取り組むと言ってきました。本市より取り組みが早かった人吉市は、被災した庁舎の診断に関して国が規定するあらゆる方策を積み重ねました。そういった情報も現在進行形で対応するのではなく、急遽予備費を活用して、人吉市を参考に建物診断をするという後手後手の対応でした。また、人吉市は早くから新庁舎の建築構造を免震にすることも表明しています。水俣市はまだ決まっていません。

他の自治体に出おくれたとしても、同様に被災した他自治体の取り組みを参考に進めていくのであれば、基本構想の中身も他自治体と同様、またそれ以上にしていくのが仕事だと思います。しかし、先ほど来申し上げているとおり、本市基本構想の中身は決めるべきものが決められていない、協議すべき相手と具体的に協議をされていない、候補地決定という総論だけ決めて、各論になれば、追加予算でこなしていけばいいとする典型的ともいえる行政のやり方は回避すべきです。

本市はもともとの庁舎、福祉避難所であるもやい館、体育館や武道館といった公共施設が全て水俣川沿いにあります。昨今、各地で発生する風水害の報道で川の氾濫や川沿いに接する住居等が被災する映像をよく見ます。本市にはもっと考えるべき面があるのではないのでしょうか。

これまで述べてきたように、考えられる課題や問題を潰しながら比較検討を行い、その結果をもとに高度な判断によって最終結論が導き出されているのであれば納得できますが、現状は到底そういう状況ではないことが、先ほどの答弁の内容でもわかりました。時間的余裕があるとは言えませんが、やるべきことはまだまだ残されたままです。

そこで質問いたします。

1つ目に、市民の納得性を高めるためには、わかりやすい情報を公開しなければなりません。そのためには民間業者が本当にどういう考えを持っているのか、事業費やスケジュールの見直しに向けた協力姿勢についてどこまで対応可能なのかを把握するためにも、具体的協議を絶対に行うべきと考えますが、いかががお尋ねします。

2つ目に、旧庁舎周辺と六ツ角周辺を比較検討し、できるだけ確度の高い資料を改めて作成すべきと考えますが、いかががお尋ねします。

3つ目に、市長にお尋ねいたします。基本構想の取りまとめが不十分な現状、またこの一般質問においても十分な答弁ができない状況において、禍根を残さないためには、候補地決定を一旦ペンディングにした方がよいと思いますが、いかががお尋ねします。以上、3点です。

○議長（福田 斉君） 帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） 民間の業者とさっき協議してないと答弁して、すべきではないだろうかというような趣旨の御質問だったと思います。

市といたしましては、施設所有者との具体的な協議については、建設費が確定していない基本構想策定前の段階では、具体的な協議は行わないと、こういうのが一般的であります。

そうした中、所有者や営業を続けているテナント企業に及ぼす影響、あるいは風評被害等を考慮しますと、市としては、慎重に対応する必要があると考えたことから、具体的な協議は行っておりません。現時点では行わないということになります。

2点目でございますけれども、2つの候補地に対しての確度の高い資料の作成を求めるかどうかという御質問だったと思います。

これにつきましても、先ほど答弁しましたとおり、既にもう決定をしておりますので、ここで新たに資料を作成するというような考えはございません。

以上です。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 今回の庁舎建てかえは、熊本地震を受けて、建てかえに踏み切ったわけでございます。

人吉市は、以前から建てかえの方向を準備していたところでございます。本市は、財源の問題から、今までの市長、なかなか踏み切れなかったわけでございます。その中で、今回、災害復旧ということを第一義に建てかえに踏み切りました。

まちづくりにつきましては、今後、総合計画の中でまた市民の皆さんの意見を聞きながら、作成をしていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、競り舟のFRP艇建造に係る追加予算の発生について、答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、競り舟のFRP艇建造に係る追加予算の発生について、順次お答えします。

まず、水俣市職員服務規程及び地方公務員法による服務規程を遵守すれば、追加予算の発生は防げたのではないかとの御質問にお答えします。

競り舟のFRP艇建造に係る事務執行につきましては、市議会厚生文教委員会の附帯決議を受け、教育委員会において服務規程に違反がなかったかを調査いたしました。

その結果として、当初予算の積算において、競り舟製作の金額、工期等の確認不足があり、事

務執行上で不備な点があるが、水俣市職員服務規程及び地方公務員法の規定に対しては、明確な違反はなかった旨、厚生文教委員会に御報告したところです。

また、法令等の明確な違反はないものの、金額や工期の確認不足があったことは、サービスの原則や根本基準に対しては十分であったとは言えず、その事務の不備が予算を補正することとなり、業者の御協力が徒労となったことを重く受けとめ、関係職員を注意するとともに、教育委員会事務局職員に適正な事務執行を指示したことを口頭で御説明いたしました。

法令遵守の観点もありますが、当初予算で金額、工期等の確認など確実な積算ができていれば適正な予算額等が計上され、6月議会での予算の補正は必要なかったものと考えております。

次に、今回の追加予算の発生は、市民へ新たな負担を求めることにならないかとの御質問にお答えします。

去る6月議会において、追加の予算をお願いしたところでありますが、平成29年度当初予算編成時における内容等の確認不足により、予算額に不足が生じたものであり、新たな負担を求めているとは、考えておりません。

次に、責任の所在及び懲戒処分等について、どのように考えているかとの御質問にお答えします。

今回の件について、責任の所在は、管理監督者である私にあるものと認識しております。懲戒処分等につきましては、厚生文教委員会において調査内容を御報告いたしましたとおり、事務執行において、明確な服務規程違反は認められませんでしたので、総務課とも協議の上、職員の懲戒処分には当たらないものと考えております。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 法令などの明確な違反はないものの、金額や工期の確認不足もあって、サービスの原則や根本基準が十分ではなく、行政事務の不備によって、予算を補正するに至ったと認めておられます。その補正として計上された331万円は単なる内容などの確認不足によって生じたものであり、市民へ新たな負担を求めているとは考えていないとのことです。

行政事務の不備によって、補正された予算であるものの、市民の負担にはならないと断定されている点、市民に理解されるのでしょうか。こういう考えで行政が執行されることが正しいと判断されるのであれば、現在の市政運営の姿勢は厳しく問われなければならないことをまずは強く指摘しておきます。

市が新たな負担を求めないという考え方に対して、6月議会における厚生文教常任委員会での附帯決議の文中で、本市の厳しい財政状況を鑑みれば、今回の追加補正承認については大変厳しいものがあることは、明らかであると記しています。市民からの税収が本市の財政を支えていることを考えれば、市民の負担にならないとする市の考えと議会との考えには大きな乖離があり過

ぎます。

そこで、質問いたします。

まず、市長にお尋ねします。追加予算の331万円は、本当に市民へ新たな負担を求めることにならないか、再度確認させていただきます。

次に、行政事務の不備によって、地元業者からの見積もり積算で抜けがあった未計上分の型枠代47万円と、新たに追加計上された331万円、差し引きの284万円とした場合にも、市民へ新たな負担を求めることにならないか、お尋ねいたします。

続けます。追加予算の331万円については、常任委員会で看過しがたい問題点を認めながらも、市民の伝統行事である競り舟大会に支障を来してはならない面もあることから、附帯決議を附するという苦渋の決断があったと理解しております。

木造艇からFRP製の新艇を建造することに際しては、関係者の検討委員会が発足し、新たなプロジェクトとして取り組むならば、予算金額や工期を確認して事務を執行することはごく当たり前のことではないでしょうか。予算承認に至る事務作業として、水俣芦北地域振興財団からの助成、その後、本市の平成29年度当初予算として計上する際にも金額と工期の確認は必須です。

昨日、高岡利治議員からも詳しく説明と指摘がありましたけれども、唯一の地元業者との見積もり積算で確認されるべきであった型枠代47万円が当初予算に未計上となっていた。また、工期は1艇の製作が1カ月で12艇となれば12カ月と市担当課は思っていたが、地元業者からは型枠作成に3カ月要することから実際は15カ月の工期が必要である事実が後に判明したわけです。

結局、この事実は人事異動によって新たに担当することになった課長と係長が4月に入ってすぐに地元業者を訪ねてからいろんな問題が見えてきたわけです。前任の係長は地元業者を訪れたのは1回しかなかったといった話もあります。行政の都合だけを優先して地元業者には慌てて見積書をファクスで要求するような事務執行であったことも確認されております。また、この件に競り舟協会の岩阪理事長が関与されたということも確認しております。

先ほどの型枠代47万円も業者から岩阪理事長にわたったものの、結果行政側にわたることはなく、岩阪理事長の手元に残ったままであります。

この件で、市の見積もり積算に協力され、岩阪理事長が勝手に依頼された他地域のFRP製の舟を確認に出向かれたことにも協力された地元で唯一の造船業者が一番の被害者になってしまいました。地元業者の方は日誌をつけて経緯を把握されているにもかかわらず、岩阪理事長におかれては、関与した事実をはっきりと覚えていないと発言されたり、最終的には地元業者へ、俺には権限がないとこれまでの関与を一蹴されてしまう始末です。市側からの説明や岩阪理事長の話には食い違いも多く、地元業者の怒りを買ってしまった要因になったと思う次第です。

懲戒処分等については、総務課との協議になるということでしたが、8月21日開催の厚生文教

常任委員会の場には総務課の出席はありませんでした。附帯決議に対する報告の場において、懲戒処分等の有無に関する事項の確認も想定されるのであれば、総務課の出席はしかるべきであったと思います。そういう意味では、行政の危機管理といたしますか、議会への対応姿勢に関して甘いのではないかと思う次第です。

市職員服務規程の第2条に、職員は、全体の奉仕者としての職責を自覚し、誠実公正にかつ能率的に職務を遂行するよう努めなければならないと規定されています。基本は全職員が肝に銘じて職務に当たられていることは理解しております。

今回の件で行政事務に不備があった事実に対して、単に明確な違反等がなかったと処理されるには理解しがたいものがあります。他の職員に対して模範となるのでしょうか。模範となれば、行政事務の不備があつて、新たな予算を計上することに至っても懲戒処分等はなく、進級・昇給にもさほど影響しないということでしょうか。行政組織の運営が成り立つのでしょうか。信賞必罰というときには厳しく、時には優しくということが大事ではないのでしょうか。

水俣市職員の懲戒処分等の基準に関する規程の中に、不適正な事務処理などという定めがあります。ここに、職務を怠り、または不適正な事務処理等を行うことにより、公務の運営に支障を与えた場合には、処分標準量定として戒告もしくは減給と規定されております。これに加えて、市民などに不利益を与えた場合には、停職もあり得ると規定されております。

そこで質問いたします。

今回の件で、そもそもの行政事務の不備、加えて新たな予算を計上するに至った経緯からして、服務規程ではなく懲戒処分等の規程に照らし合わせた場合、どういう考え方を持っておられるのか、お尋ねします。以上、3点です。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 教育長の答弁がございました。新たな負担を求めているとは考えていないということと、全く同じでございます。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 型枠、木枠以外の経費について、どのように考えているのかということですが、平成29年度当初予算編成時において、工期内容等の確認をするために、地元業者のみならず、複数の業者からの見積もり等が必要であったと思います。

また、来年度の競り舟大会に間に合うように舟を納入してもらうということが前提でありますので、工期内に納入してもらうには、当然必要な予算であり、新たな負担、そのようには考えておりません。

○議長（福田 斉君） 本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） 次の懲戒処分に該当するのではないかという質問でございますが、本

件に関しましては、教育委員会からの報告のとおり、業者との連絡調整や意見書の確認など、事務執行に不十分な点はあったと思いますが、水俣市職員の懲戒処分等の基準に関する規程は、懲戒処分は地方公務員法第29条の規程により、職員の非違行為に対して、懲罰として行う処分でありまして、今回の場合は非違行為、つまり非法、違法な行為、法に背くこと、例えば横領、個人情報保護条例違反、秘密の漏えいとか事実の隠蔽、公金の不正流用、虚偽の届け出、飲酒運転等のような非違行為による不適正な事務処理とまでは考えられませんでしたので、懲戒処分には該当しないと考えております。

○議長（福田 齊君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 行政事務の不備、職務の怠慢があっても、特に服務規程の違反懲戒にはならないということで、職員の方で一生懸命頑張っておられる方と、頑張ってもない、頑張られない方、結果を出さない方、不備を起こした方、何ら評価も変わらないということがよくよくわかりました。

また、先ほど来から申し上げている追加予算を出さないといけない状態になったという原因を追及すれば、その結果で市民の負担にならないというのは、全くもって私が思う考え方と市の考え方に大きな乖離があります。この点については、各市民の皆さんにこういった行政不備によって、追加予算がばんばんやられても、全然市民には負担を与えないよと、市はそういうふうを考えているんだよということをしつかりと伝えていきたいと思います。

市側が発注する事業について、できる限り地元を優先することは周知の事実です。今回の結末で大きな問題が2つ生じたと考えます。

1つは、市側に協力してこられた地元で唯一の造船業者が金額や工期の行き違いにより、適正な入札にも参加できない状況に追い込まれてしまったこと。2つ目が、当初予算1,088万円と追加予算331万円の合計1,419万円の事業が地元の業者ではなく、市外の業者に依頼することになり、市のお金が外部に流出してしまったこと。4月に入ってから行政事務の不備が判明したときに、すぐに回避策は考えられなかったのか疑問です。

地元業者におけるこれまでの市側への協力を鑑みれば、ある時期に市長決済で随意契約という判断ができなかったのか。とにかく、地元業者へ迷惑がかからないよう回避するすべが全くなかったのかどうかを思えば、残念な思いを強く感じる次第です。

最後に1点確認します。

先ほど申し上げた懲戒処分等に市民等に不利益を与えた場合という非違行為に照らし合わせ、追加予算については、市は市民に新たな負担を求めることにはならないとの答弁でしたが、私は負担になると思います。それを抜いても、一番の被害をこうむった地元で唯一の造船業者の方も市民の方でございます。この方が何の責任もないのに、通常の入札にも参加できない状況に追い込まれた。結果的にそれができれば、市外にお金が流出することはなかったということについ

て、この市民等に不利益を与えることになっているんじゃないかと、この点について、1点確認したいと思います。

以上です。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 当初予算の見積もり段階から御協力いただいた地元の造船業者の方に対しましては、確かに結果として入札に参加いただけなかったわけでございますけれども、競り舟を建造するというので、大きな御協力をいただいておりますが、その点実現できなかったということで、その御協力に対して、それが水の泡といいますか、徒労に終わったということで、大変御迷惑をかけてしまったということで考えております。

そういった意味では、迷惑をかけたという点で心象的には非常に業者の方を侵害したのかなと
いうことで考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、市長と語る地域懇談会について、答弁を求めます。

本田総務部長。

（総務部長 本田真一君登壇）

○総務部長（本田真一君） 次に、市長と語る地域懇談会について、順次お答えします。

まず、市民の参加者総数は何人だったのかとの御質問にお答えします。

市長と語る地域懇談会は、8月3日から22日にかけて、市内7カ所の会場で開催し、参加者数は延べ166人でした。

次に、交流人口の現状や目指すべき目標の数値及び算出根拠としているデータ等の内容は、どう
いうものかとの御質問にお答えします。

観光統計によりますと、平成10年の水俣市の観光入込客数は約70万人でしたが、年々減少傾向が
続き、平成21年には、約35万人と半減しました。その後、平成23年3月の九州新幹線鹿児島
ルートの全線開通、湯の鶴観光振興計画、水俣市観光振興計画に基づくさまざまな観光施策の効
果もあり、徐々に回復傾向にあり、平成28年は約52万人となっております。

今後は、南九州西回り自動車道水俣インターチェンジの開通、エコパーク水俣の道の駅・海の
駅の整備等により、多くの観光客が水俣を訪れることが予想されるため、ピークであった平成10
年の70万人を目標に、観光振興と地域経済の活性化を目指していきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 久木田総合医療センター事務部長。

（総合医療センター事務部長 久木田美和子君登壇）

○総合医療センター事務部長（久木田美和子君） 次に、医療センターの駐車場料金の軽減につい

て、市長の考えはいかがかとの御質問にお答えします。

医療センターの駐車場は、入庫後30分まで無料、30分を超え2時間まで100円、その後1時間ごとに100円追加される料金設定となっております。

料金を徴収する経緯につきましては、昭和62年ごろに病院に関係のない方の駐車により、患者さんから、いつ行っても駐車場がないなどの苦情が多く寄せられたため、やむを得ず有料化しております。

現在、医療センターの駐車場は258台分あり、外来患者さんが1日に約800人来院される状況で、平日の午前中は毎日駐車場が不足し、総合体育館の駐車場の一部を借用しております。

このような状況もあり、新たな駐車場用地の確保ができないまま、駐車場の無料時間の延長や料金の軽減を行うと、さらに駐車場が不足する心配もあり、利用者の負担軽減のためには、用地の確保が必要と考えております。

しかしながら、駐車場不足や料金に関し、これまで多くの御意見をいただいている状況もあり、用地の確保と料金見直しについて検討を行いたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 私は、8月21日に湯の鶴温泉センターで開催された場に参加しました。市長と語るとはいえ、部課長クラスが勢ぞろいして、まるで白い巨塔のような西田市長の回診ではないでしょうけれども、今回、市長みずからの考えをみずからの言葉で説明された内容についてお尋ねしているのに、答弁者が総務部長と医療センター事務部長とは、何とも腑抜けな気がしてなりません。答弁された部長の心情を察するとともに、次期市長選に出馬表明される現職のこういった姿勢はいかがかと思う次第です。

まず1点質問します。

地域懇談会の参加者数が最も多かった会場とその人数、同様に最も少なかった会場とその人数をお尋ねします。

観光入込客数については、一定の成果があるといえ、過去18年間では大きなばらつきも見え、定着化までにはさらなる努力が必要かというふうに思います。

質問で、算出根拠としているデータの内容に対する答弁がありましたので、本当に実態を捉えている数字なのかというのも疑問です。

ここで1つ記事を紹介いたします。8月8日の日刊SPA!の中に、「1日でたったの60人！乗車人数最下位の新幹線駅に行ってみた」というものです。青森県にある北海道新幹線の奥津軽いまべつ駅のことで、記事の詳細は割愛しますが、読み続けた最後に過疎新幹線駅ワースト5が記載されておりました。全国に122カ所ある新幹線駅の中で、1位は先ほど申し上げた奥津軽いまべつ駅、2位がいわて沼宮内駅、3位が木古内駅、4位が新大牟田駅、5位が新水俣駅で、

595人という記事を見てびっくりした次第です。

早速、新水俣駅のJR職員の方に実態を聞きに行きましたが、現状は1日平均で1,000人いらっしゃるということなので、乗車人数が595人、単純に2倍で1,000人程度と数字上は一致するんじゃないかと思います。

しかしながら、利用者の多くが通学や通勤、出張者等でしょうから、同じ人が1日に2回利用しているだけともいえます。JR九州職員の方も、明らかに観光で訪れたというお客さんを見る機会は非常に少ないとおっしゃっていました。

医療センター駐車場につきましては、身内の入院に際して、毎日の身の回りの世話をするのに、とても30分では終わらない。入院が長期化すれば駐車場の負担も大きくなるという切実な思いを話されておりました。西田市長も積極的に関与して、改善したい気持ちをあらわされていたようですが、答弁を避けられたのは残念です。

そこで、質問いたします。

駐車場の無料時間の延長や料金軽減によって、どのような影響があるか実態をつかむためにも、ある一定期間、あるいは、ある一定時間帯において、無料時間の延長や料金軽減の方法について実証実験をする考えがないか、お尋ねします。

以上です。

○議長（福田 斉君） 本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） まず、地域懇談会で参加者が最も多かった会場と少なかった会場と人数はどうかとの御質問にお答えいたします。

まず、参加者が最も多かった会場につきましては、8月3日に開催されました秋葉会館で、参加者は44名でした。次に、参加者が最も少なかった会場につきましては、8月9日に開催されました袋地域の総合体育館・南部館サン・ビレッジみなまたで、参加者は10名でした。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 私も湯の鶴に行って、地域懇談会やりました。そのときに、お話は奥様が入院をされていて、とても30分じゃ終わらんと。それで料金がどうにかならんかということでございました。これにつきましては、指示を出しております。午前中の部分は、当然混み合います。この部分じゃなくて、あの方は自分がお見舞いに行ったときに、そういった時間、どうにか安くないかということでございました。指示した結果、何とかできるんじゃないかというふうな答えもいただいております。今ありました実証実験につきましては、今後、検討をしていきたいというふうに思っているところでございます。

それと、地域懇談会、私が行って、約1時間全部お話をさせていただきました。執行部全部連れて行きました。会場で私のほうに言葉をいただくのは、今までは市長と何人かやったけど、全

部来て、こういうふう聞いてくれるということで、非常に喜ばれた地域懇談会でした。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 どういう検討をするのかって聞いたのに、何か最後全然充実した懇談会でしたということで、最後に1点要望いたします。

浜グラウンドは都市公園に指定されております。仮に、浜グラウンド内の一部に立体駐車場を新設するとした場合、旧第三中学校グラウンドを都市公園化することについて、一つの方法論として可能ではないかと思っておりますので、ぜひとも医療センター周辺、または市体育館周辺の全体的に駐車場が不足していることについての市の積極的な協議を要望して終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、小中学校の支援について、答弁を求めます。

なお、時間が迫っておりますので、簡潔に答弁をお願いいたします。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、小中学校の支援について、順次お答えします。

まず、8月17日開催の子ども議員提案発表会でも提言された小中学校へのエアコン設置について真剣に考えるべきと思うが、いかがかとの御質問にお答えします。

近年、夏の暑さは厳しさを増しており、児童生徒の体調管理を考慮すると、普通教室へのエアコンの設置は喫緊の課題であると考えております。

平成29年度予算編成においても、普通教室へのエアコン設置事業を検討しましたが、エアコン設置の財源となる国の交付金の採択が厳しい状況で、財源の確保が難しいことから予算計上するには至りませんでした。

なお、現在、次年度の国の交付金の採択に向けて、文部科学省に対して要望を行ったところであり、平成30年度予算編成においても引き続き検討していきたいと考えております。

次に、卒業証書及び賞状用丸筒の費用及び負担はどうなっているかとの御質問にお答えします。

卒業証書は、校長が学校の全課程を修了したと認める児童生徒に授与する証書でありますので、全ての小中学校で教育委員会が印刷を発注した用紙を使用しています。費用は全て市の予算から支出しており、平成28年度実績で約14万5,000円となっております。

卒業証書を入れる丸筒等につきましては、市の予算で購入している学校が3校、平成28年度の購入費用は約2万1,000円でした。そのほかの学校については、地域住民からの学校後援会費で購入した学校が1校、残りの7校が、PTAが購入して卒業生に授与されており、費用は1本当たり190円から400円程度と伺っております。

次に、第三中学校跡地の体育施設を利用する部活動の利用料については、免除等の配慮が必要と考えるのがいかがかとの御質問にお答えします。

現在、第三中学校跡地の体育施設は、総合体育館等と同様の社会体育施設として位置づけております。部活動の利用料については、一般利用とは別個の取り扱いをしており、使用料の2分の1を減免しているところです。

○議長（福田 齊君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 小中学校の教室へのエアコン設置については、この議会でも以前から取り上げられていますが、残念ながら進んでいないのが現状です。子ども議員提案発表会では、児童・生徒が真剣に議論して導き出した提案だということを市長も出席されておったと思いますので、重く受けとめてほしいと思います。

以前、私は、ふるさと納税で寄附してもらった6つの事業について、寄附者に非常にわかりにくいと、小中学校へのエアコン設置という具体的な用途及び目的を明確にして寄附を募るべきだと提案したことがありますけれども、恐らく進展していないのではないかとこのように思う次第です。これを毎年でも少しずつ積み立てていって、財源をつくっていくという考えが行政側としてあってもいいのではないかとこのように思います。

まず、卒業証書の丸筒について、質問いたします。

3校については、市の予算で購入している現状からも、全て市で予算化してほしいと思いますが、いかがかお尋ねいたします。

実際、丸筒に入れたままでは、その後なかなか日の目を見ないのも現状です。現在、両開きの冊子型のようなものも流通しておりますので、そういったものへの変更も検討できないか、お尋ねいたします。

第三中学校跡地でございますけれども、野球部であったりバスケット部であったり、屋内体育館の部活動が使用をされているようです。校舎も廃墟の状態のままという現状、何も変わらずですが、一中野球部の方については、以前、ひばりヶ丘を無償で使用しており、消防本部の移転並びに中学校統廃合によって現在まで無償で使用してきておりましたけれども、現状は一般使用料の半分を負担することになっています。一中では、もともと部活動をする上で、学校内の施設が充足していたと言えるのか。また、学校の統廃合は市が進めた中で現在に至っているわけです。

本来市側が部活動を支援すべき立場であり、統廃合という市側の事情であるにもかかわらず、時がたてば、使用料を負担しなければならないことに、ふびんさを感じます。

そこで質問いたします。

平成31年4月からの社会体育化に向けて検討がなされていますが、部活動に係る体育施設の使用料に関しても減免や免除等の考え方を含め、今後こういった形でバランスをとっていくのか、あわせて社会体育化に向けた検討項目として取り組まれることを望みますが、いかがかお尋ねいたします。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 丸筒の費用の件についてですが、以前からPTAからの贈り物として卒業生に配られていたものと思われまます。児童生徒数の減少により、PTAの負担がふえている現在においては、市費で購入している学校もございます。各校のPTAの御意向を伺い、市費で購入を行いたいと思います。また、フォルダー等については、学校の意見等も聞いてみたいと思います。

それから、第三中学校の施設利用に関するものでございますけれども、体育施設の使用料につきましては、小学校運動部活動の社会体育移行に向けて、検討していきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 社会体育化については、非常にまだ課題、問題、山積みだと思っておりますけれども、先ほど来申し上げておりますとおり、生徒児童に対する部活動という意味で、それが社会体育になるから、何ももう教育委員会としてノータッチということではなくて、やはりスポーツに参加する子どもたちの育成のため、また指導者の支援のためにもぜひとも使用料等については、検討をお願いしたいと要望を申し上げまして、質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 以上で小路貴紀議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時50分まで休憩します。

午後0時26分 休憩

午後1時49分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、塩崎達朗議員に許します。

（塩崎達朗君登壇）

○塩崎達朗君 こんにちは。真志会の塩崎達朗です。

8月28日の新聞に、水俣市庁舎、現地再建へという記事が載りました。内容として財源は、国から最大85.5%の交付税措置を受ける災害復旧事業債を活用する。決定理由として、①、安全性や経済性、利便性などの総合的評価が高い。②、市の財政負担が少ない同事業債の適用が承認された。③、2012年中の工事完了が見込めると説明された。有識者や市民でつくる検討委員会が2つ目の候補地とした市中心部の六ツ角周辺については、用地買収が必要になり、21年中に工事完了できるか不透明などとして建設地から除外したというものでした。

六ツ角周辺の用地買収については先方と正式に話をしたのか。決定理由の①、②については、六ツ角周辺の候補地にも当てはまるのではないかと。先方との話次第では、21年中に工事完了もできるかもしれない。また、安全性でいうと水俣川のすぐそばで、道路より低い地形にあり、川の

氾濫等に見舞われる危険性があると思う。

細かなことがさっぱりわからず、比較をすることもできません。それと決断の根拠の一つとして、現在と後世の世代に負担をかけないこととされているが、将来の水俣市のまちづくりを考えると、今、多少の負担はあるかもしれないが、六ツ角周辺に新庁舎を建てた場合、建物内の利用法や、例えば、1階にコンビニやカフェ、そういうテナントを募集したり、旧庁舎跡地の利活用次第では、負担もカバーできるのではないかと思います。後世の人たちには負担より明るい夢を与え、市民の集える場や災害時の避難所にも活用できると思いました。もっと市民の皆さんが納得できる決定理由が欲しかったと思います。

それでは通告に従い、質問します。

1、水俣市のごみ分別について。

最近、生ごみの分別が始まったとか、燃やすごみと生ごみを分けて出すのが面倒だとか、生ごみ指定袋の値段が高いんじゃないかといった話を耳にして、生ごみの分別をしていなかった地区があったのか、燃やすごみにまぜて出していたんだと少しびっくりしました。まぜればごみ、分ければ資源という言葉が思い出されました。また、事業者からも分別が厳しくなったとも聞きました。

そこで、以下質問します。

- ①、今まで生ごみ分別を実施していなかった地区まで分別を拡大したのはなぜか。
- ②、近年の燃やすごみと生ごみの推移はどのようになっているのか。
- ③、生ごみ処理容器（キエーロ）の設置を登録制で行うと市報に載っていたがどのようなことか。
- ④、事業所ごみの分別が厳しくなったと聞くが、なぜか。

2、「市長と語る地域懇談会」における重点事業について。

8月3日の秋葉開館から始まり、22日の23区集会所まで水俣市内7カ所で、市長と語る地域懇談会を開催されたわけですが、私も参加して市長の話を伺いました。活力あふれるまちづくり、地域経済の活性化、水俣病問題への取り組み、やさしいまちづくり、安心・安全なまちづくり、心豊かなまちづくりまで6項目にわたり話がありました。最後に、交流人口の増加、市役所新庁舎建設、水俣川河口臨海部振興構想、3つの重点事業の説明がありました。

私は、水俣市の人口が年々減少していくことや高齢化率の増加など、常日ごろから気になっております。水俣市に若者が働く場所ができれば人口減少もなくなるだろうし、高齢化率も低くなるのではと思います。

そこで、3つの重点事業の交流人口の増加と水俣川河口臨海部振興構想について、質問したいと思います。

まず、交流人口の増加について、地域懇談会では、南九州西回り自動車道の水俣インターチェンジが平成30年度に開通予定にあわせ、現在の道の駅まつぼっくり付近に海の駅を整備し、さらに水俣港を整備し、交流人口の増加を目指したいとの説明がありました。

また、水俣川河口臨海部振興構想については、水俣川河口臨海部を埋め立て、道路を拡幅し、産業団地や丸島漁港へのアクセスを改善し、産業団地の振興を図るとともに、生態系に配慮したなぎさを造成し、漁業の振興にもつなげていきたいとの話がありました。

そこで、以下質問いたします。

(1)、「交流人口の増加」について。

①、重点事業として交流人口の増加を挙げておられるが、これまでの交流人口の推移と今後どの程度の交流人口を見込んでいるのか。

②、現在の道の駅みなまた内にあるみなまた観光物産館まつぼっくりはそのまま、さらに新たな施設を整備すると考えていいのか。

③、「みなとオアシス」新規登録とは、どういうものか。

(2)、水俣川河口臨海部振興構想について。

①、水俣川河口臨海部振興構想について、丸島漁港を中心とした水産業の振興と産業団地周辺の産業振興及び地域経済の活性化との説明があったが、具体的にどのようなものか。

②、この構想を実施するに当たり、今後の課題や問題点などはあるのか。

③、埋め立てとなると、漁協との協議が大切なことだと思うが、これまでどのように対応され、また、今後どのように協議していかれるのか。

3、防災について。

近年、今まで何十年も経験したことのない大規模な水害や土砂災害が多発して、甚大な被害が発生しています。

そこで必ずニュースになるのが、水道の断水です。飲み水の確保ばかりでなく、熊本地震でもそうでしたが、トイレの水が出ず、何日も使用することができませんでした。また、いろいろな地域や事業所などから救援物資が送られたり、人の応援など支援体制ができているなど思いました。

そこで、質問いたします。

①、災害が発生し、水道・電気等が寸断されたときの対応として、どのような備えを考えているのか。

②、災害時応援協定をいろいろなところと結んでいると思うが、どのような内容か。水俣市は協定先にどのような協力を提供できるとしているのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 塩崎議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、水俣市のごみ分別については福祉環境部長から、市長と語る地域懇談会における重点事業については私から、防災については総合政策部長から、それぞれお答えします。

○議長（福田 斉君） 水俣市のごみ分別について、答弁を求めます。

川野福祉環境部長。

（福祉環境部長 川野恵治君登壇）

○福祉環境部長（川野恵治君） 初めに、水俣市のごみ分別について、順次お答えします。

まず、今まで生ごみ分別を実施していなかった地区まで分別を拡大したのはなぜかとの御質問にお答えします。

平成14年に開始した生ごみの分別収集につきましては、これまで、農地等が多い中山間地域等の地域については、庭や畑で自家処理する世帯が多いとの理由で、生ごみの分別収集対象外区域となっておりました。しかしながら、近年の高齢者独居世帯の増加や農業担い手の高齢化による休耕地の増加により、中山間地域等における生ごみ自家処理比率が低下し、生ごみを燃やすごみと一緒に排出する世帯が増加していることが、昨年から実施しているごみステーション調査や搬入物展開検査で明らかになりました。

本来、ごみの排出量は、人口減少に比例して減少すると考えられますが、中山間地域等における生ごみ自家処理比率の低下や高齢世帯の増加により、燃やすごみへの資源ごみの混入量が増加し、ここ数年、本市の可燃ごみの処理量は逆に増加傾向が続いておりました。このため、生ごみ分別収集を行っている他の地区との均衡及び公平性を確保するとともに、ごみの総量抑制、再資源化の促進を図るため、これまで分別収集の対象外区域であった中山間地域の9区、15区、16区において、本年度からモデル的に生ごみの分別収集を開始したところであります。

次に、近年の燃やすごみと生ごみの推移はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

まず、近年の可燃ごみの処理量の推移につきましては、平成25年度4,602トン、平成26年度4,625トン、平成27年度4,728トン、平成28年度は、4,435トンとなっております。

また、生ごみの処理量の推移につきましては、平成25年度1,099トン、平成26年度1,064トン、平成27年度987トン、平成28年度は954トンとなっております。

次に、生ごみ処理容器（キューロ）の設置を登録制で行うと市報に載っていたがどのようなことかとの御質問にお答えします。

生ごみ処理容器であるキューロの普及促進を図るため、平成27年度から昨年度まで1万円を上限として、購入費の一部助成事業を実施してまいりましたが、約1万円の自己負担額が必要であったことなどにより、計画どおりの普及が図れませんでした。

このため、本年度から、クリーンセンターでキューロを製作し、キューロの設置を希望される方を対象に、原則5年間無償貸与する事業へと事業内容を見直したところであります。

登録制の内容としましては、キューロの設置を希望される方に対して、クリーンセンターで登録及び利用条件についての説明を行い、御承諾いただいた希望者に利用登録申し込みを行っていただくようにしております。

なお、利用登録後、生ごみの排出状況、キューロ利用による生ごみ減量の効果等を総合的に判断し、優先順位の高い方から、順次配布しております。

次に、事業所ごみの分別が厳しくなったと聞くがなぜかとの御質問にお答えします。

事業活動から生じる事業所ごみの処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第3条及び水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の第9条において、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物をみずからの責任において適正に処理しなければならないことが定められております。

これまで、本市におきましては、家庭ごみの高度分別や排出抑制、再資源化の推進等に重点的に取り組んできたところであります。一方、事業所ごみについては、各事業所の処理状況の把握や食品リサイクル法を初めとする新たな個別リサイクル法の公布、施行等に伴う事業所ごみの適正処理に関する情報提供や説明会の開催等、本来、市が行うべき指導監督権限の行使が十分ではなかった部分がありました。このため、事業所ごみの処理状況を把握し、今後の事業所ごみの3Rの推進等を目的として、平成28年度にクリーンセンターにごみを搬入している事業所、廃棄物の収集・運搬を行う処理業者等を対象にアンケート調査を実施しました。また、これらの調査とあわせて、クリーンセンターに搬入される事業所ごみや地域の家庭ごみステーションに不適切排出をされた事業所ごみの展開検査等を重点的に実施いたしました。

その結果、スーパー、飲食店、旅館、ホテル等の食品関連事業者から排出される生ごみを初め、各事業所からリサイクル可能な古紙類等が分別されず、燃やすごみに混入し、大量に搬入されていたことが確認されました。

また、本来、一般廃棄物の処理施設である市及び広域クリーンセンターには搬入できない産業廃棄物である廃プラスチック類等の不適切な搬入も多数確認されました。

このため、本年1月に市内事業所等を対象とした説明会を初めて開催するとともに、あわせて、事業所ごみの適正処理ガイドブックの作成・配付及び市ホームページへの各種情報の掲載等に取り組み、排出事業者の自己処理責任の徹底等、事業所ごみの適正処理について周知を図って

きたところでは。

本年度も引き続き、搬入物展開検査や各地域の家庭ごみステーションへの事業所ごみの不適切排出の防止、事業所向け出前講座の実施など、市内各事業所の皆様の御理解と御協力を得ながら、事業所ごみの3Rの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 2回目の質問をいたします。

今、説明がありましたように、ごみ処理という観点で捉えると、一生懸命やっておられるんだなというふうな感じで、ちょっと感心したところもあるんですけども、私は市内に住んでいるので、生ごみと燃やすごみというのは、もう最初から分別をするものだというふうな感じで思っていたものですから、最近、生ごみの分別を始めましたって、沿道で話を聞いたとき、え、今まで分別をしてこなかったのかなという、物すごく疑問がちょっと湧いたわけですけども、じゃあ、この人たちはあの高い生ごみ袋を買わずにそのままどこかに捨てていたのかという疑念がちょっと湧いたわけですけども、今は中山間地域においては、自分の畑とかそういう庭で自家処理をしていたというふうな説明を聞いて、ああと思って納得したところでした。

高齢者の方がふえて、ひとり暮らしの方がふえてということで、なかなか畑まで生ごみの処理をすることが面倒になったということで、燃やすごみに一緒に生ごみも入れて出しておられたというふうな説明だったと思います。

そういうことというのは今わかったことじゃなくて、もっと早い時期からそういうふうな形で燃やすごみに生ごみがまざっているというのはわかっていたとは思うんですけども、そこをなぜ早目にやっておられなかったんだろうと。生ごみといっても、結局資源ごみというふうな感じの捉え方で、生ごみ自体は業者さんが回収して、そこで堆肥化されてというふうな形でやっておられると思うんですけども、資源ごみが燃やすごみにまざって、今まで資源ごみじゃない、もう燃やしてしまっていたというふうな形になってしまうと思います。

それはさておき、ちょっと質問に先に入りたいと思います。

1、市内の3地区をモデル地区として生ごみの分別収集を開始したということですが、ほかの分別免除地区については、今後どうする予定なのか。

2、近年、急速に過疎化、少子・高齢化等が進行し、人口減少が続いている中で、平成26年度及び27年度と連続して燃やすごみが増加している原因は何か。また、平成28年度の燃やすごみが減少したのはどうしてかというふうな感じですね。

3、キエーロの登録制ということで、非常にいいことだと思うんですけども、この利用条件というのがありますがけれども、この利用条件とは、どういうことか。現在の状況はどうなっているのか。

4番目に、事業所ごみの指導の強化による効果はどのようになっているのか。

以上、4点ちょっとお聞きします。

○議長（福田 齊君） 川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 2回目の質問、4点ございました。

まず1点目ですけれども、市内3地区をモデル地区として生ごみの分別収集を開始したが、他の分別免除地区について、今後どうする予定かということでございます。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、今年度は9区、15区、16区において生ごみ分別収集のモデル事業を開始したところであります。

他の免除地区につきましては、今年度の実績を踏まえまして、来年度以降、全地区において、分別収集を実施したいというふうに考えております。

また、家庭における生ごみの排出抑制を図るため、現在、水俣市環境クリーンセンターで生ごみ処理容器キューロを登録制で無償貸与する事業を実施しておりますので、こちらをあわせて御活用いただきたいと考えております。

2点目でございます。

平成26年度及び27年度、2カ年連続で燃やすごみが増加している原因、また平成28年度に減少した理由はどうしてかということでございます。

平成26年及び27年度と燃やすごみが増加している原因としましては、急激な過疎化、少子高齢化の進行に伴いまして、独居の高齢者の世帯が増加しておりますし、また身体機能や認知機能の低下によりまして、これまで可能であったごみの分別ができなくなった高齢者などが増加して、その結果、燃やすごみへの資源ごみ混入が多くなったことなどが主な要因と考えられます。

また、一方で事業所ごみの排出抑制、適正分別、資源化の推進等の事業者の事故処理責任に基づく適正処理が十分に行われておらず、食品関連事業者から排出される事業系一般廃棄物である生ごみの燃やすごみへの混入及び産業廃棄物の不適切な搬入があっていたことも要因の1つと考えられます。

平成28年度に燃やすごみが減少した理由としましては、クリーンセンターによります市内の全ステーション調査や市民や事業所向けの出前講座の実施、さらにはごみステーションにおける不適切排出の指導と事業所ごみの適正処理指導を強化した結果、市民の皆様の御協力もありまして、2年ぶりに燃やすごみが減少に転じたものと思われまます。

3番目です。キューロの利用条件はどういうことか。現在の状況はどうなっているかということです。キューロの無償貸与の利用条件としましては、使用期間を5年間とし、利用状況や効果を把握するため、年1回程度のアンケート調査や市報への利用状況の掲載など、普及促進のための御協力をしていただくことが条件となっております。

なお、この事業には、8月末現在で19世帯が登録されており、そのうち11基を既に配布しております。

4番目の事業所ごみの指導の強化による効果はどうなっているかということでございます。

事業所ごみにつきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、平成29年1月24日に市内事業所を対象とした説明会を実施しております。

その後、個別の対応や指導等も行った結果、事業所からのごみが適正に排出されるようになり、その翌月の2月には燃やすごみの量が対前年同月比で約14トン減少しております。また、ことし2月から7月までの累計では、約166トン減少しております。

一方、この取り組みにより、これまで燃やすごみとして排出されていた生ごみが資源化できる生ごみとして排出されたことによりまして、生ごみの量はことし1月に約4トン増加し、2月から7月までの累計で約79トン排出されて、これは堆肥化をされて、リサイクルに回っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 生ごみも堆肥化される分が79トン、これは3カ月ぐらいでそれぐらいが出ているというふうな感じですけども、水俣市は環境モデル都市とか、いろいろたってありますんで、環境に関して、こういうごみ分別とか、そういうふうな形のものもしっかりやっていただいて、また事業所の方への説明とかは、きちっと一堂に集められて話をされたりとか、パンフレットとかを使って説明をされたのか。一時期は、本当に物すごく厳しくなって、何でそこまでするんですかみたいな感じの話を聞いたりしていたんですけども、最近はそういうのはどうなのでしょう。もう事業所の方もある程度、何カ月かでごみの処理の仕方についても、結局はっきり認識されているというふうな形があるのかなとは思いますが、ごみの減量というのは本当に一人一人が意識を持って、やることによって、減量化というのができると思うし、最終的にはごみを出さないというふうな形につながっていくのかなと。また、生ごみが資源化されてということで、それも堆肥化という形になるんですけども、物すごく循環していくような感じでいいことなのかなと思いつつ、話を聞いていました。

ごみ分別については、これで終わりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 次に、市長と語る地域懇談会における重点事業について、答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、市長と語る地域懇談会における重点事業についての御質問のうち、交流人口の増加について、順次お答えいたします。

まず、重点事業として、交流人口の増加を挙げておられるが、これまでの交流人口の推移と、

今後、どの程度の交流人口の増加を見込んでいるのかとの御質問にお答えします。

観光統計によりますと、平成10年の水俣市の観光入込客数は約70万人でありましたが、その後減少傾向が続いており、平成21年には、約35万人と半減いたしました。その後回復し、平成28年は、約52万人となっております。今後は、南九州西回り自動車道水俣インターチェンジの開通も予定されていますので、交流人口70万人を目標に、これからも観光施策に力を入れていきたいと考えております。

次に、現在の道の駅みなまたの中にあるみなまた観光物産館まつぼっくりはそのままで、さらに新たな施設を整備すると考えていいのかとの御質問にお答えいたします。

整備を計画しております施設につきましては、現在の観光物産館まつぼっくり、食事処たけんこに隣接する熊本県の港湾用地に建設を予定しております。新施設の完成後には、観光物産館の機能を新施設に移転し、現まつぼっくりは閉鎖しますが、その後の現まつぼっくりの活用については、今後の検討課題であると考えております。

次に、みなとオアシス新規登録とは、どういうものかとの御質問にお答えします。

みなとオアシスとは、港湾利用者等の交流及び休憩の機能、地域の観光及び交通に関する情報の提供機能、災害支援機能、物販・飲食等の商業機能、そのほか、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活力化、活性化に資するみなとを核としたまちづくりを促進するために必要な機能などを備え、これらの機能を発揮する代表施設またはこれを含む複数の施設により構成するものとされており、申請により国土交通省港湾局が登録するものであります。

今年度、熊本県が整備する港湾施設及び市が整備を計画している施設を含め、エコパーク水俣全体をみなとオアシスの施設として捉え、エコパーク水俣を管理している熊本県と連携して登録を目指したいと考えております。

次に、水俣川河口臨海部振興構想事業について、順次お答えいたします。

まず、水俣川河口臨海部振興構想について、丸島漁港を中心とした水産業の振興と産業団地周辺の産業振興及び地域経済の活性化との説明があつたが、具体的にどのようなものかとの御質問にお答えします。

今回の水俣川河口臨海部振興構想において、新たに造成するなぎさ部分をヒジキやアカモクなどの海藻の生える生態系に配慮したものとすることで、魚の産卵場所や稚魚の生育場となり、減少傾向にある水産資源の回復が期待されるほか、新たにできる土地に道路の整備を行うことで、丸島漁港へのアクセスが改善され、水俣市漁業協同組合が毎月開催されている水俣漁師市への来場者の増加などが期待されるところであります。

また、新たに整備する道路を大型の車両も通行可能な幅員とすることで、現在特産化に向けて取り組まれている恋路カキを初めとする水産物のほか、産業団地内に立地する企業の生産品や資

材等の輸送環境の向上が図られます。

さらに、造成される土地を産業団地の拡張として、市外からの企業誘致や地場企業の事業拡大等の用地に活用することにより、雇用の拡大や市内企業との新たな取引の創出等が図られることによる地域経済の活性化を期待するものであります。

次に、この構想を実施するに当たり、今後の課題や問題点等は何かあるのかとの御質問にお答えいたします。

水俣川河口臨海部振興構想の実現におきましては、事業の大きな柱の一つである産業基盤の整備として、水俣川河口付近から丸島新港にかけて約4万7,000平方メートルの公有水面の埋め立てを計画しております。現在、公有水面の埋め立て免許の申請に向けて、大気や水環境調査、生物、動植物の生態調査等の取りまとめや、今後の活用を想定した予測評価の調査を行っているところであります。

また、水産業の振興につながる干潟の再生や漁場や藻場の育成を含む生態系に配慮した護岸の整備に向け、その構造や配置について漁協と協議を重ねているところであります。

今後の課題や問題点としましては、まず事業の根幹となる埋め立て事業が円滑に行われることが重要と認識しており、埋め立てに必要な土砂が南九州西回り自動車道の建設現場から搬出されることから、国土交通省と事業間の調整が必要であることと、工事により漁や水産資源に悪影響を与えないことが課題であると考えております。

そのため、漁協を初め関係機関と協議、調整を行いながら円滑に事業を推進していきたいと考えております。

次に、埋め立てとなると漁協との協議が大切なことだと思うが、これまでどのように対応され、また、今後どのように協議していかれるのかとの御質問にお答えいたします。

これまでの対応について申し上げますと、平成29年1月に公有水面埋め立てに伴う漁業権の抹消について水俣市漁協の臨時総会で承認をいただきました。2月には、漁協組合長及び参事と護岸の構造について協議を行い、専門有識者及び漁協理事2名を含めた渚造成検討委員会を設立し、3月、4月に検討委員会を開催しました。5月には、渚造成検討委員会の意見を踏まえ、水俣市漁協理事5名、監事2名、世話人数名とで2回にわたって護岸構造及び漁場藻場再生方法の協議を行いました。8月には漁協の組合員から出水市の海岸が参考となることから、関係組合員との視察依頼を受け、理事、監事、世話人約20名で視察を行い、その後、護岸構造の協議を行い、承諾を得たところであります。

今後の対応としましては、魚礁等の魚場藻場再生方法について、引き続き水俣市漁協と検討していくこととしております。

○議長（福田 齊君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 この2つの重点事業ですけれども、3つあって2つだけなんですけど、交流人口の増加や水俣川河口の埋立地の活用次第では、企業誘致とか働く場の確保、人口増加にもつながっていった、地域経済の活性化というのが期待されると思うんですけども、そこで、2回目の質問になりますけれども、この交流人口が増加することは、水俣市の活性化にとって非常にいいことだと思うんですけども、現在、このエコパークにはバラ園等がありますけれども、バラ園などと共同した交流人口の増加の具体的な計画とかは、何か考えておられるのか。

あと、現在の道の駅みなまた内にあるみなまた観光物産館まつぼっくり、これの運営が今、株式会社みなまたが指定管理者としてやっておられるんですけども、今後計画をされている道の駅、海の駅の経営・運営はどのように考えておられるのか。

水俣港の整備を計画しているということだったんですけども、八代港に今大型のクルーズ船が入ってきて、水俣にも結構バスでお客さんを連れて回ってこられますけれども、そういうクルーズ船が入港して、外国の方が来られるということで、水俣市にも来ていただいて、観光施設等を利用したら、水俣市内の経済も大きな効果が出ると思うんですけども、水俣港には八代港みたいに大型客船等の接岸もできるようになるのかというのが1つですね。

あと、臨海部振興構想については、水俣川河口付近から丸島新港にかけて約4万7,000平方メートルという広大な埋め立ての工事になるんですけども、工事期間と費用はどのようになっているのか。また、どのような財源を使ってやられるのか。

6月議会で企業誘致をするための事業用地がないと答弁されたわけですけども、この造成される土地を産業団地の拡張として、市外からの企業誘致や地場産業の事業拡大などの用地として活用するのことができますみたいな感じで言うてあるんですけども、その中でそういう絶対できたら活用してほしいとは思いますが、もし企業誘致等ができなかった場合、そのときの活用法として、何か考えているのか。

以上、5点お聞きします。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 5点あったかと思います。順次、答えさせていただきます。

1つ目は、交流人口をふやすのに、今後、バラ園がごございますエコパーク等、具体的な計画はあるのかということでした。今、やっぱり交流人口で一番私が期待しているのは、エコパークに人が流れること、それにはやっぱり核となるバラ園だというふうに思っております。

エコパーク水俣、バラ園及びその周辺においては、年に2回のローズフェスタ、またローズマラソンも今やっております。そして、最近では、若い飲食業の方たちがフードフェスタ、一生懸命やっております。これらのイベントには多数のお客様が御来場されておりますので、これからも引き続き必要な支援を行いながら、新しい施設のオープンと相乗効果を狙って、観光

PR等を努めていきたいというふうに思っております。

やはり、高速ができることで、福岡が非常に近くなりますので、そういったところにもプロモーションをかけていくのは非常に重要かというふうに思っております。

2つ目が、物産館といいますか、道の駅・海の駅を今後つくったときの運営のことでございました。この運営につきましては、現在、水俣市の漁業協同組合、またJAあしきた、近隣の物産館の運営事業者等にアドバイスをいただきながら、その方向性や選定方法について、検討を行い、運営主体を決定したいというふうに思っております。

3つ目が港の整備をしたときに、八代みたいなクルーズ船、そういったものがつくことは可能かというふうな御質問だったかと思いますが、水俣港は水深が約10メートル、幅が185メートルまでの船であれば接岸できる設計となっておりますので、およそ2.5万トンまでの船であれば、接岸可能となっておりますが、現在のところでは、クルーズ船の寄港予定というものは入っておりません。

そして、八代港に入港しております大型クルーズ船は、約12万トンから16万トンだそうでございます。長さが300から350メートルありますので、この規模の大型クルーズ船になると、港湾施設の大規模な新たな改修が必要になるかというふうに思っております。

別にない物ねだりはせずに、現状でいろんなところで、今お話も聞きに行っておりますので、その将来性については、ぜひクルーズ船も視野に入れながら、いろんなところに今話を聞かせていただいているところでございます。

4つ目、臨海部の埋め立ての御質問でございます。工事期間、そして費用等はどうかというふうな御質問でございました、そしてまた、財源ですね、これが一番重要だというふうには思います。工事期間につきましては、今年度公有水面埋立法に基づく免許を申請をし、平成30年度から埋め立て及び護岸工事に着手をしたいと考えております。

埋め立てに要する期間は、おおむね37年までと計画をしておりますので、今後10年ぐらいはかかるのかなというふうに思っております。

また、財源につきましては、現在関係機関との協議中ではありますが、埋め立て土砂につきましては、南九州西周り自動車道の建設発生土を国土交通省に搬入をいただくわけでございます。そして埋め立て護岸につきましては、国の補助金を主体とした財源を計画をしております。なるべく、次に世代に負担のかからないような財源を探していきたいというふうに思っております。

そして、5つ目が、埋め立てをしたときに企業誘致を打ち出しておりますが、もしそういったものがうまくいかなかったとき、どうなるかという御質問であったと思います。

10年後の話なので、私も明確には答えられませんけど、現在、この企業誘致につきましては、全国各地で誘致活動が行われておりまして、厳しい状況になるとは予想はされる場所ではござ

いますが、働く場所の確保は、本市における重要な課題の一つだというふうに認識をしているわけでございます。

さまざまな活動を通して、達成をしなければならない課題であると考えているところでありますので、現時点においては、この企業誘致のために、職員ともども頑張っていきたいというふうに思っております。

現時点では、その企業誘致の企業がこなかったときどうするかということは、現時点では考えておりませんが、企業誘致を頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 暫時、休憩します。

午後 2 時40分 休憩

午後 2 時42分 開議

○議長（福田 斉君） 再開します。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 概算でございますけど、約30億ぐらいかかるのではないかとというふうに試算をしております。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 臨海部振興構想については、工事期間が大体10年、事業費用として大体30億ぐらい、ただ、財源としては、補助金を今から探してきますというふうな答弁だったんですけども、どうなんでしょう、財源ってはっきりこういうのを充てたいという考えはないのかなというふうな感じで思うんですけども、企業誘致ありきでその土地をもう今見えていますよと。もし企業誘致のところが来なかった場合は、今は全然考えずにもう企業誘致だけありきで進んでいるというふうな感じの答弁だったと思うんですけども、例えば、ここにもし来なかった場合というとき、来なかったというのはちょっと失礼かと思うんですけども、私は来てほしいんですけども、もしそれができなかった場合に、そこに例えば商業施設、遊園地とかそういったものとか県南にそういう子どもたちが遊びに来れるような場所というふうな考えでつくられるとか、そういう考えは持っておられないか、これを最後の質問として聞きます。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 財源の問題がございました。財源につきましては、今、国のほうと協議を行っているというふうに理解していただければというふうに思います。

そして、県南のいろんな核になるものも考えられないかということだと思いますけど、現時点では、先ほどから申し上げますように、企業誘致を考えているところでございます。

○議長（福田 斉君） 次に、防災について答弁を求めます。

帆足総合政策部長。

（総合政策部長 帆足朋和君登壇）

○総合政策部長（帆足朋和君） 次に、防災について、順次お答えします。

まず、災害が発生し、水道・電気等が寸断されたときの対応として、どのような備えを考えているのかとの御質問にお答えします。

水道につきましては、水俣市地域防災計画において、給水計画を策定しております。なお、台風等の事前に災害の危険性が予測できる場合には、主要な水源地に発電機を備える対策を講じております。

続きまして、電気等につきましては、九州電力などの管理事業所などに速やかに情報提供を行い、早期復旧に努めていただくよう密接に連携をとりながら進めることとしております。

次に、災害時応援協定をいろいろな所と結んでいると思うが、どのような内容か。また、水俣市は協定先にどのような協力を提供できているのかとの御質問にお答えします。

本市が協定を締結している主な内容としましては、民間事業所などでは、例えば、土のう袋やブルーシート、チェーンソー等の復旧に必要な物資や資機材の供給、生活に必要な飲料水、食料、毛布、タオルなどの生活用品の供給、そのほかに物資等の緊急輸送や廃棄物処理の支援をしていただくことになっております。

また、熊本県及び県内市町村等とは、物資、資機材、飲料水、食料の提供は基より、車両、船舶の提供、さらに本市からの要請により、職員の派遣等をしていただくことになっております。

協定先にどのような協力を提供できるのかとの御質問ですが、相互応援協定を締結しています自治体から要請があった場合、本市も協定の内容に準じ、協力を提供することとしております。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 2回目の質問に入ります。

電気等は寸断されても、一番水俣市で停電が長く続いたのが、台風何号だったかちょっと忘れましたが、十数年前ですかね、ありまして、あのときは市内でもやっぱり3日から1週間ぐらいはたしか停電が続いたと思っています。これは送電線の鉄塔が倒れてしまっていた感じが、復旧はヘリが飛んできて、鉄塔をずっと直して行って、送電線をつないでいったというふうな経緯があります。

電気のほうはそういうふうな形で結構短期間に復旧ができるかなとは思いますが、水道に関しては、本当に今でも、この間は北部九州で水害がありましたけれども、まだ断水が続いて、やっと最近、水道の蛇口から水が出るようになりましたというふうな感じのニュースが流れるわけですが、結構長い期間、断水になって、水道が使えないという状況があるんですけ

れども、水俣市としては、この地域防災計画において、給水計画を策定しておりますということなんですけれども、この断水したときの処置として、給水計画を策定されていますがということで、この給水計画の具体的な内容はどのようなものなのか。

あと、停電で電力供給がストップしたとき、防災の要である市役所の非常用電源の設置とかはどのようなになっているのか。

また、今、結んでいる災害時の応援協定の内容というのが、物のやりとりといたらおかしいですけど、物資関係の支援協定というのが主になって書いてあるんですけども、これを人というふうな形で考えたときに、高齢者や支援を必要とする方たちへの応援態勢がちょっと足りないのかなど。そこで、水俣も福祉避難所というのが1カ所あります。一度に避難してこられても30人しかちょっと受け入れができないよと。また、そこに携わる人も人数的にもちょっと足りないみたいな感じもあるんですけども、その災害協定を社会福祉施設と結ぶということは考えられないのか。その3つをちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（福田 齊君） 帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） 3点、御質問いただいております。

1つ目の給水計画の具体的な内容とは何かという御質問でございます。

この給水計画と申しますのは、災害によりまして、給水施設等が被災した場合に備える、飲料水を応急的に確保して、住民の日常生活の安定を図ることが目的となっております。

具体的にどういうことをしているかという内容でございますけれども、これは飲料水が不足した罹災地域、こちらのほうにトラック仮設水槽、こういうものにより給水を行うことと、給水用の水の消毒を行う薬品を確保しておくこと、また県内の市町村、あと鹿児島の出水、伊佐市と総合給水協定を締結しておりますので、緊急時の対策はそういう形でも行うこととしておるといようなことでございます。

2点目が、停電した場合の防災の要である市役所の対応はどうかという話でございます。

現在、仮庁舎でやっておりますが、仮庁舎には非常用電源は設置はされておられません。停電になり、電力供給がストップした際でございますけれども、当然ながら、市役所の業務が機能しなくなるおそれがあります。そのため、九州電力から大型発電機を借用して対応したいというふうなことを考えてございます。

なお、防災行政無線Jアラートとか、そういった有事の際に必要なような情報でございますが、こういった情報収集や情報発信機能につきましては、御承知のように水道局があります市役所新館に設置してありますので、そちらの非常用電源は確保されておりますので、停電時の対応はそこでは可能となっておりますということでございます。

最後が、市内の福祉施設との協定締結は考えないかという御質問が最後にございました。

議員御質問の中にありましたように、本市は福祉事務所として開設しているのはもやい館1カ所となっております。収容人数等も限りがあるということでございます。そのため、関係部署とも連携しながら、市内の介護施設や福祉施設に御協力いただけるよう、今後お願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 最後の質問になります。

この災害時の応援協定の中で、社会福祉の方たちと連携をするというか、応援態勢をとっていくというのは、非常に水俣市としても、また市民の人たちにとっても、安心というふうな形を考えると、必要じゃないかと思うので、ぜひそこは検討していただきたいと本当に思います。

これまで、災害時の避難場所の整備とか緊急備蓄品の準備・管理、行政防災無線等のことを一般質問でいろいろ尋ねてきたんですけれども、これらはもう完璧じゃないですよ、はっきり言って。まあこれほどこの市町村でも完璧というのではないと思うんですけれども、ある程度整備されている状況にあるというふうな形で思います。

あとは、自分たちもそうなんですけど、やっぱり市民の皆さんがどれぐらい避難訓練とか、そういうものをやりながら、自分自身が身につけていって、危ないときにはこういう形で避難できますよ。どこが避難所になりますよというのをやっぱり植えつけていくような、そういう訓練というのも周知徹底していくという上では大切ではないかなと思っております。

そこで、1つ、提案といったらおかしいんですけど、ちょっと聞いてもらえるかどうかわかりませんが、旧市役所庁舎を解体するときがあると思うんですけれども、これに合わせて、水俣市の警察、消防、消防団、各種団体、市民の皆さんに参加していただいて、総合防災訓練というふうな形で何かそういうことはできないかと思うんですけれども、そこを1点だけちょっと市長、お願いいたします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 初めて御提案いただいたことなので、できるかどうかちょっと私も全然想像もつきませんが、担当課のほうはまたその辺は検討というか、協議はできるというふうに思います。

○議長（福田 斉君） 以上で塩崎達朗議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午後2時57分 休憩

午後3時6分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 日本共産党の野中重男です。

市民全体の利益を守る立場から質問します。

今、一番の私の気がかりは、北朝鮮問題です。

北朝鮮の核実験は、ことしだけでも13回行われた弾道ミサイル発射とともに、世界と地域の平和と安定にとって重大な脅威です。これは累次の国連安保理決議などに違反する暴挙だと思います。

そして、今の最大の危険は、緊張状態の中で偶発的な事態で軍事衝突が起きることだと思います。万が一、そうした事態が起きれば被害は韓国だけでなく日本にも及びます。そうしたことになるように今、政治が動かなければならないというふうに思います。

国連安保理議長は、対話を通じた平和的で包括的な解決を加盟国に呼びかけています。

スイスのロイトハルト大統領は、スウェーデンとともに韓国と北朝鮮との中立外交の歴史があることを語り、今こそ対話のときだ。我々は仲介役を申し出る用意があると発言しています。また、お隣の韓国のムン・ジェイン大統領は、メルケル首相やプーチン大統領と電話で話し、困難な状況でも平和解決をはっきりさせないといけないというふうに確認しております。

安倍政権が今することは、対話拒否論ではないと思います。経済制裁の厳格な実施とともに、米朝両国にまず直接対話を促すことではないでしょうか。私たちは、北朝鮮問題の平和的解決を目指し、声を上げ続けなければならないというふうに思います。

では、具体的な質問に入ります。

1、水銀に関する水俣条約の発効とこれからの課題について。

①、条約採択から、国際条約としては早い発効になったと聞く。発効が早まった要因についてはどのように考えているか。

②、9月末にスイスのジュネーブで国際会議が予定されている。そこでは何が議論される予定と聞いているか。また、市長はその会議に出席すると報道されているが、どのように関与するのか。

③、この条約では、前文で、水俣病を教訓とし、同様の被害を繰り返さないと述べています。水俣では、汚染汚泥の処理や未救済患者の問題が今後の大きな課題であると思います。これらについての基本的な考えはいかがでしょうか。

2、市庁舎建設問題について。

①、市長は、旧庁舎跡地への新庁舎建設を決断されました。決断の根拠の1つに現在と後世の世代に負担をかけないこととされていますけれども、その趣旨は何でしょうか。

②、六ツ角周辺で大型商業施設が建っているところの土地と建物の所有者及びその商業施設が利用している駐車場の土地の所有者はそれぞれどなたでしょうか。

③、この大型商業施設に入っている店舗数は何社でしょうか。

④、新庁舎建設基本構想（案）概要版などで、旧庁舎周辺と六ツ角周辺の費用の比較が示されています。一般論として店舗の移転費用というのがありますけれどもそれはどのようなものか。また、それはどのように積算し、さらに費用は水俣市とそれぞれの店舗と個別の交渉になるのか。

⑤、営業補償については示されていないが、一般論として店舗の営業補償とはどのようなものか。また、それはどのように積算し、さらにこの営業補償はそれぞれの店舗と水俣市が個別の交渉になるのか。

⑥、店舗の移転費用、営業補償は今回の一般単独災害復旧事業債の起債対象になるのか。

⑦、用地購入費は今回の一般単独災害復旧事業債の起債対象になるのか。

⑧、災害が原因で市庁舎などを建てかえた自治体で、または計画している自治体で急傾斜地崩壊危険地域に指定されていたり、ハザードマップで浸水地に建てかえた、または建てかえ予定のところはあるのでしょうか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 野中議員の御質問に順次お答えをします。

まず、水銀に関する水俣条約の発効とこれからの課題については福祉環境部長から、市庁舎建設問題については私からそれぞれお答えをいたします。

○議長（福田 斉君） 水銀に関する水俣条約の発効とこれからの課題について答弁を求めます。

川野福祉環境部長。

（福祉環境部長 川野恵治君登壇）

○福祉環境部長（川野恵治君） 初めに、水銀に関する水俣条約の発効とこれからの課題について、順次お答えします。

まず、条約採択から、国際条約としては早い発効になったと聞く。発効が早まった要因についてはどのように考えているかとの御質問にお答えします。

水銀に関する水俣条約は、平成25年10月に水俣市及び熊本市で開催された水銀に関する水俣条約外交会議で採択され、本年5月に締約国が50カ国に達したことで、90日後の8月16日に発効しました。9月1日現在は、74カ国がこの条約を締約しております。

水俣条約の採択から発効までの期間は、ほかの条約と比較して、特段早かったというわけでは

ないようですが、政府関係者等による早期発効への働きかけがあり、世界各国に水銀対策の必要性を理解していただけたことが、今回の発効につながったのではないかと思います。

また、日本政府は、もやい直しの精神で水俣と世界をつなぐことを目指して、MOYAIイニシアチブを表明しています。MOYAIイニシアチブとは、日本が、資金や技術面で途上国の取り組みを支援するとともに、水俣発の情報発信と交流を行っていくものです。

このような条約の履行を支援する取り組みが、途上国を初め、世界各国に伝わり、条約の発効に寄与したものと思われま

す。とはいえ、条約の発効はあくまでスタートにすぎません。今後、本条約の条項に基づく対策や取り組みが各国で推進され、二度と水俣病のような水銀汚染による悲惨な公害が発生しないことを期待しております。

次に、9月下旬にスイスのジュネーブで国際会議が予定されている。そこでは何が議論される予定と聞いているか。また、市長はその会議に出席すると報道されているが、どのように関与するのかとの御質問にお答えします。

9月24日から29日に、スイスのジュネーブにおいて、水銀に関する水俣条約第1回条約締約国会議、いわゆるCOP1が開催されます。当会議では、確実な水銀規制の実施に向け、条約の運営体制・活動計画・運営予算等を含む水俣条約の本格的実施に必要な詳細枠組みに関する議論が行われる予定となっております。

また、水銀問題の原点である水俣に思いをはせるプログラムとして、水俣への思いを捧げる時間が開催され、その中で市長がスピーチを行う予定になっています。この水俣への思いを捧げる時間は、その後に行われる閣僚級会合において、より力強い内容の合意を引き出す趣旨で設けられたものです。水俣の名を冠する条約の国際会議の場で、市長が水俣市を代表し、メッセージを発信することで、世界の水銀対策のさらなる推進に貢献できるのではないかと考えております。

次に、この条約では、前文で、水俣病を教訓とし、同様の被害を繰り返さないと述べている。水俣では、汚染汚泥の処理や未救済患者の問題が今後の大きな課題である。これらについての基本的な考えはいかがかとの御質問にお答えします。

水銀に関する水俣条約では、前文の中で、水俣病の重要な教訓、特に水銀による汚染から生ずる健康及び環境への深刻な影響並びに水銀の適切な管理及び将来におけるこのような事態の防止を確保する必要性を認識し、と記載されております。

環境省によりますと、この部分は、水俣病の教訓として、水銀汚染による人の健康及び環境、への深刻な影響、水銀の適切な管理の確保の必要性及び同様の公害の再発防止について、日本からの提案を受けて記載されたものとのことです。

水俣には、汚染汚泥が封じ込められている水俣湾埋立地がありますし、未救済患者の問題につ

きましても今後の課題として残っております。水俣湾埋立地につきましては、管理している熊本県から、水俣湾に堆積していた水銀を含む汚泥については、現時点では最も安全な方法で管理されていると考えており、今後も引き続き丁寧に安全性を確認しながら維持管理を行っていくとお聞きしております。市といたしましても、市民生活や環境に影響がないよう引き続き適正に管理していただくよう県にお願いしてまいります。

また、未救済患者の問題につきましては、救済が必要な方が全て救済されることが水俣病の解決につながると考えますので、救済を求められる皆さんの声を丁寧に伺いながら、これまでと同様に、その声を国や県に伝えてまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 ありがとうございます。

水俣条約に関するところでは、今御答弁いただいたように、条約そのものが国際的な総論的な取り決めというふうになっているんですね。具体的には、それぞれの国でどういうふうにするかということが、これからの課題なんだろうと思いますけれども、途上国を含めてこういうのが発効になったという、特にアメリカとか中国だとか大国がさっと署名して、EUがまとまって署名して、それで発展途上国に広がったというふうに聞いていますので、これはそういうふうに広がってよかったなというふうに思います。まさにスタートではないのでしょうか。

これから、細部が決まるということですから、運営とか活動だとか、予算だとかって決まるということですから、これが機能するように、しっかり水俣も担当課中心に見続けていかなきゃいけないというふうに思います。

それで、2回目の質問をしますけれども、市長の見解を問うところもありますので、その部分については、市長から答弁いただきたいと思います。

このジュネーブでの会議には蒲島知事は出席されないというふうに報道がございました。条約が発効した後の締結国会議ですので、これからのことを決める重要な会議と思うんですけども、行かないということで、行かない理由は何だというふうに聞いておられるのでしょうか。また、知事は、この会議にメッセージなどを出される予定があるのでしょうか。これが1点目であります。

2点目は、水俣からは市長を初めとして、胎児性患者の坂本さんも行かれるというふうに聞いております。そのほかにどのような方が参加されるのでしょうか。これが2点目です。

3点目は、この会議に行かれる坂本さんを初めとして、水俣病の患者団体と意見交換をされる等の予定は市長入っているのでしょうか。これが3点目です。

4番目は、日本の水俣・新潟での環境汚染と甚大な被害が世界の人々の心を動かしただと思います。そして、それが条約がつけられるきっかけにもなっていったというふうに私は思います。

世界に広がっている水銀汚染に各国からの対策を求める声が出されて、この条約に結びついたんだろう。そして、それが水俣で開かれたということだと思っているんですけども、その後、締結を受けて、2013年に水俣でできたんですけども、それからもうことしで4年ですよ。自分たちが会議した水俣は、今どのようになっているんだろうか。この条約の中身にも書いてあるんですけど、これらの趣旨を生かして、水俣ではどういうまちづくりが進んでいるんだろうか。政策が進んでいるんだろうかということを、それぞれの人たちは気にかけていらっしゃるんじゃないかなと思います。発言の機会があったらどのようなことを市長は発信される予定でしょうか。

以上4点です。

○議長（福田 斉君） 川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 野中議員の2回目の御質問のうち、3番目まで私のほうで答弁をさせていただきます。

まず、蒲島知事は出席されないのかということでございます。熊本県に確認をいたしました。9月定例県議会が9月7日から10月3日まで開催されることに伴い、蒲島県知事はCOP1には出席されない、欠席というふうにお伺いしております。また、現在のところ、メッセージを出す予定もないということでございます。

2点目です。市長、坂本しのぶさんのほかにどのような人が参加されるのかということでございます。

今回のCOP1には、水俣市から西田市長、胎児性水俣病患者の坂本しのぶさんのほかには、8月24日に環境省から親善大使に選ばれました水俣高校2年生の沢井聖奈さんと引率の先生、それから水俣環境アカデミアの古賀所長が参加する予定になっております。

3点目ですけども、ジュネーブに行く前に、坂本さんとか患者団体と意見交換などの計画はあるのかということでございます。

今回のCOP1には、胎児性水俣病患者の坂本しのぶさんが参加されて、9月28日の水俣に思いを捧げる時間でスピーチをされるというふう聞いておりますので、日程については、現在調整中ですけども、事前にお互いのスピーチが有意義なものになりますように、それぞれのスピーチの内容等について、打ち合わせを行う予定としております。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 4点目は、私のほうから答弁させていただきます。

機会があったら、どのような発言をするかという御質問でございました。

2013年10月に熊本市、そして水俣市で開催されました外交会議で水銀に関する水俣条約が採択をされたわけでございます。条約に水俣の名前が冠されたことで、私自身、水俣病を経験したまちの市長として、その責務の重要性を改めて認識をした次第でございます。

そこで、本市では、平成26年の水俣条約1周年フォーラム、また2周年、3周年の記念行事を行いました。その中でも水銀対策の着実な実施に向けてのメッセージを送っている次第でございます。

今月の24日のスイスジュネーブでのCOP1の会合の中でも、当然もう二度と水俣病のような水銀による被害が発生しないよう、水銀対策や環境保全の重要性について、スピーチをしたいと考えているところでございます。

そして、今後もやはり引き続きこの情報発信というものには努めてまいりたいというふうと考えております。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 坂本さんの体調も余りよくないような報道もありますので、どうぞ皆さんでいたわっていただいて、無事に帰ってこられるように、市長も手を尽くしていただきたいというふうに思います。

中身についても、ぜひ打ち合わせされて、水俣からせつかく2人がスピーチできるわけですから、この機会を大いに使っていただきたいというふうに思います。

3回目の質問ですけれども、これからの活動計画は、今回の会議で決まるんだろうと思うんですけれども、これを日本で全体的にどう進めるかは、環境省を初めとする日本政府の責任を負うところは多いというふうにも思うんですが、水俣市として今後どのようにこれを生かしたまちづくりをしたいというふうに市長は考えておられるか、そこを1点だけお尋ねします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） この条約の発効を受けて、本市がどのような取り組みを考えているかというふうな御質問でございます。

水俣条約の発効後も水銀汚染による水俣病を経験したまちとして、水銀対策を一層推進してもらうため、積極的に世界に情報発信をするとともに、繰り返しになりますが、再び水銀汚染による被害が発生しないように、環境保全の重要性について、より多くの方々に伝えられるように、取り組みを行っていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 次に、市庁舎建設問題について、答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、市庁舎建設問題について、順次お答えします。

まず、市長は旧庁舎周辺への新庁舎建設を決断された。決断の根拠の一つに現在と後世の世代に負担をかけないこととされているが、その趣旨は何かとの御質問にお答えします。

市庁舎の建設に係る費用は、一般的に数十億円規模になり、それを一括で支払うだけの積立金

が本市にはありません。このため、起債いわゆる借金をして事業を実施することとなりますが、今回、一般単独災害復旧事業債の適用が旧庁舎周辺について承認をされ、85.5%の交付税措置が見込まれることから、事業費約40億円で試算すると、最終的な市の負担は約5億8,000万円になります。一方、六ツ角周辺の場所に建設すると、起債適用のハードルが高くなり、仮に適用されなければ、後世の世代に負担をかけることとなります。

次に、六ツ角周辺で大型商業施設が建っているところの土地と建物の所有者及びその商業施設が利用している駐車場の土地の所有者はそれぞれどなたかの御質問にお答えします。

新庁舎建設候補地の一つでありました六ツ角周辺には大型商業施設が立地していますが、同施設がある土地と建物は、法人1社が所有しており、また、その商業施設が利用している駐車場の土地5筆の所有者は、平成29年8月時点で法人1社及び個人5人の所有となっています。

次に、この大型商業施設に入っている店舗数は何社かとの御質問にお答えします。

同大型施設内には、現在、施設所有者の直営店のほか、8社1団体の企業、団体等が所有者とテナント契約を締結し、入居している状況であります。

次に、新庁舎建設基本構想（案）概要版などで、旧庁舎周辺と六ツ角周辺の費用の比較が示されている。一般論として店舗の移転費用というのがあるがそれはどのようなものか。また、それはどのように積算し、さらに費用はそれぞれの店舗と個別の交渉になるのかとの御質問にお答えします。

一般的な店舗の移転費用とは、移転等を行うために補償される建物移転補償や店頭商品など引っ越し荷物として取り扱う動産移転料などがあります。店舗の移転費用の積算については、国・県・市町村で構成されている用地対策連絡会全国協議会が規定する公共用地の取得に伴う損失補償基準等に基づいて積算しますが、積算が複雑であるため、専門の業者に委託しているのが現状であります。また、店舗の移転費用の交渉については、一般的には、それぞれの店舗と個別の交渉が必要になります。

次に、営業補償については示されていないが、一般論として店舗の営業補償とはどのようなものか。それはどのように積算し、さらにこの営業補償はそれぞれの店舗と個別の交渉になるのかとの御質問にお答えします。

一般的な営業補償として、営業休止等補償、営業規模縮小補償、営業廃止補償があります。営業補償の積算及び交渉については、先ほど店舗の移転費用で申し上げたとおりであります。

次に、店舗の移転費用、営業補償は今回の一般単独災害復旧事業債の起債対象になるのかとの御質問にお答えします。

一般的には用地取得に伴う移転補償、営業補償は起債の対象となりますが、原形復旧が原則である一般単独災害復旧事業債の趣旨からすると、移転補償、営業補償など付随するものについて

は当該起債の対象外となるとの回答を熊本県からいただいております。

次に、用地購入費は今回の一般単独災害復旧事業債の起債対象になるのかとの御質問にお答えします。

移転先として旧庁舎と比較して、より安全性が高いなどの合理的な理由が必要となり、また、移転先が民有地であれば、一般的に取得費用が発生し、現地建てかえに比べ費用がかかることもあり、移転建てかえをしなければならない理由が必要となることから、起債適用のハードルは高くなります。

次に、災害が原因で市庁舎などを建てかえ自治体、または計画している自治体で急傾斜地崩壊危険地域に指定されていたり、ハザードマップで浸水地域に建てかえた、または建てかえ予定の場所はあるのかとの御質問にお答えをいたします。

熊本地震により被災した庁舎の建てかえを予定している県内の市町は4市2町であり、確認したところ、2市がハザードマップ上の浸水地域に建設する予定であります。建設する予定地は現庁舎の周辺であり、何らかの浸水対策を講じるとのことでありました。

○議長（福田 齊君） 野中重男議員。

○野中重男君 六ツ角周辺と2つの案が市長に答申があって、双方それぞれ細かく検討していくことが必要で、この間、議会の特別委員会でも随分議論させていただきましたけれども、この一般質問をするまでに幾つか私も学習させていただいて、今質問して、答弁をいただいて、また考えなきゃいけない中身が少しずつ輪郭が見えてきたなというふうに思っています。

それで、答弁いただいたことをもとに、さらに六ツ角周辺について、厳密な検証、検討が要するというふうに思いますので、2回目の質問をしたいと思います。

1つは、六ツ角周辺と想定した場合、営業補償は総額どれくらいになるというふうに思われるのか。これは大変専門家が出さなきゃいけないんで、概要版のところの案でもこれは出せないというふうになっていましたけれども、1回目の答弁があったように、なかなか専門家まで出さなきゃいけないので困難というのは、わかるんですけども、大まかにどういうふうに考えるのかということ、数字が出せなければ出せなくていいです。今把握されているところについて結構です。これが第1点です。

第2点目は、土地のところなんですけれども、今答弁あったように、六ツ角周辺のところについて、私も地籍図と土地台帳であの周辺の土地について、所有者みんな確認しました。その上で聞くんですけども、用地交渉をするとしても、法人所有のところはまとめて交渉できるんですけども、個人の所有となっているところが2カ所あるんですね。1つは1人の所有ですので、1人の方と交渉すればいい。もう一つの個人所有のところは、所有者が4人になっています。共同所有のところというのは、なかなか難しいんですよ。

実は、私の例で申し上げますと、私は、生まれも育ちも天草の山の中なんですけれども、そこに県道を通すという話が20年ぐらい前からあったんですね。私の近所で県道を通すのに水田とか畑だとか県に売却しなきゃいけないという話が出てきて、道路だから、公共に供するというのもう明確なんですけれども、なかなかこれが全体の合意がとれないんです。それでやっと、18年目にして、やっとことし決着がついたんですけど、所有者は四、五人ですよ。もちろん別々のところを持ってるんですけれども、何と決着がつくのが18年かかったんですよ。だから、土地の用地買収というのはすんなりいくこともあるし、長くかかることもある。

特に共同所有などなっているところについては、本当に大変で、それぞれ思惑が違えば、一致点が見つからないということになりますので、大変難しい交渉になるというふうに思うんですけども、そういう売買交渉には、通常多くの時間を要するんですけれども、こういうことも考えられて、検討されてきたのかどうかというのが2点目ですね。

3点目は、改めて確認するんですが、商業施設の中にはテナントが入っていらっしゃる。8社1団体が入っていらっしゃるということでしたよね。建物の所有者とは別に、テナントさんとは個別の移転費用だとか、あるいは営業補償だとかの交渉が要するというのを私も弁護士から聞いていました。これは大変だよというふうに冒頭言われたんですけども、それぞれ思惑が違いますし、じゃあ今営業しているこの場所と同じ面積のところを近くで確保してくれと言われたら、そこを確保しないと、自分たちは今のところで利益を上げているんだから、とつてもそれには応じられないよという話になっちゃうと、これはこれで、そこで息詰まっちゃうんですよ。それを8社もやらなきゃいけない。個別交渉しなきゃいけないということでしょう、今答弁あったように、これについては、それぞれのテナントとは、所有者と一括で話せばそれで終わるということではないというのは、弁護士の話と一致するんですけれども、そういうふうに私は思うんですけども、そのようになるのかということを確認にしたいと思います。

それで、今言ったように、移転費用、営業補償を全てのテナントと交渉し、合意をつくとなると、大変な労力と時間がかかるというのは、今想像がつかます。それで、例えば、そういうテナントに対して、ここを移動してくれだとか、この建物が売却されるだとかいう議論が合意ができていない、あるいは正式決定もしていないのに、やぶから棒にそこに出かけて行って、移転費用と営業補償を計算しますから、あなたのところの1年間の売り上げだとか利益だとかそういう数字を教えてくださいだとか、あるいは、ここに店舗をひらくときに、どれくらいの初期投資がかかって、これから営業をどういうふうに考えておられるんでしょうかとか、そういうのを事前に聞くのは、もう実に厚かましい話といえますか、御無礼な話でして、そういう大変失礼な話なんですけれども、私はそう思うんですけども、これについては、どう考えられるでしょうか。これが4点目です。

それで、5番目です。基本構想六ツ角周辺の場合の用地交渉等とか移転だとか、営業補償を出すのに1年半とか2年半と交渉期間が設定されています。ですから、この期間が長くかかるという設定は、今、述べたような施設及びその所有者、駐車場の所有者、あるいはテナントとの交渉を考えたときに、この時間はかかるということで、この1年半とか2年半というのは設定されたのか。以上、5点お聞きしたいと思います。

途中でわからなくなれば、もう一回聞いてもらえれば、お答えします。

○議長（福田 斉君） 帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） それでは、5点いただいております。

まず、1つ目の六ツ角周辺と想定した場合、営業補償は総額どれぐらいと想定したのかという御質問でございますが、営業補償と申しますのは、営業の休止期間中に支出が予想される税金などの固定的経費、あるいは従業員に対する給料補償費あるいは休業期間中の収益減の補償費、そういうものが含まれます。

これらの営業補償費の積算というのは、先ほども市長の答弁でありましたが、積算が複雑であるため、現時点では総額を想定するのは非常に困難な状況でございます。大型店舗ということにもなれば、相当の額にはなるのではないかとはいえますけれども、現時点では困難な状況ということでございます。

2点目が、個人の所有の方もいらっしゃる。そういった方々に土地の売買交渉にも相当時間がかかるんじゃないかと。そういったことも検討したのかというような御質問だったと思います。

用地交渉の事務自体は、計画準備、調査及び測量、補償金額の算定など、事前協議、用地交渉、契約等の事務手続が必要とはなってきます。

先ほど例として天草県道の例を挙げられておりましたけれども、一般的に用地交渉の手続は計画から事前協議に至るまで最短で6カ月程度がかかります。その後、土地所有者との用地交渉を開始するということになります。

ですので、所有者が複数ということになりますれば、その分の交渉というのがかかってきます、期間を要するということが考えられます。

さらに、営業補償等が発生する場合は、積算だけで最短10カ月程度の期間が見込まれる状況でございます。

3つ目が、退去、移転費用、営業補償と、そういったものが個別に全てのテナントの合意が必要になると考えるが、いかがかという趣旨の御質問だったと思います。

議員御指摘のとおりでございますけれども、一般的には、退去、移転費用、営業補償などについては、個別に全てのテナントと交渉を行い、合意が必要になってくるというふうに考えております。

4点目、テナントの方にいきなり話をされて、大変失礼な話になるんじゃないのかと、短時間に移転費用や営業補償をという、いきなりこういった話が来ると、びっくりされるんじゃないかというような御趣旨だったと思います。

議員御指摘のように、新庁舎建設候補地の段階におきましては、所有者等へ移転費用や営業補償の積算の根拠となる資料をこちらから請求するということになりますと、店舗への影響や風評被害、こういったものを招くおそれもあり、慎重に対応する必要があるんじゃないかならうかと思っております。

それと、最後5点目でございますが、用地交渉の期間で1年半、2年半との交渉期間を設定していると。施設の所有者や土地所有者との交渉が考えられると想定したのかという趣旨だったと思います。

こちらにつきましても、用地取得交渉及び移転補償、並びに営業補償の事務の手續に加えまして、新築の場合ですと、既存施設の解体と、こういったものも必要になりますことから、このような相当期間かかるという想定をしておった次第でございます。

以上です。

○議長（福田 齊君） 野中重男議員。

○野中重男君 移転費用だとか、営業費用だとか、それぞれの店舗じゃなくて、施設の所有者のところで一括してできるんじゃないかというようなことも僕も勘違いして思っていたこともありましたが。しかしそうじゃないということを弁護士と直接会って話す中で、買おうとする人は個別に全部交渉するんだよと。先ほど言いましたけれども、これはこれでもう大変な作業なんだということを聞いて、僕は経験がないもんですから、初めて知恵をかしてもらってわかった次第なんですけれども、全体が明らかになってきたんじゃないかなというふうに思います。

それで、3回目の質問なんですけど、今の御答弁いただいたのも受けた上で、国と県が六ツ角周辺について、交付税措置のハードルが高いというふうに言われたのは、今答弁されたようなことが理由なのかなというふうに僕にも見えてきたというところです。

その反面、3番目の質問なんですけれども、旧庁舎周辺であれば、土地は水俣市の所有であると。新たな用地買収は必要ないし、それで、県と国と相談されて、85.5%の交付税措置ができるという判断がされたのかなというふうに一応思いました。

それらの決断に加えて、もし新しい用地を買うとなると、市長も1回目の答弁でおっしゃったように、新たな負担が発生するとか、仮庁舎は特例によって5年使用で建築確認がおりていて、これ以上延ばすというのは、困難が伴うとか、あるいは、全体を33年12月までには竣工できるようにしようという計画があるんですけども、それは地震で壊れた建物だから、5年以内ぐらいには建てかえるというのが通常の常識だと考えて、33年12月で決められているんだと思うんです

けれども、こういうことを考えて、用地交渉だとか、テナントとの交渉だとかに時間がかかって、これが守れないんじゃないかということも判断あったと思いますし、あるいは今回の交付税の措置の決定というのは、幾つかのところを検討された上で、最終的に旧庁舎跡地ということで、判断されたんだなということ、こういうことを総合的に考えられて、市長のほうで冒頭に言われた決断をされたのかなというふうに思うんですけども、改めて聞きますけれども、この辺のところについて、市長の考えをもう一度お聞かせいただきたい、これが1点であります。

第2点目は、水俣市が作成した基本構想では、多くのことが提案されているんですけども、この間、私たちの関心と議論も建設場所のことに議論が集中していたというふうに思います。その他のところは、まだ十分議論できていないところがたくさんあります。それで、今後、基本構想を議論する中で基本設計がずっと決まって、詰められていくんだらうと思うんですけども、こういう段階で具体的な計画をまとめていかれると、議会だとか、いろんな人たちから意見を聞いて、計画を今年度中ぐらいにまとめていくという、そういう計画でいいのかどうか。

以上、2点お伺いします。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 今、議員御指摘をいただきました。

建替委員会から2カ所選定をしなくてはならないということで、私のほうで今言われましたことをるる考えたわけでございます。まず、災害の復旧で建てかえになったというのは、まずそれが前提でございます。その後、財源の問題、そして用地の問題、また六ツ角の場合、営業補償の問題、そして期間、そういったものを総合的に勘案しまして、今回、旧庁舎周辺に決断をしたということでございます。

2つ目は、今後、基本設計段階で具体的な基本計画をまとめていくのかということですが、本議会で新庁舎建設の基本実施設計関係予算を御承認をいただきますと、次の基本設計段階で建物の機能や施設等の配置計画など、具体的に内容を議論し、基本計画に反映することとしております。

○議長（福田 齊君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明7日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時56分 散会

平成29年9月7日

平成29年9月第4回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

平成29年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成29年9月7日（木曜日）

午前9時39分 開議

午後3時7分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	田 口 憲 雄 君	藤 本 壽 子 君
高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君	谷 口 明 弘 君
高 岡 利 治 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
次 長（鎌 田 みゆき 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 16人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総合政策部長（帆 足 朋 和 君）	総 務 部 長（本 田 眞 一 君）
福祉環境部長（川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）
総合医療センター事務部長（久木田 美和子 君）	総合政策部次長（深 江 浩 一 郎 君）
福祉環境部次長（高 沢 克 代 君）	産 業 建 設 部 次 長（城 山 浩 和 君）
水 道 局 長（山 田 雅 浩 君）	教 育 長（吉 本 哲 裕 君）
教 育 次 長（藪 隆 司 君）	総合政策部政策推進課長（梅 下 俊 克 君）
総務部総務課長（緒 方 卓 也 君）	総務部財政課長（設 楽 聡 君）

○議事日程 第4号

平成29年9月7日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 谷口明弘君 1 ふるさと納税について
2 国が進める地方創生の事業メニューと水俣市の対応について
3 防災について
4 市役所庁舎建て替えについて
- 2 松本和幸君 1 市道等の整備について
(1) 江添川に沿った道路拡張について
(2) 丸島ポンプ場について
2 水俣市地場企業新産業・雇用創出促進補助金について
3 都市計画区域内の見直しについて
4 人事について
- 3 桑原一知君 1 水俣市新庁舎建設基本構想について
2 本市の農業振興について
3 小中学校のエアコン設置について

第2 議案の訂正について（議第62号 あらたに生じた土地の確認について）

第3 議案の訂正について（議第63号 字区域の変更について）

（付託委員会）

- 第4 議第54号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について （厚生文教）
- 第5 議第55号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について （総務産業）
- 第6 議第56号 水俣市県営急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定に
ついて （総務産業）
- 第7 議第57号 水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制
定について （厚生文教）
- 第8 議第58号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第3号） （各委）
- 第9 議第59号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） （厚生文教）
- 第10 議第60号 平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号） （厚生文教）
- 第11 議第61号 平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） （総務産業）
- 第12 議第62号 あらたに生じた土地の確認について （総務産業）
- 第13 議第63号 字区域の変更について （総務産業）

- 第14 議第64号 平成28年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について (厚生文教)
- 第15 議第65号 平成28年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について (総務産業)
- 第16 議第66号 平成29年度水俣市一般会計補正予算 (第4号) (総務産業)
- 第17 議第67号 水俣市過疎地域自立促進計画の変更について (総務産業)
- 第18 議第68号 平成28年度水俣市一般会計決算認定について ()
- 第19 議第69号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について (厚生文教)
- 第20 議第70号 平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について (厚生文教)
- 第21 議第71号 平成28年度水俣市介護保険特別会計決算認定について (厚生文教)
- 第22 議第72号 平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について (総務産業)
- 第23 特別委員会の設置について

平成28年9月第3回水俣市議会定例会陳情文書表

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第5号	水俣市の光回線（インターネット回線）全面開通に向けた陳情について	水俣市深川940-3 山本 尚哲		総務産業
陳第6号	日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書提出を求める陳情について	水俣市築地10-13 松岡 正夫		総務産業

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時39分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日、市長から補正予算1件、議決案1件、決算5件、健全化判断比率及び資金不足比率の報告1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から議案の訂正についての申し出書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情2件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、総務産業委員会に付託します。

次に、本日の議事は議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、谷口明弘議員に許します。

（谷口明弘君登壇）

○谷口明弘君 皆様、おはようございます。真志会の谷口明弘です。

昨日来、民進党、山尾志桜里議員、イケメン弁護士と禁断愛といったニュースで世間をにぎわせております。またまた文春砲が炸裂した形となっておりますが、自民党の今井絵理子議員との不倫疑惑に端を発し、政務活動費架空請求疑惑で、これまたスピード辞職しました橋本神戸市議や、秘書に対する暴言で有名になった豊田衆議院議員のその政策秘書に就任して、議員職と政策秘書との兼職が問題となって辞職されました松森町議など、この3年ほど前に号泣会見で有名になりました野々村県議の登場以来、地方議員に対する世間の目は大変厳しいものが我々にも向けられております。私自身も自戒の意味を込めまして、同僚議員各位におかれましても、政務活動費の適正な支出はもちろん、くれぐれも不倫などで世間を騒がせることのないよう、市民ファースト、家庭ファーストで議会活動に邁進してまいりましょう。

ファーストといえば、東京都議会選挙で大躍進しました都民ファーストの会、先日、東京都議会が新たな顔ぶれで始まったようですが、小池知事を持ち上げる発言が目につきまして、果たしてこれで二元代表制のチェック機関として役割が果たせるのだろうか、甚だ疑問を感じております。私も市議会議員としてはや6年がたちましたが、一度も与党議員と呼ばれる立場になったことはなく、与党議員とはどのような景色か見てみたいという思いはありますが、おかげさまで一般質問で追求するスキルは向上したと実感しております。

本来、一般質問とは、市政をチェックするための貴重な機会、市民の皆様の中には、私の質問は市長に反対ばかりしているといううわさがあるとも聞きましたが、それが議員の使命である、これは大変に光栄なうわさであります。私は自分の信念に従って、なかなか表に出ることのない行政のプロセスや問題点をあらわにして、市民の納得できる形で水俣市の政治が前に進むようにとの姿勢を貫いてまいりたいと思います。

それでは、通告に従って、以下、質問いたします。

1、ふるさと納税について。

①、昨年度実施したふるさと納税についてどのように評価しているのか。

②、芦北町は昨年度1億円程度のふるさと納税の寄附を集めたと聞く。この差をどう捉えているのか。

③、昨年度はふるさと納税の寄附、目標額を3,000万円とされたが、今年度の目標額は幾らか。また、目標達成に向けた新たな取り組みはあるのか。

大項目2、国が進める地方創生の事業メニューと水俣市の対応について。

①、総務省が進めるふるさとワーキングホリデー制度とはどのような事業か。また、これについて水俣市の対応はどうだったのか。

②、総務省が進めるふるさとテレワーク推進事業とはどのような事業か。また、これについて水俣市の対応はどうだったのか。

③、経産省が進める地方版IoT推進ラボとはどのような事業か。また、これについて水俣市の対応はどうだったのか。

大項目3、防災について。

①、水俣市一般職の任期つき職員の採用等に関する条例を制定し、危機管理防災士などの採用を検討するとしたが、その後、採用に向けた動きはどうなったのか。

大項目4、市役所庁舎建てかえについて。

①、水俣市本庁舎建てかえ検討委員会では、旧庁舎周辺と市内中心部（六ツ角周辺）の2カ所に絞り込んだ提案がなされた。先日、旧庁舎周辺との市の方針を発表したが、市民の声の中には市の中心部への移転がよいとする意見も根強い。将来に禍根を残さないように、2カ所に絞り、住民投票を実施して決めたらどうか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 谷口明弘議員の御質問に順次お答えします。

まず、ふるさと納税については総合政策部長から、国が進める地方創生の事業メニューと水俣市の対応については副市長から、防災については総務部長から、市庁舎建てかえについては私からそれぞれお答えをいたします。

○議長（福田 斉君） ふるさと納税について、答弁を求めます。

帆足総合政策部長。

（総合政策部長 帆足朋和君登壇）

○総合政策部長（帆足朋和君） 初めに、ふるさと納税について、順次お答えします。

まず、昨年度実施したふるさと納税について、どのように評価しているのかとの御質問にお答えします。

本市における平成28年度のふるさと納税による寄附件数及び寄附額は1,099件、寄附額は2,519

万550円でした。前年度と比較しますと、件数が約34倍、寄附金額が約15倍の伸びでした。

次に、寄附の中身について見てみますと、寄附者の出身地は水俣市出身の方が約1割、水俣市以外の出身の方が約9割でした。寄附者の主な居住地域は、首都圏が約52%、大阪府が約7%、愛知県と福岡県がそれぞれ約5%でした。希望する寄附金の使途は、水俣の元気づくりに関する事業が約17%、環境モデル都市づくりに関する事業が約12%、福祉モデル都市づくりに関する事業が約10%、読書のまちづくりに関する事業と文化振興・スポーツ振興に関する事業がそれぞれ約5%、ほぼ半数が特に指定しないでありました。

寄附の理由については、お礼の品が魅力的だからがほぼ半数で、水俣が好きだから、水俣出身だからが約16%、市の公式ホームページを見てが約6%、無回答が約23%でした。

返礼品の件数で多かったものは、露地デコポン3キロが260件、芦北柑橘10缶入りが87件、おにつか農園こだわり不知火が77件、モンヴェールポークこま切れ2キロが63件などでした。

平成27年度に比べて実績が大きく伸びた要因としては、平成28年度から導入したインターネットによるふるさと納税専用のポータルサイトふるさとチョイスの効果が大きかったものと考えております。今後も随時見直しを加えながら、より多くの御寄附をいただけるようなものにしていきたいと考えております。

次に、芦北町は昨年度1億円程度のふるさと納税の寄附を集めたと聞く。この差をどう捉えているかとの御質問にお答えします。

総務省のふるさと納税ポータルサイトに公表されている実績を見ますと、芦北町の平成28年度におけるふるさと納税の実績は5,169件、8,072万3,005円でした。本市の寄附額と比べると約3.2倍となり、寄附額に差があるのは事実です。ふるさと納税は各市町村において地域の特性を生かし、さまざまな工夫をして取り組んでいくものであり、今後も他市町村の取り組みなども参考にしながら、より多くの寄附が集まり、地域の活性化につながるものにしていきたいと考えております。

次に、昨年度はふるさと納税の寄附目標額を3,000万円とされたが、今年度の目標額は幾らか。また、目標達成に向けた新たな取り組みはあるのかとの御質問にお答えします。

平成29年度の寄附目標額は、昨年度同様に3,000万円です。新たな取り組みにつきましては、返礼品の拡大に向けて既存の登録事業者に対し、6月に実施した事業者説明会の中で返礼品追加のお願いをしたほか、引き続き、新規事業者への戸別訪問による説明を行っていることに加え、今後は返礼品を送る以外に、実際に水俣に来てもらえるような返礼品の形態について、関係事業者と協議してまいりたいと考えております。また、水俣市のホームページについても、見た方が少しでも寄附をしたくなるような内容となるよう、掲載内容について検討しているところでございます。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 目の前には市長初めたくさん市の幹部の方が座っていらっしゃいますし、後ろには議員さん、または傍聴の方々もたくさんいらっしゃいますが、この中で皆さん、ふるさとチョイスのページをごらんになった方がどれほどいらっしゃるのだろうか、ちょっと思ったりもしてみるのはいいです。このふるさとチョイス、2年前、水俣が取り組み始めましたけれども、始めたころとすると大分、品ぞろえも豊富になって、改善しているというのが私も実感として感じています。しかし、実際のところ、寄附額では芦北町に3倍近くの差をつけられていると、今、答弁がありましたとおり、そういった現実もあります。この差は何なのかと、今の答弁ではちょっとよくわかりませんでした。それが私の印象です。また、目標額も昨年同様3,000万円とすることですので、大幅な寄附額の増額は望めそうにもなく残念に思います。

水俣市はトラストバンクという会社が運営するこのふるさとチョイスというサイトを使って、ふるさと納税制度の取り組みを始めて2年ですが、言うまでもなく、このサイトは、ふるさと納税制度が使うトップランナー的なサイトであります。現在、このページを見に来る人は、月間1億4,300万人、多い月は180万件、2秒に1件を超える寄附が行われているそうです。ふるさとチョイスと契約している自治体は現在、現時点で全国1,800近くある自治体の中で1,200以上、担当職員あるいは首長みずからが地元をもっと知ってもらいたい、地元を足で運んでもらいたいとの強い思いで真剣に取り組まれ、この思いが地域に活力を与えているというふうに、そこの社長がおっしゃっています。一方、寄附者にとってこの制度は税金の使われ方を選べる制度であり、地域や生まれ育ったふるさとの問題解決のために役立ててほしいとの善意にあふれた思いを行動で示す有意義な制度であります。

そこで以下、3点質問いたします。

昨年度の実績が2,519万550円とのことですが、事業に係る事務費及び返礼品調達にかかわった必要経費を差し引いて、最終的に水俣市に幾ら残ることになるのか教えてください。

また、このふるさと納税で得た寄附金を財源に取り組んだ事業があれば、その事業内容と金額を教えてください。

三つ目ですが、寄附目標額について、今年度も3,000万円とすることですが、その根拠を教えてください。

以上です。

○議長（福田 斉君） 帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） では、まず1点目でございますけれども、最終的に水俣市に幾ら残ったかという御質問だったと思います。ふるさと納税による寄附金収入は2,519万550円に對しまして、ふるさと納税業務委託料及び返礼品の調達費用などでかかった必要経費である約1,120

万円を差し引きますと、約1,400万円が水俣市に残ったという形になります。

続きまして、2点目が、どの事業に幾ら活用されたかでございますね。失礼いたしました。では、主な事業を申し上げますと、まず姉妹都市交流事業に239万8,000円でございます。在宅寝たきり高齢者等介護手当に135万円、地域づくり推進事業に63万8,000円、障害者団体等助成事業に60万円、地産地消と水俣ブランドづくり推進事業に50万円を活用しておる状況でございます。

最後は、目標額の件でございます。目標額の根拠でございますね、3,000万円の根拠です。昨年度の当初予算編成時、ふるさと納税における返礼品を巡って国が見直しを検討しているという情報もあり、かつ、その当時の実績から推定をいたしまして、それで目標を3,000万円達成が容易ではないという状況でありましたものですから、昨年度同様の目標額の3,000万円を設定させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 ただいまの答弁から、既に幾つかの事業に数十万円から数百万円のお金を財源として事業が行われたということがわかりました。私は以前から、自治体が寄附者に共感を得る具体的な使い道を示すことが大事であると何度も、これは小路議員もそのような趣旨の発言をされておりましたが、申し上げてまいりました。先ほど紹介のあった事業の中で、例えば姉妹都市交流事業に239万円、地産地消と水俣ブランドづくり推進事業には50万円使われたとのことですが、果たして寄附された方々はどちらに多く使ってほしいという思いを持たれているのだろうかなど想像いたします。

私が思うに、地産地消と水俣ブランドづくり推進事業にもっとそのふるさと納税のお金を使って、ブランドづくりで水俣を宣伝したいという思いの出身者は多いんじゃないかなと思います。ふるさとチョイスのサイトには、自治体からの使い道情報という、そういう特別なコーナーもございます。そこをみますと、鹿児島県霧島市では、子育てを全力で応援する事業であるとか、また同じく鹿児島県南九州市では、知覧武家屋敷群の伝統的建造物を修復する事業といった事業を具体的に示して寄附者を募っていたり、また別の制度として、このトラストバンクのふるさとチョイスのページに、ガバメントクラウドファンディングというページがございます。ここは兵庫県、例えば一例ですが、兵庫県市川市の県内で一番財政規模が小さいまちに、子どもたちがたくさん遊べる公園をつくりたいとか、夕張高校を絶対になくさない、夕張高校魅力化プロジェクト、これは目標金額700万円としておりましたが、1,250万円のクラウドファンディングが集まっていると、もう目標達成というふうになっております。すばらしい効果を上げていると思います。

そこで、最後の質問になりますが、寄附者にその使い道を明確に示すことは重要だと考えてお

ります。寄附金の使途について、今、5項目、水俣市は挙げておりますが、内容を見てみると、どの使い道でもいい、50%、一番過半数はそういった使い道を使道的に丸されているだけかというような状況になっておりますので、寄附金の使途について具体的な検討を何度も聞いておりますので、具体的な検討は行われたのかという点をお尋ねします。

以上でふるさと納税は私の質問は終わります。

○議長（福田 斉君） 帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） 議員の御提案のように、具体的な事業名を挙げまして、社会の共感を得たようなふるさと納税という形の財源確保、こういった事業の推進を図るという手法、方法ですね、こういったのも、ふるさと納税の制度趣旨にもかなうとは考えております。

一方で、どの事業を取り上げるとかの判断、あるいは寄附金に財源を求めることの妥当性、あるいは所要の財源を確保できなかった場合の対応など、そういった点、検討すべき問題点も残されておりますもんですから、現在のところは実施には至っておりませんという、今の状況は、そのような状況でございます。今後検討してはまいりたいと。

○議長（福田 斉君） 次に、国の進める地方創生の事業メニューと水俣市の対応について答弁を求めます。

本山副市長。

（副市長 本山祐二君登壇）

○副市長（本山祐二君） 次に、国が進める地方創生の事業メニューと水俣市の対応について順次お答えいたします。

まず、総務省が進めるふるさとワーキングホリデー制度はどのような事業か、またこれについて水俣市の対応はどうだったのかとの御質問にお答えいたします。

ふるさとワーキングホリデー制度とは、都市部の若者が2週間から1カ月程度、地域に滞在し、地元の企業や農林水産業の現場で働いて収入を得ながら、地域との交流や暮らしの体験を通じて、地域とのかかわりを深め、将来的な移住の掘り起こしや、地方の人手不足解消等を目的としている事業です。

本事業においては、県、市町村、企業等にそれぞれの役割があり、県は若者と企業や農家等の募集、マッチング、若者の滞在費等の経費負担を行い、市町村は受け入れ候補の選定協力、宿泊場所等の確保、交流会の実施を、また企業等は労働関係手続、賃金支払い等を行うこととなっております。

本事業の趣旨は、将来的な移住・定住につなげることにありますが、本市では地域と移住者との間をつなぎ、地域との信頼関係を深めることで、確実な定住に結びつける体制を築くことが重要との認識のもと、昨年度から地域とかかわりながら、移住者等をつなぐコーディネート、人材

育成事業に着手いたしております。

ふるさとワーキングホリデー制度については、本市としましても、地域で暮らそうという高い意欲を持つ若者を水俣に呼び込む好機であると認識しており、今年度の事業実施について検討をいたしましたけれども、人材育成やフォロー体制の構築が途上段階であることから、実施を見送ることといたしました。今後は、水俣に来ていただく方を支える体制の構築を進めながら、来年度以降の本事業の活用について検討してまいりたいと考えております。

次に、総務省が進めるふるさとテレワーク推進事業とはどのような事業か、また、これについて水俣市の対応はどうだったのかとの御質問にお答えいたします。

ふるさとテレワーク推進事業とは、地方のサテライトオフィスやテレワークセンター等において、都市部の仕事を行うテレワークのことであり、地方でも都市部と同じように働ける環境を実現するものとされています。また、ふるさとテレワークの推進により、都市部から地方への人や仕事の流れを推進し、地方創生に資するとともに柔軟な働き方の実現やワーク・ライフ・バランスの向上等の働き方改革の実現につながるとされております。

ここで言うサテライトオフィスとは、企業、または団体の本拠から離れたところに設置されたオフィスのことであり、テレワークとは情報通信技術を活用し、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のことを意味しております。また、現在のところ、本市におきましては、実施の要件である地方公共団体、民間企業、大学、NPO法人等から成るコンソーシアムの設立や、Wi-Fi等の通信環境がいまだ十分でないことから、まずは他市の状況等について情報収集を行いたいと考えております。

次に、経産省が進める地方版IoT推進ラボとはどのような事業か、またこれについて、水俣市の対応はどうだったのかとの御質問にお答えいたします。

IOT、ビッグデータ、人工知能AI等の発展により、これらを活用した新たなサービス等が生まれる可能性が広がる中、地方においてもこれらの活用や人材育成等を加速し、地域の課題解決とともに、経済発展を推進するため、地方におけるIoTプロジェクト創出のための取り組みを産学官連携により設立されたIoT推進ラボと、経済産業省が地方版IoT推進ラボとして選定するものです。

選定されますと、希望により地方版IoT推進ラボのマークの使用権の付与、プロジェクトへの助言者等の派遣が受けられるというものです。このIoTプロジェクト創出のための取り組みの募集対象は、企業や自治体、公的機関や学校等により構成される団体等となっております。選定された場合に得られるメリットなど、当面は本事業に関する国の動向や市内企業のIoTに関する取り組みなどについて注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 ふるさとワーキングホリデー制度は、来年度以降の本事業の活用について検討したい、ふるさとテレワーク推進事業については他市の状況を見たい、地方版 I o T 推進ラボについては、国や地元企業の動向を注視したいとの答弁であったと思います。

正直言ってがっかりしたというのが私の感想です。ふるさと納税の導入のときもしかり、水俣市はこういう国の新たな政策に対して、常に他の自治体の後塵を拝しているという印象が否めません。その姿勢が正直、芦北町のふるさと納税との差にあらわれているのではないのでしょうか。今回私が取り上げた三つの国の事業メニューについて、一般市民がその存在を知るすべはほとんどありません。市役所は国の政策に最も近い存在です。これらの事業メニューに敏感にアンテナを張り、市民にそのチャンスを的確に与えているのか、今回のように役所内部で検討した結果、必要なし、あるいは他市の状況を見きわめるといった姿勢で本当にいいのでしょうか。私は今回、この質問を取り上げた趣旨は、地方創生を掲げる国は各省庁からさまざまな事業メニューを示しております。今回示した三つのメニューはほんの一例であります。水俣市の行政も危機感を持ってさまざまな事業に積極的に取り組んでもらいたいとの思いからです。

消滅可能性自治体、少子高齢化、過疎化、人口減少といった将来に悲観的なキーワードが並ぶ地方自治体の現状にあって、この水俣市も例外ではありません。国が地方創生を掲げてさまざまな事業メニューを示す中、日本中の自治体が生き残りをかけてさまざまな取り組みを行っています。水俣市ももっともっと積極的にチャレンジしていただきたい。

ふるさとワーキングホリデー制度とは、夏休みや冬休み、大学生を地方の企業や農林水産業の現場で働いてもらって、その地域に愛着を持ってもらい、若者の移住・定住のきっかけにしてもらいたい。ふるさとテレワーク推進事業とは、サテライトオフィスの誘致を進められる事業、地方版 I o T 推進ラボとは、今後あらゆるものがインターネットでつながり、人々の暮らしは劇的に変化していく。ある地方の特産品が世界の市場で売れるといったことが、今後、日常になっていく。その市場規模は今後、年率30%でふえていくとも言われております。その基盤を整える事業だと理解しております。新たな取り組みにリスクはつきものですが、座して死を待つよりはましでしょう。ましてや、今の水俣市の現状で市役所が積極的に動かなくては、市民にはそのチャンスを与えられないということになるのではないのでしょうか。

経産省のホームページの選定基準に、自治体の積極性と継続性を満たす自治体とあります。ぜひ市役所の皆さんには市民を救うためといった気概を持って、国にも積極的な自治体と認められる動きをしてほしい。そう願います。

一方的に私の持論を話しましたが、質問といたしましては、地方創生に関する国や県の制度に関する情報を、水俣市はどのように把握して実施の判断を行っているのかということをお尋ねし

ます。

○議長（福田 斉君） 帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） 地方創生に関する国や県の施策は、自治体以外にも事業者や団体等、直接対象とするものでございまして、全ての把握というのは困難でございますけれども、おおむね、まち・ひと・しごと総合戦略や、その推進に係る交付金情報は、地方創生全般を所管する政策推進課に、その他分野別の情報につきましては各担当課にいずれも国や県から個別に情報が送付されているということであります。

このほか、国・県などが開催する説明会への参加、担当課で自発的に、また外部から情報を受けた際に関係省庁のホームページなどを確認することを行っております。実施の可否につきましては、まずは情報を受け取りました所属、課で、市の総合計画、まち・ひと・しごとの総合戦略、各課で既に実施している施策との整合性、あるいは実施期間と実効性の有無などを勘案いたしまして、個別の案件につきましては担当課で、政策的な内容や庁内連携が必要な案件につきましては政策推進課で調整を図りつつ、実施について検討を行うこととしております。

なお、本市におきましても、議員の御質問にもありますように、地方創生の取り組みや水俣市の将来を左右するものという強い認識のもと、水俣市まち・ひと・しごと総合戦略で定められた、仕事人が人を呼び、人が仕事を呼ぶ好循環の実現による活力あるまちを目指しまして、国の交付金を十分に活用しながら、観光、地域ブランドづくり、人材育成を中心に、関係課の連携のもと事業を実施しておりますので、当面はこれらの事業を着実に実施しつつ、関連するほかの施策の活用も視野に入れ、地方創生の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 ただいま国の交付金を十分に活用しながら、観光、地域ブランドづくり、人材育成を中心に関係課の連携のもと事業を実施しており、当面はこれらの事業を着実に実施しつつ、と答弁されました。確かにそれも大事なことだとは思いますが、国が新たにこういった形で打ち出してくる事業に対して、こういった事業や制度に一番乗りで取り組むぐらいの気概を見せてもらいたいものだというのが、私を初め、議員、市民の思いだと思います。先行者利益という言葉もあり、マスコミに取り上げられたりすれば、自治体のPR効果は絶大ではありませんか。

最初の質問で、3つの国の制度について市の対応をお尋ねしたところ、ふるさとワーキングホリデーについては、比較的前向きな答弁を得られましたので、最後のほうの質問としまして、今後の対応について確認したいと思います。この制度についてはまず始まって2年の事業ですが、熊本県は初年度から取り組んでおります。そのときは全国でわずか八つの都道府県しか取り組んでおりませんでした。ことしは15の都道府県に拡大しております。その熊本県内の自治体の取

り組み状況をここで少しお話ししておきますと、南小国町では、旅館業に6名、菊池市では農業に2名、農林業に6名、さらに旅館業に11名で17名の募集を人吉では行っている。

○議長（福田 斉君） 暫時休憩します。

午前10時16分 休憩

午前10時18分 開議

○議長（福田 斉君） 再開します。

○谷口明弘君 ちょっと余りの迫力に、マイクまで調子が悪くなったみたいですけども、先ほどの紹介を続けます。

合志市では農業に2名、大津町、畜産業に3から5名、南阿蘇村では観光業に10名以上、山都町では農業に1から2名、上天草市では観光関係に4から6名、天草市では水産業に2名、旅館・ホテル業3名、農業に2名、飲食店2名の計9名、多良木町は農業に2名、人吉市では観光に1名と、全部で熊本県内10の自治体で約56名から60名の若者に募集をかけておる状況です。

参加者には宿泊費補助を県が負担するなど、田舎暮らしを体験したい若者には魅力的な制度です。水俣市内の事業者や農業者にも若者の労働力を欲するところは必ずあるはずです。どうか市役所内でこれらの可能性を潰すことなく、情報提供していただきたいと思っております。

ふるさとワーキングホリデー制度について、最初の答弁では、来年度以降の本事業の活用について検討したいとありましたが、検討するの度合いについて、その本気度をお尋ねして、この質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） ふるさとワーキングホリデー制度につきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、水俣に若者を呼び込むチャンスと考えております。本事業は今年度から県の単独事業となっているとのことでございます。来年度以降の実施につきましては、まだ未定ではありますが、今後、県の動向に留意しつつ、まずは商工会議所など関係各所にも相談し、候補となりそうな企業等の情報を収集するとともに、コーディネーター人材育成事業の受講者とも連携しながら、来年度事業が実施された場合の対応を見据えた準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 次に、防災について答弁を求めます。

本田総務部長。

（総務部長 本田真一君登壇）

○総務部長（本田真一君） 次に、防災について、水俣市一般職の任期つき職員の採用等に関する条例を制定し、危機管理防災士等の採用を検討するとしたが、その後、採用に向けた動きはどう

なったのかとの御質問にお答えします。

6月議会の塩崎議員の一般質問において、このことにつきまして進捗状況をお答えしたところですが、その後も採用に向けて進めているところです。

具体的には、自衛隊熊本地方協力本部から、防災、危機管理、災害派遣等の経験を有し、防災等に関する知識を有する方を紹介していただき、任期つき職員選考のための面接を7月に実施しました。今後は55歳で自衛官を定年退職された後、今年度中には危機管理防災担当の任期つき職員として採用できる予定であります。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 まずは、防災の面で危機管理の専門家が採用が内定したということで、大変うれしく思います。一応お尋ねしておきます。採用予定の方がお持ちの資格などの情報があれば、お聞かせください。

以上です。

○議長（福田 斉君） 本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） 今回採用予定の自衛官の方ですが、第一種大型自動車免許、大型自動車けん引免許、第二種放射線取扱主任者、乙種危険物取扱者などの資格を取得されており、地域防災マネジャーの資格につきましては、年内に取得予定であるとお聞きしております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 ことしも九州北部豪雨災害で、福岡、大分両県では36名の方が亡くなられ、福岡県朝倉市では2カ月ちょっとたった今でも、5人の行方不明者の捜索を懸命に続けられておられます。犠牲となられた皆様に心から哀悼の意をあらわすとともに、不自由な避難生活を送られている方々に対しまして、一日も早く日常の生活に戻れるようお祈りする次第です。

水俣市も平成15年に発生しました土石流災害から来年で15年を迎えるわけですが、市の面積の74%を森林が占めるこのまちにとって、豪雨災害による被害は常に身近にあるわけで、水俣市の防災対策も、今後採用予定の危機管理防災担当の方の経験と知識によって大いに進むことを期待します。これは要望で終わりました、メインディッシュにかかりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 次に、市役所庁舎建てかえについて答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、水俣市役所庁舎建てかえについて、水俣市本庁舎建替検討委員会では、旧庁舎周辺と市内中心部（六ツ角周辺）の2カ所に絞り込んだ提案がなされた。先日、旧庁舎周辺との市の方針を発表したが、市民の中には市の中心部への移転の意見も根強い。将来に禍

根を残さないように2カ所に絞り、住民投票を実施して決めたらどうかとの御質問にお答えをいたします。

本市においては、熊本地震で被災した市庁舎の建てかえについて速やかに検討するため、専門家、市内各団体の代表者等で組織する水俣市本庁舎建替検討委員会を立ち上げ、6回にわたり検討を重ね、去る7月28日、委員会の総意として取りまとめられた基本構想（案）の答申を受けたところであります。

答申の内容といたしましては、建設候補地についてさまざまな観点で検討を重ね、委員による評価を行った結果、総合的に評価の高かった旧庁舎周辺と、利便性で評価の高かった市内中心部（六ツ角周辺）の2カ所を候補地とする内容でございました。この答申を受け、市といたしましては、検討委員会の議論を尊重するとともに、市民からのパブリックコメント等でも旧庁舎周辺を望む声があったこと、また市の財政負担が最も低く抑えられ、一般単独災害復旧事業債の適用について、国・県と協議を重ねてきた結果、同起債の適用を承認するとの回答をいただき、財源のめどが立ったことなどの理由から、最終的に旧庁舎周辺に建設することを決断した次第であります。

また、市内全域に基本構想（案）概要版の回覧板による周知を行い、約1カ月間にわたるパブリックコメントの実施、さらには市長と語る地域懇談会の開催など、限られた時間の中で市民の声の聴取に努めてまいりました。

市といたしましては、これらを踏まえた上で、基本構想を策定しており、市民の御意見は基本構想の中に反映できているものと考えております。

これまで御説明しましたとおり、建設地決定を含む経緯を踏まえつつ、被災した庁舎を早急に建設する必要があることから、総合的に判断すると、住民投票を実施する必要はないと考えております。

○議長（福田 齊君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 8月18日、議会においての庁舎建替等対策特別委員会、この議事録を確認しました。ここに手元にあるんですけども、そこで私は執行部の方に、庁舎の建設場所について、いつどのような手続で建設位置について確定されるのか、どのタイミングで、どのような形で決断されるのかと質問いたしました。担当の課長が、市ではまだ結論は出ていない。目標とする33年12月までに移転を完了させるには、29年度中に建設場所の位置を決定する必要があると答弁されております。それからわずか1週間後の8月25日、唐突に同じ建替検討委員会だったと思いますが、旧庁舎周辺に決定すると我々に説明されました。私は議会の庁舎建替等対策特別委員会の一員といたしまして、まるでだまし討ちにでもあったような感覚を覚えました。この1週間の中で、庁内で誰がどのような議論や手続を経て、旧庁舎周辺に決定することに至ったのかを確認し

たいので、旧庁舎周辺に決定した会議の議事録を私はあらかじめ担当の職員さんに、きょうの一般質問の議場に持ち込むように依頼しておりますので、この場でその議事録を一言一句漏らさず読み上げていただきたいと思います。これが私の2回目の質問の一つです。

それから、住民投票は実施する必要はないと答弁されましたが、来年2月には市長選挙が控えております。他の自治体の例を見ましても、市長選挙の結果を受けて、市役所庁舎建設地の見直しに迫られた例は幾つも見られます。今、早急に建設する必要があるために、住民投票の必要はないと、ただいま市長、答弁されましたが、万が一、来年の市長選挙後に、建設地を見直す事態になったりすれば、けさ上程された設計予算も無駄になり、建設スケジュールは大幅におくれることになりかねません。

今回の一般質問では、実に5人もの議員が庁舎建てかえについて質問しています。市の決定に対して、議員間でも賛否両論、さまざまな意見があることは、執行部の皆さんも肌で感じられたことでしょう。市役所庁舎の建てかえは、約50年に一度の水俣市の重要な案件です。それだけ高い関心を持って次世代に責任ある決定を下さなければならないと、議員各位がこの問題に真剣に向き合っていることの証左であります。これほど重要な案件が、住民投票に付すことに十分値すると私は考えます。せっかく水俣市本庁舎建てかえ検討委員会の皆さんが苦勞して2カ所に絞り込んで提案していただいたものです。あとは水俣市の市政に混乱を招かないためにも、市民の判断に任せてはどうかという、この私の提案に対して、その必要はないという市長の判断の根拠を、先ほどよりももっと具体的に納得のいくように説明していただきたい、この2点です。

○議長（福田 齊君） 帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） 先ほど議事録のお話がありました。まず、今回、我々市といたしましては、答申内容を尊重いたしまして、パブリックコメントや地域懇談会等、こういった意見などを考慮いたしました。また、起債を承認する旨の回答をいただき、財源のめどもついたということもございます。

議事録があるかないかという御質問でございますが、議事録はございません。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） もう一度住民投票にしたかどうかということで説明をとということでございましたが、先ほど答弁をしたとおりでございます。基本構想策定に係るこれまでの経緯や被災した庁舎を早急に建設する必要があること、次世代に大きな負担を残さずに取り組むことなど、総合的に考えますと、現在、この住民投票を行う必要はないというふうに考えております。

○議長（福田 齊君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 今、私はあつけにとられたという感覚でございます。議事録はないと今、総合政策部長が発言されました。私はこの1週間の間に何があったのか、私は議事録がないということ自

体、役所の執行部に加わった経緯はありませんけれども、とても信じられない思いになっております。このような重要な決定が、会議録のない議論だけで庁舎内で片づけられ、決裁されたということなのでしょうか。これでは、今後その庁舎建てかえが決定に至った経緯を我々は永遠に知るすべはありません。後から後から追加で追加で説明に終始されるかもしれませんが、その議論、会議、どのようなことがあったのか、私は知りたい思いでいっぱいでございます。

これまでも一連の役所の動きを見るにつけ、確かに短期間で頑張らなくてはいかんという担当者の皆さんの頑張りは当然認めます。市役所の皆さんの頑張りの認めますが、この一連の動きを見るにつけて、初めから結論ありきではなかったのかという印象をぬぐえません。これまでの専門家や市内各団体の代表者で組織する水俣市本庁舎建替検討委員会に示されたさまざまな資料についても、結局は、旧庁舎周辺での建てかえありきではないかというようなデータがずらっと並んでおります。決断の理由に、パブリックコメントでも旧庁舎周辺を望む声があったということも挙げられました。六ツ角周辺を希望するパブリックコメントもたしかありますよね。また、初日、二日目と3人の議員がこの話題を取り上げるほど、また、最終日には私を初め、桑原議員も取り上げております。水俣市の将来、あるいはまちづくり、防災拠点としての重要な案件でございます。来年2月にも市長選挙を控えております。これまでも庁舎建てかえを争点に建設地の変更を余儀なくされた事例は、県内でも天草であり、荒尾であり見られるところです。これは水俣市でも起こり得る話です。そうであるならば、このような重要な案件は、住民投票に委ねるべきであると私は再度思います。

きのう、おとといの一般質問で、次世代に負担をかけないように配慮したと答弁がりましたが、過去に中学生以上に投票権を与えて住民投票を実施した自治体の例もあります。そうであるならば、中学生あるいは高校生以上に投票権を与えるなどして、広く市民の声を聞けば、これ以上、公明正大な決め方はないのではないのでしょうか。

二日間の一般質問で、旧庁舎から移転を伴う場合には、一般単独復旧事業債を適用する要件として合理的な理由が必要になるとありますが、過去に旧庁舎は浸水した場所であります。また、河川のすぐ横にある、裏には秋葉山という立地条件に加え、住民投票で民意が示されたということは、これ以上合理的な理由はないではありませんか。私は本日、最終質問者の桑原一知議員の質問を聞いた上で、市長があくまでも住民投票の必要がないという考えであれば、議員に与えられました権利といたしまして、議員提案による水俣市新庁舎の建設に関する住民投票条例案を提出する構えであります。その際は、議員各位にこの是非について議会で議論していただくこととなりますが、皆さんの賢明な判断をお願いしたいと思います。

市の答弁はこれ以上変わらないから無駄だとは思いますが、質問という形ではありませんけれども、もし今の意見に市長、何か考えがお変わりであれば、御発言を、時間も十分ありますので、18分

残してしますので、お話いただいても結構です。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 先ほどから答弁しているとおりでございます。基本構想策定に係るこれまでの経緯や、新庁舎を早急に建設する必要があること等、総合的に考えまして、現段階で住民投票を行う必要はないというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 以上で谷口明弘議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時48分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、松本和幸議員に許します。

（松本和幸君登壇）

○松本和幸君 皆さん、こんにちは。自由民主党の松本でございます。久しぶりの質問でございますので、うまくいくかどうかわかりませんが、順次質問していきたいと思いますが、水俣市の人口は7月末現在で2万5,211人という結果になっており、今後における行政運営の面で、相当厳しい側面も出てくるものと予想されます。市の浮上、進展を期して、活力ある明るい経済社会の構築を築くため、産業の振興、あるいは生活環境の整備など、あらゆる分野において積極的な施策を講じる必要があると考えます。

一方、市民の行政に対するニーズは、今日極めて多様化し、小さな政府と言われるように、簡素化で効率的な行政を確立することは緊要の課題となっており、行革に対する期待と関心は大きいものがあります。

行政の執行につきましては、常に最少の経費で最大の経済効果が発揮できるような時代の推移に対して、体制づくりに努める必要があると思いますが、市長は今後、行革に対する職員の意識づくり、合理的な執行体制をどのようにつくられるつもりか、全く見えません。

それでは、先に通告しておりますので、その順に従って、私見を交えながら質問をしていきますので、市長の前向きな御答弁をよろしく願いいたします。

1、市道等の整備について。

(1)、江添川に沿った道路拡張について、栄橋から丸島ポンプ場付近までの道路拡張はどのように考えているのか。

(2)、丸島ポンプ場について

①、丸島ポンプ場の整備は全て終わったのか。

2、水俣市地場企業新産業・雇用創出促進補助金について。

①、平成27年7月に林業チップ化・創造事業が申請されているが、工場は申請のとおり稼働しているのか。

3、都市計画区域内の見直しについて。

①、土地開発の許可が必要な面積を3,000平米以上から1万平米以上に見直す考えはないか。

4、人事について。

①、市長の人事に対する考え方を伺いたい。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 松本議員の御質問に順次お答えします。

まず、市道等の整備について、及び水俣市地場企業新産業・雇用創出促進補助金については産業建設部長から、都市計画区域内の見直しについては副市長から、人事については私から、それぞれお答えいたします。

○議長（福田 斉君） 市道等の整備について答弁を求めます。

関産業建設部長。

（産業建設部長 関 洋一君登壇）

○産業建設部長（関 洋一君） 初めに、市道等の整備について、順次お答えします。

まず、江添川に沿った道路拡張について、栄橋から丸島ポンプ場付近までどのように考えているかとの御質問にお答えします。

栄橋から丸島ポンプ場付近までの雨水路沿いには、幾つかの市道が存在しますが、いずれの市道においても道路幅員が狭く、車両通行には不十分であるため、丸島町及び塩浜町地区住民の生活道路としては十分な機能を果たしておらず、以前より生活道路及び災害時の緊急道路としての整備、要望の聲が上がっているのが現状であります。通常、道路拡張の整備を行う場合は、拡張に必要な用地を取得し、工事を行う整備手法となります。しかし、御質問の栄橋から丸島ポンプ場付近までの市道沿線には、たくさん家屋が存在しているため、用地を取得し拡張する整備手法では、沿線に生活する多くの住民に御迷惑をおかけする上に、工事費以外に用地費、補償費等の巨額な予算が必要となるため、現実的な整備手法とは言えません。

そこで、用地費、補償費を押さえ、沿線住民への工事の影響も最小限となるよう、隣接する丸島雨水幹線の一部を埋め立て、拡張部用地を確保し、工事を行う手法で整備できればと考えております。しかし、この整備手法は丸島雨水幹線の水路断面を縮小することになるため、大雨時に

おける周辺住民への浸水被害をもたらさないよう、より慎重に進める必要があります。特に、最近、全国各地で記録的短時間大雨情報が頻繁に発表されるなど、近年の大雨は以前と比べてはかり知れないところもあることから、丸島雨水ポンプ場の排水能力の向上を含め、雨水対策を十分図った上で整備を進めていきたいと考えております。

次に、丸島ポンプ場について、丸島ポンプ場の整備は全て終わったのかとの御質問にお答えします。

当ポンプ場は、ポンプ設備をあと1基増設する必要があります、整備は完了しておりません。しかし、流入する水路の断面が広く、一時的な貯水機能を有するため、ポンプの能力不足に係る水路の機能障害は発生しておりません。

当市の雨水事業は、降雨時に家屋が浸水するなど、直接影響のある地域を中心に整備を行っているところです。あわせて、市内に5カ所ある雨水ポンプ場の経年劣化による機器の更新を計画的に進めておりますが、丸島雨水ポンプ場は、ほかよりも比較的新しいこともあり、ポンプ増設の具体的な時期は決まっていないものの、今後、検討が必要だと考えております。

○議長（福田 齊君） 松本議員。

○松本和幸君 ただいま部長から答弁をいただいたわけですが、この問題は、もう丸島ポンプ場ができてから20年たっておるわけですよ。その間、地元の要望として、要するに消防車とか救急に対する道路がないと、実際この前、栄町でも火災がありましたけれども、あの火災も水利がなかったために、火事になって死亡者も出たということですけども、丸島水路はもう見て御存じのように、ポンプ場をつくった後、道路を拡張する基礎工事をしているわけですよ。これは市民に約束しているわけですよ。要するに、道路をつくるということですよ。だから、もう十数年もたっているのに、約束したことさえ守られていないということは、やはりこれは怠慢だろうというふうに私は思っておりますので。あそこの塩浜地区は今現在若い人たちが相当新築をしております。そして、保育園も10園ある中で、一番園児の多い保育園も抱えております。それと同時に、アパートなんかも何軒も建っておりますので、その人たちが道路を使う道路というのは、今2カ所しかないんですよ。要するに、原田商店跡と、産業団地に出る道路しかありませんので、非常に時間帯によっては混む、事故も多い。そういうことになっておりますので、この水道を埋め立てて道路にすることによって、人の流れが分散されるわけですから、ぜひこれは早く取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それと、ポンプ場の設置についてでございますが、確かにあと1基ポンプを据えなきゃいけないということは私も承知しております。27年11月5日に、これは決算特別委員会でございますが、26年度分の決算の中で、このポンプについても質問をしております。江添川の二小の横の歩道についてはいつ実施するのかという質問に対して、当時の部長が、27年度中に設計をして、28

年度中には完成をさせるようにしますという答弁でございました。そのとおり、28年度中に立派な歩道ができておりますので、通勤時の、特に中学校が統廃合しまして、二中に自転車通学の生徒が非常に多い中で、安全に歩道を通して自転車通学をしているという状況でありますので、非常によかったというふうに思っております。これでさえ相当時間がかかっておるわけですよ。

だからそういう面で、この栄町から丸島ポンプ場付近までの道路拡張については、当然、ポンプの動力がアップしないことには、川幅を狭めるわけですから、より難しいということはわかっておりますけども、そのときに私が質問したのは、要するにポンプを1基据える必要があるんじゃないかということについて答弁があったのが、丸島ポンプ場の改築、更新はしているが、新たなポンプの追加購入については未定である。要するに考えておられないんですよ。なぜそういうふうになってるかという、今、下水道のほうは多分、今の川幅で今の丸島のポンプの能力であれば、何の問題もないわけですよ。だから、下水道としては道路のことは全く頭にないんですよ。だから、こういう答弁が出てきてるんだらうというふうに思います。

しかしですね、下水道がつくった資料がありますよ。下水道事業10カ年計画、平成23年度から32年度の全体計画。これにはですね、丸島のポンプ場の整備をすることは、ちゃんとうたってあるんですよ。平成28年度に丸島のポンプ場の設計、そして29年、30年、31年に完成をさせる。恐らく、これ下段に発注されるんでしょうけども、こういうふうに10年計画はあっておるわけですから、これ私が決算委員会のときに質問した未定であるという答弁が、どうしてこういう答弁になるのかなと、自分たちがつくった計画ですよ、これは。下水道がつくった10年計画ですよ。これにちゃんとうたってある、のってるわけですから。もちろん、1年、2年はずれるかもしれませんが。予算の都合とかなんかで。だけど、その自分たちがつくった計画でさえ守られていないというのは、私はちょっと問題があるんじゃないかなというふうに思いますので、今、この栄橋から下流にわたって橋が4本かかっております。一つは中道のほう、これは車が通れる橋です。それと二中のほうに、グラウンドのほうに行く、昔トロッコが使っていた道路、それも今もまだそのまま使っております。それから、塩浜の横から丸島に入る道、これはH鋼を横にして、その上を鉄板で溶接している橋なんです。要するに道路を拡張したときにつくり直すという前提で、こういうH鋼で横にして鉄板で溶接した橋なんですよ。いつまでこういう橋を市民に使わせるのかという。もう少しその付近は十分約束したことは、やはり実行していただきたいというふうに思いますので、今、私が質問したようなことを、部長、どのように考えておられるのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（福田 齊君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 松本議員の2回目の御質問にお答えいたします。

沿線住民の方には御不便をおかけして、まことに申しわけないと思っております。まずポンプ

場につきましては、下水道施設全体の基本設計でありますストックマネジメント計画を来年度までに策定をいたしまして、その結果を踏まえまして、丸島雨水ポンプ場のポンプ増設ができるよう、できる限り早く実現できるように努めてまいりたいと思います。

それから、橋についてなんです、確かにもうおっしゃるとおり、鉄板を敷いて、大きい車はもちろん通れないという御不便な橋を通行していただいております。それから、ほかの橋についても、歩行者、自転車専用ということで、こちら御不便をかけております。また、道路拡幅についても、ポンプをまず先にやりまして、もう基礎が入っているものですから、そちらについても、少しでも早く実現できるように努めていきたいと思っております。

○議長（福田 斉君） 松本議員。

○松本和幸君 今、真面目なおとなしい関部長が前向きな答弁をしていただきましたので、私もこれ以上質問することはないんですけども、ただ、道路を拡張するのは両側を拡張するようになってますので、一遍に今、工事する必要はないと思っておるんです。ポンプの能力はありますから。要するに片方だけでも、家のあるほうだけでも、何年かずつ予算の兼ね合いもあるかもしれないけども、そういうことができないのかどうか。それと今、下水道課に言いますと、国に対して予算措置をお願いしているけども、なかなか予算措置ができないということでございますので、市長がこれはもう少し政治の声を発揮して、予算をとってこななければ、いつまでたってもこういう仕事は実現しませんよ。そのための市長ですから、ぜひそういうことを強く認識を持ってやっていただきたいと思えます。

さっきの質問、要するに道路幅を一遍に工事するんじゃなくて。

○議長（福田 斉君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 今、片方だけということで御提案いただきましたけれども、むしろ道路と水路があつて、今、確認しましたら技術的な面で、ちょっと難しいんじゃないかということがございます。まず、ポンプと合わせながら、両方で道路をつくっていくのが本来の工事手法ですので、そちらのほうで進めさせていただきたいと思えます。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣市地場企業新産業・雇用創出促進補助金について答弁を求めます。

関産業建設部長。

（産業建設部長 関 洋一君登壇）

○産業建設部長（関 洋一君） 次に、水俣市地場企業新産業・雇用創出促進補助金について、平成27年7月に林業チップ化創造事業が申請されているが、工場は申請どおりに稼働しているかとの御質問にお答えします。

水俣市では、平成24年8月に新たな産業の創出及び市民の雇用機会の拡大を図るため、地場企

業が本市内において新設、または増設する工場棟を市が指定し、その指定した工場棟に対し補助金を交付する水俣市地場企業新産業・雇用創出補助金制度を創設しております。

本補助金は、地場企業の成長段階を支援する補助金として御活用いただき、これまで5社に対し総額1億4,039万8,000円の補助金を交付し、補助金申請時において約26億4,800万円の設備投資が行われ、計90名の雇用を創出してまいりました。本補助金は、地場企業が新企業に進出するための投資段階を支援する補助金であり、当事業者におかれましては、当初の事業計画に加え、新たな商品開発に取り組まれるなど、継続的に事業を実施されており、補助金交付時の雇用を維持されていると考えております。本市としましても、本補助金を活用いただいた地場企業がますます発展され、また、その他の地場企業におかれましても、積極的に当補助金を御活用いただき、本市の経済に大きく寄与されることを期待しているところでございます。

○議長（福田 齊君） 松本議員。

○松本和幸君 この事業に対して1億4,000万有余の補助金が交付されているということですが、非常にありがたいことだというふうに私は思っております。そういった水俣に新しい事業を起こして、雇用を拡大していくということは、本当に素晴らしいことだし、もっともっと私は補助金の額がふえることを願っておる次第でございます。

この事業については、先ほど部長の答弁の中で、同事業計画に、当初の事業計画に加えて、新たな商品開発に取り組まれるなど、継続的な事業を実施されており、補助金交付時の雇用を維持していますということですが、この答弁どおりになってないんですよ、実際、工場は。工場見られたことありますか、部長は。見られた。じゃあ、こういう答弁にはならないんじゃないかなというふうに思いますけども、我々が2月の15日に総務産業委員会で補助金を出したところ、4カ所見に行きました。3カ所は非常に補助金を有効に使っておられて、ぜひ頑張ってくださいなということを私も実感したところでございます。

ここについては、まず、責任者が我々に御挨拶をされたのは、予算をいただいて感謝しております。おかげでこの土地を買うことができました。これだけなんです。これがどういうことなのか、また後で一応お話をしますけども、非常に多くの市民からも、産業団地の人たちからも、補助金で土地ば買うたというのは、おれたちも土地ば買うときは補助金出っとですか、そういう相談が私に何件とあっているわけですよ。本来、事業計画をするのに、土地だけ造成するには補助金出ないですよ。だから、そういうことを考えれば、竹チップ工場というんですかね、このバイオ工場について、非常に問題が多いんじゃないかなと、要するに土地を取得された後、強い台風が来て、そのとき実際、林業の仕事をされておるわけですから、木の根っこか木材とか山積みになっていたんです、あの土地に、長い間。だから、そういうこと、本来その補助金で土地を買う場合は、ほかに転用していいのかどうかと私は思うんですけども、それはまた後で質問しま

すけども、そういうことを皆さん見て、私も見ております。もうたびたび産業団地へ行きますから、その都度見ておるんですけども、非常に疑問を感じているんです、私たち自身が。それで、委員会としてぜひ視察をしていただきたいということで、委員会で視察に行ったわけですが、ここです、5つの質問をしたいと思います。

まず初めに、事業種目は山林素材の販売、工場等の名称はチップ化創造事業となっているが、実際は竹のバイオになっているが、問題はないのか。これについては、山林の販売と素材の販売というのが会社の定款なんです。だから、そういうことで、このチップ化創造事業、定款等、問題ないのか、要するにこれは竹のバイオで飼料をつくっているわけですよね。飼料をつくるわけですから、だから、一番問題ないのかというのが1点です。それと補助金はいつ出したのか、2点目。3点目が補助金で取得した土地は、ほかに使用できるのか。4点目、交付要件で新規地元雇用者数3人以上となっているが、採用した3人は目的以外の仕事はできるのか。5番目に、全体の投資額は幾らか。4,000万円の内訳はどうなっているのか、以上5点質問をいたします。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 松本議員の2回目の御質問にお答えします。

まず1点目が、実際は竹のバイオ関連の事業を行っているようだが、問題はないのかという御質問だったと思います。本補助金の目的は、新たな産業の創出及び市民の雇用機会の拡大でありまして、事業計画に合った事業を発展的に拡大することは、当補助金の目的にも合致するため、特に問題はないかと考えております。

それから、2点目の補助金を交付したのはいつかということだったのですが、平成27年8月31日付で事業者から補助金の交付申請及び実績報告、工場の操業開始報告がございました。その内容を精査した結果、10月14日付で補助金の交付決定及び補助金額の確定を行い、10月22日付で補助金の全額1,250万円の支払いを行ったところでございます。

それから3点目が、取得した土地はほかに使用できるのかということで、補助金の取得した土地につきましては、事業計画の業務に使用することが、これはもう原則だと考えております。当初の事業計画の事業が継続的に実施されている場合、企業の経営状態等で状況が変わる場合がございますので、補助要綱においても特に規定はしておりません。

4点目が、新規雇用者が3人以上で、この3人は目的以外の仕事はできるのかという御質問に対しましては、補助金の交付要件でもある雇用者につきましては、事業計画の業務に従事することがこれも原則だと考えております。しかしながら、雇用者の就業後、企業内での人事異動、人員の配置転換等については、企業経営状況等により発生することが想定されるため、このことについては補助金の交付要綱等においても制限はしていないのが現状でございます。

最後の質問が、全体の投資額は幾らかということですが、補助金額算定基礎に係る投下固定資産額の総額は4,000万円となっております。その内訳につきまして、水俣市情報公開条例に規定する不開示情報の販売活動、その他の営業活動の計画、方針等に関する情報に該当することから、内訳については公表することはできませんので、こちらは御了承いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 松本議員。

○松本和幸君 3回目の質問をしたいと思います。先ほど質問しました答弁の中で、本補助金の目的は新たな産業創出及び市民の雇用機会の拡大であり、事業計画に当たっては事業発展的に拡大することは、当補助金の目的に合致するということですが、これは意見の相違ですので、私はこの会社の定款からして、本当に合致しているのかということについては疑問に思っております。

それから、補助金の交付についてでございますが、27年の10月22日付で補助金1,250万円を払ったということでございますが、この予算の計上したとき、27年9月11日で、総務産業委員会が開かれております。このときに委員からもいろんな質問が出ております。その中で、一つ取り上げますが、この補助金については、経過措置を十分見きわめた上で補助金を出していただきたい。それがどれくらいか、1年間経過措置を見て補助金を出すべきだということに対して、そのときの室長は、はい、そうですというふうに答弁されているんです。要するに1年間見た上で、補助金を出しますよということを委員会で答弁されておる、これが27年9月の11日ですから、もうその翌月の10月の22日には1,250万円、補助金を出してあるんです。1カ月ちょっとして、だから、こういった委員会ではこういう答弁をしながら、実際1カ月ちょっとで、もう支払っておられる。これ議会軽視じゃないですかね。こういうことが行われるといたら、議会で審議できないですよ、予算について。もう少し十分発言したことには重く受けとめて、自分たちで執行部で発言しているわけですから、これは私が言ったんじゃないんですよ。質問は私と小路議員もしております、いろんなことを。だけど、1年間様子を、経過を見た上で予算を出しますということ答弁されているわけですから、しかも1カ月もたたんうちに1,250万円の補助金を出しておられるというのは、1カ月じゃなくて、2カ月たたないうちですね。これは非常に僕は本当にさっき言いましたように、議会軽視だろうと思っております。そういうことがないように、ぜひ今後気をつけていただきたいです。

それから、次に、本補助金を取得した土地に他の使用はできるのかということに対して、部長が、本補助金を取得した土地につきましては、事業計画業務に使用することが原則と考えます。原則ですよ。要するに他に使えないんですよ。しかし、その後、しかしながら、同事業の計画の事業の継続的实施されている場合は、企業の経営状況等で状況が変わる場合がございます。しかしながらというのは、この工場には該当しないんですよ。つくってないんだから。これは、

しかしという、この部長の答弁は該当しないと私は思ってます。だから、この補助金を取得した土地につきましては、事業計画業務に使用することが原則で、ほかに使えないんですよ。けど今でも現にも使ってるじゃないですか、現場見てもうわかっておられるでしょう。

それに、交付要件である新規地元雇用者数3人以上を採用されていると、これについては、先ほど部長の答弁の中で、当補助金の交付要件でもある雇用者につきましては、計画の業務に従事することが原則、要するに採用した人はこの仕事に従事することが原則と、先ほどこれも部長の答弁ですよ。要するに、ほかの仕事をしちやいかんわけですよ。この事業で採用しているわけですから、補助金もらって採用しとるわけですから。しかしながら、またこれ部長が答弁されているんですよ。しかし、これも該当しない。

先ほどの答弁は、しかしながら、雇用の充実、企業内での人事異動や人員の配置転換等については、企業経営状況等をと先ほど答弁されましたけども、人事異動なんてないんですよ。要するに、最初からこの3人は携わってない。これ1日か2日はつくったかしらんですよ。あとは全然携わってないじゃないですか。我々が見に行ったときも、幹部二人が我々に説明されて、その採用した3人はいないんです。私と小路議員が幹部の方に、今、採用された従業員はどうされているんですかと聞きましたところ、今、仕事がないんで、ほかの仕事をしています、そういう返事なんです。

だから、先ほど言いましたように、原則が曲げられてるわけですよ。だから、このことについても、またどういう考えなのか、また答弁をしていただきたいと思いますが、またまとめて言います、答弁の項目は。

次にですね、全体の投資額は幾らかと、4,000万円という、今、4,000万円の内訳はどうなっているのかということで、私はお聞きしたんですけども、これは答弁できないということでございますので、これは開示請求して、この申請書をいただきました。その中で、投資額として、土地、建物で4,000万円となっているんですよ、土地、建物で。工場ですから、当然、機械、電気工事も伴ってくるわけですよ。これはどうなっているんですか、ないんですよ。要するに、これ開示請求した、これは黒塗りにしてありますけども、これは土地、建物で4,000万円となっているんです。だから、設備投資は、設備はどこに上がってきているのか。これどこにもないんですよ、設備。

工場ですから、当然、土地、建物だけで補助金の申請をされておる。これでいけばですよ。3人は雇用されている。しかし、実際はほかの仕事をされている。要するに、土地、さっきも言いましたように、土地を購入するに対しては補助金出ないわけでしょう。あくまでも工場であれば設備投資と、その投資額と、雇用の3人以上を採用したときに補助金が出るわけですから。だから、これでいけば、この4,000万円投資したようになってますけども、これ土地、建物だけです

よね。だから本当にそれが該当するのかどうかという。しかし、粉砕機は2台据わってます、工場に。見られたように。じゃあ、その粉砕機はどこから来ているのか。これもまた後で話しますけども。

この機械について、いわゆる関係会社というか、よく私はわかりませんが、別の会社が芦北地域振興財団に、やっぱり同じような業種で補助金の申請をしてあります。補助額としては960万円ですか、決定額が460万円という、460万円の多分補助金が出ていると思いますが、その会社が粉砕機を買って、この工場に据えつけているんじゃないかなというふうに私は想像しているんですけども、機械があるわけですから、しかし、この事業計画には載ってない。だから、そこが実際あの粉砕機で、大体どれくらいするのかということで、私もいろんなところで聞いて調べましたけども、粉砕機、大体300万円前後なんですよ。その金額の粉砕機が、どこの予算、どこから来たのかというのがわからない。

改めて質問しますけども、事業計画については、目的は問題ないという答弁ですので、これはもう意見の相違として私はそれで一応引き下がりますが、補助金交付したのが、要するに10月22日ということで、先ほど言いましたように、27年の9月11日の総務委員会で、1年間経過を見て、支給するということと、この10月22日に補助金を出した、このことについて、私は問題があるんじゃないかと思うので、それについて答弁をしていただきたいと思います。

それから、2番目の補助金取得した土地はほかに使用できるのかという答弁に返して、事業計画のを使用することが原則であるということですので、この原則を守られていない状況を見て、どのように判断されるのか、答弁を求めます。

それから、雇用者3人以上となっている中で、要するにほかの事業に携わっておるということをごどのように感じておられるのか、どういうふうに思っておられるのか、それと、この4,000万円の内訳について、土地、建物が4,000万円、私が調べた中では3,700万円なんです。これしかも土地、建物は別じゃなくて、込みで3,700なんです。だから、それが4,000万円になってますけども、どういうわけで4,000万円になってるのかどうか、これは先ほど説明がないわけですので、仕方がないんですけども、私が調べた中では3,700万円、事務所、倉庫含めてという、これもそうじゃないかなというふうに私は思ってます。だから、これについては、答弁できる範囲内で答弁をしていただきたいと思います。

そしてですね、最後に、もうこれだけ問題があるわけですから、現実には、私は1,250万円の補助金というのは、これはもう税金ですので、ちゃんとそれに見合った形の中でされておれば、これはさっき言いましたように、どんどん支給すべきだというふうに思いますので、この事業に関しては、返還要求をされたらどうですか。御船で同じ竹のバイオで失敗しているんですよ。行政が補助金を出して、返還要求されることで裁判沙汰になって、その会社倒産しとるわけです。そ

して、民間でも同じく竹のバイオをされておるんです。そこももうやめておられるんです。だから、簡単にこの竹のバイオというのはいかない。鹿児島大学の教授のアドバイスの中で、恐らく話を聞かれて、そういうことを実施されたんじゃないかなというふうにも思っておりますけども、見てごらんとおり、稼働してないわけですから、私は補助金の返還を早急にするべきだと。そうしたほうが今後のためにも、私は市のためにもいいと思います。このことをきょう傍聴されておるとか、あるいはネットで聞かれている方々は、やっぱりおかしいと思われると思いますよ。だから、その件をどう考えておられるのか含めて、最後の答弁をお願いします。5点ですね。

○議長（福田 斉君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 松本議員の3回目の御質問にお答えをいたします。

まず、1年後で交付をするような委員会での発言なんですけど、当時がですね、議事録とか確認しましたけれども、当時、ほかの補助要綱と混同した説明を行ったみたいで、その後、謝罪と訂正を行ったと報告を受けております。しかし、この委員会の場において、そういった誤解を受けるとか、そういったお答えをしてしまったことに対しては、本当申しわけなく思っています。これからも適切な説明が行えるように十分注意してまいりたいと思います。

それから、2番目が、土地の原則、それから3番目が新規雇用3人以上の原則ということなんですけど、交付要綱によりまして、奨励金を交付したわけなんですけど、この交付要綱に従っては問題ないと考えておりますけど、しかし、こういった交付要綱が少し見直しとか必要だなと思っております。今もう十分な御指摘、いろいろな御指摘を受けましたので、また持ち帰って、今後検討して、この事業に関しましては、2年後の追跡調査ということで始めさせていただきました。それで、また一番最後の御質問の返還につきましては、現在この要綱では返還を求めることは今できないんです、できないと思うんですけど、この追跡調査を実施しているところで、その正確な状況を把握した上で、また考えていきたいと思っております。

3,700万円のやつが抜けておりました。計画書では、土地、建物で4,000万円、投下固定資産額が4,000万円という事業計画が上がっておりました。議員おっしゃられるとおり、機械がなければ工場は当然操業ができません。このとき事業計画が出されて、現地確認に行った際には、機械がありました。チップ化の粉碎の機械がありまして、そちらのほうは、どうしたのかということで、事業計画にも、これ墨ぬりして載ってたんですけど、これリース物件ということで説明を受けております。そういった説明を受けておりました、それで、工場が稼働しているのかなと、当時思って交付をした次第でございます。

○議長（福田 斉君） 次に、都市計画区域内の見直しについて答弁を求めます。

本山副市長。

(副市長 本山祐二君登壇)

○副市長(本山祐二君) 次に、都市計画区域内の見直しについて、土地開発の許可が必要な面積を3,000平方メートル以上から1万平方メートル以上に見直す考えはないかとの御質問にお答えいたします。

水俣市内の都市計画区域は、区域区分が定められていない、いわゆる非線引きの都市計画区域に該当します。許可権限を有する熊本県に確認しましたところ、当該区域の開発行為の許可が必要な面積は、都市計画法第29条及び同法施行令第19条で3,000平方メートル以上と定められていますので、見直すことはできないとのことでした。

以上です。

○議長(福田 齊君) 松本議員。

○松本和幸君 今、副市長から答弁があったことは十分認識をしております。その上でですね、やっぱりこの水俣は御存じのように、非常に土地が少ないんですよ、ないんですよ。だから、今度、臨海を工場誘致ということで市長も考えて、埋め立てられるということですけども、今この3,000平米というところが、市内から山奥まで網がかぶさっているわけですよ。全て、久木野を除いた地域で。だから、そういった面で中小企業が、小さい企業が工場を増設したり、あるいは工場を買って、工場をつくらうとしたときに、要するに投資額よりも、その開発工事のほうに金がかかるわけですよ。ため池をつくったり、あるいは場合によっては擁壁をしたりしなきゃいけないので、これは県としては、先ほど答弁されたような形の中で考えておられると思いますが、これはあくまでも知事が許可しておるわけですから、県に対してやはり水俣としてそういった要望を強く出せば、私は変えられないことはないんじゃないかなというふうに思っております。

今、考えているのが、先ほど市長は一般質問のほかの議員の質問の中で、流動人口を水俣にふやしたいと。今、70万人来ておるんで、ふやしたいということで、非常にビジネスホテルが足りないということもありまして、私は100床近くのビジネスホテルをぜひ水俣につくりたいということで、旧センコー跡地が800坪、残地が残りますので、新幹線等、ちょうどインターの真ん中になりますので、ここに温泉付きのビジネスホテルができないかなということで、いろんな方に御相談をしまして、先週、2年先に100床のホテルをつくりたいという返事をもらいました。なぜ2年先かというのと、今、現場事務所がありますので、建てられませんので、その工事が終わった後、つくるということでございました。

もう一つ、私が、これはこれに該当するんですけども、要するに海の駅を今度つくりますね。海の駅をつくって、エコパークをやはり有効活用するために、ロアツソが今度キャンプで来ましたが、あの近くにそういった温泉付きのホテルができないんだろうかなということで、これもいろいろ今相談をしております、1社が見に来ました。そこでですね、やはりあそこを切り

開いてするとなると、3,000平米以上になりますので、非常に開発行為に金がかかる。そういったことで、やっぱりいろんな形の中で、そういったネックがあるわけですよ。だから、水俣としては、先ほど言ったように、久木野は除外されてますね。それは水俣と合併して、そのままのが適用されているわけですから。津奈木もないんです。適用外なんですよ、津奈木町も。だから、そういう面で、水俣もぜひこの3,000平米という、ぜひここは1万平米まで格上げできるように、市がやる気を出して県に働きかけをしてほしいと思います。そういうことができないのかどうか、答弁をお願いします。

○議長（福田 齊君） 本山副市長。

○副市長（本山祐二君） 松本議員の2回目の御質問にお答えいたします。

今、土地の有効利用をどう考えればですね、見直しが必要じゃないかと、県に要望できないかという御質問じゃなかったかと思っております。まず、議員も申されましたように、本市では旧久木野村を除く全域が都市計画区域に指定されております。都市計画区域内においては、3,000平方メートル以上の開発行為は県の許可が必要となりますが、この基準というのは無秩序な開発の抑制、都市の健全な発展と秩序ある整備にある程度の役割を果たしてきたと思っております。しかしながら、今後の都市計画区域におきましては、先ほどおっしゃいました土地の有効利用等の問題も当然考える必要はあろうかと思っております。一体としての都市として整備開発及び保全する区域の妥当性、将来の動向の推移等を勘案して、都市計画区域の見直しが必要と判断される場合には、秩序ある土地形成が図れるよう、熊本県や関係機関と協議を行いながら、適正に手続を進める必要があろうかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 松本議員。

○松本和幸君 今、副市長ができるだけやっていきたいという前向きな御答弁をいただきましたので、水俣は先ほども言いましたように、狭い土地柄でありますので、開発行為の3,000平米というのが、山奥まで網がかぶさっているというのは、やっぱり問題があるだろうと私は思います。そういう面で、やっぱりできるだけ開発、余り無駄な開発をするわけじゃないわけですから、どうしても必要に応じてしなきゃいけない状況というのがあるわけですので、だからそういった面である程度、余裕を持たせるためにも1万平米以上に格上げをしていただくということをぜひ県に強い働きかけをしていただきたいということを要望して質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 次に、人事について、答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、人事について、市長の人事に対する考え方を伺いたいとの御質問に

お答えします。

職員の人事は、地方公務員法等に基づいて、職員の任用、勤務条件の決定、管理、分限処分及び懲戒処分の実施、サービスの監督、研修等を行うことが原則であります。

その中でも、職員の人事異動は、退職者の補充及び新規採用職員の配置を基本に組織力の向上、人材の育成、労働意欲の向上、人身の刷新等を目的に行うものであります。

具体的には、適材適所を基本とし、各職員から提出された人事に関する調書の内容をもとに、個人ヒアリング、各部課長ヒアリング等を実施し、職員の能力、勤務実績、経験、勤務年数、本人の希望等を総合的に評価し、人事異動を実施しております。

なお、教育委員会等については、各任命権者と協議を行った上で人事異動を実施しております。

また、女性職員の活躍推進にも取り組んでおり、男女の区別なく、若いうちから幅広い業務を経験してもらうように務めております。

○議長（福田 斉君） 松本和幸議員。

○松本和幸君 今、市長から答弁をいただきましたが、確かに適材適所というのが基本だと私もそう思います。人事というのは、市長の専権事項ですから、我々がどうこういう問題ではないと私も思っております。だから、このことを一般質問ですることでもどうかなということで、一応考えましたけれども、余りにも今、市長が言われたこととかけ離れた人事がなされておりますので、それが非常に行政にも支障を来している、あるいは予算措置にも支障を来しているような問題が各課で起きているということを踏まえて、この問題を一応取り上げたというところであります。

まず、初めに、じゃあどうい問題が起きているのかということ、この前、税収のとり過ぎ、あるいはとらなきゃいけない人からとってなかったということがありましたけれども、私自身も税収をとり過ぎたということで、返還しますという通知が来ましたが、少ない給料の中でとられておるといことは非常に。間違いは誰でもありますけれども、そのときに私が委員会で説明がありましたので、これ人事に影響はないのかというふうに質問しましたら、ないことはありません。人事にも影響があります。それは部長もおられたんですから、そういうふうに課長も答弁されているわけですよ。やっぱり税務課というのは、非常に専門的なところありますから、やっぱりある程度なれることが必要だろうというふうに思います。

以前も、税金を納めてないということで、税金を納めてくれということで、督促状を出したけれども、なかなか納められない。だから、そういう面で何回となく差し押さえもしますよという通知が行ったそうですよ。ない金を非常に工面して、年金も一緒に合わせて、納入をされたそうです。ところが、その後もまた来たそうです。そのときに、私にある人から相談があって、税金を納めたけれども、また差し押さえの通知が来ました。それを聞いて、どういうことかなと思って、私もわかりませんでしたので、税務課に行って課長と話したら、要するに担当が納めら

れた税金を新しい税金から消し込んでいっているわけですよ。差し押さえというのは古くなっているから、その期間が来てるから、差し押さえをしようとするわけですから、当然古いものから入金したような形をとらなきゃいけないと私は思います。普通そうだと思いますよ、古い順番から消し込んでいくということだと思いますけれども、そういうことが要するに事実としてあったわけですね。

それから、都市計画、いわゆる都市計画の市営住宅の問題があった後、いろんな形で二度と同じようなことが起きないようにということで、我々委員会としても、市営住宅にも視察に行きましたし、問題があったわけですが、そのときに次長が課長を兼務ですかね、それと課長補佐、係長、全員一気に異動しているわけですよ。だから、そういう要するに問題があったにもかかわらず、そういう全員が異動する。そして、ことしもまた市営住宅を発注して、同じ業者がとっていますけれども、もう既に工期内にはできません、どうかしてください。もう、そういうものが出てきているわけです。要するに、そういった問題が全員入れかえるもんですから、役立っていないわけですよ。やっぱり1人から2人は残して異動しなければいけないんじゃないかなというふうに思いますし、今回の競り舟にしてもそうじゃないですか。教育委員会の担当課長が定年、そして係長が異動、残っているのは女性だけ。だからこういった問題がやっぱり起きているわけですよ。

だから、少なくとも人事をする場合は、やっぱり課長補佐、係長って、一番仕事をしなきゃいけないんですよ。市長も御存じのように、水俣市の予算は90%前後が継続予算ですから、継続予算を実際仕事をする上においては、ある程度継続した人事でなければ仕事はできないんじゃないかなと私は思いますよ。

だから、そういうことも含めて、もう少し人事に対しては、私は配慮すべきだろうというふうに思います。

それと、余り時間がないので、心の病を持っておられる方が水俣は医療センターも含めて、心の病だけじゃなくて休職も含めて19名いると。これ市報に出してありましたから、間違いのないと思いますけれども、やはり人事で、そういったいわゆる心の病というか、次々にかわるということで、ついていけない部分もあるのかどうか知りませんが、非常にそういう面でありますので、私が知っている人でも、そういう病気治療を行っているある程度の幹部職員でも、毎年異動をしているんですよ。そういう病気にかかっている通院している人でさえ、毎年異動しているわけですよ。その方はもう定年前にやめられましたけれども。だから、そういったもう少し私は血の通った人事というのをすべきだと思いますよ。市役所に入って、皆さん本人も家族も喜んで、本当によかった。これから仕事しようと。やめるときは恨んでやめる、そういう状況は、私はつくってはいけないというふうに思いますので、さっき市長が言いましたように、個人のヒア

リング、部課長のヒアリング等を実施してということなんですけれども、このヒアリングしてもそのとおりになっていないというのが、職員の皆さんの声なんです。だから、少なくともそういったことはある程度踏まえて、せつかく市長がいい答弁をされているんだから、そういったことも含めて、ぜひ私は人事を実行していただきたいというふうに思いますし、女性職員の活躍ということも掲げておられますので、ぜひ女性に対しても、同じような扱いで昇格にでもしていただきたいというふうに思いますので、これについて1点、質問をいたします。

要するに、人事をするのに市長がいろんな形で各課で一遍に変えるんじゃないくて、少なくとも1人は残して、事業が継続できるような形の人事をすべきではないかというふうに私は思いますので、市長はこれに対して、どう考えられるか。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 人事は、非常に私も難しいものだかと、改めて最近思っているところがございます。

やはり定年される方がいらっしゃると、そこを補充して、上に上げていきますと、下がどんどんずれてまいります。また、退職される方、そういったところを埋めていくと、人数が限られた中で動かしていきますので、非常に難しいなと思っております。

その中で、やはり組織は人なりというふうに考えております。人事異動に当たりましては、職員と組織の力を最大限に発揮され、職員が意欲を持って、生き生きと働くことができる職場づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（福田 齊君） 松本和幸議員。

○松本和幸君 今、市長が答弁したことをぜひ実行していただきたいと。そうすることによって、来年の市長選挙には、職員も一生懸命であると思えますよ。だから、人事というのは、そういうもんなんです。やっぱりその付近を十分、市長も考えてやらなきゃいけないから、担当課任せでは、私は問題があると思えますので、ぜひ先ほど答弁されたような形で実行をしていただきたいということを要望して終わりたいと思います。

○議長（福田 齊君） 以上で松本和幸議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午後0時1分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（福田 齊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、桑原一知議員に許します。

（桑原一知君登壇）

○桑原一知君 皆さん、こんにちは。真志会の桑原一知です。

一般質問最終日の3度目のトリでございます。一生懸命頑張りますので、最後までよろしくお願ひします。ほかの議員さんの質問と重なる部分もありますが、より中身の濃い答弁を期待し、以下、通告に従い、質問いたします。

1、水俣市新庁舎建設基本構想について。

①、一般単独災害復旧事業債の適用は旧庁舎周辺と六ツ角周辺の両候補地において適用を承認すると国・県からは回答を得られたのか。

②、新庁舎建設地として旧庁舎周辺と決定されたが、まちづくりの計画はあるのか。

③、平成15年7月に発生した災害では、旧庁舎1階が床上浸水の被害を受けているが、このようなリスクに対しての対策は考えているのか。

④、工事完了と庁舎機能の移転が、平成33年12月までを目標にされている中で、建設スケジュールでは旧庁舎周辺のみが目標年度内である。当初から旧庁舎周辺で決定されていたのではないのか。

2、本市の農業振興について。

①、現在の耕作放棄地の現状はどのようになっているのか。

②、農地集積加速化事業で重点地区が指定されているが、今後の取り組みはどのようになっているのか。

③、農産加工や販売など総合的に支援する取り組みはどのようになっているのか。

3、小中学校のエアコン設置について。

①、普通教室への設置計画はどのようになっているのか。

②、暑さのために健康を害し、保健室の利用や早退などあっているという報告はないのか。

③、文科省による学校環境衛生基準では、最も学習に望ましい条件は夏季で25度から28度とあるが、平成28年度において教室の気温が28度以上を観測した日数は何日あるか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 桑原議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣市新庁舎建設基本構想については私から、本市の農業振興については産業建設部長から、小中学校のエアコン設置については教育長からそれぞれお答えします。

初めに、水俣市新庁舎建設基本構想について、順次お答えします。

まず、一般単独災害復旧事業債の適用は、旧庁舎周辺と六ツ角周辺の両候補地において、適用

を承認すると、国、県からは回答を得られたのかとの御質問にお答えします。

さきの小路議員の一般質問で答弁しましたとおり、交付税措置85.5%の一般単独災害復旧事業債の適用について、国・県と協議した結果、旧庁舎周辺については、同起債の適用を承認するとの回答をいただいたところであります。

六ツ角周辺につきましては、民間の所有地であることから、一般的に取得費用が発生し、現地建てかえに比べ費用がかかることもあり、なぜ、旧庁舎周辺が不適切で、六ツ角周辺の民有地を選定したのかといった移転建てかえの合理的理由を整理した上で、国・県と協議をする必要があることから、起債適用のハードルは高いとの回答をいただいたところであります。

次に、新庁舎建設地として、旧庁舎周辺と決定されたが、まちづくりの計画はあるのかとの御質問にお答えします。

新庁舎建設は、熊本地震で被災した市庁舎建てかえを早急に行うといった観点で取り組む中、水俣市本庁舎建替検討委員会において、候補地をゼロベースで検討いただきました。

熊本地震で被災したことが出発点となっておりますので、まずは災害に強い新庁舎を念頭に、市民の安全・安心を確保し、誰もが使いやすい、環境に配慮した庁舎の建設を早急に進めていく必要があると考えております。

なお、まちづくりについては、市総合計画等に位置づけ、その中で具体的に取り組んでいるところであります。

次に、平成15年7月に発生した災害では、旧庁舎1階が床上浸水の被害を受けているが、このようリスクに対する対策は考えているのかとの御質問にお答えします。

平成15年災害時に水路がオーバーフローしたことで最大50センチ浸水したこともあり、浸水対策が必要であると認識しております。浸水対策としては、敷地の全部または一部をかき上げる工法のほか、鉄骨や鉄筋コンクリート等を組み立ててつくった人工の基盤、いわゆる人工地盤などの工法がありますが、最終的には設計業務を受託された業者に複数案を示していただき、基本設計段階で決定したいと考えております。

次に、工事完了と庁舎機能の移転が、平成33年12月までを目標とされている中で、建設スケジュールでは旧庁舎周辺のみが目標年度内である。当初から旧庁舎周辺で決定されていたのではないのかとの御質問にお答えします。

昨年6月市議会の一般質問で、さまざまな観点から現在地を含め再検討していくと答弁しております。これまで、水俣市本庁舎建替検討委員会の中でも、関係法規等も考慮しながら評価項目、内容を設定し、旧庁舎周辺にとらわれず広く議論を行ったところであります。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 2回目の質問に入ります。

新庁舎建設に当たり、建設候補地を評価・選定するには、大前提として、一般単独災害復旧事業債が両候補地とも適用できるかが、まず重要であると思います。

答弁では、旧庁舎周辺は適用であり、六ツ角周辺については、民有地であり、取得費用が発生することから、移転建てかえの合理的理由を整理し、国・県と協議する必要があることから、起債適用のハードルが高いと回答をもらったということですが、まず民有地が候補として挙げられた時点で、取得費用や用地所有者の意向確認など行わないといけないというのは推測されます。

現に庁舎建替検討委員会の2次評価では、民有地の1カ所は難しいと回答をいただいた結果、候補から外れており、もう一カ所の六ツ角周辺では、候補地となっていることを承諾されたということで、旧庁舎周辺、六ツ角周辺、ひばりヶ丘周辺の3カ所に絞り込んでおられます。

庁舎建替委員会の議論や、パブリックコメントの結果などを踏まえ、旧庁舎周辺と六ツ角周辺を選ばれ、答申をされております。

この時点で、どちらが、建設地になってもいいように、起債適用に向けた作業や用地所有者に取得費用の確認を急ぐ必要があったと思います。ハードルが高いのであれば、低くなるよう努力することが行政の仕事ではないですか。この件について、見解をお尋ねします。

また建設スケジュールですが、交渉を進める上で、所有者の意向や取得費用の変動、または起債適用の動向などで、建設スケジュールも変わるのではないのでしょうか。庁舎建替検討委員会が設置され、答申されるまでに建設スケジュールに変更がないまま、議論されています。

最初から建設スケジュールに変更がないのであれば、必然と目標年度内の完成を目指すには旧庁舎周辺しかないのではないかと委員の方も私たちも、市民の方々も思います。

さまざまな観点から再検討するということであれば、建設を早急に進めていくのであれば、民有地の所有者や国・県と交渉を早急に進めることで、スケジュールの変動も確認でき、目標年度の完成予想など、庁舎建替検討委員会でも広く議論できたのではないですか。見解をお尋ねします。

次に、まちづくりです。

旧庁舎周辺でのまちづくりの計画ですが、これは基本構想の新庁舎建設候補地の基本的な考えで候補地のあり方として4つの視点の1つです。

熊本地震で被災したことが、出発点だと答弁がありますが、それは皆さん重々承知しております、私も含めて。その早急な中、まちづくりを挙げられているので、計画があるものと考え、お尋ねをしました。基本構想でも明記してあるまちづくりとしての役割を果たす位置であることが求められるとありますが、重要な項目ではなかったと理解しました。この点について、見解をお尋ねします。

床上浸水などのリスク対策ですが、かさ上げや人工地盤工法など、設計業者の複数案の中から

決定ということでしたので、費用も含め、注視していきたいと思います。

最近の災害を見てみますと、河川の氾濫などよくニュースなどで目にします。新庁舎建設地だけではなく、本市の地形などから、この部分も対策と準備が必要だと思っております。豪雨での河川の氾濫や津波に対しての避難場所として、新庁舎建設地の役割は重要であると考えます。

質問です。かさ上げや人工地盤などを実施する場合、費用などは現在の事業費には含まれていないということですが、一般単独災害復旧事業債の適用はできるのか、以上4点質問します。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） では、4点御質問がございました。

まずは、所有者と協議等を急ぐ必要があったのではないかというのが1つ目だったというふうに思います。

起債の協議につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、答申をいただいた旧庁舎周辺及び六ツ角周辺の候補地について、国・県と協議を重ね、正式回答をいただいたところであり、協議が遅かったとは考えてはおりません。

この土地所有者との費用面等に関する具体的な協議につきましては、建設地が確定しない基本構想策定前の段階で、費用や建設スケジュール等の具体的な協議は行わないのが一般的であり、また所有者や営業を続けているテナント企業に及ぼす影響や風評被害等を考慮しますと、慎重に対応する必要があるのではないかというふうに考えております。

2番目が、民間事業者とのスケジュールの変動は確認ができないかということですかね。

民間所有者の候補地につきましては、先ほど何回も言いますが、風評被害等を考慮し、具体的な協議を行っておりません。起債協議につきましても、旧庁舎周辺及び六ツ角周辺の両候補地について、国・県と協議を行い、回答をいただいたところでございます。

このように可能な限り協議を踏まえ、本庁舎建替検討委員会で議論をしていただいたものと考えております。

次は、まちづくりについて、重視されていないのではないかということですかね。

まちづくりにつきましては、今までも答弁ありましたですかね。水俣市本庁舎建替検討委員会において、候補地選定の際に、まちづくりを含む4つの項目から候補地を評価・検討していただいた結果、総合的に評価の高かった旧庁舎周辺と利便性で評価の高かった六ツ角周辺の2カ所を候補地とする基本構想（案）の答申をいただいたところでございます。

このようにまちづくりについても、検討項目の一つとしては、評価をいただいているというふうに考えております。

最後は、かさ上げですね。かさ上げ、人工地盤等は起債の対象になるかということでございますね。

一般単独災害復旧事業債は、災害にかかった公共施設及び公用施設を原型に復旧するものをいうわけでございます。このため、敷地のかさ上げや、人工地盤等が一般単独災害復旧事業債の対象になるかどうか、現段階では明確な回答は得られてないということでございます。

今後、具体的な浸水対策の工法が決定した後、国・県と協議をしてみたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 3回目の質問に入ります。

私を含めて、ほかの議員さんも一般質問で、この点について行われていますけれども、何ひとつはっきりわかったことがまずないということが私は疑問に残ります。

同じ候補地選定においても、旧庁舎周辺と六ツ角周辺が同じテーブルに載って議論されたかどうか、このプロセスには非常に疑問が残ります。

スケジュール等も、答申をされたとき、その前に行政のほうから出された答申の素案ですね、そこからもう建設のスケジュールって変わってないんですよ。そういったところも進めていくと、やはり建設スケジュールが短縮できたり、もしくは、先ほど風評被害とかいう話をされて、業者の方に説明はしているけれども、交渉はしていないというふうな形で言われましたけど、逆に答申されたときに、旧庁舎周辺じゃなくて六ツ角だけ挙がってきたら逆にどうされたのか私は心配です。

どこが候補地になってもいいように、前に進めていって、できない理由じゃなくて、どうやったらできるかということをお突きとめていくのが行政の仕事だと私は思います。

そこで、両候補地の起債適用に向け、最大限努力することや用地取得での相手方に対してのアクションなど、総事業費を比べるに当たり、確かな数字は必要です。建設スケジュールの変動など提供しながら、確実な情報で、建替検討委員会で議論していただいて、答申をしていただく。何でこれができなかったのか、私疑問なんです。これこそ行政の仕事だと思うんですよ。

1点質問です。この説明だけ相手の方にされているということで、協議をされていないということでしたが、協議する必要がないと誰が判断されたのか、1点質問します。

もう一点が、市民の方々から、新庁舎の候補地について、お話を聞くと、初めっから旧庁舎周辺で決まってるんでしょと言われる方もいらっしゃるれば、六ツ角周辺に庁舎が来れば便利だねと言われる方もおられます。これは意見はさまざまで、ひばりヶ丘がいいと言われる方もいらっしゃるれば、三中のほうがいいと、いろいろ意見があります。ですが、この2カ所、旧庁舎周辺と六ツ角周辺を答申されています。現在、さまざまな意見があります。ここは、主権者である市民の皆さんの同意や理解を得る必要があると私は思います。そこで、午前中、谷口明弘議員が住民投票を実施するという考えはないかということで質問をされています。私もこの住民投票など実

施する考えはないのか、お尋ねして終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 先ほどから協議の件は、先ほど答弁させていただいたとおりでございますが、誰が判断したかということは市として判断をさせていただきました。

住民投票についてでございますが、桑原議員意見がいろいろあるということで、私もそういうふうに聞いております。私もこれを今回決定するに当たりまして、一番最初に考えたのは、災害復旧で建てかえをする、これが第一義でございます。そして、いつも言うておりますように、次の世代に負担をかけない、そういった財源を探しながら、有利なものを建てかえたい、それが2つ目です。この2つをまず一義に考えました。

スケジュールも当然、災害復旧でございますので、協議をとというお話がありました。一応確認はしながら進めておりましたが、きのうの野中議員の中で営業補償等を一軒一軒やらなければいけないということがありました。これを一軒一軒やっていると、何年かかるかわかりません。半年で終わるか、1カ月かわかりませんが、通常だとかなりの時間を要するというふうに考えます。今の時点では、確認をしながら決定をするというふうな思いでございます。

協議につきましては、先ほどの答弁でございます。やはり、一番考えましたのは、水俣市民にとって、一番何が重要かということを考えました。次の世代のことも考えますし、今の市民の方のことも考えました。その中で、最終的に7月28日ですかね、答申をいただいてから担当課といろんな意見を吸い上げ、そして市民の方からも私も意見を聞きにも行きました。当然、地域懇談会でもいただきました。残念ながら、地域懇談会では六ツ角というお声は一つもありませんでした。その後、私はあそこの商店街は地元でございますので、行って聞きました。中には六ツ角のほうがいいんじゃないかという方もいらっしゃった。そのときにきちっとした情報を持っていらっしゃらないんですね。あそこの六ツ角がいいか、旧庁舎がいいかというだけで、じゃあ近かほうがいいから、六ツ角周辺がいいんじゃないのと言われました。そのときに、きちっと営業補償の問題、また財源の問題をきちっと話したら、やっぱりじゃあ旧庁舎やね、やっぱり次の世代に負担を残すことはいかんよねということで、商店街の方にも私も話をさせていただきました。

そういった意見で、もし回答にもあつて、意見があった場合には、私に教えてください。そのときには行って説明しますというふうに今伝えているところでございます。

現時点で、私が決定をしたのは、いろんなことを勘案させていただいて、旧庁舎に決定したということでございます。

今、答弁したとおり、現時点では、住民投票をする必要はないと、先ほどから答弁しているものと同じでございます。

○議長（福田 斉君） 次に、本市の農業振興について、答弁を求めます。

関産業建設部長。

（産業建設部長 関 洋一君登壇）

○産業建設部長（関 洋一君） 次に、本市の農業振興について、順次お答えをいたします。

初めに、現在の耕作放棄地の現状は、どうなっているのかとの御質問にお答えします。

本市の耕作放棄地の面積につきましては、国の農林業センサスの報告によりますと平成22年で237ヘクタール、平成27年は238ヘクタールとほぼ横ばいで推移しております。

しかしながら、農家の高齢化や担い手不足により、今後、耕作放棄地が増加することが懸念されております。そのため、新たに設置されました農地利用最適化推進委員と農業委員が連携して、担い手への農地の集積・集約化、新規就農・新規参入の促進、農地の利用状況調査や利用意向調査などの活動により農地の有効的な利用と耕作放棄地の発生防止・解消に努めていきたいと考えております。

次に、農地集積加速化事業で重点地区が指定されているが、今後の取り組みはどのようなになっているかについて、お答えします。

熊本県農地集積加速化事業は、農地を守り、集積し、引き継ぐを基本理念とした熊本県ふるさと・農地未来づくり運動を推進する事業として、平成24年度から熊本県が実施をしております。

事業を推進する上で、県内二十数カ所を農地集積の重点地区として、年度ごとに県が指定しており、本市においては、平成25年度に久木野・古里・大川地区、平成26年度に石飛、薄原桜野上場地区、長崎の茶園を対象とした水俣集団茶園地区、平成27年度に越小場地区が重点地区に指定され、事業を実施しております。

平成28年度からは一部事業の見直しが行われ、水田等の土地利用型農業については、県による重点地区指定から、市が県の同意を受けて、集積促進地区を指定することに変更されており、平成28年度に、市渡瀬・宝川内地区、平成29年度には薄原・深川地区を地区指定しております。

また、平成28年度から創設された樹園地の農地集積に取り組む重点地区として、袋地区が地区指定されています。

各指定地区においては、県の芦北地域振興局や農業公社、J A、市の農林水産課や農業委員会事務局の職員が連携して、地域での話し合い、組織の立ち上げ、地域営農・農地集積計画の策定及び担い手への農地の集積の推進を支援しております。

今後の取り組みとしては、平成29年度に指定を受けた地区においては、まず地域の実情に詳しい方を中心に事業推進委員会を立ち上げ、今後の営農の意向などの調査のためのアンケートを地区住民を対象に行う予定です。

平成28年度に指定を受けた地区については、機械の共同利用組織や集落営農組織の立ち上げを

含め、担い手をどのように確保していくのか、地域の農地をどのように守っていくのかを地域の実情を踏まえて検討しながら、地域営農・農地集積計画を策定し、計画に沿って担い手への農地の貸し借り手続を進めていく予定でございます。

平成27年度以前に指定された地区についても、必要に応じて計画の見直しと農地集積手続を進めていく予定としております。

次に、農産加工や販売など総合的に支援する取り組みはどのようになっているかとの御質問にお答えします。

農産物を加工、販売する取り組みについては、農業者の所得を確保する上で、重要な取り組みであると認識しております。そのような中で、これまでも、国・県の事業を活用しながら、加工、販売に対する農業者の御要望に対して支援をまいりました。

加工については、荒茶加工施設であるJAあしきたみなまた茶加工センター、東部かつさい市場の農産加工施設、かんきつのゼリー加工に必要な冷凍冷蔵庫、茶の製粉マシンなどといった施設整備や設備導入の支援を行っております。また、加工品の開発については、県などから技術的な指導を受けながら、農産物の加工に取り組んでいただいております。

販売に対する取り組みについては、デコポンや太秋柿の長期保存が可能となり、有利販売へつながる鮮度保持資材、真空包装機などの導入への支援のほか、水俣の春の風物詩となっているサラたまちゃん祭り開催を初め、みなまた観光物産館まつぼっくり周辺で実施されるみなまた新鮮市と連携して農産物フェアを実施し、旬の農産物の販売促進に取り組んでおります。

また、11月に開催する全国地紅茶サミットINみなまたでは、地元産の紅茶を初め、緑茶のPRを行う予定としております。

このほかにも、地域経済振興の側面から、新商品開発などのものづくりへの取り組み、県外での物産販売にも取り組んでいるほか、県などの関係機関から農業者への御支援をいただきながら、販売活動などに取り組んでいただいているところです。

今後も、農業者や関係機関の御意見をお聞きしながら、加工、販売について、国・県などの事業を活用し、総合的に支援してまいります。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 2回目の質問に入ります。

本市の農業振興については、これまでも何度か質問しております。

少しずつではありますが、前に進んでいるのかと感じておりますが、依然厳しい現状は続いており、何とかこの現状を打開しないといけないと感じております。

答弁にもありましたが、耕作放棄地の現状は横ばいで推移しているということでした。このような中、農業委員会法改正により新体制へ移行し、農地利用最適化推進委員という新しい力を得

て、今最初の農地パトロールが現在行われていると思います。

今回の改正では、農地利用の最適化を進めていくということも重点項目とされ、特に新設された農地利用最適化推進委員がキーマンであると思っております。

条件の悪い農地では、高齢化や後継者不足もあって今後の営農継続が難しい問題もあり、こうした農地を有効活用できるよう農業委員と推進委員が中に入っていて、役割を発揮していただくことを私も大変期待しているところです。

そこで1点目の質問ですが、現在農地パトロールを実施されていると思いますが、調査期間はどのくらい要するのか。また、耕作放棄地を有効的に活用するためにどのような取り組みを行ったのか質問します。

7月20日に開催されました第1回農業委員会会議で、西田市長の挨拶で、平成30年度のインター開通にあわせた物産館構想計画の話がされていますが、その中で、農業者の方々にも利用していただき、稼げる農業、水俣の新しい農業が推進できればと思いますと発言されていますが、農業者の皆さんが、どのようなかわりができるのかお尋ねします。2点目です。

次に、農地集積では、基盤整備を行われた地区を重点に推進されていると認識しております。作業しやすい農地、管理しやすい水路など、農地集積を加速化するには、基盤整備は最も重要です。平成30年の農林水産関係の予算概算要求ポイントでも担い手への農地集積・集約化による構造改革の推進なども重点項目に挙げられており、さらに加速化することと思います。

本市も平成24年度から29年度にわたり、地区指定を受けているとのことでした。最終的には機械の共同利用組織や集落営農組織の立ち上げが目標であると思っておりますけれども、担い手の確保など含め進めていくとのことですが、まず成功事例、モデル地区、そういうのが水俣で1つは必要じゃないかなと思っております。

そこで、3点目の質問です。地区指定を見ますと、東部地区が多いようですので、営農組織の設立が可能ではないかと思っておりますが、見解をお尋ねします。

また、農産加工や販売の支援ですけど、本市特産物のデコポン、お茶、サラたまなど、素材そのものも大変おいしく魅力があります。今後も知名度アップに支援を行う必要がありますが、それと平行して地元農産物の加工品など6次産業化の推進も重要ではないかと思っております。

変化する消費者のニーズに応えることや農産物を加工して高付加価値をつける、そういったことで、農業所得の向上につながるんじゃないかなと思っておりますので、一層の計画と支援が必要と思います、今後よろしくお祈りいたします。

1点、質問です。熊本県が取り組むくまもと県南フードバレーですが、食関連の研究開発や6次産業化など、県南地域の活性化を目指し、現在取り組んでおられますが、本市農業者の取り組みはどのようになっているか、お尋ねします。

以上、4点です。

○議長（福田 斉君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 桑原議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

まず、現在、農地パトロールを実施されているが、調査期間はどれぐらい要するのかということですが、農業委員会では、年に1回農地の利用状況調査をしなければいけないということになっております。ことしは8月から9月にかけて、調査を行います。

今回から、先ほども言いましたとおり、農業委員のほかに農地利用最適化推進委員も加わりまして、自分たちの担当区域を調査して回るということになります。

昨年までは、実績としまして、平均して1人4日間程度調査に要しておりました。

次は、耕作放棄地を有効活用するためにはということですが、耕作放棄地の再生作業を行った農業者への支援はもちろんのことなんですが、熊本県の事業で、くまもと里もんプロジェクト推進事業というのがございまして、こういったものの定額補助を活用したり、あるいは農業者だけじゃなくて、地域と学校が連携して取り組む耕作放棄地での野菜の栽培、それから今度は保育園と地域住民が連携して取り組む耕作放棄地での小麦の栽培とか、また自治会による集落内の耕作放棄地の再生とかお花とか植えたり、景観作物を栽培するなど、農業者以外でも耕作放棄地の有効活用に取り組んでいるところです。

また、農業委員会におきましては、28年度は約50アールの耕作放棄地を農業委員が草刈りとか耕したりして、次の耕作予定者に土地の引き継ぎなども行ったりしております。

次は、農業者の皆さんが、平成30年度インター開通に合わせた物産館構想の中でどのようなかわりができていくかということなんですけど、そこでは地元農産物とか、あるいはそれを加工した農産物の販売の充実を考えております。

農業者の皆さんには、物産館へ出荷していただくことで、農産物の販売による稼げる喜びというか、稼げる農業というか、それがまたひいては地産地消につながっていくものと期待をしております。

また、これは特に年間を通じた農作物の提供というのが一番難しい、とれる時期はとれますし、とれない時期はとれないというのがございます。こういった農作物の安定出荷、安定集荷というのが必要になりますけど、そういったことも農業者とか関係機関の皆さんから御意見とか現状をお聞きしながら進めていきたいと考えております。

それから、先ほど言いました地区指定なんですけど、今度東部地区、桑原議員の地元なんですけど、それが多いいということで、そこで営農組織の設立が可能だと思いますがということなんですけど、もちろん市としてもそういったことを特に東部地区においては、熱心にやられている方が多いということで、地区指定を県のほうがされたということでございます。

こういった農地集積加速化事業に取り組む中で、そういった集落内の話し合いを通して、営農組織への機運が高まって、そういった集落営農組織の立ち上げ、それから機械、農機具の貸し借りのシステム化など、そういったものがどんどん進んでいけばということで、桑原議員も一つお力をおかりしながら、頑張っていたきたいと思います。

それから、くまもと県南フードバレーについてなんですけど、これは水俣・芦北地域を含む県南地域の豊富な農林水産物を生かしまして、食関連の研究開発機能や企業を集積させるフードバレーを形成することにより、県南地域の活性化を目指すということなんですけど、本市においても、農業者のほかに商工業者の皆さんに、このフードバレーの推進協議会のメンバーに加入をいただいております。

例年、3月に熊本市内のほうでくまもと県南フードバレーフェスタというのが開催されておまして、水俣からも積極的に出店をいただいております。

また、今年度、来年の3月なんですけど、これに向けても、例えば、市内の事業者であるとか、水俣の特産である寒漬け、これを使いまして、新たな味つけの商品化ということで、頑張っておられます。

こういったことが第1次産業の活性化につなげていければなと思っております。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 では最後、質問はないです。

農業者の方々の頑張りというのが一番ではありますが、本市農業の発展と所得向上という目標に向けて、行政と農業者と、また関係団体と協力して、本市農業が発展するように、私も頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、小中学校のエアコン設置について答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、小中学校のエアコン設置について、順次お答えします。

まず、普通教室への設置計画はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

さきの小路議員の御質問にもお答えしたとおり、教室へのエアコンの設置は喫緊の課題と考えており、平成29年度予算編成において、普通教室へのエアコン設置事業を検討いたしました。その際には、想定される事業費が約7億円と高額になることから、4カ年での整備を計画しました。

なお、文部科学省への次年度の交付金の要望においても、4カ年での整備計画を示しているところです。

今後、平成30年度予算編成において、財源の状況を踏まえ、年度計画を含めた予算化について

引き続き検討していきたいと考えております。

次に、暑さのために健康を害し、保健室の利用や早退などがあっているという報告はないのかとの御質問にお答えします。

これまで、各学校から児童生徒が暑さのために健康を害し、保健室の利用や早退などがあつたとの報告はあっておりません。そこで今回、水俣市内の小中学校11校に、平成29年度の1学期の状況を確認しましたが、頭痛などの症状で保健室を利用する児童生徒の発症原因が暑さと特定することは難しいとのことでした。しかし、児童生徒の健康管理は大切なことですので、今後も学校と連携をしながら、児童生徒に寄り添った健康指導に努めてまいりたいと思っております。

次に、文科省による学校環境衛生基準では、最も学習に望ましい条件は夏季で25度から28度とあるが、平成28年度において教室の気温が28度以上を観測した日数は何日あるかとの御質問にお答えします。

各小中学校は、児童生徒が登校する日の気温を観測しておりますので、平成28年度の7月と9月の校舎内の気温を調査いたしました。学校により、温度計の設置場所や観測時刻が異なりますが、気温が28度以上を観測した日数が、全くない学校もある一方、観測日35日のうち32日の学校もありました。全校のデータを集計いたしますと、観測日延べ354日に対し、気温が28度以上となった日が193日でその割合は約55%でありました。なお、そのうち29度以上を観測した日は112日でした。また、真夏日といわれる30度以上の日は50日でありました。

○議長（福田 齊君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 2回目の質問をします。

年々暑さが厳しくなる中、平成29年6月9日に文部科学省から、公立学校施設の空調（冷房）設備設置状況について、全国調査の結果が発表されております。

これによりますと、全国の普通教室へのエアコン設置率は49.6%です。熊本県内の設置率は32.4%ですので、全国からすると低い数字ではあります。ですが、全国の設置率の推移で見えますと、平成10年は3.7%でしたが、平成29年4月時点で49.6%に上昇しており、今後も設置する小中学校がふえていくと思われまます。

本市では、エアコン設置事業に向け、平成29年度予算編成において検討したが、高額な事業費のため4カ年計画で進めていくということだと思います。

そこで、1点質問ですけれども、その設置事業ですけど、教室数など具体的な設置計画はどのようなになっているか、1点お尋ねします。

2点目は、私も平成28年9月の一般質問の中でエアコン設置について質問をしております。そこで、市長に意気込みをお聞きしたんですけれども、そのときに、大体2億ぐらいかかると聞い

ていると答弁をされました。今回、約7億と言われましたので、約5億の違いがありますが、見解をお尋ねします。

子どもたちの健康管理や学習環境の改善は大切であり、皆さんもそう願っていらっしゃると思います。今回の保健室利用など、暑さによる体調不良かどうかという特定までは難しいということでしたが、温度の調査をしていただいたときに、昨年、平成28年度の7月、9月と教室内の気温が28度以上あった日が観測日35日のうち、32日もあったということや、全校のデータを集計した結果、気温28度以上となった割合が55%、そして、30度以上あった日が50日あったということで、すごい暑い中、子どもたちもそうですけど、先生方も我慢されているのではないかなというふうに思います。そこで、エアコン設置までの暑さ対策というのにも必要と思います。

前回、一般質問において、扇風機などを検討したいというふうに答弁されておりますけど、その後設置されたのか、お尋ねします。3点目です。

以上、3点です。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 想定される事業費、先ほど7億円と申しましたけれども、その具体的な内容についてお尋ねがございましたが、通常、授業において使用されると考えられる部屋への設置を想定しております。小学校においては普通教室66部屋、それから特別教室、理科室とかそういうところ52部屋、中学校においては普通教室29部屋と特別教室35部屋、合計して182部屋にエアコンを設置した場合を想定して、事業費を算出しております。

平成28年度に質問された際に、事業費は約2億円と答弁していたんですけれども、今回、7億円ということで、5億円の差があるがというお尋ねでしたけれども、前回の答弁の際は、普通教室のみに設置する場合の想定でございました。単純に1台当たりの工事費に台数を乗じて事業費を算出しておりましたが、今回は普通教室に加えて、特別教室にも設置することを想定して、算出いたしております。また設置する部屋数がふえることによって、高圧受電設備の改修などにかかる費用も含めて積算した結果が、事業費約5億円増加しているというところでございます。

それから、暑さ対策として、扇風機の検討はその後されたのかということですが、具体的に扇風機を市のほうから設置しているということではございませんで、各学校でそれぞれ先生方が工夫されたり、PTAの方の御支援をいただいたりして、設置されているという状況でございます。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 3回目の質問に入ります。

学校によっては、PTA会費とか後援会などを通じて扇風機を導入されているところも確かにあります。私の東部のほうの学校は、そのような形に入っていると。うちは入っているんですけど

ど、市内の方から聞いたら、授業参観に行ったらもう教室が暑くて暑くて、扇風機もない中に子どもたちが汗をかいて、授業を受けているというのをよく今の時期は聞くことがあります。

ですので、先ほど答弁あったようなPTAとかそういった後援会が入れてくれるところもあるかもしれないですけども、行政で予算をつけて、学校と協議していただくことになると思うんですけども、扇風機をエアコンが設置されるまでに暑さ対策として、学校側と協議をしていただけたらと思います。

最後1点です。普通教室のエアコン設置というのは、喫緊の課題だと改めて認識しました。そこで、市長の見解をお尋ねして、質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） エアコンの問題は何回もここで議論されております。

いつも財源の問題でストップをしているわけですが、私たちは、やはり全体の財源を考えながら市政運営しております。その中で、優先順位を考えながらやっているわけですが、やはり子どもたちのことを考えますと、エアコンの設置というのもどこかで決断しなければいけないというふうには思っております。それもやはりいろんな大きい案件抱えております。庁舎の問題、物産館の問題、また臨海部構想、そういったものを全体的に勘案しまして、決定をしていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 以上で桑原一知議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、10分間休憩します。

午後2時28分 休憩

午後2時36分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案の訂正について（議第62号 あらたに生じた土地の確認について）

日程第3 議案の訂正について（議第63号 字区域の変更について）

○議長（福田 斉君） 日程第2、議案の訂正について及び日程第3議案の訂正について、以上2件を一括して議題とします。

議案の訂正について

平成29年8月25日に提出した議案のうち、「議第62号あらたに生じた土地の確認について」を別紙のとおり訂正したいので、水俣市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）第19条1項の規定により提出します。

理由 隣接する土地の地番を修正する必要があるため

平成29年9月7日

水俣市長 西田弘志

水俣市議会議長 福田 斉 様

(別紙)

「議第62号あらたに生じた土地の確認について」の訂正表

(下線部分が訂正部分)

5 頁	
訂正前	水俣市浜松町 <u>57番 1</u> 、73番 2、73番 1、61番 4、61番 1 及び61番49地先公有水面埋立地
訂正後	水俣市浜松町 <u>57番12、57番13</u> 、73番 2、73番 1、61番 4、61番 1 及び61番49地先公有水面埋立地
6 頁添付図中	
訂正前	あらたに生じた土地 水俣市浜松町 <u>57番 1</u> 、73番 2、73番 1、61番 4、61番 1 及び61番49地先公有水面埋立地 110,527.81平方メートル
訂正後	あらたに生じた土地 水俣市浜松町 <u>57番12、57番13</u> 、73番 2、73番 1、61番 4、61番 1 及び61番49地先公有水面埋立地 110,527.81平方メートル

議案の訂正について

平成29年8月25日に提出した議案のうち、「議第63号字区域の変更について」を別紙のとおり訂正したいので、水俣市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）第19条1項の規定により提出します。

理由 隣接する土地の地番を修正する必要が生じたため

平成29年9月7日

水俣市長 西田弘志

水俣市議会議長 福田 斉 様

(別紙)

「議第63号字区域の変更について」の訂正表

(下線部分が訂正部分)

7 頁 表中		
訂正前	あらたに生じた土地	編入する字
	水俣市浜松町 <u>57番 1</u> 、73番 2、73番 1、61番 4、61番 1 及び61番49地先公有水面埋立地 110,527.81平方メートル	水俣市浜松町
訂正後	あらたに生じた土地	編入する字
	水俣市浜松町 <u>57番12、57番13</u> 、73番 2、73番 1、61番 4、61番 1 及び61番49地先公有水面埋立地 110,527.81平方メートル	水俣市浜松町

○議長（福田 斉君） 去る8月25日、市長から提案された議第62号あらたに生じた土地の確認について及び議第63号字区域の変更についてを訂正したいとの申し出がありました。

訂正理由の説明を求めます。

(「議長」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 関産業建設部長。

(産業建設部長 関洋一君登壇)

○産業建設部長(関 洋一君) 誠に申し訳ありませんが、先に提案しました「議第62号あらたに生じた土地の確認について」及び「議第63号字区域の変更について」の中で、訂正すべき箇所がありましたので、お手元にお配りしております訂正表のとおり訂正していただきますようお願い申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

訂正の理由といたしましては、平成29年6月19日に発行されました熊本県のしゅん功認可書を基に、JNC株式会社から提供を受けました資料と突き合わせ、作成しておりましたが、あらたに生じた土地を特定する隣接地において、水俣市浜松町57番1の土地が分筆されていたことが判明しましたので、訂正を行うものでございます。

具体的には、5ページ「水俣市浜松町57番1」を「水俣市浜松町57番12、57番13」に、6ページ添付図中の「水俣市浜松町57番1」を「水俣市浜松町57番12、57番13」に、7ページ表中の「水俣市浜松町57番1」を「水俣市浜松町57番12、57番13」に訂正を行うものです。

なお、熊本県におきましても訂正されるとの事でありました。

以上、御承認くださいますよう、よろしくようお願い申し上げます。

○議長(福田 斉君) ただいま議題となっております議第62号及び議第63号の訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって、議第62号及び議第63号の訂正についてはこれを承認することに決定しました。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第4 議第54号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(福田 斉君) 日程第4、議第54号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第5 議第55号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第5、議第55号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第6 議第56号 水俣市県営急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第6、議第56号水俣市県営急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第7 議第57号 水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第7、議第57号水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第8 議第58号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

○議長（福田 斉君） 日程第8、議第58号平成29年度水俣市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第9 議第59号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（福田 斉君） 日程第9、議第59号平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第10 議第60号 平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(福田 斉君) 日程第10、議第60号平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第11 議第61号 平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(福田 斉君) 日程第11、議第61号平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第12 議第62号 あらたに生じた土地の確認について

○議長(福田 斉君) 日程第12、議第62号あらたに生じた土地の確認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第13 議第63号 字区域の変更について

○議長(福田 斉君) 日程第13、議第63号字区域の変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第14 議第64号 平成28年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

○議長(福田 斉君) 日程第14、議第64号平成28年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処

分についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第15 議第65号 平成28年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

○議長(福田 斉君) 日程第15、議第65号平成28年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第16 議第66号 平成29年度水俣市一般会計補正予算(第4号)

日程第17 議第67号 水俣市過疎地域自立促進計画の変更について

日程第18 議第68号 平成28年度水俣市一般会計決算認定について

日程第19 議第69号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第20 議第70号 平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第21 議第71号 平成28年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

日程第22 議第72号 平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

○議長(福田 斉君) 日程第16、議第66号平成29年度水俣市一般会計補正予算(第4号)から、日程第22、議第72号平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、7件を一括して議題とします。

議第66号

平成29年度水俣市一般会計補正予算(第4号)

平成29年度水俣市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42,715千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,801,057千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成29年9月7日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
13 国庫支出金		2,051,863	3,335	2,055,198
	1 国庫負担金	1,572,063	3,335	1,575,398
17 繰入金		564,938	12,480	577,418
	1 基金繰入金	564,889	12,480	577,369
20 市債		1,542,800	26,900	1,569,700
	1 市債	1,542,800	26,900	1,569,700
補正されなかった款に係る額		10,598,741		10,598,741
歳入合計		14,758,342	42,715	14,801,057

歳出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		1,861,854	36,720	1,898,574
	1 総務管理費	1,533,586	36,720	1,570,306
10 災害復旧費		57,729	5,995	63,724
	2 公共土木施設災害復旧費	55,377	5,995	61,372
補正されなかった款に係る額		12,838,759		12,838,759
歳出合計		14,758,342	42,715	14,801,057

第2表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
新庁舎建設基本・実施設計業務委託料 （新庁舎建設課）	自 平成30年度 至 平成31年度	千円 84,338

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 62,000				千円 88,900			
補正されなかった事業に係る額	1,480,800				1,480,800			
計	1,542,800				1,569,700			

議第67号

水俣市過疎地域自立促進計画の変更について

水俣市過疎地域自立促進計画を次のように変更することとする。

平成29年9月7日提出

水俣市長 西田弘志

同計画第2章の第3節の表中

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	経営体育交付金事業 集落営農施設・機械整備費（補助金）	集落営農組織	
		芦水地区中山間地域総合整備事業 中山間地域における区画整理等	熊本県	

を

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	経営体育交付金事業 集落営農施設・機械整備費（補助金）	集落営農組織	
		芦水地区中山間地域総合整備事業 中山間地域における区画整理等	熊本県	
	林業	市町村営林道開設事業 森林管理道の開設	水俣市	

に、

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(3) 経営近代化施設			
	農業	地産地消推進事業 ビニールハウス等の農業施設整備に対する補助金	水俣市	
		農業施設整備事業 玉葱等選果場能力拡大施設整備に対する補助金	あしきた農業協同組合	
		経営構造対策事業 ファーマーズマーケット等の施設整備に対する補助金	水俣市	

を

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(3) 経営近代化施設			
	農業	地産地消推進事業 ビニールハウス等の農業施設整備に対する補助金		
		農業施設整備事業 玉葱等選果場能力拡大施設整備に対する補助金		
		経営構造対策事業 ファーマーズマーケット等の施設整備に対する補助金		
	林業	緑の産業再生プロジェクト促進事業 高性能林業機械整備に対する補助金		

に

改め、同計画中第7章の第3節の表中

「

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(3) 集会施設、体育施設等			
	体育施設	体育施設等改修事業 体育施設等の大規模改修等	水俣市	

を

「

に	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(3) 集会施設、体育施設等			
	体育施設	体育施設等改修事業 体育施設等の大規模改修等	水俣市	
	公民館	公民館管理運営費 トイレ改修	水俣市	

に

改める。

（提案理由）

過疎地域自立促進市町村計画の変更については、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

議第68号

平成28年度水俣市一般会計決算認定について

平成28年度水俣市一般会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成29年9月7日提出

水俣市長 西田弘志

平成28年度 水俣市 一般会計 歳入歳出決算書

歳入

（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 市税		2,767,524,000	3,021,378,448	2,777,195,039	76,365,042	167,818,367	△9,671,039
	1 市民税	1,001,118,000	1,040,009,529	1,021,547,024	1,838,115	16,624,390	△20,429,024
	2 固定資産税	1,514,362,000	1,724,733,031	1,502,540,367	74,162,230	148,030,434	11,821,633
	3 軽自動車税	79,388,000	78,439,171	74,941,306	364,697	3,133,168	4,446,694
	4 たばこ税	167,500,000	172,751,792	172,751,792	0	0	△5,251,792
	5 入湯税	5,156,000	5,444,925	5,414,550	0	30,375	△258,550
2 地方譲与税		108,000,000	109,252,611	109,252,611	0	0	△1,252,611
	1 地方揮発油譲与税	30,000,000	30,551,000	30,551,000	0	0	△551,000

	2	自動車重量譲与税	75,000,000	74,044,000	74,044,000	0	0	956,000
	3	特別とん譲与税	3,000,000	4,657,611	4,657,611	0	0	△1,657,611
3		利子割交付金	5,000,000	2,169,000	2,169,000	0	0	2,831,000
	1	利子割交付金	5,000,000	2,169,000	2,169,000	0	0	2,831,000
4		配当割交付金	7,000,000	4,999,000	4,999,000	0	0	2,001,000
	1	配当割交付金	7,000,000	4,999,000	4,999,000	0	0	2,001,000
5		株式等譲渡所得割交付金	2,000,000	3,633,000	3,633,000	0	0	△1,633,000
	1	株式等譲渡所得割交付金	2,000,000	3,633,000	3,633,000	0	0	△1,633,000
6		地方消費税交付金	480,000,000	465,402,000	465,402,000	0	0	14,598,000
	1	地方消費税交付金	480,000,000	465,402,000	465,402,000	0	0	14,598,000
7		自動車取得税交付金	11,000,000	17,665,000	17,665,000	0	0	△6,665,000
	1	自動車取得税交付金	11,000,000	17,665,000	17,665,000	0	0	△6,665,000
8		地方特例交付金	6,000,000	7,055,000	7,055,000	0	0	△1,055,000
	1	地方特例交付金	6,000,000	7,055,000	7,055,000	0	0	△1,055,000
9		地方交付税	5,070,144,000	5,116,640,000	5,116,640,000	0	0	△46,496,000
	1	地方交付税	5,070,144,000	5,116,640,000	5,116,640,000	0	0	△46,496,000
10		交通安全対策特別交付金	3,920,000	3,385,000	3,385,000	0	0	535,000
	1	交通安全対策特別交付金	3,920,000	3,385,000	3,385,000	0	0	535,000
11		分担金及び負担金	156,613,000	152,193,266	147,860,846	0	4,332,420	8,752,154
	1	分担金	4,928,000	4,988,413	4,988,413	0	0	△60,413
	2	負担金	151,685,000	147,204,853	142,872,433	0	4,332,420	8,812,567
12		使用料及び手数料	176,227,000	184,603,156	181,861,811	0	2,741,345	△5,634,811
	1	使用料	160,006,000	168,573,169	165,831,024	0	2,742,145	△5,825,024
	2	手数料	16,221,000	16,029,987	16,030,787	0	△800	190,213
13		国庫支出金	2,735,087,000	2,456,196,017	2,334,841,464	0	121,354,553	400,245,536
	1	国庫負担金	1,814,091,000	1,662,272,384	1,632,513,384	0	29,759,000	181,577,616
	2	国庫補助金	877,809,000	768,261,645	676,666,092	0	91,595,553	201,142,908
	3	委託金	43,187,000	25,661,988	25,661,988	0	0	17,525,012
14		県支出金	1,522,967,000	1,194,942,732	1,194,942,732	0	0	328,024,268

	1 県負担金	672,319,000	682,601,168	682,601,168	0	0	△10,282,168
	2 県補助金	772,622,000	444,343,017	444,343,017	0	0	328,278,983
	3 委託金	78,026,000	67,998,547	67,998,547	0	0	10,027,453
15 財産収入		38,834,000	41,431,094	38,337,152	0	3,093,942	496,848
	1 財産運用収入	13,467,000	16,358,765	13,264,823	0	3,093,942	202,177
	2 財産売払収入	25,367,000	25,072,329	25,072,329	0	0	294,671
16 寄附金		26,100,000	30,513,097	30,513,097	0	0	△4,413,097
	1 寄附金	26,100,000	30,513,097	30,513,097	0	0	△4,413,097
17 繰入金		623,308,000	319,007,182	319,007,182	0	0	304,300,818
	1 基金繰入金	622,921,000	318,621,045	318,621,045	0	0	304,299,955
	2 特別会計繰入金	387,000	386,137	386,137	0	0	863
18 繰越金		564,987,857	564,988,550	564,988,550	0	0	△693
	1 繰越金	564,987,857	564,988,550	564,988,550	0	0	△693
19 諸収入		422,129,000	692,356,209	482,318,632	0	210,037,577	△60,189,632
	1 延滞金加算金及び過料	10,155,000	5,332,941	5,409,261	0	△76,320	4,745,739
	2 市預金利子	2,000	163,011	163,011	0	0	△161,011
	3 貸付金元利収入	93,377,000	96,206,291	93,556,637	0	2,649,654	△179,637
	4 雑入	260,563,000	533,912,898	326,448,655	0	207,464,243	△65,885,655
	5 受託事業収入	58,032,000	56,741,068	56,741,068	0	0	1,290,932
20 市債		2,392,414,000	1,741,414,000	1,741,414,000	0	0	651,000,000
	1 市債	2,392,414,000	1,741,414,000	1,741,414,000	0	0	651,000,000
歳 入 合 計		17,119,254,857	16,129,224,362	15,543,481,116	76,365,042	509,378,204	1,575,773,741

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 議会費		164,831,000	161,359,935	0	3,471,065	3,471,065
	1 議会費	164,831,000	161,359,935	0	3,471,065	3,471,065
2 総務費		2,337,640,026	2,030,736,656	152,018,940	154,884,430	306,903,370
	1 総務管理費	1,984,729,026	1,705,844,801	149,995,940	128,888,285	278,884,225
	2 徴税費	188,700,000	172,948,295	0	15,751,705	15,751,705

	3	戸籍住民基本 台帳費	88,233,000	82,814,099	2,023,000	3,395,901	5,418,901
	4	選挙費	34,652,000	29,720,569	0	4,931,431	4,931,431
	5	統計調査費	8,241,000	6,740,352	0	1,500,648	1,500,648
	6	監査委員費	33,085,000	32,668,540	0	416,460	416,460
3		民生費	5,968,987,880	5,193,510,771	526,036,600	249,440,509	775,477,109
	1	社会福祉費	3,463,247,000	2,907,839,957	471,606,600	83,800,443	555,407,043
	2	児童福祉費	1,755,780,880	1,664,646,889	54,430,000	36,703,991	91,133,991
	3	生活保護費	748,456,000	619,865,459	0	128,590,541	128,590,541
	4	災害救助費	1,504,000	1,158,466	0	345,534	345,534
4		衛生費	2,029,173,000	1,962,479,566	12,646,000	54,047,434	66,693,434
	1	保健衛生費	381,602,000	343,137,441	4,301,000	34,163,559	38,464,559
	2	清掃費	785,874,000	780,808,845	0	5,065,155	5,065,155
	3	簡易水道設置 費	9,672,000	9,042,175	0	629,825	629,825
	4	環境対策費	237,025,000	214,491,105	8,345,000	14,188,895	22,533,895
	5	病院費	615,000,000	615,000,000	0	0	0
5		農林水産業費	469,925,000	364,910,290	89,268,576	15,746,134	105,014,710
	1	農業費	350,683,000	260,202,775	80,176,760	10,303,465	90,480,225
	2	林業費	49,426,000	45,889,404	0	3,536,596	3,536,596
	3	水産業費	69,816,000	58,818,111	9,091,816	1,906,073	10,997,889
6		商工費	506,435,000	435,470,657	26,010,000	44,954,343	70,964,343
	1	商工費	268,607,000	255,417,211	3,510,000	9,679,789	13,189,789
	2	総合経済対策 費	237,828,000	180,053,446	22,500,000	35,274,554	57,774,554
7		土木費	1,695,267,000	1,416,495,435	246,158,728	32,612,837	278,771,565
	1	土木管理費	3,638,000	3,498,746	0	139,254	139,254
	2	道路橋りょう 費	439,250,000	390,239,244	39,846,942	9,163,814	49,010,756
	3	河川費	36,425,000	18,627,241	17,685,286	112,473	17,797,759
	4	港湾費	13,124,000	13,117,472	0	6,528	6,528
	5	都市計画費	715,251,000	691,188,728	6,274,800	17,787,472	24,062,272
	6	住宅費	487,579,000	299,824,004	182,351,700	5,403,296	187,754,996

8	消防費	1,054,699,366	911,585,726	134,153,040	8,960,600	143,113,640
	1 消防費	1,054,699,366	911,585,726	134,153,040	8,960,600	143,113,640
9	教育費	1,056,761,000	920,107,241	100,879,302	35,774,457	136,653,759
	1 教育総務費	261,375,000	162,254,971	95,547,000	3,573,029	99,120,029
	2 小学校費	141,774,000	136,342,831	0	5,431,169	5,431,169
	3 中学校費	98,805,000	92,409,913	0	6,395,087	6,395,087
	4 社会教育費	320,385,000	310,481,493	2,837,302	7,066,205	9,903,507
	5 保健体育費	234,422,000	218,618,033	2,495,000	13,308,967	15,803,967
10	災害復旧費	432,292,585	322,716,959	72,906,690	36,668,936	109,575,626
	1 農林水産施設 災害復旧費	50,641,000	42,645,147	4,000,000	3,995,853	7,995,853
	2 公共土木施設 災害復旧費	379,869,585	278,325,129	68,906,690	32,637,766	101,544,456
	3 文教施設災害 復旧費	1,782,000	1,746,683	0	35,317	35,317
11	公債費	1,394,813,000	1,394,497,259	0	315,741	315,741
	1 公債費	1,394,813,000	1,394,497,259	0	315,741	315,741
12	予備費	8,430,000	0	0	8,430,000	8,430,000
	1 予備費	8,430,000	0	0	8,430,000	8,430,000
歳 出 合 計		17,119,254,857	15,113,870,495	1,360,077,876	645,306,486	2,005,384,362

歳 入 合 計 15,543,481,116円
 歳 出 合 計 15,113,870,495円
 歳入歳出差引残額 429,610,621円
 内
 基金繰入金 100,000,000円

議第69号

平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成29年9月7日提出

水俣市長 西田弘志

平成28年度 水俣市 国民健康保険事業特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較
1	国民健康保険 税	359,703,000	419,674,617	363,784,113	2,952,772	52,937,732	△4,081,113

	1 国民健康保険税	359,703,000	419,674,617	363,784,113	2,952,772	52,937,732	△4,081,113
2	使用料及び手数料	445,000	328,844	329,544	0	△700	115,456
	1 手数料	445,000	328,844	329,544	0	△700	115,456
3	国庫支出金	1,289,063,000	1,271,249,724	1,271,249,724	0	0	17,813,276
	1 国庫負担金	645,027,000	646,094,724	646,094,724	0	0	△1,067,724
	2 国庫補助金	644,036,000	625,155,000	625,155,000	0	0	18,881,000
4	県支出金	313,495,000	296,483,918	296,483,918	0	0	17,011,082
	1 県負担金	18,087,000	19,222,918	19,222,918	0	0	△1,135,918
	2 県補助金	295,408,000	277,261,000	277,261,000	0	0	18,147,000
5	療養給付費等交付金	135,064,000	132,265,194	132,265,194	0	0	2,798,806
	1 療養給付費等交付金	135,064,000	132,265,194	132,265,194	0	0	2,798,806
6	前期高齢者交付金	1,356,276,000	1,356,276,382	1,356,276,382	0	0	△382
	1 前期高齢者交付金	1,356,276,000	1,356,276,382	1,356,276,382	0	0	△382
7	共同事業交付金	1,177,915,000	1,033,739,818	1,033,739,818	0	0	144,175,182
	1 共同事業交付金	1,177,915,000	1,033,739,818	1,033,739,818	0	0	144,175,182
8	財産収入	379,000	317,241	317,241	0	0	61,759
	1 財産運用収入	379,000	317,241	317,241	0	0	61,759
9	繰入金	263,248,000	259,676,317	259,676,317	0	0	3,571,683
	1 他会計繰入金	263,248,000	259,676,317	259,676,317	0	0	3,571,683
	2 基金繰入金	0	0	0	0	0	0
10	繰越金	40,433,000	1,012,597,213	1,012,597,213	0	0	△972,164,213
	1 繰越金	40,433,000	1,012,597,213	1,012,597,213	0	0	△972,164,213
11	諸収入	10,705,000	12,111,072	10,786,117	0	1,324,955	△81,117
	1 延滞金加算金及び過料	7,063,000	7,398,865	7,398,865	0	0	△335,865
	2 市預金利子	1,000	460,354	46,354	0	0	△45,354
	3 雑入	3,641,000	4,665,853	3,340,898	0	1,324,955	300,102
歳入合計		4,946,726,000	5,794,720,340	5,737,505,581	2,952,772	54,261,987	△790,779,581

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
---	---	------	------	--------	-----	---------------

1	総務費	67,669,000	64,146,501	0	3,522,499	3,522,499
	1 総務管理費	37,151,000	35,192,091	0	1,958,909	1,958,909
	2 徴税費	24,531,000	23,830,963	0	700,037	700,037
	3 運営協議会費	189,000	13,400	0	175,600	175,600
	4 国民健康保険 特別対策費	5,798,000	5,110,047	0	687,953	687,953
2	保険給付費	3,346,460,000	2,970,719,559	0	375,740,441	375,740,441
	1 療養諸費	2,950,631,000	2,644,124,125	0	306,506,875	306,506,875
	2 高額医療費	386,707,000	320,715,434	0	65,991,566	65,991,566
	3 移送費	2,000	0	0	2,000	2,000
	4 出産育児諸費	7,980,000	5,040,000	0	2,940,000	2,940,000
	5 葬祭諸費	1,140,000	840,000	0	300,000	300,000
3	後期高齢者支 援金等	362,485,000	362,482,531	0	2,469	2,469
	1 後期高齢者支 援金等	362,485,000	362,482,531	0	2,469	2,469
4	前期高齢者納 付金等	262,000	259,947	0	2,053	2,053
	1 前期高齢者納 付金等	262,000	259,947	0	2,053	2,053
5	老人保健拠出 金	18,000	13,511	0	4,489	4,489
	1 老人保健拠出 金	18,000	13,511	0	4,489	4,489
6	介護納付金	150,348,000	150,347,295	0	705	705
	1 介護納付金	150,348,000	150,347,295	0	705	705
7	共同事業拠出 金	907,367,000	863,889,505	0	43,477,495	43,477,495
	1 共同事業拠出 金	907,367,000	863,889,505	0	43,477,495	43,477,495
8	保健事業費	31,252,000	21,537,191	0	9,714,809	9,714,809
	1 保健事業費	6,574,000	4,209,315	0	2,364,685	2,364,685
	2 特定健康診査 等事業費	24,678,000	17,327,876	0	7,350,124	7,350,124
9	基金積立金	380,000	317,241	0	62,759	62,759
	1 基金積立金	380,000	317,241	0	62,759	62,759
10	公債費	161,000	0	0	161,000	161,000
	1 公債費	161,000	0	0	161,000	161,000
11	諸支出金	40,324,000	35,550,172	0	4,773,828	4,773,828

	1 償還金及び還付加算金	29,899,000	27,567,172	0	2,331,828	2,331,828
	2 繰出金	10,425,000	7,983,000	0	2,442,000	2,442,000
12 予備費		40,000,000	0	0	40,000,000	40,000,000
	1 予備費	40,000,000	0	0	40,000,000	40,000,000
歳出合計		4,946,726,000	4,469,263,453	0	477,462,547	477,462,547

歳入合計 5,737,505,581円

歳出合計 4,469,263,453円

歳入歳出差引残額 1,268,242,128円

内

基金繰入金 0円

議第70号

平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成29年9月7日提出

水俣市長 西田弘志

平成28年度 水俣市 後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 保険料		237,669,000	233,778,300	233,248,453	49,000	480,847	4,420,547
	1 後期高齢者医療保険料	237,669,000	233,778,300	233,248,453	49,000	480,847	4,420,547
2 使用料及び手数料		58,000	46,400	46,400	0	0	11,600
	1 手数料	58,000	46,400	46,400	0	0	11,600
3 繰入金		140,033,000	139,313,392	139,313,392	0	0	719,608
	1 一般会計繰入金	140,033,000	139,313,392	139,313,392	0	0	719,608
4 繰越金		2,000	500	500	0	0	1,500
	1 繰越金	2,000	500	500	0	0	1,500
5 諸収入		477,000	294,744	294,744	0	0	182,256
	1 延滞金加算金及び過料	75,000	40,800	40,800	0	0	34,200
	2 償還金及び還付加算金	401,000	253,100	253,100	0	0	147,900
	3 預金利子	1,000	844	844	0	0	156
歳入合計		378,239,000	373,433,336	372,903,489	49,000	480,847	5,335,511

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較
1 総務費		377,838,000	372,585,089	0	5,252,911	5,252,911
	1 総務管理費	16,846,000	16,533,711	0	312,289	312,289
	2 徴収費	8,381,000	7,915,330	0	465,670	465,670
	3 後期高齢者医療広域連合納付金	352,611,000	348,136,048	0	4,474,952	4,474,952
2 諸支出金		401,000	128,500	0	272,500	272,500
	1 償還金及び還付加算金	401,000	128,500	0	272,500	272,500
歳 出 合 計		378,239,000	372,713,589	0	5,525,411	5,525,411

歳 入 合 計 372,903,489円
 歳 出 合 計 372,713,589円
 歳入歳出差引残額 189,900円
 内
 基金繰入金 0円

議第71号

平成28年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

平成28年度水俣市介護保険特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成29年9月7日提出

水俣市長 西 田 弘 志

平成28年度 水俣市 介護保険特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較
1 保険料		566,988,000	588,606,963	584,262,667	861,200	3,483,096	△17,274,667
	1 介護保険料	566,988,000	588,606,963	584,262,667	861,200	3,483,096	△17,274,667
2 分担金及び負担金		1,411,000	1,307,400	1,307,400	0	0	103,600
	1 負担金	1,411,000	1,307,400	1,307,400	0	0	103,600
3 使用料及び手数料		84,000	72,764	72,964	0	△200	11,036
	1 手数料	84,000	72,764	72,964	0	△200	11,036
4 国庫支出金		869,423,000	871,295,112	871,295,112	0	0	△1,872,112
	1 国庫負担金	560,050,000	569,512,772	569,512,772	0	0	△9,462,772
	2 国庫補助金	309,373,000	301,782,340	301,782,340	0	0	7,590,660
5 支払基金交付金		881,992,000	862,730,160	862,730,160	0	0	19,261,840

	1 支払基金交付金	881,992,000	862,730,160	862,730,160	0	0	19,261,840
6 県支出金		465,577,000	458,288,085	458,288,085	0	0	7,288,915
	1 県負担金	453,014,000	445,726,415	445,726,415	0	0	7,287,585
	2 県補助金	12,563,000	12,561,670	12,561,670	0	0	1,330
7 繰入金		487,499,000	471,416,036	471,416,036	0	0	16,082,964
	1 一般会計繰入金	487,499,000	471,416,036	471,416,036	0	0	16,082,964
8 繰越金		43,858,600	184,334,066	184,334,066	0	0	△140,475,466
	1 繰越金	43,858,600	184,334,066	184,334,066	0	0	△140,475,466
9 諸収入		6,078,000	6,893,474	6,893,474	0	0	△815,474
	1 延滞金、加算金及び過料	214,000	82,700	82,700	0	0	131,300
	2 預金利子	1,000	6,210	6,210	0	0	△5,210
	3 雑入	5,863,000	6,804,564	6,804,564	0	0	△941,564
歳入合計		3,322,910,600	3,444,944,060	3,440,599,964	861,200	3,482,896	△117,689,364

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		76,789,600	73,459,581	0	3,330,019	3,330,019
	1 総務管理費	36,643,600	34,353,154	0	2,290,446	2,290,446
	2 徴収費	9,806,000	9,370,512	0	435,488	435,488
	3 介護認定審査会費	29,981,000	29,598,815	0	382,185	382,185
	4 趣旨普及費	29,000	15,600	0	13,400	13,400
	5 運営協議会費	330,000	121,500	0	208,500	208,500
2 保険給付費		3,117,122,000	3,041,558,678	0	75,563,322	75,563,322
	1 介護サービス等諸費	2,704,495,000	2,648,191,920	0	56,303,080	56,303,080
	2 介護予防サービス等諸費	193,744,000	188,287,024	0	5,456,976	5,456,976
	3 その他諸費	3,325,000	2,473,557	0	851,443	851,443
	4 高額介護サービス等費	64,555,000	62,303,955	0	2,251,045	2,251,045
	5 高額医療合算介護サービス等費	4,331,000	574,352	0	3,756,648	3,756,648
	6 特定入所者介護サービス等費	146,672,000	139,727,870	0	6,944,130	6,944,130
3 地域支援事業		82,013,000	75,720,112	0	6,292,888	6,292,888

	1 介護予防事業	30,174,000	27,683,123	0	2,490,877	2,490,877
	2 包括的支援事業・任意事業	51,839,000	48,036,989	0	3,802,011	3,802,011
4 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
5 公債費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 公債費	1,000	0	0	1,000	1,000
6 諸支出金		45,013,000	45,008,716	0	4,284	4,284
	1 償還金及び還付加算金	44,626,000	44,622,579	0	3,421	3,421
	2 繰出金	387,000	386,137	0	863	863
7 予備費		1,971,000	0	0	1,971,000	1,971,000
	1 予備費	1,971,000	0	0	1,971,000	1,971,000
歳 出 合 計		3,322,910,600	3,235,747,087	0	87,163,513	87,163,513

歳 入 合 計 3,440,599,964円

歳 出 合 計 3,235,747,087円

歳入歳出差引残額 204,852,877円

内

基金繰入金 0円

議第72号

平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成29年9月7日提出

水俣市長 西田弘志

平成28年度 水俣市 公共下水道事業特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	分担金及び負担金	3,005,000	3,151,710	3,006,980	11,810	132,920	△1,980
	1 負担金	3,005,000	3,151,710	3,006,980	11,810	132,920	△1,980
2	使用料及び手数料	285,731,000	287,195,944	284,477,717	668,741	2,049,486	1,253,283
	1 使用料	285,730,000	287,175,844	284,457,617	668,741	2,049,486	1,272,383
	2 手数料	1,000	20,100	20,100	0	0	△19,100
3	国庫支出金	82,776,000	60,009,000	60,009,000	0	0	22,767,000

	1 国庫補助金	82,776,000	53,926,200	53,926,000	0	0	28,850,000
	2 国庫負担金	0	6,083,000	6,083,000	0	0	△6,083,000
4 繰入金		597,767,000	583,400,000	583,400,000	0	0	14,367,000
	1 繰入金	597,767,000	583,400,000	583,400,000	0	0	14,367,000
5 繰越金		1,000	156,549	156,549	0	0	△155,549
	1 繰越金	1,000	156,549	156,549	0	0	△155,549
6 諸収入		6,986,000	6,980,966	6,980,966	0	0	5,034
	1 延滞金加算金及び過料	1,000	0	0	0	0	1,000
	2 預金利子	1,000	0	0	0	0	1,000
	3 雑入	6,984,000	6,980,966	6,980,966	0	0	3,034
7 市債		247,700,000	224,800,000	224,800,000	0	0	22,900,000
	1 市債	247,700,000	224,800,000	224,800,000	0	0	22,900,000
歳 入 合 計		1,223,966,000	1,165,694,169	1,162,831,212	680,551	2,182,406	61,134,788

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較
1 公共下水道事業費		440,401,000	376,948,082	46,137,040	17,315,878	63,452,918
	1 公共下水道事業費	440,401,000	376,948,082	46,137,040	17,315,878	63,452,918
2 公債費		782,565,000	782,564,640	0	360	360
	1 公債費	782,565,000	782,564,640	0	360	360
3 予備費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計		1,223,966,000	1,159,512,722	46,137,040	18,316,238	64,453,278

歳 入 合 計 1,162,831,212円
 歳 出 合 計 1,159,512,722円
 歳入歳出差引残額 3,318,490円
 内
 基金繰入金 0円

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第66号平成29年度水俣市一般会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,271万5千円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ148億105万7千円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第2款総務費に、市庁舎建替事業、第10款災害復旧費に、現年発生補助災害復旧事業などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第13款国庫支出金、第17款繰入金、第20款市債をもって調整いたしております。

このほか、債務負担行為補正として、新庁舎建設基本・実施設計業務委託料を追加いたしております。

また、地方債補正として、災害復旧事業の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第67号水俣市過疎地域自立促進計画の変更について申し上げます。

過疎地域自立促進市町村計画の変更については、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるもので、本案のように提案するものであります。

次に、平成28年度一般及び特別会計決算認定について、順次、御説明申し上げます。なお、説明中の金額につきましては、万円単位で申し上げます。

まず、議第68号平成28年度水俣市一般会計決算認定について申し上げます。

本会計の決算額は、歳入合計155億4,348万円、歳出合計151億1,387万円、歳入歳出差し引き4億2,961万円から翌年度へ繰り越すべき事業の財源2億4,895万円を差し引き、さらに地方自治法第233条の2の規定に基づき、財政調整基金に1億円を積み立てた残額8,066万円を翌年度に繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入90.8%、歳出88.3%となっております。

次に、議第69号平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入合計57億3,750万円、歳出合計44億6,926万円、歳入歳出差し引き12億6,824万円は全額翌年度に繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入116.0%、歳出90.3%となっております。

次に、議第70号平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入合計3億7,290万円、歳出合計3億7,271万円、歳入歳出差し引き19万円は全額翌年度に繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入98.6%、歳出98.5%となっております。

次に、議第71号平成28年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入合計34億4,060万円、歳出合計32億3,575万円、歳入歳出差し引き2億485万円は全額翌年度に繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入103.5%、歳出97.4%となっております。

次に、議第72号平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入合計11億6,283万円、歳出合計11億5,951万円、歳入歳出差し引き332万円から翌年度へ繰り越すべき事業の財源324万円を差し引いた残額8万円を翌年度に繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入95.0%、歳出94.7%となっております。

なお、議第68号から議第72号までの平成28年度の各会計決算につきましては、監査委員の審査意見書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び主要な施策の成果に関する説明書を併せて提出いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第66号から議第72号までについて、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決及び御認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後2時50分 休憩

午後2時51分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第66号平成29年度水俣市一般会計補正予算（第4号）から、議第72号平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、本7件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議案のうち、議第68号を除くほかの議案は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第23 特別委員会の設置について

○議長（福田 斉君） 日程第23、特別委員会の設置についてを議題とします。

特別委員会の設置について

- 1 名 称 一般会計決算特別委員会
- 2 構成人員 7人
- 3 審査事項 平成28年度水俣市一般会計決算認定について
- 4 審査権限 3に掲げる審査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を委任する。
- 5 審査期間 12月定例会まで

○議長（福田 斉君） お諮りします。

議第68号平成28年度水俣市一般会計決算認定につきましては、委員7人をもって構成する一般会計決算特別委員会を議席に配付のとおり設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって、一般会計決算特別委員会の設置については、そのように決定します。

お諮りします。

ただいま設置されました一般会計決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、小路貴紀議員、桑原一知議員、塩寄達朗議員、高岡朱美議員、牧下恭之議員、中村幸治議員、谷口眞次議員、以上7人を指名したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました7人の議員を一般会計決算特別委員に選任することに決定しました。

一般会計決算特別委員会におかれては、直ちに委員会を開催の上、正副委員長を互選し、議長まで御報告願います。

委員会審査のためしばらく休憩します。

午後2時53分 休憩

午後3時6分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計決算特別委員会の正副委員長の互選の結果を御報告いたします。

委員長 中村幸治議員

副委員長 塩寄達朗議員

以上のとおりであります。

○議長（福田 齊君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、14日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、13日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後3時7分 散会

平成29年9月14日

平成29年9月第4回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

平成29年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成29年9月14日（木曜日）

午前10時32分 開議

午後3時46分 閉会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	田 口 憲 雄 君	藤 本 壽 子 君
高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君	谷 口 明 弘 君
高 岡 利 治 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
次 長（鎌 田 みゆき 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 16人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総合政策部長（帆 足 朋 和 君）	総 務 部 長（本 田 眞 一 君）
福祉環境部長（川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）
総合医療センター事務部長（久木田 美和子 君）	総合政策部次長（深 江 浩 一 郎 君）
福祉環境部次長（高 沢 克 代 君）	産 業 建 設 部 次 長（城 山 浩 和 君）
水 道 局 長（山 田 雅 浩 君）	教 育 長（吉 本 哲 裕 君）
教 育 次 長（藪 隆 司 君）	総合政策部政策推進課長（梅 下 俊 克 君）
総務部総務課長（緒 方 卓 也 君）	総務部財政課長（設 楽 聡 君）

○議事日程 第5号

平成29年9月14日 午前10時開議

- 第1 議第54号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議第55号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第56号 水俣市県営急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第57号 水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第58号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第3号）
- 第6 議第59号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第7 議第60号 平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第8 議第61号 平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第9 議第62号 あらたに生じた土地の確認について
- 第10 議第63号 字区域の変更について
- 第11 議第66号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第4号）
- 第12 議第67号 水俣市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第13 陳第5号 水俣市の光回線（インターネット回線）全面開通に向けた陳情について
- 第14 陳第6号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書提出を求める陳情について
- 第15 陳第3号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情について（平成28年6月）
- 第16 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 議第65号 平成28年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 議第72号 平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 1 陳第4号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情について
- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 議第64号 平成28年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 議第69号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 1 議第70号 平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 1 議第71号 平成28年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について
議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

第17 議第73号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第18 議第74号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第19 議第75号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(付託委員会)

第20 議第76号 水俣市新庁舎の建設位置に関する住民投票条例の制定について

(庁舎建替等対策)

第21 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時32分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から人事案3件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、谷口明弘議員外6人で発議の条例案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から平成29年7月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、議員派遣について提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、小路貴紀議員から発言取消申出書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

○議長（福田 斉君） この際、お諮りします。

小路貴紀議員から、去る9月6日の本会議における発言の中で、不適当な発言があったので、水俣市議会議事規則第65条の規定により、発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 齊君) 異議なしと認めます。

したがって、小路貴紀議員からの発言の取り消し申し出を許可することに決定しました。

発 言 取 消 申 出 書

平成29年9月6日の本会議における私の発言の中で、不適当な発言があったので取り消したいから、議会の許可を得たく、水俣市議会議事規則第65条の規定により申し出ます。

記

取り消すべき発言 別紙のとおり(別紙省略)

平成29年9月8日

水俣市議会議員 小 路 貴 紀

水俣市議会議長 福 田 齊 様

-
- 日程第1 議第54号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第2 議第55号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第3 議第56号 水俣市県営急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第4 議第57号 水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第5 議第58号 平成29年度水俣市一般会計補正予算(第3号)
 - 日程第6 議第59号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
 - 日程第7 議第60号 平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号)
 - 日程第8 議第61号 平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
 - 日程第9 議第62号 あらたに生じた土地の確認について
 - 日程第10 議第63号 字区域の変更について
 - 日程第11 議第66号 平成29年度水俣市一般会計補正予算(第4号)
 - 日程第12 議第67号 水俣市過疎地域自立促進計画の変更について
 - 日程第13 陳第5号 水俣市の光回線(インターネット回線)全面開通に向けた陳情について
 - 日程第14 陳第6号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書提出を求める陳情について

日程第15 陳第3号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情について（平成28年6月）

○議長（福田 斉君） 日程第1、議第54号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第15、陳第3号若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情についてまで、15件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長田口憲雄議員。

（総務産業委員長 田口憲雄君登壇）

○総務産業委員長（田口憲雄君） ただいま議題となりました案件のうち、総務産業委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議第55号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、牧ノ内団地1号棟の建設による住宅の供用開始に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第56号水俣市県営急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、本市における急傾斜地崩壊防止工事の普及促進のため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、県営急傾斜地とはどのようなものか、また納入義務者とは急傾斜地のある山の所有者のことかとただしたのに対し、県営急傾斜地とは、県が実施する急傾斜地の崩壊防止事業である。納入義務者とは、急傾斜地の下に住む工事の受益を受ける住民のことであるとの答弁がありました。また、未整備の地区における今後の整備計画についてただしたのに対し、現在、県が対策を必要と認めているところは109カ所あり、そのうち16カ所は整備済みである。未整備は93カ所であり、本事業は受益者からの申請に基づき行う事業であるため、申請がなければ整備は進まないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第58号平成29年度水俣市一般会計補正予算第3号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第5款農林水産業費にくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業、第7款土木費に被災宅地復旧支援事業、第8款消防費に水俣芦北広域行政事務組合負担金、第10款災害復旧費に現年発生補助災害復旧事業などを計上している。

なお、財源としては、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第17款繰入金、第18款繰越金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費補正として水俣芦北広域行政事務組合負担金を追加している。

また、地方債補正として、過疎対策事業ほか1件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、被災地宅地復旧補助金について、今後の地震や大雨などの災害で被災した場合の対象ケースについてただしたのに対し、本事業は熊本地震による被害に対する補助事業であり、熊本復興基金を財源として新たに始められた事業であるとの答弁がありました。

また、農業委員会制度が新たにスタートしたが、取り組むうえでの課題や現状についてただしたのに対し、今回の制度改正は農地利用の最適化が一番の大きな仕事であるが、その推進方法をどのように進めていくか、他市の事例を調べながら検討している。農業委員会の定例会に推進委員も出席いただいております、連携して取り組んでいきたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第61号平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ277万9,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ12億1,228万4,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第1款公共下水道事業費において、修繕料及び工事請負費の増額を計上している。

これらの財源としては、第4款繰入金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、下水道の接続対象地域における接続率と接続の推進に向けた取り組みについてただしたのに対し、接続対象地域のうち9割は接続済みである。未接続のところには、戸別訪問により説明しており、少しずつ接続率が上がっているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第62号あらたに生じた土地の確認について申し上げます。

本案は、公有水面の埋立てにより、新たに11万527.81平方メートルの土地が生じたので、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、これまで八幡プールは土地ではなかったが、今回の埋立てにより土地になったと理解してよいかとただしたのに対し、これまでの公有水面の埋め立て工事が完全に終了したことで、土地ができたということであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第63号字区域の変更について申し上げます。

本案は、議第62号で提案している公有水面の埋め立てにより生じた土地を、水俣市浜松町に編入しようとするものである。

字区域の変更については、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第66号平成29年度水俣市一般会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,271万5,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ148億105万7,000円とするものである。

補正の内容としては、第2款総務費に市庁舎建替事業、第10款災害復旧費に現年発生補助災害復旧事業などを計上している。

なお、財源としては、第13款国庫支出金、第17款繰入金、第20款市債をもって調整している。

このほか、債務負担行為補正として、新庁舎建設基本・実施設計業務委託料を追加している。

また、地方債補正として、災害復旧事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、新庁舎建設基本設計・実施設計費は市の一般財源でまかなう必要があるのかただしたのに対し、今年度から平成31年度までの基本設計・実施設計費として約1億2,000万円を見込んでいるが、そのうちの約7割が実施設計にかかる費用であり、その分は起債対象になる。よって、今年度計上している3,614万4,000円は契約後の前払い金であるが、2,530万円は起債が充当されるとの答弁がありました。

また、新庁舎建設場所が旧庁舎周辺になった場合に、庁舎のかさ上げにかかる工事費の起債の適用の可否についてただしたのに対し、浸水対策は必要と考えており、かさ上げを一部行うか、全体的に行うか、または人工地盤で行うかなど、今後基本設計の中で方法を検討するが、工法によってかさ上げの工事費が大きく変動するため、個別の起債協議をしなければわからないとの答弁がありました。

また、新庁舎の建物の延べ床面積を7,000平方メートルとしているが、その根拠についてただしたのに対し、旧庁舎の本館、旧館、新館、秋葉会館の合計が約6,500平方メートルである。これにユニバーサルデザインの対応やエレベーターの設置などの様々な要素を考慮しているとの答弁がありました。

なお、本案に対しては、委員から第2款総務費、第1項総務管理費に計上されている新庁舎建設基本・実施設計業務委託料ほか関係予算を削減する修正案が出されましたので、まず修正案に

ついて審議を行いました。

本修正案については自由討議を行い、市長が新庁舎の建設場所を旧庁舎周辺と決定した判断の材料のひとつであるパブリックコメントにおける意見の応募者数はわずかであり、市民の民意の全てとするには強引であるとの意見や、過去に他の自治体で市長選の結果によって大きく方針が変わった事例もあるため、住民投票で民意を踏まえて決定するべきであるとの意見、またパブリックコメントは思いのある方が行っており、応募者数が少数であっても客観的に受け取るべきであるとの意見がありました。

その後討論があり、一般単独災害復旧事業債を使用し早期に建て替えて、大きな借金を作らないようにするというのは大きな責任であり、市長の判断は正しいと思うため、修正案に反対であるとの意見がありました。採決の結果、賛成少数となり、修正案を否決すべきものと決定しました。

次に、修正案が否決されたことに伴い、原案について、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第67号水俣市過疎地域自立促進計画の変更について申し上げます。

過疎地域自立促進市町村計画の変更については、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

質疑の中で、今回変更となった事業の内容についてただしたのに対し、林業の市町村営林道開設事業については、林道を開設することで、これまで行き届かなかった森林整備の促進や、森林の公益機能の維持向上、地域林業の活性化を図る事業。緑の産業再生プロジェクト促進事業は、市内の林業事業体に高性能林業機械の導入支援。公民館の管理運営費については、市の公民館のトイレを和式から洋式に変更するものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に陳第5号水俣市の光回線（インターネット回線）全面開通に向けた陳情について申し上げます。

本陳情は、市の一部の地域のネット環境の改善を願うという内容で、ネット環境の整備により色々な面での費用対効果や公共性もあるとの意見や、今から先の生活を考えるとネットは必要になってくる。整備が進むことで防災面も強化できるとの意見があり、採決の結果、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

最後に、陳第6号日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書提出を求める陳情について申し上げます。

本陳情は、安全保障の関係を損なうという考え方からすれば、日本政府の判断は間違っていない

いと考えるため反対であるとの意見や、北朝鮮の問題に対しては、お互いに核兵器を無くしましょうという交渉をすることが必要であり、それは核兵器の被害を受けた日本だからこそ言えると考えられるため賛成であるなどの意見が出され、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（福田 齊君） 次に、厚生文教委員長牧下恭之議員。

（厚生文教委員長 牧下恭之君登壇）

○厚生文教委員長（牧下恭之君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生文教委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第54号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議第57号水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、久木野小学校学校林を廃止し、その他の学校林の所在地等を現在の表示とするため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議第58号平成29年度水俣市一般会計補正予算第3号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第4款衛生費に簡易水道事業、第9款教育費に中学校施設耐震化推進事業などを計上している。

なお、財源としては、第13款国庫支出金、第17款繰入金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費補正として中学校施設耐震化推進事業を追加している。

債務負担行為補正として、徳富蘇峰・蘆花施設管理委託料ほか1件を追加している。

また、地方債補正として、過疎対策事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回、新たに蘇峰記念館に自動火災報知設備を設置するのかとただしたのに対し、これまで、蘇峰記念館については、消防法施行令別表第一の8項、図書館、博物館、美術館

その他にこれらに類似するものとしての取扱をしており、自動火災報知設備の取り付け義務はなかったが、今年度消防署が立ち入り検査を行った際に8項の規定ではなく17項の文化財保護法の規定により、重要美術品として認定された建物としての取扱を行い、自動火災報知設備を設置するように指摘があったため、今回、新たに設置するものであるとの答弁がありました。

また、総合体育館監視カメラ更新工事が計上されているが、その内容についてただしたのに対し、現在、大アリーナ、小アリーナ及び駐車場の3箇所において各2台、計6台の監視カメラを設置して、双方からの利用状況等を事務所のモニターにより確認している。しかし、総合体育館の開設から約20年以上が経ち、現在、小アリーナの設置カメラは2台とも壊れ、大アリーナ及び駐車場においてもそれぞれ1台ずつが壊れている状況であり、防犯上、早急に現状復帰を行う必要があるため、今回、工事を行うものであるとの答弁がありました。

また、簡易水道等統合整備事業に伴う給水管修繕費等に関して、東部地区において、簡易水道から市の水道への移行に伴うものであるとの説明であったが、今回の工事については、新たに受益者の負担は発生しないのかとただしたのに対し、負担については発生しないとの答弁がありました。

特に、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議第59号平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ11万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ47億8,224万円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に医療費適正化特別対策事業費の増額を計上している。

これらの財源としては、第4款県支出金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議第60号平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,130万7,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ32億8,367万6,000円とするものである。

補正の主な内容としては、人事異動に伴う人件費の調整のほか、第6款諸支出金において、介護給付費等の確定に伴う国県支出金等返還金などを計上している。

これらの財源としては、第4款支払基金交付金、第6款繰入金、第7款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

最後に、平成28年6月に提出され継続審査となっております陳第3号若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、現在の国の財政事情を考えると、年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めるという点には問題があると思われるため、賛成しがたいとの意見や、年金生活者の実態を考えると、陳情の趣旨を了とし、賛成であるとの意見があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定をしました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成29年9月8日

総務産業常任委員長 田口 憲 雄

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第55号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第56号	水俣市県営急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第58号	平成29年度水俣市一般会計補正予算（第3号）付託分	原案可決	全員賛成
議第61号	平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第62号	あらたに生じた土地の確認について	原案可決	全員賛成
議第63号	字区域の変更について	原案可決	全員賛成
議第66号	平成29年度水俣市一般会計補正予算（第4号）	原案可決	賛成多数
議第67号	水俣市過疎地域自立促進計画の変更について	原案可決	全員賛成
陳第5号	水俣市の光回線（インターネット回線）全面開通に向けた陳情について	採 択	全員賛成
陳第6号	日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書提出を求める陳情について	不 採 択	賛成少数

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成29年9月8日

厚生文教常任委員長 牧 下 恭 之

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第54号	水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第57号	水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成

議第58号	平成29年度水俣市一般会計補正予算（第3号）付託分	原案可決	全員賛成
議第59号	平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第60号	平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
陳第3号	若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情について	不採択	賛成少数

○議長（福田 斉君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから、委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

（「議長」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 動議がございます。議第66号平成29年度水俣市一般会計補正予算第4号に対する修正案を提出させていただきます。

（「賛成」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ただいま谷口明弘議員から議第66号平成29年度水俣市一般会計補正予算第4号に対して修正の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立しました。

暫時休憩します。

午前10時56分

午前10時57分

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第66号平成29年度水俣市一般会計補正予算第4号に対して、谷口明弘議員外6名から修正の動議が提出されました。

議第66号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり地方自治法第115条の3及び水俣市議会会議規則第17条の規定により提出します。

平成29年9月14日

提出者議員	谷口明弘
〃	小路貴紀
〃	桑原一知
〃	塩崎達朗
〃	高岡利治
〃	牧下恭之
〃	松本和幸

水俣市議会議長 福田 斉 様

(提案理由)

新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託料ほか関係予算について、新庁舎の建設予定地についての審議が尽くされたとは認めがたく、当該事業に係る予算を削除するため、修正案を提出するものである。

(別紙)

平成29年度水俣市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案

平成29年度水俣市一般会計補正予算（第4号）を次のとおり修正する。

第1条中「42,715千円」を「5,995千円」に、「14,801,057千円」を「14,764,337千円」に改める。

第1条第2項第1表を次のとおり修正する。

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
17 繰入金		564,938	1,060 12,480	565,998 577,418
	1 基金繰入金	564,889	1,060 12,480	565,949 577,369
20 市債		1,542,800	1,600 26,900	1,544,400 1,569,700
	1 市債	1,542,800	1,600 26,900	1,544,400 1,569,700
歳入合計		14,758,342	5,995 42,715	14,764,337 14,801,057

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		1,861,854	0 36,720	1,861,854 1,898,574
	1 総務管理費	1,533,586	0 36,720	1,533,586 1,570,306
歳出合計		14,758,342	5,995 42,715	14,764,337 14,801,057

第2表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
新庁舎建設基本・実施設計業務委託料 (新庁舎建設課)	自 平成30年度 至 平成31年度	千円 0 84,338

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 62,000				千円 63,600 88,900			
計	千円 1,542,800				千円 1,544,400 1,569,700			

平成29年度水俣市一般会計歳入歳出補正（第4号）予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	既定額	補正額	計
17 繰入金	564,938	1,060 12,480	565,998 577,418
20 市債	1,542,800	1,600 26,900	1,544,400 1,569,700
歳入合計	14,758,342	5,995 42,715	14,764,337 14,801,057

(歳出)

(単位：千円)

款	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,861,854	0 26,720	1,861,854 1,898,574		0 25,300		0 11,420
歳出合計	14,758,342	5,995 42,715	14,764,337 14,801,057	3,335	1,600 26,900		1,060 12,480

2. 歳入

(款) 17 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	508,512	1,060 12,480	509,572 520,992	1 財政調整基金繰入金	1,060 12,480	財政調整基金繰入金 1,060 12,480
計	564,889	1,060 12,480	565,949 577,369			

(款) 20 市債

(項) 1 市債

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
8 災害復旧費	62,000	1,600 26,900	63,600 88,900	1 その他公共施設・公用施設災害復旧債	0 25,300	災害復旧事業債 過年発生単独災害復旧事業債 (公用施設) 0 25,300
計	1,542,800	1,600 26,900	1,544,400 1,569,700			

3. 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				

14 庁舎建設費	59,202	0 36,720	59,202	0 25,300	0 11,420	8 報償費	0 300	設計者選定審査委員会委員謝金	0 300
						9 旅費	0 247	費用弁償	0 247
						13 委託料	0 36,144	新庁舎建設基本・実施設計業務委託料	0 36,144
						14 使用料及び賃借料	0 29	会場借上料	0 29
計	1,533,586	0 36,720	1,533,586 1,570,306	0 25,300	0 11,420				

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			備考	
		期間	金額	期間	金額	特定財源				一般財源
						国県支出金	地方債	その他		
新庁舎建設基本・実施設計業務委託料(新庁舎建設課)	0 84,338			自平成30年度 至平成31年度	0 84,338		0 59,000		0 25,338	

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額				当該年度中元 金償還見込額	当該年度末 現在高見込額
			当該年度中起債見込額			補正後の額		
			補正前の額	補正額	補正後の額			
2 災害復旧債	190,531	269,485	62,000	1,600 26,900	63,600 88,900	20,138	312,947 338,247	
合計	14,547,135	15,340,282	1,542,800	1,600 26,900	1,544,400 1,569,700	1,380,825	15,503,857 15,529,157	

○議長(福田 斉君) 提出者の説明を求めます。

提出者代表谷口明弘議員。

(谷口明弘君登壇)

○谷口明弘君 議第66号平成29年度水俣市一般会計補正予算第4号に対する修正案の提案理由の説明を行います。

本日、私、住民投票条例案も提出しておりまして、その案件とこの案件を認めることとは矛盾が生じます。それが第一点。第二点目に新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託料他関係予算について、新庁舎の建設予定地についての審議が尽くされたとは認めがたく、当該事業に係る予算を削除するため、修正案を提出するものです。慎重審議を賜り、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（福田 斉君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これから修正案に対する質疑に入ります。

修正案について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

高岡朱美議員から陳第6号について、野中重男議員から陳第3号について、それぞれ討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

初めに、高岡朱美議員。

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美です。

私は陳第6号日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書提出を求める陳情について、に賛成の立場から討論を行います。

2016年4月、日本原水爆被害者団体協議会は、世界から一つ残らず核兵器をなくそうと被爆者署名を始めました。その署名はこう呼びかけています。

「1945年8月6日と9日、米軍が投下した2発の原子爆弾は、一瞬に広島、長崎を壊滅させ、数十万の人々を無差別に殺傷しました。真っ黒に焦げ、炭になった屍、ずるむけのからだ、無言で歩き続ける人々の列。生き地獄そのものでした。生きのびた人も、次から次へと倒れていきました。70年が過ぎた今も後障害にさいなまれ、子や孫への不安の中、私たちは生き抜いてきました。もうこんなことはたくさんです。

しかし、地球上では今なお戦乱や紛争が絶えず、罪のない人々が命を奪われています。核兵器を脅迫に使ったり、新たな核兵器を開発する動きもあります。現存する1万数千発の核兵器の破壊力は、広島、長崎の2発の原爆の数万倍にも及びます。核兵器は、人類はもとより地球上に存在するすべての生命を断ち切り、環境を破壊し、地球を死の星にする悪魔の兵器です。人類は、生物兵器・化学兵器について、使用・開発・生産・保有を条約、議定書などで禁じてきました。それらをはるかに上回る破壊力をもつ核兵器を禁じることに何のためらいが必要でしょうか。」

今年7月7日、核兵器禁止条約が国連加盟193カ国のうち122カ国の国と地域の賛成を得て成立しました。平均年齢80歳を超えた被爆者が、後世の人々が生き地獄を体験しないようにと、生きている間に何としても核兵器のない世界を実現したいと、残りの人生をかけて訴え続けてきた努力が実ったのです。

核攻撃による被害国は、世界で唯一日本だけです。その被害の実態を最もよく知る立場にあり、またその被害者の訴えが条約成立の原動力であったにも関わらず、日本政府は条約に賛成し

ないばかりか、交渉を始めること自体にも反対をしました。

日本政府のこの姿勢は、多くの国を驚かせ、何よりも被爆者を落胆させています。

核使用が地球にとって破滅的な結果をもたらす以上、莫大な費用をかけて開発にしのぎを削ったとしても使用することはできません。使用することもできない、保持するだけで国費を費やすものに、なぜこれだけ固執するのでしょうか。

すべての国が核兵器禁止条約に調印することは、このようなリスクと負担から世界を開放することにつながります。

核保有国の主張に理解を示せば、世界はいつまでたっても核兵器が潜在的にもつリスクから逃れることはできません。

被爆者は言います。「核保有国や核の傘の下にいる国をどのように参加させ、全ての核兵器を廃棄へと導くか、困難な作業が待っている。その主要な役割を担うべきは、身をもって核兵器の残虐さを体験してきた日本だ。」

まずもって日本政府が核兵器禁止条約に調印し、この役割を担うことで、日本国憲法前文にある「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占め」て欲しいと切に願い、本陳情に賛成をいたします。

○議長（福田 斉君） 次に、野中重男議員。

○野中重男君 日本共産党の野中重男です。

私は、陳第3号若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情について、賛成討論をいたします。

政府厚生労働省は、年金制度にマクロ経済スライド制を導入し、物価が上がっても年金を引き下げようとしています。

年金はそのほとんどが消費にまわり、地域経済と地方財政にも多くの貢献をしています。それと影響を与えます。年金が維持されてこそ地域経済は好循環を作り出すことができます。

この陳情は年金を引き下げるマクロ経済スライド制の廃止などを陳情するもので、市民の願いに適っています。よってこの陳情には賛成であります。

○議長（福田 斉君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

小路貴紀議員。

○小路貴紀君 水進会の小路貴紀です。議第66号平成29年度水俣市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案について、賛成の立場から討論します。

新庁舎建設の候補地に関しては、7月28日に水俣市本庁舎建設検討委員会より旧庁舎周辺と六ツ角周辺の2カ所に絞った答申が出されました。その後、8月18日に開催された市議会庁舎建替

等対策特別委員会での現状説明からわずか1週間後の同25日に、候補地を旧庁舎周辺に決定する旨、市長より発表されました。この決定に至る経緯が不明瞭なことを背景に、各議員から一般質問がなされましたが、多くの議員並びに市民が納得しうる明快な答弁が得られたとは言えない中で、候補地決定を既成事実化するような予算執行は、現状避けるべきと考えます。

また、旧庁舎周辺における浸水対策の工法等については、一般単独災害復旧事業債の適用可否が国、県などとの協議次第である状況下で、市長が言われる次世代に負担を残さないとする根拠に対しても不明な点が多く残されたままです。

さらには、本件がのちの住民投票条例制定の賛否に関連することから、極めて慎重な判断が求められると考えます。

以上の理由によりまして、議第66号平成29年度水俣市一般会計補正予算（第4号）中の新庁舎基本設計・実施設計業務委託料他関係予算について、当該事業に係る予算を削減する修正案に対する賛成討論とさせていただきます。

議員皆様方の御賛同をお願いいたします。

○議長（福田 斉君） 他に討論はありませんか。

高岡朱美議員。

○高岡朱美君 先ほど真志会の谷口明弘議員から提案がありました平成29年度水俣市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案に、反対の立場から討論します。

本修正案は、新庁舎建設に関わる事業費全てを削除するものであり、事実上、被災した庁舎の復旧作業を遅らせるものです。

熊本地震で明らかになったように、市庁舎は防災対策、発災時の被災者支援の司令塔となるもので、極めて重要な施設です。地殻変動が活発な中、いつ何時また大きな揺れに襲われるかわかりません。可及的速やかに耐震構造を持つ庁舎を建設することは、非常に緊急性の高い課題です。作業を遅らせることは、それだけ市民に対し、長期間の潜在的不安を与えることとなります。

本事業が緊急性を求められているのに加え、最大の難門が財源をどのように確保するかです。平成28年度決算ベースにおいて、当市の公共施設整備基金は8億9,000万円しかなく、今、求められている優れた防災拠点機能を持つ庁舎を建設するには、新たに大変大きな財政負担を強いられることとなります。現行では市庁舎建設に対する補助制度はありません。単独で実施するとなれば莫大な借金を背負うしかなく、毎年の返済のために他の事業が圧迫されることとなります。東日本大震災などの例にならない、国、県に対し特別な支援を要望したのは、まさにこのような事情があったからです。

国、県に対する要望活動は、5月18日、九州市長会において同会決議案に国からの支援を盛り込んでもらうように西田市長が席上要望したのを皮切りに、5月26日、6月7日、7月19日、7

月25日、8月22日、9月16日と5カ月間に7回に及んでいます。要望先は担当各大臣、県知事、県議会議員、熊本県選出国會議員、副知事、県幹部職員、地域振興局長とあらゆる関係者です。さらに、前出の関係者には、外出先等で会うたびに繰り返し要望を伝えていたと聞いています。要望の内容はいずれも被災自治体の財政基盤の弱さを訴え、特段の財政措置を強く求めるものです。

さらには、われわれ議会としても昨年6月議会で国に対し意見書を提出したということをゆめゆめ忘れてはなりません。意見書は特に本市のように小規模自治体では財政基盤が弱く、災害に強い復旧、復興を進める上で大きな障壁となっていることを訴え、よって、躊躇なく災害復旧と防災機能の強化に取り組めるよう行政庁舎再建において、仮設庁舎の建設等も含めた国庫補助制度を創設するよう、特段の措置を強く要望するという内容のものです。そして、これは間違いなく議会の総意として国に提出されたものです。

本市に対する一般単独災害復旧事業債の適用が認められたのは、このように、われわれ議会も含め、度重なる熱心な要望活動があつてのことです。あえて、既に国との協議を経て同事業債の適用が認められた事業計画を止め、より建設コストのかかる事業に拘泥する姿勢は、時間的にも財政的にも余裕があるものと解釈されかねず、起債を認めた国、県の信義に反するものです。

そして、何より私たちには、市民生活を守るという責務があり、一刻も早く防災拠点を確保し、必要などころに必要な財源が確保されるよう知恵と力を尽くすことが求められているのではないのでしょうか。

以上の理由から、本修正案には反対であります。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 無限21の藤本壽子です。議第66号平成29年度水俣市一般会計補正予算（第4号）修正案について、反対の立場で討論します。

ご存知のとおり、これまで水俣市本庁舎検討委員会において議論が重ねられ、旧庁舎、六ツ角周辺が候補となったわけですが、市民の評価としては総合的にみて、安全性、防災拠点性、経済性など旧庁舎周辺に建設というほうが評価が高かった。また、パブリックコメント、市長と語る会でも旧庁舎周辺を望む声が多かった。

これを受け、市として判断され、候補地を決められたということに対して、私は妥当であると評価いたします。何より、新庁舎が何のために急を要し、建て替えなければならなくなったかを考えるとき、私たちはまず防災の拠点を作ることを優先させる必要があります。建設地については早急な決断が必要であったと理解いたします。

また、経済面においても、困難な用地交渉等も必要なく、働く人々の雇用を奪うこともなく、進めることができると思います。私は一日も早く、安心、安全、温もりのある新庁舎を建設する

ために、この予算案を否決することに賛成したいと思います。

よって今回の修正案に対しては反対いたします。以上です。

○議長（福田 斉君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第54号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第63号字区域の変更についてまで、10件を一括して採決します。

本10件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本10件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本10件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第66号平成29年度水俣市一般会計補正予算第4号に対する谷口明弘議員外6人から提出された修正案について採決します。

本修正案については、先ほど討論がありましたように、御異議がありますので、起立により採決します。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（福田 斉君） 起立少数であります。

したがって修正案は、否決されました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第66号原案について起立により採決します。

議第66号原案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（福田 斉君） 起立多数であります。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第67号水俣市過疎地域自立促進計画の変更について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長(福田 斉君) 次に、陳第5号水俣市の光回線(インターネット回線)全面開通に向けた陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

○議長(福田 斉君) 本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長(福田 斉君) 次に、陳第6号日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書提出を求める陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(福田 斉君) 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長(福田 斉君) 次に、陳第3号若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(福田 斉君) 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

日程第16 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 議第65号 平成28年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 議第72号 平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 1 陳第4号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情について
- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 議第64号 平成28年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 議第69号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 1 議第70号 平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 1 議第71号 平成28年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（福田 斉君） 日程第16、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成29年9月8日

総務産業常任委員長 田口 憲 雄

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件 名	理 由
議第65号	平成28年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	慎重審査を要するため

議第72号	平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
陳第4号	所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成29年9月8日

厚生文教常任委員長 牧下 恭之

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件 名	理 由
議第64号	平成28年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	慎重審査を要するため
議第69号	平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第70号	平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第71号	平成28年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成29年9月7日

議会運営委員長 野中 重男

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第17 議第73号 固定資産税評価審査委員会委員の任命について

日程第18 議第74号 固定資産税評価審査委員会委員の任命について

日程第19 議第75号 固定資産税評価審査委員会委員の任命について

○議長（福田 斉君） 日程第17、議第73号固定資産税評価審査委員会委員の選任についてから日程第19、議第75号固定資産税評価審査委員会委員の選任についてまで、3件を一括して議題とします。

議第73号

固定資産税評価審査委員会委員の選任について

本市の固定資産税評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成29年9月14日提出

水俣市長 西田 弘志

水俣市長 西 田 弘 志
住 所 水俣市天神町1丁目5番1号
氏 名 田中 孝典
生年月日 昭和25年11月5日

(提案理由)

本市の固定資産評価審査委員会委員として、本案のように選任しようとするものである。

議第74号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市の固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成29年9月14日提出

水俣市長 西 田 弘 志

住 所 水俣市大川55番地
氏 名 梅下 正孝
生年月日 昭和27年6月29日

(提案理由)

本市の固定資産評価審査委員会委員として、本案のように選任しようとするものである。

議第75号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市の固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成29年9月14日提出

水俣市長 西 田 弘 志

住 所 水俣市陣内2丁目12番1号
氏 名 遠山 正行
生年月日 昭和27年1月11日

(提案理由)

本市の固定資産評価審査委員会委員として、本案のように選任しようとするものである。

〇議長（福田 齊君） 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

〇市長（西田弘志君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第73号、議第74号及び議第75号固定資産評価審査委員会委員の選任について申し上げます。

この度、田中孝典委員、梅下正孝委員、遠山正行委員の任期が9月30日をもって満了となりま

すので、引き続き三氏を選任したく、御提案申し上げる次第であります。

三氏につきましては、人格、識見ともに優れた方で、固定資産評価審査委員会の委員としてまことに適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第73号から議第75号について、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福田 斉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長から提案理由の説明がありました本3件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本3件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本3件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本3件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第73号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第74号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第75号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

日程第20 議第76号 水俣市新庁舎の建設位置に関する住民投票条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第20、議第76号水俣市新庁舎の建設位置に関する住民投票条例の制定についてを議題とします。

議第76号

水俣市新庁舎の建設位置に関する住民投票条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年9月14日

提出者議員	谷 口 明 弘
〃	小 路 貴 紀
〃	桑 原 一 知
〃	塩 寄 達 朗
〃	高 岡 利 治
〃	牧 下 恭 之
〃	松 本 和 幸

水俣市議会議長 福 田 斉 様

（別紙）

水俣市新庁舎の建設位置に関する住民投票条例

（目的）

第1条 この条例は、本市新庁舎の整備に係る建設位置について、住民の意思を確認することを目的とする。

（住民投票）

第2条 前条の目的を達成するため、次に掲げる選択肢について、住民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

(1) 旧庁舎周辺での建設に賛成

(2) 六ツ角周辺での建設に賛成

2 住民投票は、住民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

（住民投票の執行）

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を水保市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任することができる。

（住民投票の期日）

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算して180日を経過する日までの間において市長が定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めた場合において、前条第2項の規定により選挙管理委員会に事務を委任したときは、速やかに選挙管理委員会に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日の7日前までにこれを告示しなければならない。

（投票資格者）

第5条 住民投票における投票資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 投票日において年齢満18歳以上の日本国籍を有する者

(2) 前条第3項の規定による告示の日（以下「告示日」という。）の前日において、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市（特別区を含む。）町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をした者については、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者（投票日（第8条第2項に規定する期日前投票にあつては、当該期日前投票を行う日。次項において同じ。）において本市に住所を有していない者及び告示日以後に日本国籍を取得した者を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、投票日において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しないとされる者は、住民投票における投票の資格を有しない。

（投票資格者名簿の調製）

第6条 市長は、投票資格者の名簿（以下「投票資格者名簿」という。）を調製しなければならない。

（投票の方式）

第7条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票をしようとする投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票用紙の選択肢から1つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をすることができる。

4 前2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字投票をすることができる。

（投票所における投票）

第8条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

（投票用紙の様式）

第9条 第7条第2項に規定する投票用紙及び同条第4項の規定による点字投票の投票用紙の様式は、規則で定める。

（無効投票）

第10条 住民投票において、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) ○の記号以外の事項を記載したもの

(3) ○の記号のほか、他事を記載したもの

- (4) ○の記号を投票用紙の選択肢の欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票
(情報の提供)

第11条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、投票資格者が判断し、意思を明確にするために必要な新庁舎の整備に係る建設位置に関する情報を、公平かつ公正に提供するよう努めるものとする。

(投票の促進)

第12条 市長及び市議会その他関係機関は、広報その他の手段により、投票資格者の投票を促すよう努めるものとする。

(投票運動)

第13条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思を拘束し、又は不当に干渉する行為
- (2) 住民の平穏な生活環境を侵害する行為

2 前項の投票運動の期間は、投票日の前日までとする。

(投票及び開票)

第14条 前条まで及び規則に定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項については、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定により行われる本市の議会の議員又は長の選挙の例による。

(投票結果の告示等)

第15条 市長は、住民投票の結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとともに、市議会議長にその内容を通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第16条 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。

(提案理由)

水俣市民の安心安全な生活及び市勢発展を図るうえで重要な事項である市庁舎の建設場所決定に市民の意向を反映させるため、本案のように制定しようとするものである。

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

（谷口明弘君登壇）

○谷口明弘君 ただいま、議題となりました議第76号水俣市新庁舎の建設位置に関する住民投票条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。水俣市民の安心安全な生活及び市勢発展を図るうえで重要な事項である市庁舎の建設場所決定に市民の意向を反映させるため、本案のよう

に制定しようとするものであります。議員各位の御賛同を、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、議案調査のためしばらく休憩します。

午前11時24分

午前11時24分

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑に入ります。

ただいま提出者代表から提案理由の説明がありました本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました議第76号は、議席に配付の議事日程記載のとおり庁舎建替等対策特別委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前11時25分

午後 3 時18分

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど委員会に付託しておりました議案について、庁舎建替等対策特別委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから委員長の報告を求めます。

庁舎建替等対策特別委員長高岡利治議員。

（庁舎建替等対策特別委員長 高岡利治君登壇）

○庁舎建替等対策特別委員長（高岡利治君） 先ほど庁舎建替等対策特別委員会に付託されました議第76号水俣市新庁舎の建設位置に関する住民投票条例の制定について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本案は、水俣市民の安心安全な生活及び市勢発展を図る上で重要な事項である市庁舎の建設場所決定に市民の意向を反映させるため、制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、第4条に住民投票の期日を条例施行の日から180日を経過する日までと規定されているが、他市等の条例をみると60日以内と規定するものも見受けられる。180日以内とされた

のはなぜかとただしたのに対し、確かに他市等では60日以内や90日以内との規定がなされている。今回、180日までとしたのは、その期間内であれば、市長が必要と判断する時期に住民投票を実施することもできる。あえてこうしたのは、場合によっては来年実施される市長選挙と併せて実施すれば経費を抑えることもできると想定しているとの答弁がありました。

また、住民投票条例を提案されるにあたり、市民の反応をどのように聞いているかとただしたのに対し、以前から六ツ角周辺を望む声も聞かれていたし、一般質問の後ではインターネットでも住民投票が必要だという声もあるとの答弁がありました。

また、この条例案を作る際に参考にされた石垣市は自治基本条例を作っているかとただしたのに対し、石垣市では自治基本条例があり、さらにこのような住民投票条例をもっているとの答弁がありました。

本件については、自由討議を行い、市が建設場所を旧庁舎周辺に決定した際に、諮問機関の答申にあった六ツ角周辺について、具体的な移転補償費等の経費の試算や工期短縮の再検討もないまま、起債対象のハードルが高いと判断したことが問題であるという意見や、ハードルが高いというのは国・県にある程度の協議をした上での回答であると思うとの意見、また、諮問機関の答申の後、市が旧庁舎周辺に決定した経緯が不透明であり、十分な検討がされたのかが示されていないという意見などがありました。

本件に対しては討論が行われ、この住民投票に関しては、陳情など住民の要望が形となって出てきていないため必要でなく反対であるという意見や、六ツ角周辺への建設に対し行政内部だけの見積りで費用がかさむと判断され、具体的な事業費の検討が何ら行われず、経過が不明瞭なため、住民投票を行うべきで賛成であるとの意見があり、採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決定しました。

以上で、庁舎建替等対策特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（福田 斉君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

議第76号について、討論される議員は、挙手をお願いしますが、初めに反対の討論をされる議員の方の挙手を求めます。

（反対の討論をする者の挙手あり）

○議長（福田 斉君） 次に賛成の討論をされる議員の方の挙手を求めます。

(賛成の討論をする者の挙手あり)

○議長(福田 齊君) それでは討論を行います。

初めに、谷口眞次議員。

○谷口眞次君 無限21の谷口眞次です。

私は議第76号水俣市新庁舎の建設位置に関する住民投票条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

今回提案された住民投票条例案は、市が市庁舎建設場所を旧庁舎周辺に最終決定したことを受けて、候補地だった2か所について市民の民意を問うための住民投票をすべきだとして提案されたものだと認識いたしております。

このことは、9月議会にも明らかになったとおり、これまで6回に渡る市庁舎建替え検討委員会により慎重な議論がなされ、市民へのパブリックコメントを行ったのち、去る7月28日に検討委員会から旧庁舎周辺と六ツ角周辺の2カ所とする答申を受けたものであります。市としては検討委員会での評価が高かったこと、さらにパブリックコメントや市長と語る地域懇談会でも旧庁舎周辺を望む声があったことから最終的に旧庁舎周辺に決定したことは安全性、防災拠点性、経済性、実現性、まちづくりや利便性を総合的に判断した結果であり、当然の決定であるということと言うまでもありません。この判断は様々な観点から妥当であると評価をいたします。

また、一方で市の財政負担を最も抑えられる一般単独災害復旧事業債の確保に向けて、国、県と協議を重ねてきた結果、旧庁舎周辺での同起債の適用が正式に承認をされました。

なお、六ツ角周辺については、民間の所有地であり取得費用が発生し、さらに移転補償費、営業補償費などに付随する経費は起債の対象外であること、また地権者との交渉等により、期限内での完成が不透明であることなどで、国、県の回答のとおり非常にハードルが高いことは誰が考えても明らかであります。

市民の中からは、今までの場所でもよかった、早く決まってよかったと喜ぶ声が多く聞こえています。異論もありますが、ごくわずかです。

以上のようなことからして、住民投票の必要性は全く見つかりません。

住民投票は結果に対して、地域内での争いや混乱にもつながりかねません。

また、多額の税金の無駄遣いになることも考慮しなければなりません。もし、住民投票が実施され、どちらの結果がでたとしても、かかった経費、約1千万円といわれていますが、誰が補償するんですか。

また、ここまで来て万が一、起債が承認されなければ誰が責任をとるのですか。それらの不利益はすべて市民がかぶることになります。

今回は熊本地震による被災ということで、議員はもちろんのこと、市長をはじめ執行部、職

員、議長や当時の県議会議長、市議会特別委員会の正副委員長など関係各方面へ、まずはなんとかしてもこの一般単独災害復旧事業債85.5%の補助対象の承認を願って、国、県、国会議員等への陳情を重ねてきたことで、このようなありがたい結果となりました。ここにきて二の足を踏むことになれば、承認いただいた国、県に対しても失礼な話であります。何よりもこのことを感謝しながら、これまでの努力が水の泡とならないよう、後戻りすることなく、スピード感を持って市、議会、市民が一丸となって、次世代に負担をかけないよう知恵を出し合い、庁舎機能の充実、そしてできる限り地元事業者が参入できるよう努力をしながら、平成33年12月の完成を目指して肅々この事業を進めていくべきだと考えます。

よってこの条例案には反対であります。

以上で私の反対討論を終わります。

○議長（福田 齊君） 次に、小路貴紀議員。

○小路貴紀君 水進会の小路貴紀です。

議第76号水俣市新庁舎の建設位置に関する住民投票条例の制定について、賛成の立場から討論します。

新庁舎建設の候補地が旧庁舎周辺と六ツ角周辺の2カ所から旧庁舎周辺に決定する過程において、六ツ角周辺で大型商業施設を所有する民間業者と具体的な協議による比較検討が示されていないのが現状です。また、市は、今後も民間業者と具体的な協議をする姿勢は全く考えていないことを表明しています。

先ほどの特別委員会においてもですが、土地購入に関して費用がかさむ、であったり、またテナントの営業補償費などについても、本来行政がその情報について確度が高いものにすべく、精査が必要であるにもかかわらず、特別委員会においてもそれぞれそういうふうに想定されるといった想像論でしか議論できていないのも現状であります。

パブリックコメントや地域懇談会での市民の意見は否定されるものではありません。市長は基本構想に市民の意見は反映されているといわれますが、その比率は対人口比でおよそ1%にも満たないものであり、残念ながら広く市民の意見が反映されているとは言えません。

また、パブリックコメントで旧庁舎周辺を望む方々から付随して出された浸水被害を懸念する割合は80%を超えているものの、浸水対策の具体的な工法や事業費は基本構想に盛り込まれておりません。

市民にとって最も憂慮すべき点は、候補地決定の判断を証明すべく議事録が存在していないことを行政が認めており、行政執行の責任所在すらも置き去りになってしまいかねないことです。

市長は一般質問の場において、市民の意見が最も尊重されるにふさわしい住民投票を、実施する必要はないと否定的な答弁を繰り返されております。

先ほどの議第66号平成29年度水俣市一般会計補正予算に対する修正案に関しても、今議会での賛否は拮抗していることから、意見が二分していることは明白です。市民不在の決定といわれないためにも、災害復興を契機とした40年、50年のまちづくりを含めた新庁舎のあり方について、その候補地を決定する材料を、多くの市民の思いが反映できる住民投票に委ねることは理に適っていると考えます。

以上の理由によりまして、本条例の制定に対する賛成討論とします。

○議長（福田 齊君） 次に、野中重男議員。

○野中重男君 日本共産党の野中重男です。

私は、議第76号水俣市新庁舎建設位置に関する住民投票条例の制定について、反対討論を行います。

私も、以前、議会の一般質問で住民投票の提案をしたことがありました。その時期は、市長の諮問機関である水俣市本庁舎建替検討委員会が二つに絞り込む前であり、当然、国の一般単独災害復旧事業債の適用が承認される前の話です。

しかし、今は情勢が違います。国の事業債適用で、総費用の85.5%が交付税で措置されることが決まり、水俣市の負担は5億8千万円で新庁舎ができることがはっきりしてきました。そして、この負担も水俣市、水俣市民が積み上げてきた公共施設整備基金の9億円を使えば、新たな負担を市民に求めなくても新庁舎ができるころまで、市長、議長、議会、熊本県及び関係者の皆さんの努力で、ここまできたんだろうと思います。

そして、これは主権者である市民にとっては幾重にも喜ばしいことではないでしょうか。

一方、六ツ角周辺を推薦する議論もあります。しかし、この場所について国は、旧庁舎と比べて安全性が高いなど合理的な理由がある場合である。また、用地購入費など多くの費用がかかり、ハードルは高いと回答してきています。この提起は正解だと私は思います。これが今の到達です。

さて、特別委員会の審議の中で、六ツ角のことは充分調査がされないまま比較されているという議論もありました。六ツ角の商業施設の所有者と協議すれば、六ツ角周辺の全ての費用がわかるのでしょうか。特別委員会の議論の中で、費用については正確なことはわからないという議論が提案者の一部からもあったと思います。そのようなことが不可能なことは、一般質問でも私は証明してきました。入居しているテナントは、それぞれが独立した経営体であるからです。その移転費用や営業補償は、商業施設の所有者でも決められませんし、多くの時間がかかることは自明です。そのようなことは周辺の土地についても同じです。これが民法です。

このようなことを考えて、国は六ツ角周辺はハードルが高いと言ってきたのではないのでしょうか。

また、市長の決定に至る経過が不明という議論、あるいは将来負担は不明であるという議論もありました。市長の決定にあたっては、起債が承認になり、六ツ角についてハードルが高いという回答が国、県から届いたことを受けて、市長は決断したと一般質問の答弁で言っています。今回の起債が使えるか、使えないか、それは市政にとって決定的な判断材料であると思います。

もう一つの視点は、期間です。今、私たちが入居している仮庁舎は、5年間の使用として許可が出ています。そして、もっとも重要なことは、地震で壊れ、再建費用も国が大半を出すのですから、一日も早く建設して市民サービスをするのが、被災した行政の姿勢ではないでしょうか。

また、今、討論の中で、旧庁舎の浸水対策についての検討がされてないというのがありました。これは、これからの基本設計の中で詰めていくと執行部の答弁があっっていますが、六ツ角周辺の商業施設についても、例えばある建設会社はこのように言っています。解体するにしても、あそこは地下があり、かつ川があったところで水が出る。水が出れば、3号線やその周辺の土地との間に土羽を作らなければならない。さらに時間がかかり、多くの費用と労力が必要になるだろうということを言っています。つまり、何を言いたいかといいますと、工事について議論をし始めると、今、想定できないことがいっぱい出てくるということであり、大枠で今、考えられる中で、何が一番市民にとってベストなのかということ判断するのが、政治責任、政治判断ではないでしょうか。

以上、いくつかの視点から述べましたけれども、市庁舎を旧庁舎周辺に再建することは、財政的、あるいは期間のことからも圧倒的多数の市民に理解が得られることであり、住民投票は必要ないと私は思います。

よって、この案には反対であります。

以上、討論を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、桑原一知議員。

○桑原一知君 真志会の桑原一知です。

議第76号水俣市新庁舎建設位置に関する住民投票条例の制定について、賛成の立場から討論します。

新庁舎建設候補地については、基本的な考え方は早期建設が可能で、財政負担の少ないことが重要であること、また、防災拠点としての役割や市民の利便性、まちづくりとしての役割を果たす位置であることが求められています。

このような条件のもとに、水俣市本庁舎建替検討委員会で議論の上、旧庁舎周辺と六ツ角周辺を候補地として答申されましたが、検討委員会で議論するには両候補地の一般単独災害復旧事業債の適用、総事業費や建設スケジュールの不確定な情報の中、一カ所に絞り込むことが難しかったのではないかと考えます。どちらの候補地が選ばれても、起債適用の承諾に向け早急に作業を

行い、その結果、承諾のハードルが高ければ低くなるよう努力されたのか、六ツ角周辺が候補地に残った際に、所有者とテナントの営業補償や用地取得費用など早急に協議を行ったのかなど、両候補地が明確な比較のもと、同じテーブルで議論されていないと私は考えます。

一般質問で市長は、住民投票は必要ないと言われておりますが、私は、確実な情報で両候補地の比較を示し、主権者である市民の方々の同意や理解を得ることが重要と考え、水俣市新庁舎建設位置に関する住民投票条例の制定について賛成いたします。議員皆さまの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（福田 齊君） 次に、塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 真志会の塩崎達朗です。

議第76号水俣市新庁舎建設位置に関する住民投票条例の制定について、賛成の立場で討論します。

市長は8月25日に市議会特別委員会において、熊本地震で被災した市庁舎の建替地について、旧庁舎周辺に決定したと発表されました。財源は国から最大85.5%の交付税措置を受ける一般単独災害復旧事業債を活用する。決定理由として安全性や経済性、利便性など総合的評価が高い。市の財政負担が少ない同事業債の適用が承認された。平成33年12月中の移転が見込める、と説明されました。

一方、有識者や市民で作る検討委員会が2つ目の候補地として答申した市内中心部の六ツ角周辺については、用地買収が必要となり、平成33年中に移転できるか不透明として、建設地から除外されました。六ツ角周辺は用地買収が必要となり、平成33年中に移転できるか不透明とのことです。相手方に対し、新市庁舎の候補地になっています、と説明には行かれたようですが、正式な協議をしておられないとのこと。これでは用地買収にいくらの金額が必要で、どれくらいの時間がかかるかを必要とするのか、平成33年中の移転ができるかできないか、わからないのではないのでしょうか。もっと両候補地を比較検討するための情報が必要ではなかったのでしょうか。

また、市長はパブリックコメントや市長と語る地域懇談会で旧庁舎周辺が良いと言われる市民の方が多かったと言われたが、市民の総数を考えると果たしてそれはどうでしょうか。

それと、現在と後世の世代に負担をかけないと言われていたが、本当に負担をかけずに事業ができるのか、市長が言われる決定理由は全く説得力がなく、納得することができません。安全性や経済性、利便性等、総合評価が高いということに対して、安全性では平成15年の水俣豪雨災害において市庁舎が床上浸水の被害を受けています。水俣川のすぐそばで道路より低い地形にあり、川の氾濫等にも見舞われる危険性があります。災害時の防災拠点としての役割や、避難所としても非常に疑問が残ります。市長も平成15年の豪雨災害で、陣内2丁目の市職員駐車場の浸水現場を覚えておられると思います。川のすぐそばはいかに危険性が高いか。

これからの水俣市を思うと、人口減少、少子高齢化が進み、まち全体の活気がなくなっていくと思います。人々が集いやすい場所で安全性、経済性、利便性を考えて、両候補地を比較検討ができる資料、市民にもっとわかりやすい資料を示したうえで、市民の皆様にも問うてみる意義はあると思いますので、私は住民投票を実施することに賛成です。

○議長（福田 斉君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第76号水俣市新庁舎の建設位置に関する住民投票条例の制定についてを採決します。

本件については、先ほど討論がありましたように、御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は否決であります。

したがって、住民投票条例の制定を求める原案についてお諮りします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（福田 斉君） 起立少数であります。

したがって本件は、否決されました。

日程第21 議員派遣について

○議長（福田 斉君） 日程第21、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び水俣市議会会議規則第167条の規定により下記のとおり議員を派遣する。
記

1 第265回熊本県市議会議長会出席

派遣目的 熊本県市議会議長会に出席し、地方自治の確立と都市の興隆発展を図る。
派遣場所 荒尾市
派遣期間 平成29年10月12日(木)～13日(金) 2日間
派遣議員 谷口眞次議員
経 費 既決予算の中から支出

2 肥薩四市議会議員研修会

派遣目的 今後の議会活動に資するため
派遣場所 出水市
派遣期間 平成29年11月10日(金) 1日間
派遣議員 15人以内
経 費 既決予算の中から支出

〇議長（福田 斉君） お諮りします。

議席に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

〇議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって議席に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

〇議長（福田 斉君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成29年第4回水俣市議会定例会を閉会します。

午後3時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 福田 斉

署名議員 田 中 睦

署名議員 松 本 和 幸

平成29年9月第4回水俣市議会定例会（8月25日～9月14日）

〔議案〕

番号	件名	提案月日	付託委員会	結末	備考
議第54号	水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	8月25日	厚生文教	9月14日 原案可決	
議第55号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	8月25日	総務産業	9月14日 原案可決	
議第56号	水俣市県営急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	8月25日	総務産業	9月14日 原案可決	
議第57号	水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8月25日	厚生文教	9月14日 原案可決	
議第58号	平成29年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	8月25日	各委	9月14日 原案可決	
議第59号	平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	8月25日	厚生文教	9月14日 原案可決	
議第60号	平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	8月25日	厚生文教	9月14日 原案可決	
議第61号	平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	8月25日	総務産業	9月14日 原案可決	
議第62号	あらたに生じた土地の確認について	8月25日	総務産業	9月14日 原案可決	
議第63号	字区域の変更について	8月25日	総務産業	9月14日 原案可決	
議第64号	平成28年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	8月25日	厚生文教	9月14日 継続審査	
議第65号	平成28年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	8月25日	総務産業	9月14日 継続審査	
議第66号	平成29年度水俣市一般会計補正予算（第4号）	9月7日	総務産業	9月14日 原案可決	
議第67号	水俣市過疎地域自立促進計画の変更について	9月7日	総務産業	9月14日 原案可決	
議第68号	平成28年度水俣市一般会計決算認定について	9月7日	一般会計 決算特別	9月14日 継続審査	
議第69号	平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	9月7日	厚生文教	9月14日 継続審査	
議第70号	平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	9月7日	厚生文教	9月14日 継続審査	
議第71号	平成28年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	9月7日	厚生文教	9月14日 継続審査	
議第72号	平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	9月7日	総務産業	9月14日 継続審査	

議第73号	固定資産評価審査委員会委員の選任について（田中 孝典君）	9月14日	省 略	9月14日 同 意	
議第74号	固定資産評価審査委員会委員の選任について（梅下 正孝君）	9月14日	省 略	9月14日 同 意	
議第75号	固定資産評価審査委員会委員の選任について（遠山 正行君）	9月14日	省 略	9月14日 同 意	
議第76号	水俣市新庁舎の検討位置に関する住民投票条例の制定について	9月14日	庁舎建替等 対策特別	9月14日 否 決	

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第9号	株式会社みなまた環境テクノセンターの経営状況報告について	8月25日
報告第10号	公益財団法人水俣市振興公社の経営状況報告について	8月25日
報告第11号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9月7日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	9月14日	総務産業	9月14日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	9月14日	厚生文教	9月14日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	9月14日	議会運営	9月14日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔陳 情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及び氏名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第5号	水俣市の光回線（インターネット回線）全面開通に向けた陳情について	水俣市深川940-3 山本 尚哲	総務産業	9月7日	9月14日 採 択
陳第6号	日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書提出を求める陳情について	水俣市築地10-13 松岡 正夫	総務産業	9月7日	9月14日 不 採 択

〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及び氏名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第3号	若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情について	水俣市洗切町18-17 廣田 孝	厚生文教	平成28年 6月10日	9月14日 不 採 択
陳第3号	水俣市の光回線（インターネット回線）全面開通に向けた陳情について	水俣市深川940-3 山本 尚哲	総務産業	6月9日	8月25日 撤回承認

陳第4号	所得税法第56条の廃止を求め る意見書提出を求める陳情に ついて	水俣市栄町1-1-25 北菌 正人	総務産業	6月22日	9月14日 継続審査
------	--	----------------------	------	-------	---------------